

令和7年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
令和8年6月26日

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
Ⅰ－1 製品安全分野	4
Ⅰ－2 化学物質管理分野	17
Ⅰ－3 バイオテクノロジー分野	31
Ⅰ－4 適合性認定分野	44
Ⅰ－5 国際評価技術分野	59
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	71
業務運営の効率化	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	74
財務内容の改善	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項	75
その他マネジメント	
(別添) 令和7年度年度目標、事業計画	87

行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	(A)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			A	A	A	A
評定に至った理由	<p>全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていることから、項目別評定を「化学物質管理分野」、「適合性認定分野」の2項目がS、「製品安全分野」、「バイオテクノロジー分野」、「国際評価技術分野」、「その他業務運営に関する重要事項」の4項目がA、その他の2項目がBとして、経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、評価比率（以下の括弧内）を掛け合わせ、総合評定をAとした。</p> <p>I-1. 製品安全分野（21.3%） A、I-2. 化学物質管理分野（14.9%） S、I-3. バイオテクノロジー分野（19.1%） A、I-4. 適合性認定分野（9.6%） S、I-5. 国際評価技術分野（10.1%） A、II. 業務運営の効率化に関する事項（7.5%） B、III. 財務内容の改善に関する事項（7.5%） B、IV. その他業務運営に関する重要事項（10%） A</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	同上
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	I-1. 製品安全分野、I-2. 化学物質管理分野、I-4. 適合性認定分野、I-5. 国際評価技術分野及びIV. その他業務運営に関する重要事項に対して令和6年度に大臣からの指摘があった。通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況については各分野の自己評価部分にて記載のとおり。
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（年度計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	A	A	A	S	(A)	I-1	
化学物質管理分野	A	A	B	B	(S)	I-2	
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	(A)	I-3	
適合性認定分野	B	B	A	B	(S)	I-4	
国際評価技術分野	B	A	A	A	(A)	I-5	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
	B	B	B	B	(B)	II	
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B	(B)	III	
IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
	B	A	B	B	(A)	IV	

I-1. 製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法) ガス事業法 産業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	重要度高: 指標1-1、指標1-6 困難度高: 指標1-1、指標1-6	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【指標1-1】消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】	総標準スコア比 42.7%増以上		—	46.2%	51.1%	27.7%	12.8%	予算額(千円)	1,723,646	5,161,057	1,765,527	1,914,360	1,980,443
【指標1-2】情報発信による消費者へのWebリーチ数について前年度比110%を達成する。	令和6年度比110%を上回る	(参考)令和6年度比110%の26.7百万人	—	—	—	—	32.2百万人	決算額(千円)	1,617,833	2,501,455 (予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	1,610,530	1,869,670	1,812,693
【指標1-3】消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均1,160件	973件 (全件実施)	1,104件 (全件実施)	1,133件 (全件実施)	1,243件 (全件実施)	1,377件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,638,240	1,676,753	1,701,582	1,771,644	1,910,632

【指標1-4】各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 212件	215件 (全件実施)	208件 (全件実施)	215件 (全件実施)	212件 (全件実施)	213件 (全件実施)	経常利益(千円)	72,403	104,572	20,557	12,819	25,602
【指標1-5】整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 16件	34件 (全件実施)	12件 (全件実施)	14件 (全件実施)	23件 (全件実施)	21件 (全件実施)	行政コスト(千円)	2,056,414	2,006,502	2,019,977	2,008,849	2,145,453
								従事人員数	76	76	78	82	84

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
全体概要	<p>①定量評価について</p> <p>困難度高・重要度高の定量的指標たる指標1-1（消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】）は事故件数増加等の外部要因に大きく影響を受けて対目標値30.0%（総標準スコア比12.8%増）であったが、それ以外の定量的指標たる指標1-2（情報発信による消費者へのWebリーチ数について前年度比110%を達成する。）は目標値26.7百万人に対し、32.2百万人と対目標値120.7%を達成しており、全件実施の定量的指標たる指標1-3、1-4及び1-5についてはいずれも全件達成した。</p> <p>②定性評価について</p> <p>困難度高・重要度高の定性的指標たる指標1-6（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術基準案の検討において、制度改正の検討に資する事故情報や海外関連施策・動向の収集を行い、新たな対象製品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行い、産業振興と規制（こどもの安全確保）のバランスのとれた政策立案に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】）に対し、消費生活用製品安全法で新設された子供用特定製品について、「ベビーカー」及び「乳幼児用ベッドガード」の技術基準案を短期間で作成し、経済産業省に送付した結果、消費経済審議会製品安全部会において、当該2品目は消費生活用製品安全法の子供用特定製品に指定することが適当との答申が行われ、スピード感を持って規制化検討が進んだ。また、誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度（プラスあんしん）について、これまでの知見や分析ノウハウを踏まえ、関係の有識者（リスクアセスメント結果妥当性評価委員会）にも諮りつつ、専門機関として公平・中立な立場から、申請内容の妥当性を客観的に審査・評価する役目を担った結果、プラスあんしんのマークが貼付された製品の市場流通が初めて開始され、該当製品での誤使用・不注意のリスク低減と消費者が安全な製品を選択できる「製品安全市場」の創出が進んだ。</p> <p>③考慮要素について</p> <p>（「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況について）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、製品安全4法の改正で新たな規制対象となった者を含めて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト（質的な影響度等）が顕著に認められる場合</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年多発していたアンカー・ジャパン株式会社のリチウムイオン電池搭載製品の重大製品事故について、機構の調査によって電池セルの巻き取り時の摩擦による微細金属粉の発生という製造工程に起因する構造的な問題であることを明らかにし、計約50万台のリコールにつなげた。 ● 高圧洗浄機が焼損する火災事故について、機構は事故品の調査に加え同等品や苦情情報の調査を進めた結果、事業者が実施していた防水対策は不十分であることを突き止め、約4万台のリコールにつなげた。 	<p>評定：A</p> <p>指標1-1は、困難度高のチャレンジングな目標であったところ、実績値は、目標値である総調査スコアの総標準スコア比42.7%増以上に対して12.8%増に留まる結果となった。これは、令和7年に国が受け付けた事故の件数が直近10年で最多となる1,313件に達し、本指標が導入された令和4年度当時における5か年（平成28年～令和2年）の平均事故件数948.6件の約1.4倍にまで大幅に増加したという状況変化の影響が大きい。こうした厳しい状況においても、夏頃に多発したモバイルバッテリー等の火災事故に機動的に対応するとともに、リチウムイオン電池搭載製品の事故未然防止に向けて重点的な取組を推進するなど、通常の事故調査と併行して製品安全の確保に着実に取り組んだ。加えて、通常の事故調査においても指導体制や対応能力を強化した結果、令和7年度に経済産業省から製品事故調査を指示された案件に着目すれば総標準スコア比は38.9%増となり、機構の対応策に一定の成果が認められたと言える。これらの実績を総合的に勘案すると、目標値は未達となったものの、各種取組の達成水準は確保され、当該指標が目的とする社会全体の安全性の向上に寄与することができたものと考えられる。</p> <p>また、指標1-2における評価指標は32.2百万人となり、対目標値の26.7百万人に対して120.7%の水準で達成するに至ったことを含め、その他の指標を全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術の活用や外部機関との連携をもって主体的に取組を行い、国・事業者・消費者へ積極的に働きかけることで、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を総合して大幅に超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に大きく貢献したことから、自己評価Aとした。</p> <p>○リチウムイオン電池搭載製品への重点対応</p> <p>日常生活に不可欠なモバイルバッテリーやスマートフォン、電動アシスト自転車等、繰り返し充電して使えるリチウムイオン電池搭載製品については事故件数の増加傾向が続いており、今夏は公共交通機関でモバイルバッテリーが発火するなど、社会的にかなり注目される中で、高い優先度をもって着実かつ遅滞なく調査を実施した。このほか、リチウムイオン電池搭載製品の事故については、特定の製造ロットでの多発傾向や防水対策の不足といった機構の調査結果に基づき、リコールが実施されて事故の未然防止につながり、安全な製品の流通が進んだケースもあった。</p>

誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度の本格運用にあたり、これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、事業者からの相談への迅速な対応や円滑な審査、制度の周知活動を行った結果、事業者による安全な製品の設計等に活用できるリスクアセスメントの普及や導入事例の拡大が顕著に達成された場合

- 誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度（プラスあんしん制度）の運用初年度において、機構は申請内容の妥当性を客観的に審査・評価する役目を担うと同時に、事業者からの約 30 回（1 回当たり約 90 分間）に及ぶ事前相談に対応して必要なリスクアセスメントの指導等を行ったことで、計 10 社の応募を実現。その結果、プラスあんしんマークが貼付された製品の市場流通が初めて開始され、該当製品での誤使用・不注意のリスク低減と消費者が安全な製品を選択できる「製品安全市場」の創出が進んだ。また、事業者へのリスクアセスメントの普及も進むことが期待される。

（法人の努力について）

- 社会的影響の大きかったモバイルバッテリー等のリチウムイオン電池搭載製品の火災事故への重点対応のほか、製品事故の原因究明調査における指導体制や対応能力の強化を実施した。その結果、令和 7 年度に経済産業省から製品事故調査を指示された案件に着目すれば、総調査スコアの総標準スコア比は 38.9%増となり、令和 6 年度調査指示案件の実績（28.0%増）を上回った。

（外部要因について）

- 改正製品安全 4 法の施行のほか、改正製品安全 4 法施行以前からの重大製品事故件数の増加傾向が継続し、令和 7 年度の重大製品事故受付件数は直近 10 年で最多を記録するといった環境変化があった。

（その他について）

- 今夏のモバイルバッテリー火災事故のような社会的事案に対して的確かつ積極的な取材対応や、SNS を活用したダイレクトな情報発信等を通じて、訴求力のある注意喚起を実施した。

加えて、個別事案への注力のほか、リチウムイオン電池搭載製品をはじめとした事故の件数が増加傾向にあることに鑑み、調査経験が豊富な職員を割り当てたチームを構成し、リチウムイオン電池搭載製品の事故について、効率的・効果的な原因究明調査の実現を目指した。

○国の製品安全政策に係る制度設計・運用に貢献

令和 6 年 6 月 26 日の改正消安法公布に伴い「子供用特定製品」が規制対象とされ、令和 7 年 12 月 25 日施行をもって規制が開始された。機構は、新たに規制対象化（子供用特定製品への指定）された「ベビーカー」及び「乳幼児用ベッドガード」について、短期間で技術基準案を作成し、規制制定に技術面から貢献した。こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）等、政策においてもこどもの安全確保の必要性が益々高まっている中、短期間で 2 品目の技術基準案を作成して規制化検討の進展に貢献したことは、令和 6 年度の実績（1 品目の技術基準案を作成）をさらに上回る顕著な成果である。

また、誤使用事故を減らすための新たな表彰・表示制度（プラスあんしん制度）が令和 6 年 11 月に創設され、運用初年度である令和 7 年度に、機構は約 30 回（1 回当たり約 90 分間）に及ぶ事業者からの事前相談に対応し、リスクアセスメントの指導等を行ったことで、計 10 社の応募を実現。本制度の定着に加え、事業者へのリスクアセスメントの普及にもつながった。今後も経済産業省とともに本制度を推進し、事業者へのリスクアセスメントの普及や消費者が安全な製品を選択できる「製品安全市場」の創出に向けて注力する。

○SNS 等を活用した消費者に届くタイムリーな情報発信

機構の注意喚起情報を受け取った人の多くが安全行動を実施（行動変容）することも踏まえ、毎月の定例プレスリリースのほか、今夏に多発したリチウムイオン電池搭載製品の発火事故等、社会的事案に際しての遺漏のない的確な取材対応、消費生活用製品安全法等の改正法施行や、水銀に関する水俣条約に係る蛍光灯の製造・輸出入廃止といった、国の施策を加味した製品安全情報を発信するなどの柔軟な対応も実施し、誤使用・不注意事故の防止といった観点で製品安全の確保に貢献した。

また、若年層は行動変容に至らない割合が比較的に高いと判明したことを受け、TV や新聞に比して若年層の視聴時間が長い SNS 等での情報発信に一層努めた結果、SNS を活用した情報発信がきっかけとなり、環境省が主催するリチウムイオン電池の火災防止のシンポジウムに専門家として招聘され、そのシンポジウムを端緒にさらに TV ニュースに取り上げられる良サイクルが生まれた。

さらに、モバイルバッテリーに関して、機構が行った情報発信が航空機への搭乗ルールの変更や鉄道会社による注意喚起に波及し、乗客がルールに従うことで事故のリスク低減につながったことは事故未然防止への大きな貢献を果たしたと考える。

<通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況>

●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

・製品安全 4 法に関する効果的な広報活動や規格の整備、事故調査や原因究

		<p>明活動を進め、引き続き製品安全の確保に貢献していくことを期待する。</p> <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月25日、改正製品安全4法の施行日にあわせて、経済産業省と合同で、冬に増加傾向にあるやけどや玩具の事故についての注意喚起と、こどもが思わぬ被害に遭う事故を未然に防ぐため3歳未満向け玩具（乳幼児用玩具）に対する新たな規制が開始されたことについて、記者説明会を開催した。当日の記者説明会では、テレビ局、新聞社等のマスコミ16社が参加し、翌日26日時点でテレビ、Webニュースあわせて77件取り上げられる反響があった。 機構は、新たに規制対象化が検討されていた「ベビーカー」及び「乳幼児用ベッドガード」について、技術基準案の根拠になる国際規格等を分析し比較する資料を作成、試験機関での試験方法の確認を行った。また、機構にて対象製品を用いた海外試験の実演を行い、経済産業省の理解を深める取組も経た上で、経済産業省に技術基準案を提案・送付した。この結果、令和7年9月30日に開催された消費経済審議会製品安全部会にて、昨年度の「乳幼児用玩具」に引き続き、当該2品目も消費生活用製品安全法の子供用特定製品に機動的に指定されることとなった。 今夏を中心に多発したモバイルバッテリー等のリチウムイオン電池搭載製品の火災事故（JR山手線車内での発火事例等）をはじめ、重大製品事故件数が増加傾向にある中、機構は全件について着実に対応し、アンカー・ジャパン株式会社のリチウムイオン電池搭載製品への大規模リコール実現に技術的貢献を果たす等の成果をもって、製品安全行政の推進に貢献した。
<p>【指標1-1】消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比42.7%増以上とすることにより、社会全体の安</p>	<p>●総標準スコアに対する総調査スコアについて</p> <p>本指標では、個々の重大製品事故調査を「深さ」（=事業者による再発防止措置）及び「早さ」（=機構による調査期間）の評価軸でスコアリングし、通常時の標準スコアに対する向上の程度を調査スコア及び標準スコア比（=（調査スコア-標準スコア）/標準スコア）として算出している。総標準スコア比は、公表された重大製品事故の件数分だけ積算した結果であり、これをもって、事故調査を通じての社会全体の安全性向上を測定している。</p> <p>令和7年度は、消費生活用製品安全法に基づく経済産業省からの技術上の調査指示があった重大製品事故のうち、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比42.7%増以上にするという目標値に対して30.0%（総標準スコア比12.8%増）の達成であった。</p> <p>●調査スコアのうち「深さ」（=事業者による再発防止措置）について</p> <p>調査スコアのうち「深さ」にあっては、機構が重大製品事故の調査を実施した案件のうち、事業者が講じた再発防止措置の内容によってスコアリングしており、具体的には、製品回収、製品の設計変更、品質管理体制の改善又は消費者等への注意喚起といった製品事故の再発リスクの低減効果の大小によってスコアの高低を付している。</p> <p>これまで蓄積してきた事故調査等に関する知見と技術を活かし、製品に起因すると判断した事故にあってはその要因を特定し、加えて、収集した製品事故情報のうちリスク評価可能な1,729件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮したR-Mapを用いて分析することで事業者から報告された再発防止措置の妥当性判断に活用した。これらを踏まえながら、事業者へ再発防止措置を提案し、その中でも特に速やかにリコールが必要な高リスク懸念製品にあっては、リスクアセスメントシートを6件作成（IH調理器、電気蓄熱式湯たんぽ、食品包装ラップケース、モバイルバッテリー、折りたたみ椅子、容器（樹脂製）等）し、事業者へ提示することで再発防止措置の必要性を粘り強く働きかけた。</p>	<p>総標準スコア比42.7%増という本指標の目標値は、過年度の総標準スコア比の実績平均を基準に、10%のストレッチ要素を加味して設定された数値であり、プラスあしんの開始や改正製品安全4法の施行初年度という環境下であることも踏まえ、達成が難しい難易度の高い目標値であった。</p> <p>令和7年に国が受付した事故件数が直近10年で最多となる1,313件を記録し、令和4年度に当該指標を初めて設定した当時の5か年での平均事故件数（平成28年～令和2年）948.6件と比較して約1.4倍に増加していたという厳しい状況下においても、夏頃に多発したモバイルバッテリー等の火災事故へのチーム対応といった、リチウムイオン電池搭載製品の事故への重点的な対応等、通常の事故調査に併行して製品安全の確保及び製品安全行政への貢献を果たすことができたが、重大製品事故の全調査の「深さ」及び「早さ」が影響する本指標にあっては、総調査スコアの総標準スコア比の伸びが低調となり、指標達成には至らなかった。</p>

<p>全性の向上に寄与する。 (アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】</p>	<p>●調査スコアのうち「早さ」(＝機構による調査期間)について 令和7年度においては、国が受け付けた重大製品事故件数が令和6年1,305件、令和7年1,313件と大きく増加する中で、調査案件が累積し、1件あたりに割ける人的・時間的リソースが相対的に低下した。この影響は平均調査日数の増加としても顕在化しており、令和5年度の173日から、令和6年度には244日、令和7年度には299日へと年々延伸している。その結果、スコア算定上の「早さ」が低下する結果となった。 一方で、機構は「早さ」の向上を目的として、全国の調査担当者一人一人に対し、報告書作成時における要点の理解向上を図る指導を強化するなど、調査体制の改善に取り組んだ。その結果、令和7年度に経済産業省から調査指示を受けた案件に限れば、総調査スコアの総標準スコア比は38.9%増となっており、体制強化の成果が定量的にも確認された。</p>	
<p>製品安全意識の向上に対する支援 【指標1-2】情報発信による消費者へのWebリーチ数について前年度比110%を達成する。</p>	<p>●記者説明会(プレスリリース)等による製品事故防止に向けた注意喚起 消費者の製品安全意識の向上を目的とし、プレスリリースを主軸にマスコミ関係者への情報発信を活発に実施した。プレスリリースは、報道機関の参加の定着を図るべく、時節や時事に合わせ定例のものを毎月1回、合計12回開催することを継続しつつ、季節に関連した事故を別途まとめ、記者への投げ込みを4回行うなど、年間で合計17件(前年度:20件)のプレスリリースを行った。その際、大手の鉄道会社、踏み台メーカー、消防等、17件中4件(前年度:10件)はコラボレーションによる注意喚起を行うことにより、情報発信の強化を図った。 プレスリリースの内容については、消費者への伝わりやすさを意識し、事実に基づくデータとポイントを絞った分かりやすい映像を提供し、Webサイトにも掲載した。さらに、事故件数が多い事故を扱うときは、各支所においても、それぞれの管内における事故情報を取りまとめ、管内の報道機関向けに投げ込みで情報提供を行った。記者説明会の案内及び記事の投げ込みの際には、各支所と連携し各地の記者クラブ等に投げ込んだほか、約900名の各地のマスコミ関係者へメールで直接周知した。また、記者説明会は、すべてオンライン(Microsoft Teams)開催とし、東京を母体とした主要キーテレビ局だけでなく、地方のテレビ局も参加できる体制を維持した。</p> <p>●国、自治体、消費者団体等が主催する展示会への出展やセミナーへの講師派遣 国・自治体等が主催する消費者フェア等展示会への出展依頼12件(前年度:19件)、消費者への製品事故防止に関する講演依頼34件(聴講者数計2,273名)(前年度:32件、聴講者数計1,313名)に対応することにより、機構職員が一般消費者等に直接、製品安全啓発の情報発信を行った。</p> <p>●事故防止を目的としたミニポスター、動画等の作成 誤使用や不注意による事故の注意ポイントやリコール対象製品の事故事例をまとめ、記者説明会にあわせてポスター及び動画を作成、製品群ごとに分類し、機構のWebサイトに掲載して公開した。ポスターは16件作成し、動画は29件(うちショート動画12件)をYouTube機構公式チャンネルに追加公開した。</p> <p>●製品事故の防止に資する情報の積極的な提供 製品安全に関する基礎知識について体系的に講義を行う社会人講座「NITE講座」を企画し、大阪・関西万博の開催にあわせて9月に大阪事業所での対面講座、11月にオンライン講座を実施、延べ884名(対面:53名、オンライン:831名)が参加した。 NITE講座では消費生活用製品安全法等の概況、具体的な事故事例を踏まえた原因調査手法の紹介、「プラスあんしん」制度を見越したリスクアセスメントの有効性等について説明を行った。 さらに、電子メールマガジンである製品安全情報マガジン(PSマガジン)を、登録者約8,500名に対し、25件(毎月2回、特別号1回)配信し、製品事故への注意喚起と製品安全に関する情報提供を行った。</p> <p>●外部機関との新たな連携 機構が配信するプレスリリース等の注意喚起の情報発信において、事業者等とのコラボレーションの実施により、視聴者やユーザーの興味を惹くメッセージ性のある再現映像を作成した。 <コラボレーション先>神戸市消防局、アルインコ株式会社、株式会社大創産業</p>	<p>プレスリリースにおいては、地方の記者でも参加しやすい環境を維持した結果、全国放送/紙や在京キー局だけでなく、その地域に根ざした地方放送/紙の記者にも多く参加いただけるようになり、今年度も毎回平均約16社(前年度:約19社)が参加した。 マスコミ関係者からは、機構は「製品安全の専門家」であるとの認識が一層進み、789回(前年度:460回)の動画提供及び取材対応の依頼を受けた。 その結果、Webリーチ数が指標値26.7百万人を超えて、32.2百万人に到達し、Web媒体を通じた想定以上の注意喚起を消費者に対して行うことができた。 近年、リチウムイオンバッテリーによる事故が増加傾向であることを踏まえ、リチウムイオンバッテリーによる事故の注意喚起「『夏バテ(夏のバッテリー)』にご用心～『リチウムイオン電池搭載製品』の火災事故を防ぐ3つのポイント～」を行い、あわせてポスターも作成した。国土交通省鉄道局から全国の鉄道各社に対し注意喚起の掲示要請がなされ、実際に現在(令和8年6月時点)も含め、全国各地の鉄道でポスターやデジタルサイネージによる注意喚起が行われている。さらに、事故が発生した際には、即時性を意識しXでの注意喚起を繰り返し行った。(リチウムイオンバッテリーの1投稿で約40万インプレッション、355リポストを獲得) また、行動変容調査の結果、機構の注意喚起情報を見た人の約95%は「製品の使用時に注意しようと思った。」との回答が得られ、また、そのうち約69%に、行動変容を促していることが確認された。以上のことから、情報発信の質として、良いものが発信できたと考えている。</p>

	<p><主要な情報提供先> 地方自治体（広報誌による注意喚起）、消防（チラシ、SNS による注意喚起）、大手小売販売店（店頭の POP での注意喚起）、ゼネコン及び施設管理会社（テナント向け教育）、大手メーカー（社員向け教育）</p> <p>●製品安全の意識の向上を目的とした、教育機関等との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組 青山学院大学大学院製品安全講座を含め2つの教育機関が開催する製品安全講師に講師派遣を行い、計98人の学生に対して、製品安全の意識向上のため情報発信を行った。 また、複数が発刊する教科書や補助教材に静止画や動画（QRコード）を提供し、こどもたちの教育に貢献した。</p> <p>●社会情勢に応じた注意喚起情報の発信 令和9年をもって一般用蛍光灯の製造・輸出入が禁止となることを受け、安全に蛍光灯照明からLED照明に移行するための対策を行うといった、経済産業省の政策的ニーズを踏まえ、化学物質管理センターと共同でプレスリリースによる注意喚起を行った。また、子供PSCマークの義務化に伴い、こども用おもちゃの誤飲事故について注意喚起と、法令が改正される旨を周知するプレスリリースを実施した。併せて、こどもの間で流行しているデコレーションシールの誤飲事故の注意喚起として、新たに動画を制作し、SNS（X、Instagram、YouTube ショート）で発信した。</p> <p>●NITE SAFE-Lite の利用促進及び普及啓発 令和2年度から消費者向けのサービスとして、直感的な単語から機構の製品事事故事例を検索可能なシステムである「NITE SAFE-Lite」（令和5年度までの名称は「SAFE-Lite」）を提供しているところ、令和7年度は首都圏の鉄道車両内におけるリコール製品の事故という全国的に注目を集めた案件に迅速に対応して、あいまい検索用辞書を改善した。その結果、汎用性の高い検索ツールとして Web メディアにも取り上げられた。検索/詳細遷移/ダウンロードの操作件数は約24万件であった。</p>	
<p>製品事故情報の収集及び調査 【指標1-3】消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の技術上の調査 消費生活用製品安全法に基づく経済産業省からの技術上の調査指示があった重大製品事故 1,377 件（前年度：1,243 件）について、全件実施した。 なお、消費者庁における重大製品事故受付件数は1,408件（前年度：1,295件）であった。</p> <p>●非重大製品事故の原因究明調査 製造事業者等が報告した非重大製品事故614件（前年度：681件）について、全件原因究明調査を実施した。</p> <p>●全国の警察、消防等との合同調査等の実施 製品事故の原因究明のため、関係機関等に依頼し、事故品857件（前年度：765件）を確認した。全国の警察と18件（前年度：15件）、消防と690件（前年度：581件）、それぞれ合同調査を実施した。</p> <p>●全国の警察及び消防への講師派遣や研修受入れの実施 製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、消防機関（火災調査員）や警察機関に対する研修を1件、受講者数24人に対して実施するとともに、警察、消防へ講師派遣を33件、受講者数3,148人に対し実施した。</p> <p>●国民生活センターとの協力 消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月1回、合計12件（前年度：12件）開催して情報共有、調整等を実施した。また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会11件（前年度：11件）に委員として参加し、商品テスト業務に協力した。</p> <p>●事故の多発性、被害の重篤性等を考慮した調査体制の構築 重大製品事故調査の重点化・迅速化を図るため、経済産業省から機構には、各案件に優先度を付して調査指示が出されている。優先度は経済産業省と機構の協議で決定するところ、重大製品事故統括室を中心に、過去に発生した製品事</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標1-3を達成した。 また、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の警察、消防からの技術協力依頼にも可能な限り対応し、機構の知見や技術力を示した。当該技術協力に対して警察から感謝状が授与される等、良好な協力関係を築けている。</p>

	<p>故の傾向や原因究明調査結果のほか、消防、消費生活センター等の関係機関から機構へ寄せられる情報等をもって被害の重篤化又は再発の疑いがある事故を見極め、経済産業省へ提言することで、同種・類似事故の早期対応に努め、調査体制の最適化につなげた。</p> <p>●製造・流通事業者等の協力・連携を通じたヒヤリハット情報等の収集 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）のほか、協力協定を締結している流通事業者（株式会社ビックカメラ、アマゾンジャパン合同会社、LINE ヤフー株式会社）から情報を収集した。</p> <p>●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進 機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。具体的には、皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析結果を13件活用するとともに、国際評価技術本部が保有する大型X線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査等を24件実施した。</p>	
<p>事故原因究明の高度化・効率化</p>	<p>●AI、RPA等を利用した事故原因究明の高度化・効率化 製品や消費者の使用様態の変化に伴う事故原因の多様化に対応した製品事故の分析及び未然防止対策を行うために、データ分析の高度化や業務のシステム化による作業省力化を推進すべく、これまで機構に蓄積された約69,000件の製品事故調査で得られたデータ等を用いたシステム等を活用した。</p> <p><事故調査支援システム> 機構が保有する製品事故調査データから、調査に有効な類似案件を見つけ出すノウハウをAIに学習させることにより、単語検索のみならず、文章レベルでの検索を可能とし、従来、人が繰り返し検索によって情報の絞り込みを行っていたものを、より効率的に行うことができるシステム。</p> <p><SAFE-Proデータ作成支援システム> 機構が提供している製品リスクアセスメント支援ツールである「SAFE-Pro」のデータ作成に際し、保有する製品事故調査データから必要な情報を見つけ出すノウハウをAIに学習させることで、従来人が全文を読み込んで情報を抽出していたものを、画面上で必要情報の候補をリスト化し、人に判断させる半自動化システム。</p> <p><RPA導入による業務効率化> 製品事故調査の効率化に向け、製品事故調査データのリスト化、整合性確認、調査資料への入力等、様々な作業を自動化した。</p>	<p>従来はSAFE-Proのフォーマットに合わせ、データを一から作らなければならなかったところ、SAFE-Proデータ作成支援システムからデータ案を作成できるようになったため、データ作成時間の短縮及びデータ表記統一の精度向上につながった。</p> <p>RPAの導入による、経済産業省へ報告する資料の用語統一や基本情報の入力等の自動化を引き続き活用し、手作業による入力誤りの低減や単純作業に要していた時間を短縮することができた。また製品事故調査における決裁の効率化を行った。これにより報告書の精度向上や事故調査プロセスの迅速化を底上げし、事故原因の検討や事業者への再発防止措置の働きかけに対し、より多くの時間を充てることで、調査期間の短縮及び有効な再発防止措置の実現につなげた。</p>
<p>立入検査の実施等 【指標1-4】各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●各法律に基づく立入検査の実施 製品安全4法に基づく経済産業省からの立入検査指示213件（前年度：212件）について、全件実施した。内訳は、消費生活用製品安全法40件（前年度：40件）、電気用品安全法153件（前年度：152件）、ガス事業法6件（前年度：6件）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律14件（前年度：14件）である。</p> <p>なお、産業標準化法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査について、令和7年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p>	<p>各法律に基づく立入検査を経済産業省の指示に基づき全件実施し、指標1-4を達成した。</p>
<p>登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施</p>	<p>●登山用ロープの技術基準適合確認試験 消費生活用製品安全法の特定製品として規制されている「登山用ロープ」に対し、製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、依頼に基づき実施した。また、登山用ロープのほか、消防、自衛隊等で使用される救助用ロープ等についても、「その他のロープ」として、試験を実施した。依頼件数は合計14件（前年度：15件）であり、内訳は登山用ロープ6本（前年度：12本）、その他ロープ10本（前年度：10本）である。</p>	<p>「登山用ロープ」及び「その他のロープ」試験を依頼に基づき、遅滞なく実施した。</p>

<p>技術基準整備の推進</p> <p>【指標 1－5】整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p>	<p>●電気用品安全法等に係る技術基準の整備</p> <p>経済産業省からの要請に基づく整合規格案の技術評価 21 件（前年度：23 件）について、全件実施した。技術評価に際しては、事前に電気用品調査委員会等の各委員会に参加し、整合規格案の内容の把握に努めるとともに、各工業会における検討内容等に関する情報収集をすることで、技術評価を迅速かつ効率的に実施した。</p>	<p>整合規格案の技術評価を全件実施し、指標 1－5 を達成した。これにより、該当規格案が産業構造審議会で審議され、電気用品安全法技術基準省令の解釈別表第十二に追加（一部改正を含む。）されたことで、製品の発展を踏まえた安全性に関する基準改正に貢献した。</p>
<p>【指標 1－6】製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術</p>	<p>●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供</p> <p>令和 8 年 2 月に開催された国際消費者製品健康安全機構国際製品安全シンポジウム（ICPHSO）に出席するなどして、海外の製品安全動向に係る情報を収集し、適宜、経済産業省へ情報共有した。また、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、カナダ保健省、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、欧州委員会（EC）、英国製品安全基準局（OPSS）等のリコール情報から、日本で販売されている可能性があるものを経済産業省に提供した。</p> <p>●こども用製品に関する取組</p> <p>こども用製品に関する国内外の法規制、規格等を調査し、消費生活用製品安全法の法律改正に係る技術基準作成支援体制整備を構築し、経済産業省と技術基準について意見交換を行い技術基準原案作成に寄与した。</p> <p>●経済産業省が推進する新たな制度構築に向けた支援</p> <p>経済産業省において、令和 7 年度から製品安全対策優良企業表彰に「製品部門」（誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度）を立ち上げ、上位委員会で審査の結果、6 社 6 製品の表彰が行われた。本運用開始にあたり、応募前の事業者からの約 30 回（1 回当たり約 90 分）に及ぶ事前相談に対応し、相談事業者に必要なリスクアセスメントの指導等を行ったことで、計 10 社の応募を実現した。</p> <p>一方、機構は上位委員会からのリスク評価の依頼を受け、専門委員会であるリスクアセスメント結果妥当性評価委員会を運営し、その審議結果を上位委員会に提出した。さらに、令和 8 年度に向けた評価基準改定のために同委員会を開催し、制度普及の視点で委員の意見を取りまとめ、上位委員会に評価基準改定等の改善提案を行った。機構からの提案をきっかけとして経済産業省においても上位委員会を開催し、本制度ガイドラインに反映させた。</p> <p>なお、経済産業省が実施した計 3 回の制度説明会において、応募に必要なリスクアセスメントの講義を行ったほか、計 9 回に及ぶリスクアセスメント講演・業界団体への説明を実施し、本制度の周知を行うことで次年度以降の応募事業者の理解に寄与した。また、次年度に向けて表彰事業者 2 社との意見交換を行った。</p> <p>●携帯液化石油ガス用バーナー（ガストーチ）の規制対象化への貢献</p> <p>ガストーチの事故の増加を受けて、機構は事故調査に基づき不具合の原因を特定するとともに JIS 等の公的規格の不存在について指摘した。その後も機構は、蓄積した事故情報を基に海外製品の問題点を指摘するとともに、技術的見地から気化機能搭載の必要性や O リングの耐久性に関する具体的評価方法を提言するなど、継続して規制対象化に向けた取組に協力した。その結果、令和 7 年 2 月 6 日に「携帯液化石油ガス用バーナー」として改正政省令が施行され、令和 8 年 2 月 5 日をもって経過措置期間が終了したことで全てのガストーチが規制対象となった。規制前に販売されたガストーチによる事故は令和 7 年度も発生が認められており、機構の事故調査や広報活動を通じて機構では引き続き注視しているところであるが、今後ガストーチに起因する事故が大幅に減少されることが期待される。</p> <p>●機動的な事故原因調査の実施及び実効性ある法執行への貢献</p> <p>重大製品事故の原因究明調査に際しては、優先度等に基づき構築した機構内調査体制、消防、消費生活センター等との地域連携を加味し、調査担当部署の割り振りを行った。また、多発するリチウム電池内蔵充電器に対する重大製品事</p>	<p>機構が提供した海外リコール情報を基に、経済産業省から必要に応じて事業者への措置が執られた。また、令和 5 年 6 月以降、消費者庁、経済産業省等とオンラインマーケットプレイス運営事業者（以下「OM 運営事業者」という。）との日本版「製品安全誓約」の枠組の中で、経済産業省から OM 運営事業者に当該情報の共有がなされた。</p> <p>新たに乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの 2 品目が子供用特定製品に追加されるにあたり、海外規格、国際規格及び国内規格の一般要求事項や試験方法の邦訳を含む突合確認・技術的解析を年度当初から開始し、海外・国内試験機関との意見交換、経済産業省等に対して規格間比較のために試験デモを機構で実施するなど検討を重ね、日本と異なる使用実態を考慮に入れつつ半年以内で取りまとめ経済産業省令の原案作成支援を行い、遅滞ない規制開始に貢献した。</p> <p>令和 6 年度に実施した模擬審査から課題の洗い出し、経済産業省への働きかけと協議を重ねて年間計画の立案及び体制の整備を行い、計画通りの制度運用に貢献した。さらに、リスク低減シナリオの例を作成し、経済産業省の本制度ガイドラインに反映させ、事業者の応募を後押ししたほか、講演、説明会及び業界団体等への周知活動を通して、本制度の知名度向上に貢献した。また、事前相談毎にコメントシートを作成しフィードバックを行った。特に R-map、FTA 等のリスクアセスメント手法を導入していない事業者に対してきめ細やかなコメントによる助言を行い繰り返し質問対応することで、リスクアセスメントの理解及び応募につながった。</p> <p>リスクアセスメント結果妥当性評価委員会の運営においては、応募事業者が作成した資料を評価基準の各項目に整合させた委員会資料を作成するとともに、応募された家電製品、介護用製品、ガス製品等の幅広い製品ジャンルに対して機構が過去に蓄積してきた専門的な知見を活用して細やかなコメントを付記することで、多様な専門性を有する委員に対して適切な情報提供を行い、委員が効率的に評価を行えるように支援し、円滑な委員会運営に至った。</p> <p>また、令和 8 年度の本制度委員会での審議に向けて、より効果的な評価基準案を委員会で提案し、委員から出された意見を集約のうえ上位委員会に提案したことで、本制度ガイドラインの改定につながった。</p>

<p> 基準案の検討において、制度改正の検討に資する事故情報や海外関連施策・動向の収集を行い、新たな対象製品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行い、産業振興と規制（こどもの安全確保）のバランスのとれた政策立案に貢献する。（アウトカム指標） 【重要度高・困難度高】 </p>	<p> 故対応では、機動的な事故調査やリコール措置、情報提供を通じて、実効性の高い法執行に貢献した。他にも、電気ケトルの焼損事故が多発した際は、支所を含む各所の調査担当者それぞれが調査の過程で得た情報を Microsoft Teams 等のツールを用いて迅速に情報共有・意見交換し、旗振り役の担当所が、調査方針を各所に示して調査の均質化を図るとともに調査結果の集約・とりまとめをしたことで、原因究明の効率化・高度化につなげた。特に、複数の事故が発生した製品では、事業者には同等品調査やリスク分析の結果を示すことで回収等が迅速に実施され、効果的な製品事故の再発・未然防止につながった。 </p>	<p> 機構では平成 30 年度以降、ガストーチの事故事例をメールマガジンやプレスリリース等で周知広報・注意喚起してきた。機構は事故調査に基づき不具合の原因を特定するとともに、令和 3 年度製品安全業務報告会にて海外製の粗悪なガストーチの実態や JIS 等の公的規格の不存在について指摘した。令和 4 年度には経済産業省が実施したガストーチ技術基準検討委員会の委員として機構も参画し、機構が蓄積した技術的見地から気化機能搭載の必要性や O リングの耐久性に関する具体的評価方法の提言を行い、規制対象化に向けた取組に継続的に協力した結果、政省令改正に貢献した。改正政省令施行後も、引き続き事故調査や消費者に向けた広報で注意喚起を行うと共に、NITE 講座等で事業者、消防等に当該規制の周知を行ってきた。 </p> <p> 【リチウム電池内蔵充電器（1）】 </p> <p> 事故が多発していたリチウム電池内蔵充電器について、事故品が著しく焼損し同等品の調査でも原因特定には至らなかったが、詳細な製品仕様等の情報収集により、事故は特定の事業者が製造している電池セルを使用した製品で発生していたことが判明した。リスク分析の結果、危険性が高いことが明らかとなり、さらにワイブル分布を用いた事故データの分析※から、製品の劣化が進んだ段階で事故が多発する傾向が示され、今後も同様の事故が増加する可能性が高いことが懸念された。これらの分析データと懸念点を機構から事業者へ伝達し、事業者は当該電池セル製造事業者を調査した結果、特定の時期において電極体の巻取りや切断工程で発生した金属異物や粉じんが十分に処理されていないことが判明した。これを受け、事業者は該当する電池セルを使用していた 4 製品について、令和 7 年 10 月 21 日からリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が図られた。また、経済産業省は再発防止と業界全体の安全・品質管理体制強化のため、モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを実施し、令和 8 年 2 月 25 日付で 81 社に対し、製造・品質管理体制や安全対策の再確認を求める文書を送付した。これにより、業界全体に安全・品質管理の一層の徹底が求められる契機となった。 </p> <p> ※ワイブル分析（Weibull 分析）：故障や事故が発生するまでの時間（寿命データ）にワイブル分布を当てはめて解析する統計手法（寿命分布解析）。工業製品や部品の信頼性評価、並びに故障率の時間変化に基づく故障パターンの特定等に利用される。 </p> <p> 【リチウム電池内蔵充電器（2）】 </p> <p> 鉄道車両内で乗客が使用中のリチウムイオン電池内蔵充電器が焼損する事故が発生した。公共性の高い場所での事故は社会的な影響が大きく、多数の利用者が密集する公共交通機関内で発生したことで、乗客の人命や安全・社会全体の安心に直結するリスクが顕在化した。機構は、事故発生を受けて直ちに事故品の調査、同等品の技術検証、事業者からの設計・品質管理情報の収集、リスクアセスメント等の多角的な調査を実施し、調査開始から 1 か月以内に調査の経過報告書（約 30 ページ）を取りまとめて経済産業省に報告した。その結果、電池セルの品質不良（巻きずれ等）や製品構造、充電制御方法の設計・品質管理に起因するリスクが高いことが判明した。同一型式での同種事故も多発しており、消費者の安全・社会インフラの安定運用に対する影響は看過できないと判断した。これを受け、経済 </p>
--	--	---

産業省では令和7年9月の審議会でリチウムイオン電池製品事故対策の強化方針を示し、機構を中心とした専門チーム設置や、材料分析・X線CT検査等高度な技術を活用した原因究明体制の充実、同等品の実験検証や外部機関による適合確認の強化を進めることとなった。特に、今回の事故が鉄道車両内という公共性の高い場で発生したことを踏まえ、首都圏・関西圏の電車内モニターや駅構内のデジタルサイネージを活用した注意喚起・PSEマークの周知を重点的に展開。あわせてSNSや若年層向け教材、関係機関との連携による広報も拡充した。さらに、海外の規制動向や事故対応事例の分析、ネットパトロール・試買テストによる違法・不適切製品の監視強化等、多角的な製品安全施策が講じられている。本件調査の成果が、公共の安全確保や消費者行動の変容、社会全体の信頼向上につながる重要な取組となった。

【電気ケトル】

電気ケトルの電源プラグの栓刃から火花が発生し、壁コンセント周辺が焼損する火災事故が発生した。令和6年4月～6月の短期間に類似事故が5件発生するなど急増傾向が認められ、令和8年3月までに40件以上の事故が発生する状況となった。これを受けて、機構各所の調査担当者がMicrosoft Teams等のツールを活用し、調査データの共有や意見交換を実施した。旗振り役となる担当所は、事故品及び店頭同等品の入手を含めた原因究明に関する調査方針を各所に示し、各所が同時進行で調査にあたった。その結果、調査結果を効率的かつ効果的に共有・整理することが可能となり、事故の発生がある一定期間に製造された電源プラグの栓刃に集中していることを特定した。これらの調査結果及びリスクアセスメントの結果を事業者へ伝達し、機構から再発防止措置の検討を促したところ、事業者は経済産業省へ市場対応の相談を行い、令和7年9月16日に電源プレートは無償交換を内容とするリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が図られた。

【サーキュレーター】

サーキュレーターの首振り部付近から出火した事故が複数発生した。首振り部のファンモーターへの配線が断線し、スパークが発生して出火したものと考えられた。配線の断線部分は著しく焼損していたため、同型品を詳細に調査したところ、内部配線の長さに十分な余裕がなく、配線の固定位置も不適切であった。そのため、首振り動作を繰り返す中で配線への負荷が蓄積して断線し、出火に至ったものと推定された。本製品は販売開始から半年間で重大製品事故が5件確認されている等、極めてリスクが高いと判断し、機構として事業者へリスクアセスメントシートを提供し、リコールを含む再発防止策を提案した結果、令和7年6月16日に製品回収・返金のリコールが開始され、効果的な製品事故の再発・未然防止につながった。

【高圧洗浄機（充電式）】

高圧洗浄機が焼損する火災事故が発生し、事業者内で同一事象と考えられるクレーム情報が数件確認された。事業者は、クレーム等を受けて洗剤の浸水の可能性があるとして、防水対策を行っていたものの、機構では当

		<p>該対策では不十分であり、外部短絡が生じて電池セルが焼損する事故が発生する可能性がある判断した。機構が事故品の調査に加え、同等品や苦情情報の調査を進めた結果、実使用を想定した使用方法においてケーシング内に洗剤が浸入し、電池ボックス付近に洗剤が付着することを確認した。これらの調査結果から、現行の事業者の対策のみでは、今後も同種事故が発生することが危惧されたため、機構から当該結果を事業者へ示し、再発防止措置の検討を促した結果、事業者が令和7年9月24日にリコールを開始し、当該製品の回収・返金を実施したことにより、製品事故の再発・未然防止につながった。</p>
<p>国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化</p>	<p>●海外関係機関との連携</p> <p>日台製品安全協力覚書締結（平成28年11月）を踏まえた双方の交流協会主催の第9回定期会合が令和7年9月に大阪事業所で開催された。同会合に出席し、経済部標準検閲局（BSMI）等と双方の製品安全体制等について情報共有を行った。さらに、機構と経済部標準検閲局で技術交流会を開催し、双方からリチウムイオン電池搭載製品等に関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。</p> <p>また、タイ王国については、平成29年度～31年度にかけて、経済産業省とともに日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行い、経済産業省が工業省タイ工業標準局（TISI）及びタイ消費者保護局（OCPB）と製品安全に係る協力文書を締結した。当該文書に基づき、令和7年8月に第3回定期会合が大阪事業所で開催され、経済産業省とともに出席した。</p> <p>加えて、令和7年10月に製品安全規制当局である中国国家市場監督管理総局（SAMR: State Administration for Market Regulation）が経済産業省を訪問した際に機構も同席し、製品安全業務の概要説明及び意見交換を行った。</p> <p>●輸入事業者への情報提供</p> <p>小口の輸入事業者等の支援を行う一般財団法人対日貿易投資交流促進協会（mipro）主催の製品安全セミナーに経済産業省とともに講師で登壇し、輸入前に御注意いただきたいこととしてリチウムイオン電池搭載製品の事故事例等を紹介した。また、同協会発行のメールマガジンにプレスリリース（リチウムイオン電池搭載製品への注意喚起）の案内を掲載いただいた。</p>	<p>経済産業省とともに海外連携機関との定期会合を通じて関係構築を図るとともに、大阪万博の開催にあわせて大阪事業所で会合を実施し、万博開催地に基盤を置く機構の役割達成に貢献した。また、一般財団法人対日貿易投資交流促進協会（mipro）を通じて小口輸入事業者に対し、製品事故にかかる注意喚起を行って製品安全に対する意識向上を図ったことにより、安全な海外製品の輸入促進に寄与した。</p>
<p>製品安全施策への取組</p>	<p>●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを経済産業省に報告</p> <p>重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に製品安全トピックスとして取りまとめ、4件（電気掃除機、モバイルバッテリー、ポータブル電源、扇風機）を経済産業省に報告した。</p>	
<p>製品の安全性向上に対する支援</p>	<p>●事故調査結果や保有する事故調査データに基づく事業者への働きかけ</p> <p>AIやRPA等の新技術活用による調査作業効率化によって得られた時間を活用し、重大製品事故のうち、特に複数件発生かつ共通の要因が疑われる案件に注視して、調査担当者間で知見を集約しつつ、事故の再発防止措置を躊躇する事業者への粘り強い対話や、原因や措置に係る知見のない事業者に対してリスク評価の観点を交えた働きかけを行うことで、事業者の再発防止措置検討に係る負担を軽減し、早期かつ着実な措置の実施につなげた。</p> <p>●リスク分析の実施、リスクアセスメントシートの作成</p> <p>収集した製品事故情報のうち、リスク評価可能な1,729件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、R-Mapを用いて分析することで製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用した。また、速やかにリコールが必要な高リスク懸念製品については、リスクアセスメントシートを6件作成（IH調理器、電気蓄熱式湯たんぽ、食品包装ラップケース、モバイルバッテリー、折りたたみ椅子、容器（樹脂製）等）し、事業者への再発・未然防止策に向けた働きかけに活用した。</p> <p>●事故情報収集・解析報告書の公表</p> <p>年度報告書について、春には「事故情報収集報告書」として統計的な情報を、秋には「事故情報解析報告書」として</p>	<p>毎年度異なる重大製品事故が発生し、また製品起因の事故のほか、非製品起因及び原因不明と結論づけられた案件が存在するなかで、令和7年度は指標1-1における評価対象案件のうち約12%について、事業者による再発防止措置に至り、製品事故の再発・未然防止が進んだ。</p> <p>再発防止措置を提案し、実施に至った主な事例は以下のとおり。</p> <p>【リチウム電池内蔵充電器（再掲）】</p> <p>事故が多発していたリチウム電池内蔵充電器について、事故品が著しく焼損し同等品の調査でも原因特定には至らなかったが、詳細な製品仕様等の情報収集により、事故は特定事業者が供給する電池セルを使用した製品で発生していたことが判明した。リスク分析の結果、危険性が高いことが明らかとなり、さらにワイブル分布を用いた事故データの分析から、製品の劣化が進んだ段階で事故が多発する傾向が示され、今後も同様の事故が増加する可能性が高いことが懸念された。これらの分析データと懸念点を機構から事業者へ伝達され、事業者は電池セルの供給元について調査を実</p>

事故情報から分かる社会の動向や情報の活用事例等をそれぞれ公表することで、公表までのスピード感や報告書毎に読者層を意識し、報告内容の普及に努めた。

●OM 運営事業者との製品事故情報共有に基づく取組

アマゾンジャパン合同会社に対し、協定に基づき機構が収集、調査した製品事故情報を提供した。同社は機構が提供した情報及び他の社内外のリスクシグナルを取り入れ、多面的な分析を行うことで、ハイリスクな製品を検出し、先行的に出品者に対し安全性調査を実施した。また、同社は事故発生率の高い商品カテゴリの購入者に対し、安全の啓発や事故の未然防止を目的とした「あんしんメール」を継続的に配信しており、機構は昨年度に引き続き同メールのコンテンツに関する情報提供等の協力を行った。その結果、安全上の懸念があると判断された場合は出品が削除され、事故の未然防止に向けた取組につながった。このほか、令和7年12月には、同社による製品安全文化の醸成を企図した取組である Product Safety Open House が開催され、機構も同取組に参加の上リスクアセスメントの解説や製品事故等の動向を紹介する講演を行った。

また、LINE ヤフー株式会社からは、覚書に基づき、同社に連絡があった製品安全関係情報の提供を受けており、機構は保有する事故情報等を踏まえ、製品事故の未然防止・再発防止に向けた分析等に努めた。

●SAFE-Pro の利活用

「SAFE」は、機構が保有する製品事故情報をデータベース化した製品リスクアセスメントに活用できるツールであり、事業者が製品安全における自主的なリスクマネジメントを支援するものである。令和3年度から「SAFE」の Web サービスとして開始した「SAFE-Pro」については、データの充実を図るため、AI を活用したデータ整備を行い、年間 718 件（電気ストップ 557 件、照明器具等 161 件）の製品事故データを更新し、33 製品、5,703 件の製品事故データを提供するとともに、数多くの事業者にも活用してもらうため、新聞記事掲載や講演などで普及啓発に注力した。さらに、利用事業者に対しては、「SAFE-Pro」の個別説明会の実施や使い方のコツ動画の公開、ホームページの拡充を通して、より効率的なリスクアセスメントの実施を促進した。

●業界団体等との意見交換会の実施

製品事故情報とその対策、製品事故の未然防止、消費者への注意喚起等について業界団体と意見交換会を実施した。主な意見交換先として、リチウムイオンバッテリー関係では一般社団法人 JBRC、電気製品認証協議会、一般財団法人日本電気協会及び一般社団法人日本電気工業会、介護施設のヒヤリハット情報では公益財団法人テクノエイド協会、誤使用・不注意事故関係では一般社団法人日本ガス石油機器工業会、除雪機では一般社団法人除雪機安全協議会、輸入製品では一般財団法人対日貿易投資交流促進協会、住宅部品の点検普及では一般社団法人リビングアメニティ協会、廃棄プロセスにおけるリチウムイオンバッテリー等の発火事故関係では、経済産業省資源循環経済課及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会である。リスクアセスメント関係では、日本リスク学会での学会発表や安全工学会でのパネルディスカッション参加を通じてアカデミック界の有識者と議論を交わした。消費者への注意喚起関連（広報）では、関西電気保安協会が発行する無料広報誌「電気と保安」に編集委員として参加し、事業者や一般向けに電気安全を啓発する記事の配信に貢献した。

施した。その結果、特定の時期において電極体の巻取りや切断工程で発生した金属異物や粉じんが十分に処理されていないことが判明した。これを受け、事業者は該当する電池セルを使用していた 4 製品について、令和7年10月21日からリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が図られた。また、経済産業省は再発防止と業界全体の安全・品質管理体制強化のため、モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを実施し、令和8年2月25日付で81社に対し、製造・品質管理体制や安全対策の再確認を求める文書を送付した。これにより、業界全体に安全・品質管理の一層の徹底が求められる契機となった。

【電気ケトル（再掲）】

電気ケトルの電源プラグの栓刃から火花が発生し、壁コンセント周辺が焼損する火災事故が発生した。令和6年4月～6月の短期間に類似事故が5件発生するなど急増傾向が認められ、令和8年3月までに40件以上の事故が発生する状況となった。これを受けて、機構各所の調査担当者が Microsoft Teams 等のツールを活用し、調査データの共有や意見交換を実施した。旗振り役となる担当所は、事故品及び店頭の商品の入手を含めた原因究明に関する調査方針を各所に示し、各所が同時進行で調査にあたった。その結果、調査結果を効率的かつ効果的に共有・整理することが可能となり、事故の発生がある一定期間に製造された電源プラグの栓刃に集中していることを特定した。これらの調査結果及びリスクアセスメントの結果を事業者に伝達し、機構から再発防止措置の検討を促したところ、事業者は経済産業省へ市場対応の相談を行い、令和7年9月16日に電源プレートは無償交換を内容とするリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が図られた。

【サーキュレーター（再掲）】

サーキュレーターを使用中に首振り部付近でファンモーター配線が断線し発火する事故が5件発生したため、リスクアセスメントシートを用いながら粘り強く提案した結果、事業者は令和7年6月16日に使用中止の呼びかけと自主回収し返金を内容とするリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が取られた。

「SAFE-Pro」の利用事業者（申請単位）数は480者を超える結果となった。また、利用事業者による製品リスクアセスメントへの活用も進み、直流電源装置やリチウムイオンバッテリーの事故シナリオについて社内基準への反映やデザインレビューへの利用といった、製品企画・設計や品質管理等における情報プロセスへの組み込みの試行や過去事故分析がなされるようになり、製品事故の未然防止や再発防止の取組に寄与した。

また、令和6年度にリスクアセスメント支援を行っている事業者2社と「SAFE-Pro」の利用許諾契約を締結していたが、令和7年度には2件の支援に活用され、製造事業者が類似製品・類似部品の事故発生シナリオを参照した効率的・効果的なリスクアセスメントを行うことによる、製造事業者の安全なものづくりを促進した。

<p>技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p>	<p>●高齢者事故リスクアセスメント 高齢者が被害者となる事故が多発しているガスこんろにおける着衣着火事故についてリスクアセスメントを実施した。リスクアセスメントは機構がこれまで収集・蓄積した事故情報をベースにしているが、使用者起因の事故の場合、危害発生までの詳細な機序が追究されず、危害シナリオが不明確なものもあったところ、リスク低減のためには網羅的に事故の類型を作成する必要があるがあった。そのため、東京消防庁が公開している事故統計等外部情報の収集を行った。当該外部情報を活用することで得た危害シナリオを基に、FT 図/FTA を作成し、R-Map を用いて事故につながる事象に係るリスク低減策を検討した。リスク低減策は、設計から廃棄段階まで製品のライフサイクル別に妥当性や実現可能性に配慮しつつ、許容可能なリスクレベルまでリスクが下がったかどうかを吟味し提案した。これらリスクアセスメント等の調査結果については報告書を作成した。</p> <p>●社会的弱者の安全に配慮した JIS 等規格作成の支援 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が事務局の福祉用具製品等、3 件の JIS 原案作成委員会に委員として参加し、規格改正に寄与した。また、日本産業標準調査会（JISC）「高齢者・障害者専門委員会」及び「消費生活技術専門委員会」の審議に参加し、12 件の JIS 制定に寄与した。 国際規格では、ISO/TC310「育児用品」、COPOLCO「消費者政策委員会」等、7 件の国内委員会で規格の審議に参画するとともに、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が事務局の ISO/TC173「福祉用具」国内対策委員会では、福祉用具に関する国際規格に係る進捗情報等を収集した。 そのほか、一般財団法人製品安全協会が定めている「テレビスタンド」、「乳幼児睡眠用製品（ベッドガード等）」及び「バスボード」の SG 基準改正委員会に参加し、同基準の改正、制定に寄与した。</p>	<p>ガスこんろにおける着衣着火事故の報告書は、リスクアセスメント結果に基づき、リスク低減策のターゲットを明確にし、具体的な行動を直接呼びかける内容とした。ガスこんろにおける着衣着火事故の報告書については、今後業界団体との協議を設け、機構の HP 上で公開する予定である。</p> <p>多くの JIS 原案作成委員会及び ISO 国内委員会に委員として参加し、JIS 改正や国際規格化に寄与した。 日本産業調査会の専門委員会では、高齢者・障害者専門委員会及び消費生活技術専門委員会に参加し、JIS 規格 12 件が制定され、14 件が改正、10 件が廃止となった。 そのほか、SG 基準改正委員会では SG 規格 3 件が制定され、2 件が改正された。</p>
<p>保有する技術的な知見・設備の活用</p>	<p>●事故調査等に関する技術承継 製品事故調査の円滑な実施を目的として、機構内で事故調査研修を基礎編及び技術分野別編に分けて開催した。技術分野編においては、燃焼技術センターの大型燃焼実験施設を利用し、若手職員に実験を通じて燃焼機器の事故調査手法に関する技術の継承を実施した。 ほか、製品事故原因究明に有用な民間企業等の各種分野の研修を実施し、知見の向上を図った。</p>	<p>燃焼技術センターの大型燃焼実験施設で実施した調査や再現実験に参加した調査担当職員は延べ 100 人を越えたところであり、若手職員の技術力や知見を育成する実践の場として貢献した。 ポータブル電源の事故調査をきっかけに、機構は同ロット品で深掘り調査を開始した。機構は、リチウムイオンバッテリーの事故調査において調査担当部署で行うべき初動調査や製品安全センターが支援する高度な調査等のポイント等について試行錯誤を重ね、効率的な調査手順やノウハウを検討している。</p>

4. その他参考情報

I-2. 化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	安全・安心のうち、化学物質管理	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法、化兵法)
当該項目の重要度、難易度	重要度高: 指標2-2 困難度高: 指標2-2	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【指標2-1】新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	全件実施	過去3年平均179件	207件(全件実施)	221件(全件実施)	162件(全件実施)	154件(全件実施)	162件(全件実施)	予算額(千円)	1,298,338	1,545,909	1,573,584	1,497,839	1,460,880
【指標2-1】化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	過去3年平均70件	11件(全件実施)	79件(全件実施)	69件(全件実施)	62件(全件実施)	63件(全件実施)	決算額(千円)	1,326,092	1,443,272	1,358,418 (予算額との差異10%超の主な理由は、受託契約の減である。)	1,312,924 (予算額との差異10%超の主な理由は、効率的執行のための予算組み替えである。)	1,311,458 (予算額との差異10%超の主な理由は、効率的執行のための予算組み替えである。)
【指標2-1】化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Iに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	過去3年平均7,839物質(スク評)、239物質(評価I)	スク評延べ7,621物質/評価I延べ223物質(全件実施)	スク評延べ7,719物質/評価I延べ226物質(全件実施)	スク評延べ7,957物質/評価I延べ247物質(全件実施)	スク評延べ7,840物質/評価I延べ245物質(全件実施)	スク評延べ7,595物質/評価I延べ241物質(全件実施)	経常費用(千円)	1,209,860	1,314,278	1,383,644	1,339,551	1,359,290
【指標2-1】リスク評価II以降に関する国に対する情報提供物質数	全件実施	過去3年平均3物質	評価II:3物質(全件実施)	評価II以降:4物質(全件実施)	評価II以降:4物質(全件実施)	評価II以降:2物質(全件実施)	評価II以降:4物質(全件実施)	経常利益(千円)	▲46,344	73,802	54,333	79,530	44,563
【指標2-1】新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	過去3年平均化審法185件、安衛法616件	化審法158件/安衛法838件(全件実施)	化審法206件/安衛法630件(全件実施)	化審法108件/安衛法631件(全件実施)	化審法242件/安衛法587件(全件実施)	化審法221件/安衛法634件(全件実施)	行政コスト(千円)	1,235,156	1,339,388	1,413,681	1,372,375	1,392,855

【指標 2-1】PRTR データ集計の実施件数	全件実施	過去 3 年平 均 32,480 件	32,890 件 (全件実 施)	32,729 件 (全件実 施)	32,209 件 (全件実 施)	32,502 件 (全件実 施)	32,208 件 (全件実 施)	従事人員数	59	64	66	66	65
【指標 2-1】化兵法 に基づく国際機関による 検査等への立会い実 施件数、実態調査件数	全件実施	過去 3 年平 均 36 件	17 件 (全件 実施)	47 件 (全件 実施)	42 件 (全件 実施)	20 件 (全件 実施)	31 件 (全件 実施)						
【指標 2-1】化兵法 に基づく立入検査等の 実施件数	全件実施	過去 3 年平 均 7 件	8 件 (全件 実施)	6 件 (全件 実施)	6 件 (全件 実施)	8 件 (全件 実施)	6 件 (全件 実施)						
【指標 2-1】各法執 行支援業務で得られた 情報の整備・提供		過去 3 年平 均 1,352 件	—	—	—	—	1,113 件						
【指標 2-1】3 省 (厚生労働省、経済産 業省、環境省) が実施 した GHS 分類結果の 確認及び公表件数		過去 3 年平 均 196 件	—	—	—	—	186 件						

主な評価 指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
全体概要	<p>①定量評価について</p> <p>指標 2-1 について、経済産業省からの指示・要請に対し、化審法、化管法及び化兵法等の法執行支援業務及び関連する技術的支援や情報基盤の拡充等を全件実施した。</p> <p>②定性評価について</p> <p>指標 2-2 (困難度高・重要度高) について、以下の取組を通じて、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等の見直し・運用改善に係る機構の積極的な提案及び情報提供が、審議会等において国の検討に活用され、さらにその結果、新たな手法導入及び制度改正に結びつき、その後の法制度の運用改善及び事業者の法規制対応の円滑化や負担軽減に大きく貢献したことから、所期の目標を上回る状況や水準を達成する特筆すべき成果をあげた。</p> <p>高分子化合物の安全性評価 (高分子フロースキーム) の合理化に関する国の検討において、機構は膨大な試験データを分析し、試験を省略しても安全性を確保できる科学的評価基準と評価フローを提案。検討過程では、有識者から示された安全性に関する懸念に対し、根拠データを用いた丁寧な説明を重ね、粘り強く合意形成を進めた。その結果、審議会の了承を得て化審法通知改正が実現した。本改正は、グリーントランスフォーメーション (GX) の進展等を背景として今後一層の活発化が見込まれる新規化学物質の開発需要に対応しつつ、網羅的試験を前提としてきた従来の運用を科学的合理性に基づく効率的な評価体系へと転換したものである。これにより、安全性を確保しつつ、事業者による新規化学物質開発の迅速化を一層促進するとともに、将来的な行政の人的リソース制約を見据えた持続的な審査体制の確保にも資する制度的基盤を整備した。</p> <p>また、化管法・安衛法・毒劇法 (SDS3法) が準拠する、GHSのJIS改正を検討するJIS原案作成委員会において、国際潮流を捉えた非動物試験の先取り対応及び長年産業界から指摘されていた危険有害性区分の分類ルールは是正について機構が提案。機構の専門性・法令実務理解・交渉力に基づき有識者や関係省等との合意形成を主導し、機構の提案が改正JISに反映された。この改正により、GHS分類及び労働安全対策に使える非動物試験データが拡大するとともに、国内外二重基準の排除やルール明確化により事業者の利便性が向上。改正内容をGHS分類ガイダンス及びNITE-Gmices (混合物GHS分類ツール) に反映し、事業者の法規制対応の円滑化に貢献した。</p> <p>これらの取組は、単なる検討や助言にとどまらず、制度改正や実運用として結実し、国の規制そのものに具体的かつ</p>	<p>評定：S</p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、国内規制に関する国の検討において、機構独自の知見・技術や連携を活かして化学物質の評価・管理技術の導入や制度等の見直し・運用改善に係る提案を行い、行政や産業界に積極的に働きかけることにより制度改善等につながり、社会や産業界に対し指標で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献したことから、自己評価 S とした。</p> <p>○高分子化合物の安全性評価 (高分子フロースキーム) の合理化</p> <p>GX の進展等により新規化学物質の開発が活発化すると見込まれる中、化学物質管理政策においては、安全性の確保と技術創出・円滑な社会実装の両立に加え、将来的な審査負荷にも耐え得る制度的対応が求められている。高分子化合物は有害性の懸念が低いものが多いため、欧米等では一定の条件を満たす場合には届出を免除する制度が導入されている一方、日本の化審法では、原則として全ての高分子化合物について届出及び公定試験の実施が求められており、事業者・行政双方の負担軽減を図る余地があった。これに対し、機構は、約 1,500 物質分の膨大な試験データの分析に基づき、試験を省略した場合でも安全性を確保できる科学的根拠を整理・体系化したうえで、合理的な評価基準及び評価フローを新たに構築した。検討過程においては、従来の原則試験実施の考え方からの転換を伴うことから、専門家及び関係省庁から、安全性確保の妥当性等について多数の指摘が寄せられたが、機構は、これまでに蓄積してきたデータを科学的根拠として丁寧かつ粘り強く説明を重ねた。その結果、令和 7 年度の 3 省合同審議会において新たな評価手法として承認され、化審法の制度改正につながった。さらに、制度改正後の申請様式、</p>

持続的な影響を与えた。

③ 考慮要素について

機構の法執行支援業務を通じて蓄積したリスク評価の知見、PRTR届出データの解析力、事業者実務に精通した技術的知見を総合的に活用し、リスク低減の余地がある物質・事業所を特定したうえで、個別事業所の工程・管理実態に踏み込んだ技術的助言を実施した。その結果、事業者の自主管理能力の向上により、例年の約2倍の事業所において排出量の精緻化等を実現させる顕著な成果をもたらすと同時に、排出量精緻化によりPRTR届出データの信頼性が向上し、化審法リスク評価における不確実性の低減に資することから、行政のリスク評価・規制判断の精度向上と資源配分の最適化に実質的に大きく貢献した。

また、国際的な非動物試験シフトと構造活性相関（QSAR）等の新手法や事業者データの有効活用へのニーズの高まりを受け、機構が確立した化審法Weight of Evidence（WoE）評価手法に個別物質（4物質）の生分解性評価への適用実績を拡大した。これを受け、WoE手法は国内外の関係機関から注目を集め、制度設計や自主的取組の基盤として活用され始めており、機構による新たな評価技術の実績が国際動向等を踏まえた化学物質管理のスコープ拡大に貢献している。

その他の取組として、機構の化審法リスク評価の知見及び法執行支援業務で得られた情報を活かしたベトナム化学品法改正における技術的支援を行った。機構は、2015年以降、「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」の下で締結された経済産業省とベトナム商工省との間の協力文書内に位置づけられたローリングワークプランに基づき、化学品法の運用支援としてベトナムの実情に合わせたリスク評価手法の検討やインベントリ作成の支援を実施してきた。この日本の制度をベースとした制度設計支援の実績が基盤となり、今般のベトナム化学品法改正において、化審法のリスク評価や化審法インベントリ導入の可能性について機構の知見を提供した結果、経済産業省が公表する化審法の既存化学物質及び新規化学物質のリストが、米国化学品規制（TSCA）及び欧州化学品規制（REACH）と並びベトナム当局が正式に認定する外国規制インベントリとして改正化学品法政令に明記された。この制度反映により、ベトナム向け化学品輸出における新規化学物質の試験・審査コスト等を回避し、ベトナム向けの円滑な輸出による日本の化学産業への利益を確保するという効果にとどまらず、日本の制度の枠組みが国境を越えて活用される先進事例となった。

審査フローや運用方法の設計まで行い、制度が現場で円滑に機能するよう実装レベルまで落とし込んだ。これにより、事業者にとっては試験実施の最適化による負担軽減、行政にとっては審査の効率化という、双方にとって大きなコスト削減効果をもたらす制度改善を実現した。なお、本取組は機構と経済産業省の緊密な連携のもと推進され、経済産業省のMVV（Mission Vision Value）を体現したチームを表彰する、経済産業省全省を対象とした表彰制度において、MVT（Most Valuable Team）賞を受賞した。

○GHSに関するJIS改正を通じた事業者の円滑な法規制対応への貢献

GHSは化学品の危険有害性を国際的に統一した基準で分類・表示する枠組みで、日本では事業者が化管法・安衛法・毒劇法に基づき安全データシート（以下「SDS」という。）の作成及びGHS分類を行う際の基準として、JIS Z 7252・7253が用いられている。機構は、国連GHS文書改訂9版に対応するJIS改正原案作成において、国連GHS文書改訂10・11版に含まれる非動物試験（in vitro/ex vivo）の先行的反映や、発がん性等の危険有害性区分の分類判断のためのデータが不足している場合に選択する区分の適正化を提案し、その内容が関係省庁・専門家・産業界における検討に活用され、JIS原案作成委員会及び日本産業標準調査会における審議を経て、改正JIS（2025年12月制定）に反映された。機構の提案はGHS運用の枠を超え、非動物試験データの活用範囲の拡大や、GX等により重要性が高まるサプライチェーン上の伝達情報の適正化といった化学物質管理に係る国内インフラの高度化に貢献するものである。また、GHS・JIS化は単なる国際基準の翻訳・規格化ではなく、国際整合性・国内法令・業界ニーズの同時成立を実現するための専門性・実務理解・交渉力が求められる高度な専門業務であり、全てを有する機構だからこそ具体的かつ実行可能な提案を提示し、議論を実質的に前進させることができた。さらに機構は、JIS改正を踏まえたガイダンス文書及びツール（NITE-Gmiccs）の改修を行い、JIS改正直後から現場実務で混乱なく対応できる環境を整備することにより、事業者の法規制対応の円滑化や国内事業者実務の国際整合性を担保した。機構の取組により、事業者におけるGHS分類の判断基準が明確になることで、製品のサプライチェーン上に流通する危険有害性情報の精度向上を通じた、製品を扱う事業者の安全確保、法令遵守や事業者間の信頼性に基づく事業継続性の担保といった顕著な社会的・経済的効果をもたらした。

○事業者による規制物質の排出削減のためのコンサルテーション

産業活動を継続させながら規制物質の排出量を低減させるため、機構は、PRTR届出排出量が上位の事業所及びその事業所を管轄する自治体に対し、化審法のリスク評価結果などの情報に基づき、化学物質の自主管理のための支援を行ってきた。令和7年度は、過年度からフォローしている物質に加え、化管法施行令改正によって新たにPRTR届出対象となった物質（195物質）も考慮し、化審法のリスク評価の結果を踏まえて規制の適正化を念頭に対象物質を選定し直し、9物質・9自治体・18事業所・2業界団体に対してリスク情報の提供等を行った。中でも、半導体製造に欠かせない重要物質であるテトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドについては、直近の化審法リスク評価結果とPRTR届出情報に基づきリスク懸念の可能性をつきとめ、今後の需要増による排出量増加の可能性を見込み、関係業界団体を巻き込ん

だ啓発活動を行うなど、我が国産業の健全な発展と国民の安全安心な暮らしの実現の両立を重視しながら、より効果的な方法も模索した。最終的には、中立的かつ専門的立場を有する機構ならではの個別事業所の工程・管理実態に踏み込んだ技術的助言に基づき、過年度からコンサルテーションを実施していた7事業所（5物質）において排出量の精緻化・削減が行われ、全国レベルでリスク懸念箇所数が減少した。この結果、事業者の自主管理能力の向上を定量的成果として実現すると同時に、行政のリスク評価・規制判断の精度向上とより安心・安全な生活環境の確保に実質的に貢献した。

○機構が確立した WoE 手法に基づく生分解性評価の運用の進展

動物実験代替法は OECD において標準化が進んでおり、日本でも国際整合性の観点から活用ニーズが高まっている。また、化審法の法定試験は高額で国の保有データに限られるため、QSAR などの新手法や事業者保有データの活用が課題となっている。これを受け、法定試験データ以外のデータを含めて様々なデータを用いた評価を促進するため、令和6年度に機構が生分解性の WoE マニュアルを作成し、化審法リスク評価での活用が制度化された。動物実験代替法の研究は世界的に進展しているが、OECD QSAR アセスメントフレームワーク（QSAR の予測結果の信頼性を評価するためのガイダンス）を法規制に導入したのは日本が初めてであり、国際的にも先導的な取組となっている。

WoE は、複数の情報を統合し信頼性の高い情報を重視して総合的に判断する方法であり、科学的な根拠に基づき各情報の重み付けを適切に行い、専門家の異なる意見を集約して最適解を導く必要がある点に難しさがあるが、機構の技術的知見と制度への深い理解により、条件が異なる様々な物質に対し評価の運用実績を着実に築き、生分解性 WoE 評価の実用性を向上させ、リスク評価の合理化・加速化に貢献した。

令和7年度は、4物質について、評価難易度の高い混合物の評価や、化審法新規審査の類似物質データ及び海外から入手した事業者データを組み合わせた評価を実践し、3省合同審議会及び経済産業省の外部有識者会議において、多様な見解を持つ専門家とともに法定試験データと同等の信頼性を裏付けるデータの組み合わせと評価結果の妥当性について議論を重ね、規制判断に資する評価実績を確立した。

さらに、化審法への生分解性 WoE 手法導入を契機として、評価実績の蓄積が進み、事業者からのデータ提供の促進、法定試験データ以外の活用拡大、生分解性以外の評価項目への展開といった波及効果が生じている。また、WoE 手法の高度化を促す好循環を生み出しており、リスク懸念の高い物質の評価に行政リソースを重点配分するという制度的転換の実現に資する重要な意義を有している。

○ベトナム化学品法改正における技術的支援を通じた輸出産業への貢献

経済産業省主導の「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」の下で2015年頃から行ってきたアジア諸国への化学物質管理向上に資する取組の一環の中で、機構は、2015年にベトナムと締結したローリングワークプランに基づく化学品法の運用支援として、ベトナムの実情に合わせたリスク評価手法の検討やインベントリ作成の支援を実施。日本の制度をベースとした制度設計支援の実績が基盤となり、ベトナム化学品法において

		<p>化審法のリスク評価や化審法インベントリ導入の素地ができていた。今般、ベトナム化学品庁からの求めに対し、改めて化審法のリスク評価結果の有効かつ簡易的な活用方法や、化審法データベース（J-CHECK）収載の化審法インベントリデータのベトナム法規制への適用方法の検討を行い、情報提供した。その結果、米国 TSCA 及び欧州 REACH のインベントリと共に、化審法のインベントリが新規化学物質の審査が簡易化される外国規制のインベントリとしてベトナム化学品庁により認定され、2026 年 1 月施行のベトナム化学品法政令に反映された。</p> <p>これによりベトナム化学品法の改正に伴う日本からの化学品輸出への障害を最小限とし、ベトナム向けの円滑な輸出確保により広く日本の産業界に貢献した。ベトナムは、日本の化学品産業界にとって重要な輸出国であるだけでなく、化審法の新規化学物質の届出用途の 15%以上を占める電気・電子材料の輸出先としてチャイナプラスワン戦略的に重要な拠点であることから、本成果の日本の化学産業界に対する影響は極めて大きい。</p> <p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際条約における規制対象物質の増加、化学物質のライフサイクル全体を対象とする国際枠組み（GFC）の具体化、循環経済への移行など、化学物質管理の範囲が拡大しつつあることを踏まえた政策検討が求められる中、これまでの法執行支援を通じて蓄積してきた情報・技術等をもとに、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案等を積極的に行うことを期待する。 <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、国際的な規制強化や循環経済への移行といった社会的課題を背景に、従来の法執行支援で蓄積してきた技術的知見・技術基盤を活用し、政策検討の初期段階から制度設計・運用改善につながる具体的提案を積極的に行った。 ・そのひとつが化審法第一種特定化学物質の再生プラスチック等への含有濃度基準値の設定に係る検討である。国際的な資源循環の促進等を背景として再生材の利用拡大が見込まれる中、再生材に含まれる第一種特定化学物質の取り扱いについて、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会制度構築ワーキンググループ（2025 年 7 月報告書とりまとめ）の議論も踏まえ化学物質管理と資源循環促進を両立させるべく、化審法の第一種特定化学物質が非意図的に含有する場合の濃度基準値の設定を検討することとなった。この検討において、機構は、欧州 POPs（残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants））規則等の海外制度の精査、類似事例に基づく簡易的なリスク確認に基づき代表的な 3 物質について濃度基準値設定の考え方を構築し、基準値案を提案した。機構が構築した考え方は他の物質にも応用可能であり、持続的な制度改善検討に資する取組である。
<p>【事業計画 1. (1) 関連】</p>	<p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <p>●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援</p> <p>新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 90 件に対応し、うち、審議会で 30 件審議した。</p> <p>また、国による新規化学物質審査の支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 162 件作成した。</p>	<p>経済産業省の要請・指示に基づき、新規化学物質審査支援から GLP 査察、各種申出確認、立入検査及びシステム運用まで一連の業務を確実に遂行した。特に、事業者相談対応（90 件）や審査資料作成（162 件）、QSAR による予測結果の情報提供（133 物質）などを通じて審査業務に貢献したほか、</p>

<p>【指標 2-1】 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数/化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●分解性及び蓄積性に関する QSAR による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対する QSAR の計算の結果、及び難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについては過去に審査された類似物質の試験結果をとりまとめ、経済産業省に 133 物質情報提供した。</p> <p>イ 経済産業省の指示に基づき、GLP に係る試験施設の基準適合確認を実施する。 GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））査察 2 件について着実に実施した。加えて、試験施設が基準適合確認の申請を行う際の添付書類の様式について関係省庁と調整を行い、OECD の GLP 原則を準拠する国内の全ての分野（化学品、医薬品、農薬等）で統一した。</p> <p>ウ 化審法における少量新規化学物質の申出に関する（中略）技術的事項の確認を行う。 少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認を 25,607 件、うち 19,306 件を QSAR で評価した。 少量新規化学物質の申出における技術的事項の確認について、第一種特定化学物質類似構造物質検出とその確認作業の順序変更を経済産業省に提案し、QSAR 作業の合理化と工数削減につなげた。</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等の申出書類（中略）技術的事項の確認を行う。 中間物等の申出書類の技術的事項について 95 件確認した。</p> <p>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、（中略）的確に実施する。（後略） 中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査を 19 件、少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査を 11 件、少量新規化学物質の立入検査を 20 件、低生産量新規化学物質を 13 件実施した。</p> <p>カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。 化審法の執行・執行支援業務に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムについて、必要な保守、運用を適切に実施した。</p>	<p>少量新規化学物質の大量処理（25,607 件）においては業務フローの改善提案により効率化・工数削減を実現した。また、GLP に係る試験施設の基準適合確認申請書の添付書類について、国内全ての分野（化学品、医薬品、農薬等）の様式を統一して試験施設の負担軽減に貢献するなど制度運用面の改善にも寄与し、全体として正確性と効率性の両立を達成した。</p>
<p>【事業計画 1. (2) 関連】 【指標 2-1】化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する国に対する情報提供物質数/リスク評価 II 以降に関する国に対する情報</p>	<p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等（中略）集計する。 経済産業省に届出された物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施し、この結果を用いて令和 8 年度以降事業者が届出に使用する物質リスト 108,329 件を更新し、令和 8 年 4 月 1 日公開の準備を行った。このうち、経済産業省に届出された一般化学物質（化審法における新規化学物質並びに優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質と指定されている物質以外の化学物質）7,789 物質及び優先評価化学物質（リスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質）221 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、同省から公表された。</p> <p>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価に必要な情報を収集・整理し、評価案を作成し、3 省に提供する。 一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出して暴露クラス付けを行い、有害性情報（人健康及び生態影響）を踏まえて優先評価化学物質に指定するべきかどうかのスクリーニング評価を行った。</p> <p>ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価（中略）3 省に提供する。 リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」とに大きく分かれる。さらに、リスク評価（一次）は、評価を進める優先順位付けを行う「評価 I」、事業者からの詳細な用途等の取扱い情報の報告要否を判断するための「評価 II」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いた有害性調査指示の要否を判断するための「評価 III」の三段階に分かれる。 評価 I を実施する際に、人健康影響について 115 物質、生態影響について 126 物質取り扱った。また、評価 II 以降については、3 省が作成した「評価 II の実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 4 物質については、機構が提供した情報に基づく評価が 3 省合同審議会にて審議された。</p>	<p>化審法に基づく製造・輸入数量の集計からスクリーニング評価、リスク評価まで一連の業務を着実に実施した。特に、届出内容の技術的な確認を全件実施し、物質リスト（108,329 件）の更新及び公表準備を行うとともに、一般化学物質や優先評価化学物質の数量集計結果の取りまとめに貢献した。さらに、スクリーニング評価や優先評価化学物質のリスク評価において多数の物質を適切に評価し、政策判断に資する情報を提供したほか、評価業務を支えるシステムの保守・運用・改修を適切に実施し、業務の安定的遂行を確保した。特に、POPs 条約附属書に追加されたことにより化審法の第一種特定化学物質への指定が必要となった MCCP については、リスク評価を迅速かつ的確に遂行することにより経済産業省による関係業界等との協議に必要な材料を揃え、3 省合同審議会における MCCP のエッセンシャルユースの議論に実質的に貢献した。</p>

<p>提供物質数（全件実施）</p>	<p>エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価（中略）3省に提供する。 令和7年4月から5月に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）第12回締約国会議（COP12）において条約附属書へ追加され、同年6月及び9月の3省合同審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の決定がなされた金属加工油・難燃性樹脂原料等（中鎖塩素化パラフィン：MCCP）について、エッセンシャルユースに関するリスク評価書案を作成した。</p> <p>オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。 化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価等に係る内部ツール群について、必要な保守・運用・改修を滞りなく実施した。</p>	
<p>【事業計画 1. (3) 関連】</p> <p>【指標 2-1】新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）</p>	<p>●化審法公示名称原案の作成 経済産業省の要請に基づき、新規審査判定時の名称付与 93 件、第一種特定化学物質の名称付与 122 件（政令名称 5 件、省令名称 117 件）、優先評価化学物質候補の名称付与 6 件を実施し、公示名称の原案を提供した。第一種特定化学物質の省令名称については、POPs 条約における指定物質の構造式及び名称の確認作業を NITE-CHRIP 担当者と連携しながら行い、情報の正確性確保と、法施行支援から情報基盤整備に係る機構内の一連の作業の効率化につなげた。</p> <p>●労働安全衛生法（安衛法）公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供（全件実施） 安衛法において新たに公示される化学物質について、厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を 634 件提供した。</p> <p>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用及び人材育成への取組 日本化学会命名法専門委員会（オブザーバ参加）及び IUPAC 高分子部会年会に出席し、IUPAC 命名規則に関する国内外の命名法専門家と意見交換を行った。また機構内での名称付与力の向上及び指導力の強化を目的として、中堅職員が講師となり、新たに名称付与業務に従事することとなった職員含む部門全体を対象とする名称勉強会を開催した。さらに各新任者に対し中堅職員を指導者として個別に指名し、命名業務に関する OJT 教育を行った。</p>	<p>化審法及び安衛法に基づく公示名称の原案作成を着実に実施し、新規審査・第一種特定化学物質・優先評価化学物質等に係る名称付与（計 221 件）及び安衛法公示名称（634 件）の提供を通じて制度運用を支援した。特に、第一種特定化学物質の省令名称の検討においては、省令改正及び施行の予定から NITE-CHRIP での情報公開のタイミングを逆算し、POPs 条約の指定物質の構造式及び名称確認を NITE-CHRIP 担当者と連携して行い、情報の正確性向上と業務効率化に貢献した。また、IUPAC 命名規則の知見を更新するとともに、勉強会や OJT を通じて育成者の育成も含めて人材育成を推進し、組織全体の名称付与能力の底上げに寄与した。</p>
<p>【事業計画 1. (4) 関連】</p>	<p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、データの更新を行う。 3省共同化学物質データベースについて、計画どおりシステムの維持管理及びデータ更新を実施した。また、令和7年4月に運用が開始された機構の次期共通基盤情報システム上のサーバへのシステム及びデータの移行を実施した。</p> <p>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。</p> <p>ウ 3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECK について、システムの維持管理を行い、必要に応じて3省との合意に基づき改良を行う。 J-CHECK は、3省と合意した計画のとおり、システムの運用保守及びデータ更新（7回）を実施した。3省データベースシステムと同じく、令和7年4月に運用が開始された機構の次期共通基盤情報システム上のサーバへのシステム及びデータの移行を実施した。 これまで J-CHECK には国の既存化学物質安全性点検により得られた化学物質の試験結果について、要旨やフルレポートの一部等、試験結果の概要を掲載してきた。一方で、フルレポートを入手したいという利用者の要望が多いことから、令和5年度から生態影響試験のフルレポート化を開始した（試験件数ベースで令和7年度は496件、累計1,451件）。令和7年度は分解度試験及び濃縮度試験についてのフルレポート化も開始した（試験件数ベースで8件）。</p>	<p>3省共同化学物質データベース及び J-CHECK について、計画どおりデータ更新とシステムの維持管理を着実に実施し、安定的な運用を確保した。特に、機構の次期共通基盤情報システム上のサーバへのシステム及びデータの円滑な移行を実現するとともに、法執行上重要な情報基盤の整備に貢献した。また、国の既存化学物質安全性点検で実施した生態影響試験、分解度試験及び濃縮度試験のフルレポートの掲載を推進し、事業者による他国での化学物質登録手続きやリスク評価での活用などのニーズに応え、情報の充実と利便性向上に寄与した。</p>

<p>【事業計画 1. (5) 関連】</p>	<p>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、分解性・蓄積性等に関する試験法、類推法、推計法、又は様々な情報を活用する総合的な評価手法の化審法での適用や運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>●証拠の重みを勘案した総合的な評価手法（WoE）の適用</p> <p>法定試験以外のデータも活用して評価する WoE の手法について、令和 6 年度に化審法リスク評価での活用を制度上位位置づけた「化審法リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施マニュアル」に基づき、分解性の検討を行った。生分解性評価が困難な混合物等 4 物質に対し、法定試験法データや事業者から提供された非 GLP データ、海外事業者から提供されたデータ等、幅広いデータを活用し評価を行い、評価結果について経済産業省の外部有識者会議において検討を行った。そのうち、2 物質の評価結果について、3 省合同審議会において審議・承認された（令和 7 年 7 月）。</p> <p>●合理化の提案と運用の実現に向けた取組</p> <p>有害性の懸念が低い高分子については、海外では届出の緩和対象とされている一方、化審法では公定試験の実施が必要であり、事業者にとってコスト負担が大きいという課題があった。これを踏まえ、機構は約 1,500 物質の膨大な試験データを分析し、安全性を確保しつつ試験省略が可能となる要件を整理し、新たな評価基準及び評価フロー案を取りまとめ、3 省合同審議会にて承認された。検討過程では、2 回にわたる 3 省合同審議会及びその前後の調整において、膨大な試験データに基づく裏付けを示しつつ丁寧な説明を重ね、審議会委員及び関係省の理解と合意形成を図った。また、経済産業省と連携し、合理化内容を反映した化審法関連通知の改正案を作成するとともに、制度導入に向け、審査資料フォーマットの整備や審査フローの見直しなど、実務的な運用設計を行った。</p> <p>イ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、スクリーニング評価・リスク評価を加速化するための効率的な評価手法や運用方法、より効果的なリスク管理につながる評価手法や運用方法の精緻化や改良に加え、評価未着手物質の評価を進めるための評価手法の開発を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を支援する。</p> <p>リスク評価に必要な物理化学性状（水-オクタノール分配係数（logPow））の実測が困難な界面活性剤について、logPow の試験方法の 1 つである低速攪拌法により安定的にデータを得るための試験条件を最適化した。また、最適化した試験条件により、30 種類の界面活性剤の logPow を実測し、再現性が高いデータが得られることを確認した。本成果に基づく論文は、査読付きの論文誌に掲載され、学術的妥当性が確認された。また、本成果は、経済産業省の外部有識者会議において、化審法のリスク評価の標準試験法としての採用が承認された。さらに、事業者の自主管理への活用を目的とし、令和 8 年度の公開に向け、外部の専門家による査読を経た試験法の測定ガイダンスを作成した。</p> <p>ウ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数は、新規化学物質と一般化学物質のスクリーニング評価、新規化学物質の特例制度の数量調整並びに化管法の対象物質選定の排出量推計に使用されている用途分類と排出係数の元となっている。これらの見直しに当たっては、化学物質のライフサイクル全体を考慮する国内外の関連制度の議論の動向も考慮しつつ、より実態を反映させたものとなるように検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。そのうち、長期使用製品の使用段階の排出量推計手法については、製品含有化学物質の暴露評価手法への活用も視野に入れて情報収集や手法の検討を行うものとする。</p> <p>令和 3 年の化管法政令改正により、新たに PRTR 届出の対象となった物質について、令和 6 年度の届出状況・排出状況の分析を経済産業省とともにを行った。</p> <p>エ 上記以外の評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等に係る課題について、必要に応じ、技術的・実務的な観点から積極的に経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>国際的な循環経済への移行により資源循環促進と化学物質管理の両立を図る制度設計の検討の必要性が高まっていることから、化審法において、プラスチック再生材等に第一種特定化学物質が不純物として含まれる場合の許容濃度基準値を制度上取り入れるための検討を行った。検討に当たっては、国内外において基準値が設定されている類似物質等の評価を参考とした簡易的なリスク確認や、欧州委員会へのヒアリングや文献調査等により、欧州 POPs 規則等諸外国の情報についても収集・精査し、基準値策定方針を整理の上、MCCP、PeCB、PCP の 3 物質について基準値案を経済産業省に提案した。</p>	<p>蓄積した技術的知見及び新たに収集した情報を活用し、評価手法の高度化と制度運用の合理化に向けた提案を行い、その実現を支援した。</p> <p>特に、証拠の重み（WoE）に基づく総合的な評価手法については、生分解性 WoE マニュアルの改良も視野に入れ、個別物質ごとに、法定試験データと同等の信頼性を裏付けるデータの組合せを検討して評価実績を積み上げ、規制判断に資する実践的な評価手法を構築し、適用実績を拡大した。これは、規制判断に資する評価実績の構築のみならず、化審法リスク評価手法の高度化・合理化に資する貢献である。また、本手法は関係機関から注目を集め、制度設計や自主的取組の基盤として活用され始めており、機構による新たな評価技術の実績が国際動向等を踏まえた化学物質管理のスコープ拡大にも貢献しているという点で計画を質的に上回る成果である。</p> <p>また、高分子の安全性評価合理化については、4 年間にわたり継続してデータ分析及び制度設計を行い、合理化案の中核となる要件整理並びに評価基準及び評価フローの構築に主体的に取り組んだ。さらに、審査資料フォーマットの整備や審査フローの見直し等、制度改正後の円滑な運用を見据えた実務的な運用設計を行った。本取組により、高分子に係る公定試験の省略が可能となる新たな評価枠組みが制度として導入され、試験期間及び費用の大幅な縮減が見込まれるなど、事業者負担の軽減と審査効率化を両立する成果に貢献した。本件は、化学物質の評価・管理技術の導入及び制度見直しに関する機構の提案が、国の審議会における検討において活用され、制度改正及び運用改善として具体化したものであり、国際動向も踏まえた規制合理化を実現した特筆すべき成果として、計画を質的に上回る成果である。</p> <p>さらに、界面活性剤に対する新たな logPow 評価手法を確立し、測定が困難な界面活性剤に対する再現性の高い評価を可能とすることで、環境暴露量推計の精度向上及びリスク評価の精緻化に寄与した。</p> <p>加えて、機構による POPs 関連 3 物質（MCCP、PeCB、PCP）の基準値案及び策定方針の提案により、「利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Technology/Techniques）」の原則に基づく報告手続きの合理化や事業者負担の軽減に資する制度見直しに貢献した。機構が構築した基準値策定方針は資源循環促進と化学物質管理の両立に向けた今後のプラスチック再生材等に含まれる第一種特定化学物質の濃度基準値設定の基盤となるものであり、制度改善に資する先導的な成果となった。</p>
--------------------------------	---	--

<p>【事業計画 2. (1) 関連】</p> <p>【指標 2-1】</p> <p>PRTR データ集計の実施件数（全件実施）</p>	<p>① 事業者等からの届出データの集計等</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計（中略）データの正確性を確保する。</p> <p>PRTR 届出データ（32,208 件）の記録・集計を行い、届出外推計結果（届出事業者以外からの排出）を合わせた公表データ等を作成した（国から令和 8 年 2 月 27 日に公開）。また、内容照会について令和 6 年度は 9 月から開始していたが、令和 7 年度は 1 ヶ月早めて開始したことにより、289 件から 339 件に増加したものの、明らかに誤りと思われる内容に絞って照会したことから、修正率 71%（令和 6 年度 75%）、排出量・移動量の是正量は総計約 4,201 トン（令和 6 年度約 5,941 トン）となり、令和 6 年度に引き続き、効率的に届出内容の正確性を確保した。さらに、PRTR 事務処理の効率化を図るべく、書面届出からより事務処理の負担が少ない電子届出への切り替えるように、事業者向け講習会などを開始するなど電子届出を促した結果、電子届出の割合が 90.2%と 9 割を超える結果となった。また、書面届出についても、Robotic Process Automation（RPA）の活用と RPA シナリオの微修正を行い、業務効率化を図った。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の（中略）システムの運用等を行う。</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。</p> <p>ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。</p> <p>自治体向けだけではなく、事業所向けにも講習会を開催し、電子届出の促進や適切な届出に貢献した。また、国及び自治体が主催する説明会及び講演会に講師を派遣し、化管法政省令改正の内容とともに電子届出の促進や排出・移動量の算出に関する要点等の説明を実施した（計 6 回）。その他、届出開始の案内や排出量等算出の要点等を公開し、PRTR 啓発活動を実施した。</p> <p>エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問い合わせに適切に対応する。</p> <p>令和 6 年度は政省令改正による対象物質や様式の変更に伴い、約 4,500 件までに増加していたが、令和 7 年度は適切な情報発信を発信することで約 3,100 件に減少した。それらの問い合わせに適切に対応し、さらに AI チャットボットを運用し、学習対応させたり、ホームページ等での情報を充実させたりすることで、事業者の円滑な届出及び自治体等の円滑な事務処理を支援した。</p> <p>② 解析結果の普及・活用促進等</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。</p> <p>届出対象である 515 物質（全件）の解析結果を提供し、令和 8 年 2 月 27 日に国から公表された資料「令和 6 年度 PRTR データの概要」に活用された。</p> <p>イ PRTR データについて地図上に表示可能な形式でのデータ提供とその活用方法を提示すること等により、事業者等と国民とのコミュニケーションや事業者等の化学物質の適正管理の検討を促進し、排出量及び濃度等の暴露情報について事業者等が自らに必要な情報を視覚化し検討できるよう情報提供を行う。</p> <p>事業者や自治体の自主管理に役立てるため、PRTR 対象化学物質の届出大気排出量、推計大気排出量及び濃度を地図情報システム（GIS）で表示可能な形式等でダウンロードデータとして公開した。また、データの利活用を促すためのマニュアルを利用者によりわかりやすいものに改善し、PRTR データの活用方法について講習会でも紹介した。</p> <p>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</p> <p>PRTR 届出データの経年変化や意見交換後の情報を踏まえ、令和 6 年度以前に訪問した事業所のうち 9 事業所について事後確認を行った。例年は平均 4 事業所において排出量の精緻化・削減を実現してきたが、対象事業所に対して環境リスクを説明したうえで、事業所から排出量の算出方法や当該物質の処理状況を正確に聞き出し、リスク懸念がある物質の排出量を精緻化・削減する具体的な手段について助言を行ったことにより、令和 7 年度は 5 物質・7 事業所において</p>	<p>PRTR 届出データの確認・集計（32,208 件）及び公表データ作成を的確に実施し、届出内容の精査や照会手法の工夫により、効率的にデータの正確性向上を達成した。また、電子届出の促進（90.2%）や RPA 活用により業務効率化を実現するとともに、システム運用や講習会・問い合わせ対応の充実を通じて、事業者及び自治体の円滑な業務遂行に貢献した。さらに、PRTR データの解析結果提供や GIS 表示可能形式での情報公開、マニュアル改善等によりデータ利活用を促進したほか、届出データの精緻化や推計手法見直し、制度改正に向けた分析・提案にも取り組み、制度運用の高度化と合理化に寄与した。</p> <p>また、PRTR 届出データを活用し、リスク懸念地域の自治体及び事業所に対して、訪問や Web 会議等を通じた助言を実施し、地域の環境行政への活用及び事業者の自主管理の推進に寄与した。令和 7 年度は、令和 6 年度以前に訪問した事業所を含め、合計 9 物質・9 自治体・18 事業所・2 業界団体に対してリスク情報の提供を行った。その結果、5 物質・7 事業所において排出管理の改善が実現し、技術的課題の解決を通じて自主管理能力の向上につながった。これは、将来的な行政によるリスク評価時の規制適正化にも寄与する成果である。さらに、新たに選定した 6 物質・9 自治体・9 事業所においても、機構の助言により排出管理改善が進められており、さらなる排出量精緻化・削減が見込まれる。加えて、2 物質に関する業界団体への啓発活動を通じて継続的な連携体制を構築し、業界全体での化学物質管理の改善を促進することで、規制の適正化に貢献した。本取組により、事業者の自主管理能力の向上を定量的成果として実現すると同時に、例年の約 2 倍の事業所において排出量の精緻化等を実現し、行政のリスク評価・規制判断の精度向上とより安心・安全な生活環境の確保に実質的に寄与したという点において特筆すべき成果である。</p>
--	---	--

	<p>排出管理の改善が行われていることを確認した。</p> <p>また、化管法政令改正によって新たに PRTR 届出対象となった物質（195 物質）も考慮し、化審法のリスク評価の結果を踏まえ、新たに 6 物質・9 自治体・9 事業所を選定した。自治体とあわせて選定した事業者に環境リスク情報の提供を行うとともに、自主管理の改善を促すよう働きかけた。うち 2 物質については、関係する業界団体に個別事業所ではなく、業界全体で化学物質管理の改善に取り組む重要性について、啓発活動を行った。</p> <p>③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案</p> <p>ア PRTR 排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。</p> <p>届出情報の照会を実施し、PRTR 届出データの精緻化に貢献するとともに、照会から得られた知見をまとめた。また、PRTR 届出外推計手法の見直しに関し、経済産業省とともに 10 業界団体へのヒアリング及び専門家を交えた検討会に参加した。</p> <p>イ 次の化管法の見直しに向け、化審法の排出係数見直しと連携し PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等、届出処理の効率化・合理化等の運用改善及び制度の見直しについて検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>令和 3 年の化管法政令改正により、新たに PRTR 届出の対象となった物質について、令和 6 年度の届出状況・排出状況の分析を経済産業省とともに行った。</p>	
<p>【事業計画 2. (2) 関連】</p> <p>【指標 2-1】 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数/化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施）</p>	<p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>令和 7 年度は、化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いを 31 事業所（うち事前調査を 15 事業所、実態調査を 1 事業所）に対して実施し、夏休み期間を除き年間を通じて査察対応に従事した。化学兵器禁止機関（OPCW）による国際査察の効率化の意向を受けて令和 5 年度から始まった 3 連続検査が 4 回実施された。また、分析付き検査が 6 年ぶりに実施された。経験者が少ない中、分析事前準備、分析装備品運搬及び事業所における現場分析支援を滞りなく実施した。検査団と同じ試料を分析した対抗分析では OPCW 国際査察団と同等の分析結果を得ることができ、機構における分析能力を維持できていることを検証した。対抗分析用の分析機器は従来のリース機器から製品安全センターの機器に変更して初めての実施であったが、問題なく移行することができた。また、立入検査における判断基準の一層の明確化や検査の効率化を目的として経済産業省に提案して改良したマニュアル及びチェックリストに基づき、6 事業所における立入検査を効率的に実施した。</p> <p>イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>OPCW の会議に Web 会議で参加し（3 件）、国際機関による検査の動向に関して情報収集を行った。</p>	<p>経済産業省と緊密に連携した事前準備により、3 連続の立会い業務を円滑かつ確実に遂行した。特に令和 7 年度は、6 年ぶりに実施された分析付き査察について、経験者が少ない中、事前準備、対抗分析及び事後処理の一連の業務を問題なく完遂し、関連マニュアルの更新や新たな課題の抽出にもつながった。また、査察が想定される事業所への立入検査を実施することにより、令和 8 年度以降の分析付き査察にも即応可能な体制を構築した。さらに、製品安全センターの装置活用体制を整備し、従来のリース費用削減に貢献したほか、機構で作成したマニュアル及びチェックリストの活用により、立入検査の事前準備と実施の効率化を実現し、事業者・行政双方の負担軽減に寄与した。</p> <p>加えて、OPCW の会議への参加を通じて国際機関による検査の動向や他国での検査対応方法を把握し、国内検査対応の改善に資する知見を得た。</p>
<p>【事業計画 3. (1) 関連】</p> <p>【指標 2-1】 各法執行支</p>	<p>ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>令和 7 年度は、合計 6 回の NITE-CHRIP 更新作業を行った。ユーザー等の要望を把握するため 11 社と個別のヒアリングを行い、それらご意見等を踏まえ、麻薬及び向精神薬取締法（以下、「麻向法」という。）対象物質及び欧州 REACH の制限物質を新規情報源として追加した。麻向法の追加については、所管省庁である厚生労働省と連携し、国内公的機関が提供するデータベースとしては初めて CAS 登録番号からの検索を可能とした。また、麻向法の NITE-CHRIP 掲載につい</p>	<p>NITE-CHRIP をはじめとする各種情報基盤について、データ更新及び運用・改修を着実に実施し、国内外の最新法規制情報や有害性情報の提供を通じて、事業者の適切な化学物質管理と規制対応を支援した。特に、事業者から掲載の要望があった麻向法対象物質や REACH 制限物質等の新規情報源の追加や検索性改善により、資源循環・国内外規制動向への対応力及び利便性の向上に貢献した。</p> <p>また、政府 GHS 分類結果及び「NITE 統合版 GHS 分類結果」の迅速な公表・</p>

<p>援業務で得られた情報の整備・提供／3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）が実施したGHS分類結果の確認及び公表件数（全件実施）</p>	<p>ては、日本化学品輸出入協会から事前に意見を得て、それを踏まえた修正を行い利便性の向上を図った。REACH 制限物質は、欧州で検討が進むPFASの包括的規制や循環経済関連法に対応した製品設計等の参考となるよう、新たな情報源として追加した。</p> <p>定常更新及び情報源追加を着実に実施しながら、ITツール及びRPAの活用や更新管理に係る作業の見直しにより、各情報源の定期的な情報収集作業の効率化を図った。さらに、ヒアリングで得られたユーザーの要望を踏まえ、NITE-CHRIPに関する説明動画を公開するとともに、次回更新予定の物質及び法規制情報を公開した。</p> <p>イ 事業者によるGHSに基づいた危険有害性情報についてのラベル及びSDS作成を支援するため（中略）を行う。</p> <p>●政府によるGHS分類結果の公表</p> <p>令和6年度分類実施分（186物質）（日・英）を令和7年7月に公表した（英語は分類根拠文を除く。）ほか、全ての危険有害性項目の分類根拠文を機構内で英訳した。また、令和5年度分類実施分（160物質）の分類根拠文の英訳（主に令和6年度に作成）を令和8年2月に公表した。さらに、各危険有害性項目の最新の分類結果のみを統合した「NITE統合版GHS分類結果」（日・英）に令和6年度実施分の分類結果を反映させた。</p> <p>●NITE-Gmiccsの情報更新、運用等</p> <p>令和7年度は、NITE-Gmiccsの使い方に関してNITE講座や経済産業省主催の化学物質管理セミナーで講演する等広報に努めるとともに、2025年12月のJIS改正に対応し、NITE-Gmiccsの改修を実施した。なお、NITE-Gmiccs利用者の利便性を考慮し、JISの5年間の暫定措置（猶予期間）は現在のバージョンも残すこととした。広報活動については、令和7年11月6日及び令和8年2月5日に開催された講習会で機構職員が講師としてNITE-Gmiccsの説明を実施（受講者合計（推計）約13,000人）。令和7年11月の講習会では、令和6年度に引き続き自動車サプライチェーンの上流側も含めた様々な分野の事業者等に向けてNITE-Gmiccsを発信した。また、事後アンケートにおいて、利用者から要望の多い汎用化学物質（政府GHS分類が実施されていない炭酸カルシウム、酢酸ナトリウム等）の分類結果をNITE-Gmiccsに掲載することを目指すGHS分類プロジェクトへの協力意向を確認し、40名程度の希望を得た。令和8年度より機構独自の新規プロジェクトとして本格実施を予定している。</p> <p>ウ AJCSDを的確に運用し、ASEAN各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。（後略）</p> <p>令和7年度は6回データ更新を行った。ASEAN各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中である。</p> <p>エ 提供情報等に関するユーザーからの問い合わせに適切に対応する。</p> <p>提供情報への問い合わせ（NITE-CHRIP 248件、J-CHECK 19件、GHS 228件、ケミマガ 14件）に迅速かつ適切に対応した。NITE-CHRIPで公開している問い合わせ先やFAQの見直しを行い、さらなる利便性の向上を図った。</p> <p>オ NITE-CHRIP、GHS総合情報提供分類結果公開サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD（中略）保守、運用、改修を行う。</p> <p>NITE-CHRIPについては、情報量増加に伴う検索性能低下に対応するため、性能維持向上のための改修を実施し、NITE-CHRIPの検索結果表示速度を改善した。</p>	<p>英訳対応や、JIS改正後NITE-Gmiccsへの即時反映及び現行版の運用継続により、サプライチェーン全体での化学物質管理の高度化と事業者負担の軽減を実現した。加えて、AJCSD（ASEAN Japan Chemical Safety Database）の計画的な更新や問い合わせ対応・FAQ充実による業務効率化を通じて、利用者満足度の向上と安定的な情報提供体制の確保に寄与した。</p>
<p>【事業計画3.（2）関連】</p>	<p>ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するため（中略）メールマガジン（NITEケミマガ）の配信を行う。</p> <p>化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のWebサイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。積極的な広報の結果、機構の活動が新聞に4回掲載された。また、メールマガジン「NITEケミマガ」を原則として毎週配信し、国内外の公的機関等から公表された化学物質管理に関する最新情報等（調査先URL数：166）を整理して提供した。配信回数は51回、配信登録者数は令和7年度末時点で14,566件となった（対前年度比約8%増加）。</p> <p>イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するため（中略）NITE講座などのセミナー等を主催する。</p> <p>例年事業者向けに社会人講座として開催してきたNITE講座は、受講者アンケートにおける要望を踏まえ、初学者向けに、各種法令（化審法、安衛法、化管法、消防法等）や欧米における化学物質規制、化学物質管理に関する情報収集</p>	<p>Webサイトやメールマガジン（NITEケミマガ）の情報発信を着実に実施し、特に週次での記事収集・編集・配信を遅延なく継続することで、事業者の法令改正等への迅速な対応を支援した。また、NITE講座を動画配信化し再配信にも対応することで受講機会を拡大し、各社の人事異動のタイミングで新人教育に活用する等、事業者ニーズに応じた柔軟な運用により化学物質管理リテラシーの向上に貢献した。加えて、NITE-Gmiccs操作実習の受講者アンケートでは手厚い指導への高い満足度と実務への有用性についての高評価が確認され、個別ヒアリングでは「機構のツールがステークホルダーとの共通言語になっている」との意見も得られており、ツールの実効的な活用促進に寄与した。さらに、例年以上に展示会出展やセミナー、SNS発信等を通じて多様な</p>

	<p>に関する講座のオンデマンド動画を配信し、3,022人が視聴した。さらに、2025年日本国際博覧会への誘致を兼ねて機構大阪事業所において対面形式のNITE-Gmiccs操作実習を開催し、14名に実習を行った。</p> <p>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進（中略）に関する情報発信を行う。 適切な化学物質管理を広く周知するため、行政機関に3件、産業界に8件、学会に4件、海外機関に4件の講師派遣を行った。また、水銀に関する水俣条約を契機とした一般照明用蛍光灯製造等廃止の周知及び消費者への古い蛍光灯器具の事故に関する注意喚起を行った。 事業者への情報発信の一環として、ケミカルマテリアルジャパン2025に出展し、機構の個別ブースで業務内容を紹介するとともに、セミナーではNITE-CHRIPの使い方を紹介した。セミナーでは、着席定員40名のところ100名以上の立ち見があり、参加者から講演資料のHP公開を要望されるなど、NITE-CHRIPへの着目度の高さを確認した。 また、一般市民への情報発信の一環として、記念日（〇〇の日）といった身近な題材を扱い、化学物質及び化学物質管理の関心や理解に資するようなSNS投稿を36件実施した。さらに、HPにおける「1分でわかる化学物質管理の動き」をリニューアル復活させ、新規評価手法（New Approach Methodologies：NAMs）や諸外国の動きに関する記事を6報公開した。</p> <p>エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、（中略）情報提供内容・手段の改良を図る。 機構で保有している情報の利活用や利便性向上等を図るため、川上から川下の業界・企業及び業界・企業における異なる立場の業務従事者（R&D部署や法規制対応部署等）と広く意見交換を行い、他のサービスとの差別化や、事業者の法規制対応により資する情報提供の内容及び在り方等を模索した。具体的には、ユーザーからの要望が多いAPI（Application Programming Interface）等の活用によるNITE-CHRIPの情報提供に関する企業へのヒアリングや、API等による効率的な情報源拡充及びJ-CHECKとNITE-CHRIPの連携等に関する調査を行った。</p>	<p>層への情報提供とニーズ把握を行い、特にSNSでは高い閲覧数（最多で248万回以上）を獲得するなど発信力の向上を実現した。加えて、事業者ヒアリングにより将来的な課題やニーズを把握し、今後の情報提供内容・手段の改善に資する知見を得た。</p>
<p>【事業計画3.（3）関連】</p>	<p>ア 化学物質管理の国際動向やトレンドを踏まえ、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用について、関係省庁等と連携し、化学物質管理行政や事業者等における化学物質管理の課題解決や利便性向上にむけた調整を行いながら推進する。既に連携できている関係省庁とは情報の共有を促進する。 NITE-CHRIPデータの提供による連携・情報拡充のため、次の関係機関との意見交換等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省：麻向法の新規情報源としてのNITE-CHRIPへの掲載について連携した。また、NITE-CHRIPデータ整備の負担軽減のため、安衛法のもとで公開された情報について、機構に提供することで合意した。 ● 環境省：ケミココとNITE-CHRIPの棲み分けについての検討を開始した。 ● CMPコンソーシアム：業界横断的な規制対象等物質リストを作成するWGに参画し、NITE-CHRIPとの連携の可能性を検討した。（CMP＝次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム） ● 物質・材料研究機構（NIMS）：NIMSが運用するPolyInfo（高分子材料特性に関するデータベース）との具体的な連携の可能性を検討した。 ● 産業技術総合研究所（AIST）：製品・サービスのライフサイクル全体に由来する環境負荷を定量的に評価する手法（ライフサイクルアセスメント（LCA））を支援するためのLCAインベントリデータベース（AIST-IDEAラボ）との連携に向けた意見交換を実施し、NITE-CHRIPとの具体的な連携の検討に着手した。 ● 国際化学工業協会協議会（ICCA）：各国工業会、企業等と連携し、整備した各種プラスチックに使用等されている添加剤のデータベースであるPlastic Additives Databaseとの連携に向け調査を開始した。 ● 米国EPA（環境保護庁）：EPI SuiteとNITE-CHRIPをAPI等で連携させることに合意した。 ● 米国NIH（国立衛生研究所）：PubChemとのデータ連携について検討した。米国NIHとは、特に物質情報部分について協力を継続した。 <p>イ 化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合並びにそれら結果のシステムへの登録・反映を的確かつ効率的に行い、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用と連動して、化学物質管理情報の整備及び提供の改善につなげる。 化審法第一種特定化学物質として省令指定されたPFHxS関連物質117物質について、関税込率法における別表の区分</p>	<p>関係機関との連携や国際的な情報収集を通じて、化学物質管理に関する情報基盤の強化、サプライチェーンの川中・川下事業者等の新規利用者の拡大、及び制度運用の高度化に貢献した。特に、NITE-CHRIPの情報拡充や化管法対象物質と化審法第一種特定化学物質の情報の突合により、事業者における化学物質調査に係る負担軽減と適正管理の促進に寄与したほか、化審法第一種特定化学物質に指定されたPFHxS関連物質へのHSコード付与等を通じて化審法の化学物質の輸入通関手続き等の通知の改訂など制度運用の円滑化にも貢献した。</p> <p>また、類推やQSARなどの評価手法を用いて化学物質の有害性等を評価するシステムの普及、開発についても積極的に推進した。特に化学構造から生分解性について予測するAI-QSARシステムの性能評価を民間企業と実施し、スクリーニングレベルではあるが良好な評価が得られ、産業界における活用可能性の手応えを得た。</p> <p>さらに、国連GHS専門家小委員会において対処方針案の検討・作成及び会議報告を着実に実施するとともに、GHSに係るJIS（Z 7252及びZ 7253）の改正やGHS分類ガイダンスの改訂を主導し、産業界のコスト低減や円滑な制度運用に寄与した。特にJIS改正においては、機構が国際的な潮流や長年産業界から指摘されていた課題を捉えた提案を行い、科学的根拠に基づき有識者等と合意形成を主導した点が大きな成果につながった。機構の提案はGHS運用の枠を超え、非動物試験データの活用範囲の拡大や、GX等により重要性が高まるサプライチェーン上の伝達情報の適正化といった化学物質管理にかかる国内インフラの高度化に貢献するものである。本件は、機構の提案が、国の法制度運用に不可欠なJIS改正の検討に反映され、制度改正及び運用改善として具体化されたものであり、国際動向も踏まえた規制合理</p>

(HS コード) を付与した。

化管法対象物質と化審法第一種特定化学物質の情報を突合し、CAS 登録番号と化管法番号の関連付けを NITE-CHRIP に 39 件追加した。

ウ 国や事業者が実施する化学物質のリスク評価・管理に係る予測手法等（中略）利活用を支援する。

●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討

有害性評価支援システム統合プラットフォーム (Hazard Evaluation Support System Integrated Platform: HESS) に追加する反復投与毒性試験データ等の情報収集・検討を行った。

●法執行支援で培った技術のイノベーション支援等への転用

HESS 及び QSAR Toolbox などの化学物質の安全性評価ツールを用いた評価手法の包括的な理解と利用促進のため、化学物質管理に携わることになった初学者向けのリードアクロス講習会を実施した (参加者: 275 名)。また、経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」により開発された「分解性に係る AI を用いた QSAR 予測手法のシステム」 (以下「AI-QSAR」という。) については、これまでの調査において、モデルの予測精度に応じて事業者の利用ニーズが異なることが明らかとなった。これを踏まえ、令和 7 年度は AI-QSAR の社会実装に向けた実効性を検証する目的として、民間企業と協力し、化粧品原料 550 物質の分解性評価に係る概念実証を実施した。その結果、AI-QSAR の予測結果は、製品開発における化粧品原料の初期スクリーニングとして有用であるとの評価が得られ、産業界における活用可能性を確認することができた。

また、経済産業省委託事業「令和 7 年度産業保安等調査研究事業 (化学物質規制対策 (化学物質管理に関する技術動向等調査)) に AIST 等とともに参画し、化学物質管理行政の将来を担う各機関の中堅・若手職員を中心に、化学物質管理に関する直近の規制・技術動向や、2050 年における資源循環やカーボンニュートラル等を考慮した社会全体の絵姿を踏まえ、2050 年の化学物質管理に関わる「技術的論点」を整理するとともに、2050 年の化学物質管理の在り方について検討を行った。

エ 欧米等 (中略) 各種業務 (評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等) に活用するため、国内外の化学物質管理制度や評価手法に関する情報収集を行う。

●欧米の関係機関との協力関係の維持強化

米国 EPA との電話会議を行い、NITE-CHRIP との連携について議論し、協力関係を維持した。また、米国 NIH とは、化学物質データベースに係る連携を継続することに合意した。

●経済協力開発機構 (OECD) の化学品バイオ技術委員会 (CBC) 傘下の活動への参加による情報提供と規制の国際整合化に向けた情報収集

CBC 会合では、経済産業省による対処方針案の作成に協力した。また、OECD 東南アジア化学物質管理能力開発ワークショップ (9 月、インドネシア)、PRTR 作業部会 (1 月、メキシコ) にて、PRTR 届出データを活用したリスク低減に向けた事業者の自主管理支援に関する機構の取組について発表を行った。

●情報提供と情報収集

化学物質管理規制に関する国際フォーラムの ChemConEurope (10 月、イタリア)、Chemical Watch (10 月、オンライン) (11 月、シンガポール) に参加し、我が国の化学物質管理の動向に関する発表を行った。また、ChemCon についてはプログラムアドバイザー委員として会合のプログラムの作成や発表者の選定に協力した。

国際動向の収集について、国内関係機関 (経済産業省、AIST) と情報交換を行い、継続的に連携することで合意した。機構職員が国際動向情報の収集、海外への情報発信及び海外機関との実務対応ができる能力を育成することを目的として英語研修を実施した。

オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会に参加し (中略) GHS 関連業務に活用する。

●国連 GHS 専門家小委員会等の情報収集

国連 GHS 専門家小委員会 (7 月に対面で開催。12 月は国連の事情により開催が延期となり、代替となる非公式オンライン会合が 1 月に開催) に対し、機構は、対処方針案の検討・作成・説明を行い、6 月に開催されたオンラインでの GHS 関係省庁等連絡会議にて説明を行った。7 月の委員会には現地参加し、簡易的な報告書については関係者に即座に共有

化を実現した特筆すべき成果として、計画を質的に上回る成果である。

加えて、MOC 等に基づく国際連携を推進し、アジア地域における化学物質管理に関する国際的な課題への取組等に関する情報共有等の連携を強化した。その取組のひとつとして、NITE-CHRIP における韓国及び台湾の規制物質リストの更新を迅速に行うことにより、同国 (地域) に進出している事業者の法令対応基盤の信頼性を維持した。また、機構が 2015 年以降「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」の下で着実に積み上げてきたベトナム政府への支援実績が素地となり、化審法の既存化学物質等のリストが、ベトナム政府が認定する外国規制インベントリとしてベトナムの化学品法政令に位置付けられたことにより、ベトナムにおける新規化学物質の審査が簡略化されるため、日本企業によるベトナム向け輸出や現地製造に際しての届出申請の負担が大幅に軽減される見込みである。本取組は、日本の化学産業の利益確保にとどまらず、国境を越えて日本の制度の枠組みを活用する先進事例となった。

	<p>した。また、日本の産業に影響する可能性のある GHS に関する動向について、様々な非公式作業グループに参加し情報収集するとともに、適宜、経済産業省や専門家等への共有を行った。</p> <p>●JIS 改正並びに GHS 分類ガイダンス（政府向け及び事業者向け）の改訂</p> <p>GHS に関係する JIS（Z 7252 及び Z 7253）の改正に対し、機構の 2 点の提案が採用された（令和 7 年 12 月に発行）。具体的には、国際的な非動物試験拡大の潮流を捉え、国連 GHS 文書改訂 10・11 版に含まれる非動物試験（in vitro/ex vivo）の活用拡大を JIS に先行的に反映することにより国際整合性を確保するとともに、危険有害性区分について国際基準や国内分類ガイダンスとの不整合が生じている実態を捉え、有害性情報の有無や多寡に基づき「未評価」と「非該当」を明確に区別する整理に修正した。また、JIS 改正に伴う GHS 分類ガイダンス（事業者向け）の改訂においても、GHS 分類の透明性を確保するための様々な提案を行った。さらに、令和 7 年度は改訂が検討されなかった政府向け GHS 分類ガイダンスに関しても、令和 8 年度から改正 JIS に対応した政府による GHS 分類が円滑に実施できるよう提案を行った。</p> <p>カ 経済産業省の要請に基づき、アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を行う。</p> <p>●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換</p> <p>台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA との 3 者合同会合を 9 月に機構の大阪事業所で実施し、GFC 及び NAMs の規制適用について議論した。特に GFC の戦略目標 B（情報基盤）については 3 者で協力していくことを合意した。また、台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA から、NITE-CHRIP への掲載を目的として物質リストの提供を受け、同リストを NITE-CHRIP に掲載した。</p> <p>加えて、フィリピンの規制当局に対して、NITE-CHRIP の概要に関する説明を実施した。</p> <p>さらに、機構の化審法リスク評価の知見及び法執行支援業務で得られた情報を活かしたベトナム化学品法改正における技術的支援を行った。機構は、2015 年以降、「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」の下で締結された経済産業省とベトナム商工省との間の協力文書内に位置づけられたローリングワークプランに基づき、ベトナム化学品法の運用支援としてベトナムの実情に合わせたリスク評価手法の検討やインベントリ作成を支援してきた。この制度設計支援の実績が素地となり、今般のベトナム化学品法改正において化審法のリスク評価や化審法インベントリ導入の可能性について機構の知見を提供した結果、経済産業省が公表する化審法の既存化学物質及び新規公示化学物質のリストが、ベトナム当局が正式に認定する外国規制インベントリとして改正化学品法政令に明記された。</p>	
--	---	--

4. その他参考情報	
------------	--

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービスのうち、バイオ	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)
当該項目の重要度、難易度	重要度高: 指標3-1 困難度高: 指標3-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								① 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【指標3-1】バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRCが課題解決に向けて53機関以上の企業等を支援すること、及びGIフォーラム参画機関からのデータのフィードバック(1件以上)によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】	53機関以上(データのフィードバック1件以上)	-	-	-	-	43機関	63機関(データのフィードバック1件)	予算額(千円)	2,079,852	3,747,396	2,104,758	2,153,059	2,252,622
【指標3-2】新たな微生物遺伝資源の収集数150株(うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株)	150株(うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株)	-	189株	193株	255株	185株	180株(うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で96株)	決算額(千円)	2,132,997	2,279,717(予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	4,224,648(予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	3,089,408(予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	3,240,780(予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)

【指標3-3】特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 287件	264件 (全件実施)	290件 (全件実施)	265件 (全件実施)	306件 (全件実施)	296件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,965,027	2,237,552	2,132,050	2,285,436	2,396,431
【指標3-4】カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 56件	47件 (全件実施)	60件 (全件実施)	59件 (全件実施)	50件 (全件実施)	37件 (全件実施)	経常利益(千円)	19,818	82,094	116,270	123,467	▲9,341
【指標3-5】GILSP遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 1件	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	0件 (該当案件なし)	行政コスト(千円)	2,345,921	2,589,950	2,502,677	2,817,060	2,938,947
【指標3-6】カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 10件	5件 (全件実施)	8件 (全件実施)	9件 (全件実施)	14件 (全件実施)	10件 (全件実施)	従事人員数	71	76	75	74	75
【指標3-7】微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数	全件実施			3件 (全件実施)	3件 (全件実施)	3件 (全件実施)	4件 (全件実施)						

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	令和7年度業務実績	自己評価
全体概要	<p>①定量評価について</p> <p>困難度高の定量的指標たる指標3-1については、「バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、機構バイオテクノロジーセンターが課題解決に向けて53機関以上の企業等を支援すること」に対して63機関を支援するとともに、「GIフォーラム参画機関からのデータのフィードバック(1件以上)によりデータプラットフォームの充実化を図ること」に対してフィードバックデータを1件取得して、対目標値100%を達成した。それ以外の定量的指標たる指標3-2(新たな微生物遺伝資源の収集数150株(うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株))に対して、180株(うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で96株)を収集し、対目標値120%以上を達成した。</p> <p>②定性評価について</p> <p>該当なし。</p> <p>③考慮要素について</p> <p>(「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況について)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 企業連携による研究開発支援を行い、微生物同定ソフトウェア「MicrobialTrack」が企業により上市された。機構が有する多様な微生物の系統分類・同定に関する知見により、ソフトウェア開発において課題であった実測データの取得や同定結果の妥当性評価を行うことで、ソフトウェアの要点である同定結果の信頼性確保に寄与し、本製品の上市の実現に貢献した。 子実体形成能を有するという文献情報とともに公開している国産のサナギタケ菌株を購入した機関が、この株を利 	<p>評定：A</p> <p>困難度高の定量的指標を100%以上、それ以外の定量的指標を120%以上達成した。加えて、考慮要素について「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況等を踏まえ、機構の工夫・努力により、所期の目標を上回る成果をあげたことから、自己評価Aとした。</p> <p>○世界初の微生物同定ソフトウェアへの技術協力</p> <p>微生物同定ソフトウェアを企業が令和7年5月に上市。このソフトウェアを使用することで、MALDI-TOF MSを用いて迅速同定ができる微生物の種数が、5千種から未培養や難培養の微生物を含めた8万5千種に増加した。これにより、ゲノム情報が公開されている原核微生物のほぼ全てが同定可能となった。機構が有する多様な微生物の系統分類・同定に関する知見により、ソフトウェア開発において課題であった実測データの取得や同定結果の妥当性評価を行うことで、ソフトウェアの要点である同定結果の信頼性確保に寄与し、本製品の上市の実現に貢献した。さらに、この微生物同定ソフトウェアの活用により、これまで以上に多様な微生物に対応した迅速で簡便な微生物同定が可能となり、食品や医薬品の品質管理における汚染微生物の同定や、バイオものづくりや医療・農業・環境等の様々な分野における新規微生物を用いた産業の創出が期待される。</p> <p>○サナギタケ(冬虫夏草類)の企業等による製品化</p> <p>大学及び企業が、機構が収集・提供してきた国産サナギタケ菌株及び子実</p>

用した化粧品を製品化した。

(法人の努力について)

<指標3-1>

- 生物遺伝資源・データプラットフォーム活用による社会実装を加速化させるため3つのユーザーグループ(食中毒の原因となるセレウス菌グループの迅速同定を支援し企業の品質管理等を効率化する「cereco」、ホワイトバイオ分野の共通課題に効率的・効果的に対応するための地域企業等との情報交換・連携ネットワーク「千葉かずさホワイトバイオネットワーク」、GI基金事業の成果である菌株・データ・プラットフォームをプロジェクトの終了を待たずに先行提供しGX分野の研究開発を促進する「GIフォーラム」)により企業等への支援を実施。
- GIフォーラムに参画する各社に対して研究の進捗等を丁寧に聞きつつ、データの提供について協議した結果、1社から、他の参画機関にも有用なフィードバックデータを1件提出いただいた。

<指標3-2>

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の国家プロジェクトに参加し、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、生分解性プラスチック分解関連微生物の収集を積極的に行った。
- ヒト由来微生物について、質量分析装置MALDI-TOF MSによる微生物同定法を活用し、多数の分離株における同一種の重複を迅速に確認して詳細な解析を行うべき菌株を選定することで、分離株の同定作業効率の向上を実現した。
- 海洋生分解性プラスチック関連微生物に関して、多検体の生分解性を効率的に評価する分析手法と生分解活性を有する株を分離するための培地を開発し、生分解活性を有する菌株を多数分離・分析することを可能とした。

(アウトカムについて)

- 千葉かずさホワイトバイオネットワークでは、施設見学・情報交換会といった活動を通じ、参画機関同士で2案件の協業が生まれた。現時点ではいずれも検討開始のレベルではあるが、初のマッチング事例につながった。今後も進捗状況等をフォローし、必要に応じて情報提供等を行う。
- GIフォーラムでは、新たに提供可能となった菌株・データの案内のみならず、関連分野の勉強会の開催や、参画機関同士の情報交換・連携イベントの企画等、魅力のある取組みの積極的な実施が奏功し、CO₂固定微生物の菌株・データの利用が進み、菌株利用開始数は昨年度比3.8倍の205株、データアカウント数は昨年度比1.2倍(昨年度はDBRPでの登録数)の97名となった。これにより、CO₂を直接利用するバイオものづくりを行う企業等の研究開発の促進に貢献した。
- GI基金成果物であるCO₂固定経路判別ツール「AutoFixMark」の論文掲載に関するプレスリリースを実施した。当該ツールにより、CO₂を原料とした有用物質の生産に用いる微生物の探索や開発が効率化され、脱炭素社会の実現に向けたバイオテクノロジーの応用への基盤となることが期待できる。

(その他について)

- 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)において、日本館の微生物を活用した資源循環・バイオものづくりの可能性に関する展示に協力した。日本政府館(日本館)を訪問した延べ約181万人に対し、微生物資源が拓く新しい価値創造とバイオテクノロジーの可能性を発信し、バイオものづくりや微生物利用への理解促進に一定の貢献をした。
- 日本初の、ヒトの皮膚に生息する微生物群集を模した「NBRC皮膚常在微生物カクテル」を令和7年6月2日に提供開始した。化粧品開発等において、有効性評価等の精度向上のための「ものさし」として活用が期待される。
- 海洋生分解性プラスチックに関する論文を2件発表した。

体形成能に関する文献情報を活用し、子実体形成株の選抜と安定的に子実体を形成させる技術を確認した。これにより、サナギタケを用いた化粧品の製品開発を実現した。本製品は地方自治体のふるさと納税の返礼品に採用されており、地域活性化につながることを期待される。

○大阪・関西万博への出展協力

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の日本政府館(日本館)にて、キーコンテンツとして微生物が取り上げられたことから、機構では日本館に展示協力をに行った。微生物の働きによる資源循環を映像で表現する展示について、コンセプトの企画段階から協力した。万博会期中、日本館を訪問した延べ約181万人に対し、微生物資源が拓く新しい価値創造、バイオテクノロジーの可能性を発信した。日本館の出展報告資料に掲載されている日本館のテーマの理解状況に関するアンケートでは、「循環の中で生活していることの気づき」や「カーボンニュートラルへの関心や理解」等について、回答者の95%以上が「気づくことができた/理解が深まった」と回答しており、バイオものづくりや微生物利用への理解促進に一定の貢献をした。

○CO₂固定微生物利活用プラットフォーム(POMIC)

GI基金事業で収集・整理した情報を、令和6年度は機構が運営する既存のデータベース(DBRP)から公開していたが、CO₂固定微生物に関するデータを集約・提供する「CO₂固定微生物利活用プラットフォーム(POMIC)」を開発し、令和7年5月にPOMICからのデータ提供を開始した。参画機関からは、「利用者が興味を持つ微生物の性質を知ることによって役立つ」、「微生物株の選定に役立つ」といった意見が寄せられている。

○AutoFixMarkの論文発表

機構の文献調査によりCO₂固定能力を確認した347株のデータセットを利用して、国立遺伝学研究所・ライフサイエンス統合データベースセンター(DBCLS)がゲノム解析ツール「AutoFixMark」を開発した。当該ツールについて、論文発表し、広く公開した(2月)。利用者は、このツールを利用することで化学合成独立栄養細菌が持つCO₂固定経路の有無をゲノムから高精度に予測することができ、CO₂を原料とした有用物質の生産に用いる微生物の探索や開発の効率化など、脱炭素社会の実現に向けたバイオテクノロジーの応用への基盤となることが期待される。

○NBRC皮膚常在微生物カクテルの提供開始

日本初の、ヒトの皮膚に生息する微生物群集を模した「NBRC皮膚常在微生物カクテル」を令和7年6月2日に提供開始。皮膚を模したカクテルは微生物の濃度を腸内の40分の1程度にする必要があるうえ、低濃度の細胞を正確に計測し混合することが極めて困難である真菌を加える必要があることから、製造精度を保つことが困難であったが、正確に細胞数を計測する方法を開発したことでこれを克服した。この技術を広く活用いただくため、bioRxiv(バイオアーカイブ)にて公表した。「NBRC皮膚常在微生物カクテル」は、化粧品開発等において、有効性評価等の精度向上のための「ものさし」として活用が期待される。

		<p>○標準化への取組</p> <p>機構が開発した国際標準規格（ISO 20418-3:2020：獣毛繊維混用率試験法）は世界30ヶ国以上で利用されている。令和7年7月にカシミヤの主な生産拠点である中華人民共和国からの問い合わせがあったため、技術的な助言等の対応をし、機構開発試験法の普及促進に努めた。中国はカシミヤの6～7割を生産していると言われる拠点であるため、同国においてカシミヤの品質が保証されることは、日本の産業や消費者に有益である。</p> <p>○海洋生分解性プラスチックに関する論文発表</p> <p>ISOに提案中の海洋生分解性プラスチック堆積物中の菌数測定法について、DIS（Draft International Standard：正式なISO規格制定の一步手前）投票が開始された。また、測定法作成の過程で発見した新種微生物について、Cellvibrionaceae科に属する分離株を用いて実験的にPBSA（Polybutylene succinate-co-butylene adipate）分解能を持つことを示した初めての論文をInternational Journal of Systematic and Evolutionary Microbiologyにて9月19日に、海洋生分解性プラスチックの生分解性評価手法についてPolymer Degradation and Stabilityにて11月17日に、それぞれ発表し、我が国の技術的優位性の確保及び本技術の利活用に向けた理解促進に努めている。これらの成果は、素材開発の加速化や生分解性試験の信頼性向上に貢献することが期待される。</p>
--	--	--

<p>微生物遺伝資源の収集・保存・提供（指標）</p> <p>新たな微生物遺伝資源の収集数150株（うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株）</p>	<p>ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオエコノミー戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="320 1087 1294 1297"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">産業利用上重要な微生物*（NBRC株）</td> </tr> <tr> <td>登録数</td> <td></td> <td>557株</td> <td>438株</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物（RD株）</td> </tr> <tr> <td>保存数</td> <td></td> <td>457株</td> <td>389株</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等</p> <p>イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO 9001に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。</p> <p>微生物遺伝資源に対して、分類の指標となる遺伝子の塩基配列情報に基づく学名の確認に加え、様々な手法を用いて品質を確保した。また、タンパク質の質量データに基づき、迅速かつ低コストで微生物遺伝資源の同一性の確認を実施した。さらに、ISO 9001が規定する品質マネジメントシステムの定期審査を受審し、引き続き第三者認証を受けた品質管理体制を確保した。</p> <p>ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。</p> <p>微生物遺伝資源の提供依頼に全件対応し、利用件数は2,697件であった。また、ユーザーニーズに合致した適格請求書の提供を遅滞なく実施した。</p>	項目	年度	令和6年度	令和7年度	産業利用上重要な微生物*（NBRC株）				登録数		557株	438株	有用機能等の探索源となる微生物（RD株）				保存数		457株	389株	<table border="1" data-bbox="1872 1003 2852 1413"> <tr> <td>指標3-2</td> <td>新たな微生物遺伝資源の収集数 150株（うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株）</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>新たな微生物遺伝資源の収集数 180株（うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で96株）</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>120%</td> </tr> </table> <p>NEDOやAMEDの国家プロジェクトに参加し、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、生分解性プラスチック分解関連微生物の収集を積極的に行った（180株：NBRC株103株、RD株77株）。中でも、ヒト由来微生物については、質量分析装置MALDI-TOF MSによる微生物同定法を新たに導入し、分離株の同定作業効率の向上を実現した。海洋生分解性プラスチック関連微生物に関しては、多検体の生分解性を効率的に評価する分析手法を開発し、また生分解活性を有する株を分離するための培地を開発し、生分解活性を有する菌株を多数分離・分析することを可能とした。これらの取組により、CO₂固定微生物やヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物、食品関連微生物等を能動的に収集した。</p> <p>NBRC皮膚常在微生物カクテルについて、皮膚を模したカクテルは微生物の濃度を腸内の40分の1程度にする必要があるうえ、かつ低濃度の細胞を正確に計測し混合することが極めて困難である真菌を加える必要があることから、製造精度を保つことが困難であったが正確に細胞数を計測する方法を開発したこと</p>	指標3-2	新たな微生物遺伝資源の収集数 150株（うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株）	実績	新たな微生物遺伝資源の収集数 180株（うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で96株）	達成状況	120%
項目	年度	令和6年度	令和7年度																									
産業利用上重要な微生物*（NBRC株）																												
登録数		557株	438株																									
有用機能等の探索源となる微生物（RD株）																												
保存数		457株	389株																									
指標3-2	新たな微生物遺伝資源の収集数 150株（うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株）																											
実績	新たな微生物遺伝資源の収集数 180株（うち、CO ₂ 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で96株）																											
達成状況	120%																											

●微生物遺伝資源の利用件数（国内）

項目 \ 年度	令和6年度	令和7年度
微生物遺伝資源の利用件数	2,918件	2,888件
NBRC株	2,522件	2,676件
RD株	119件	126件
微生物カクテル	43件	37件
共同事業等における提供等	13件	14件

●微生物遺伝資源の分譲・提供株数

項目 \ 年度	令和6年度	令和7年度	
NBRC株			
分譲数	微生物株	6,774株	7,023株
	DNAクローン	0	0
	ゲノムDNA	12	2
RD株			
提供数	2,455株 (うち、 新規1,817株)	2,081株 (うち、 新規1,165株)	
微生物カクテル			
提供数	Cell-Mock-002 9セット DNA-Mock-002 15本 Cell-Mock-003 43セット DNA-Mock-003 24本	Cell-Mock-002 16セット DNA-Mock-002 18本 Cell-Mock-003 55セット DNA-Mock-003 8本 Cell-Mock-004 7セット DNA-Mock-004 1本	

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276等の国際標準化会議において、バイオバンクのISO国際標準化事業及びそれらのJIS化事業に貢献する。また、関係機関と連携し、ISO国際標準等の指定微生物の持続的な提供を行う。当該事業の実施にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。

バイオバンク（微生物等を含む生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の施設等の要件を検討・制定するための国際標準化活動（ISO/TC276（Biotechnology）WG2（Biobanks and BRCs））に、我が国の微生物に関する生物遺伝資源機関（BRC）の代表として参画した。また、ISO国際標準等の指定微生物の安定供給を継続した。また、ISO 20387認定を取得した海外の機関やその準備をしている機関を訪問し、バイオバンクの標準化の現状について調査を実施した。

でこれを克服した。この技術を広く活用いただくため、bioRxivにて令和8年3月13日に公表した。

世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提

ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を運用する。その他、横断的プラットフォームの活用、普及に繋がるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、用途別にユーザーグループと連携しユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。

NBRCカタログとDBRPの連携の一環として、NBRCカタログに記載されているNBRC株のデータをDBRPに毎日取り込むシステムを構築した。これにより、DBRPの利用者が最新のNBRCカタログの情報を参照することが可能になった。

イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属

<p>供及び利活用促進</p>	<p>性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。</p> <p>ユーザーニーズを踏まえ、令和7年度末時点で、菌株の情報 67,548 株分、微生物種の情報 12,080 件、論文・特許・学会発表等の情報 11,467 件、ゲノム情報 40,211 件、画像情報 6,188 件、MALDI 情報 277 件、その他解析情報 1,120 件を公開中である。</p> <p>ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。</p> <p>BioJapan2025 でのブース出展及びプレゼンテーションセミナー、関西バイオビジネスマッチング等の講義・イベントで微生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に資するプレゼンテーション等を実施した。</p>							
<p>生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援</p> <p>(指標)</p> <p>バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRC が課題解決に向けて 53 機関以上の企業等を支援すること、及び GI フォーラム参画機関からの</p>	<p>ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。特に、カーボンニュートラル促進においては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の GI 基金事業の成果を早期から事業者が利用できるように、GI フォーラムの運用を通じた企業等の支援を行う。</p> <p>●微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備</p> <p>NEDO「データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム (Data-driven iBMS) の研究開発」プロジェクトに参画している。当該事業参画者に対し 95 株の菌株提供を行うとともに参画者から 10 件の保管を受け入れた。また、微生物パウダーセット 2 セット (累計 3 セット) の作製を進め、令和 9 年度の提供開始に向けて形態・価格等の検討を行うとともに、作製プロトコルのとりまとめに着手した。加えて、システム「ScreenHit」にスクリーニング情報 77 件、菌株情報 369 件、ゲノム情報 122 件のデータを登録し当該事業参画者に公開した。また、既知の微生物の培養情報を収集し、種ごとに集約することで培養条件及び特性情報から微生物を検索するデータベース「微生物選定支援ツール」の追加開発及び公開を行った。</p> <p>●腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備</p> <p>AMED「腸内マイクロバイオーム制御による次世代創薬技術の開発」プロジェクトに参画している。創薬・診断法の研究開発に利用可能な評価系構築のための、生菌から成る日本人標準微生物カクテルの開発と安定供給を目指し、令和 6 年度に作製した日本人標準微生物カクテルのマウスへの接種試験により得られた結果等を基に改良した。ヒト腸内細菌データベース XnFlora にはプロジェクト内で分離した株を新規登録した。加えて、プロジェクト参加者から新たに公知となった株を追加し、文献の記載からの菌株情報追加も合わせ、累計で約 1,150 株の菌株情報を整理・集約した。</p> <p>●カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備</p> <p>NEDO「グリーンイノベーション基金 (GI 基金) / バイオものづくり技術による CO₂ を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトに参画している。採取した環境サンプルからの CO₂ 固定微生物分離・データ取得を実施中である。CO₂ を固定することが報告されている微生物とその性質について文献を調査して得られた情報と、機構にて新たに分離した微生物の情報を統合した CO₂ 固定微生物利活用プラットフォーム (POMIC) のプロトタイプを構築し運営を開始した。</p> <p>令和 7 年 10 月に技術・社会実装委員会のステージゲート審査を受け、令和 9 年度までの事業継続が認められた。</p> <p>さらに、令和 8～12 年度における NITE コンソーシアム全体予算約 17.7 億円 (うち機構約 3.5 億円) に対し、約 6.8 億円 (うち機構は約 3.5 億円) の増額が認められ、同期間の NITE コンソーシアム全体予算は約 24.6 億円 (うち機構約 7.0 億円) となった。これは NITE コンソーシアムへの期待の現れと言える。</p> <p>プロジェクトで収集した菌株やデータなどの早期利用を可能とすることを目的として、我が国の CO₂ からのバイオものづくりを志す企業等と NITE コンソーシアムの早期からの連携を実現するための協調領域となる新たな共同体「グリーンイノベーションフォーラム (GI フォーラム)」を運営している。令和 8 年 3 月末時点で 28 機関が参画し、参画機関に対し、菌株 (6 機関 205 株) 及び菌株データ (770 種 1335 株) を提供した。</p> <p>POMIC の公開に合わせて令和 7 年 5 月にハンズオン説明会を実施し、GI フォーラム参画機関が初めてデータベースを利用する際の心理的・技術的障壁の解消を行った。7 月に GI フォーラム交流会を実施し、すべての参画機関に自社</p>	<table border="1" data-bbox="1869 462 2864 808"> <tr> <td>指標 3-1</td> <td>53 機関以上の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件以上)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>63 機関の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件)</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>支援機関数 : 119% フィードバック : 100%</td> </tr> </table> <p>生物遺伝資源・データプラットフォーム活用による社会実装を加速化させるため 3 つのユーザーグループ (食中毒の原因となるセレウス菌グループの迅速同定を支援し企業の品質管理等を効率化する「cereco」、ホワイトバイオ分野の共通課題に効率的・効果的に対応するための地域企業等との情報交換・連携ネットワーク「千葉かずさホワイトバイオネットワーク」、GI 基金事業の成果である菌株・データ・プラットフォームをプロジェクトの終了を待たずに先行提供し CO₂ からのバイオものづくりを志す企業等と NITE コンソーシアムの早期からの連携を実現するための協調領域となる共同体「GI フォーラム」) により企業等への支援を実施している。論文・学会発表、シンポジウムでの発表等に加え、興味を持ってくれた企業等へ個別説明を実施したことで、指標目標より 10 機関多い 63 機関に参画いただけた。</p> <p>GI フォーラムは、GI 基金事業開始直後に複数の GI 基金採択企業等からの連携の要望を受け、NEDO 等との協議を経て、菌株・データを先行利用できる代わりに、結果の一部をフィードバックしてもらおう win-win の仕組みを取り入れて令和 6 年 4 月に立ち上げたものである。</p> <p>GI フォーラムの会則・規約ではデータフィードバックは令和 12 年度の事業終了までに提出することとしており、参画機関がインセンティブなしで事業終了よりも前にフィードバックをすることにはメリットがないため、目標達成のために複数社と個別に交渉して研究の進捗等を丁寧に伺いながらデータの提供について協議した結果、1 社から、他の参画機関にも有用な 1 件のフィードバックデータを提出いただいた。当該データは他の参画機関の開発工程の効率化に繋がることが期待される。</p> <p>共同研究において、機構が技術協力を行い開発、製品化に貢献した、MALDI-TOF MS 微生物同定ソフトウェアが企業から上市された。今後、微生物に関する様々な研究開発分野での活用が期待される。</p> <p>バイオテクノロジーセンターは MALDI-TOF MS による微生物同定法に早期から着目し、講習会や講演会の実施、企業等へのヒアリングやディスカッション</p>	指標 3-1	53 機関以上の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件以上)	実績	63 機関の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件)	達成状況	支援機関数 : 119% フィードバック : 100%
指標 3-1	53 機関以上の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件以上)							
実績	63 機関の企業等を支援 / GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件)							
達成状況	支援機関数 : 119% フィードバック : 100%							

<p>データのフィードバック（1件以上）によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。</p>	<p>で実施している CO₂ に関連する事業を紹介してもらうことで、参画機関同士の相互理解を促進した。12月に水素酸化細菌の代謝経路に関する勉強会を実施し、学術知見の向上を図った。また、GI 基金事業や GI フォーラムの活動を内外にアピールするために、論文発表、学会発表、展示会出展、シンポジウムでの発表等を、NITE コンソーシアム 8 機関で 43 回（うち機構は 11 回）実施した。CO₂ 固定判別ツールに関する論文公開に合わせて、プレスリリースを実施した。</p> <p>さらに、GI フォーラム参画機関 1 社から 1 件のフィードバックデータの提出を受けた。</p> <p>●海洋プラスチックごみ問題への取組</p> <p>NEDO「長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業」とムーンショット「生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発」プロジェクトに参画している。前者に関して、実験室で天然海水又は人工海水を用いて模擬環境分解と加速試験実験を行い、試験温度や深海を模した加圧の有無による影響の調査と、生物化学的酸素要求量（BOD）測定を行うことで、分解に関するデータの収集を行った。後者に関して、新規素材の海洋生分解性の評価に向けて、実海域を模した生分解試験方法についてさらなる検証を進めた。</p> <p>さらに、国際標準化委員会に委員として参画し、海洋生分解性評価における微生物量測定法の規格開発を進め、DIS 投票が開始された。</p> <p>イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、企業等と連携し、対象となる微生物に関連するデータの集約に協力し、産業界でのデータ共有や課題解決に向けた環境整備を行う。</p> <p>① 令和 5 年 7 月に公開した、セレウス菌グループの MALDI-TOF MS データを用いた同定支援ツールシステム ” cereco “において、10 機関の新規登録があり利用機関数は 24 機関となった。新規 10 機関のうち 5 機関は、令和 6 年度出版の cereco を紹介している書籍や今年度発行の学会誌、これまでの学会展示における cereco の広報をきっかけに登録に至ったとのことであった。</p> <p>② 平成 29 年 12 月から無償提供している MALDI-TOF MS の微生物同定用ライブラリーについて、令和 7 年 5 月に飲料製造における危害菌であり同定ニーズが高かったアリシクロバチルス属のライブラリーを新たに公開し、既存ライブラリー含め令和 7 年度は 18 件の提供を行った。また、令和 7 年 12 月には NITE 講座にて MALDI-TOF MS 微生物同定法の解説を行うとともに、機構の支援について紹介を行った。</p> <p>③ 令和 7 年 6 月に、共同研究で得られた産業分野で広く用いられている種を含む細菌 591 種の MALDI-TOF MS 実測データを公開した。</p> <p>ウ 企業や業界団体等との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追随によるリスクを軽減した実用化を支援する。</p> <p>企業、又は大学及び研究機関等からの要請に基づき、以下 12 件の共同事業等を実施した。</p> <p>①食品危害菌等の有害微生物の迅速かつ正確な検出技術開発のための連携及び微生物に関する種々の情報共有（特定非営利活動法人）</p> <p>②NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクト（国立研究開発法人）</p> <p>③NEDO「長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業／長期の海洋生分解性プラスチックの評価手法の開発」（国立研究開発法人、大学）</p> <p>④ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発（国立研究開発法人、大学）</p> <p>⑤人工構造タンパク質繊維等の繊維鑑別法の開発（一般社団法人、企業）</p> <p>⑥戦略的国際標準化加速事業「人工構造タンパク質繊維の混用率試験に関する調査・分析」（一般社団法人）</p> <p>⑦AMED「腸内マイクロバイオーーム制御による次世代創薬技術の開発」（国立研究開発法人）</p> <p>⑧生物資源の利活用、国内外の遺伝資源へのアクセス及び利益配分などに関する課題解決のための包括的な連携協定（大学共同利用機関法人）</p>	<p>ョン、MALDI-TOF MS による微生物の同定に用いるデータライブラリーの提供など、バイオ産業に対して技術的な支援を継続してきた。この活動の成果として MALDI-TOF MS を用いた微生物同定が医療、食品、製薬分野で広く利用されるようになっていく。</p> <p>本ソフトウェアは、NICE（現在のチーム NITE）を通じて相談を受け、技術の構想段階から、実現可能性などについて助言を行ってきた。これまでの MALDI-TOF MS を用いた微生物同定では、企業や機構が提供する実測データを基にしたデータライブラリーに登録された微生物しか同定することができなかったが、本ソフトウェアにより同定対象の微生物が大幅に拡大した。機構による構想段階からの助言や、MALDI-TOF MS 微生物同定技術の普及に向けた長年の努力に加え、機構が実測データの取得や解析用菌株の選抜、同定結果の妥当性評価により、本ソフトウェアの開発と上市に貢献した。</p> <p>これらの成果によって、これまで以上に多様な微生物に対応した、迅速で簡便な微生物同定が可能となり、バイオものづくりや医療・農業・環境等の様々な分野において、新規微生物を用いた新たな産業の創出が期待される。</p>
---	---	---

- ⑨ *Saccharomyces cerevisiae* の醸造特性解析（大学）
- ⑩ 乳酸駆動型暗発酵に寄与する微生物の探索（大学）
- ⑪ 希少放線菌を対象とした産業利用可能な有用物質を生産する菌株の探索（企業）
- ⑫ NEDO「グリーンイノベーション（GI）基金事業/バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」（国立研究開発法人、大学、企業）

●NBRC が提供した微生物遺伝資源の製品化事例：大学と企業による NBRC が提供した冬虫夏草（サナギタケ）の製品化

NBRC では、古くから漢方薬で知られる冬虫夏草類について、生理活性物質のスクリーニング源としての有用性からニーズが高いものの既存の保存株が少ないことに着目し、国内団体と協力して収集してきた。RD 株も含めて、広義の冬虫夏草類を約 1,000 株保有しており、世界有数のコレクションとなっている。権利関係上、特に企業が利用しやすい国産の菌株を多数保有している。

NBRC が子実体形成能を有するという文献情報を提供している国産のサナギタケ菌株を大学が購入し、安定的に子実体を形成させる技術を確認した。サナギタケに含まれる保湿成分に着目し、子実体から抽出したエキスをを用いた化粧品を製品化した。

●その他の支援の取組【GTB 千葉かずさホワイトバイオネットワーク】

GTB 千葉かずさホワイトバイオネットワークは、ホワイトバイオ分野の共通課題に効率的・効果的に対応するために、千葉・かずさエリアにおける緩やかな情報交換ネットワークとして令和 5 年度に発足したものである。令和 7 年度末で 15 機関が参画している。令和 7 年度は、以下の活動を実施した。

- 第 6 回情報交換会：2 演題の話題提供、「環境価値」について参画機関と意見交換を実施（令和 7 年 7 月 25 日、19 機関 50 名参加）
- 機構及び DNA 研究所の設備を見学、実地意見交換（令和 7 年 10 月 3 日、11 機関 30 名参加）
- 第 7 回情報交換会：外部から 1 演題、参画機関から 2 演題の話題提供、「バイオエタノール」について参画機関と意見交換を実施（令和 8 年 2 月 13 日、16 機関 43 名参加）

エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施した。

	令和 6 年度	令和 7 年度
生物遺伝資源バックアップ実績		
件数	272 件	276 件
本数	25,989 本	23,501 本
うち、機器単位でのバックアップ実績		
件数	15 件	15 件
台数	15 台	15 台

オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問い合わせに対し、電話やメール等で約 5,000 件対応した。

産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

ア 講習会、講演活動、見学対応等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

生物遺伝資源ユーザーの人材育成や普及啓発に資する講習会、講演活動、見学対応等を合計 76 件（BioJapan2025、NITE 講座、小中学校理科教員向けの微生物に関する研修会、国際発酵醸造・食品産業展会場内セミナー、東京農業大学院での講義等）実施した。

また、微生物利活用の機運の醸成に向けた情報発信を行うために、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）日本政府館に展示協力をに行った。

イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

●広報による情報発信

プレスリリース	6 件
外部刊行物への掲載件数	16 件
テレビ放映等メディア取材件数	3 件
メールマガジン	
配信数	6 回
受信者数	2,427 名（令和 6 年度から 101 名増 /R6 2,326 名）
学会・講演件数	56 件
展示会等へのブース出展	7 件

●プレスリリースタイトル（詳細）（以下の他、イベント開催時にもプレスリリースを 2 件発出）

- ① 日本初、NBRC が皮膚常在微生物カクテルを提供開始
～皮膚に存在する微生物群集の解析精度を向上！化粧品などの研究開発を加速～
- ② NITE が技術協力した世界初の次世代微生物同定ソフトウェアが製品化
～未培養や難培養を含む約 8 万 5 千種の原核微生物の迅速同定が可能に～
- ③ NITE 海洋生分解性プラスチックの微生物分解が見える化ー海洋での分解メカニズム理解と素材開発の促進に期待ー
- ④ 化学合成独立栄養細菌が持つ CO₂固定経路の有無をゲノムから高精度に予測するツール「AutoFixMark」を開発ー
既知の 7 つの CO₂固定経路を網羅、未利用炭素資源の活用や地球規模の炭素循環の解明に貢献ー

●視察・見学対応

経済産業省、大学や企業等から計 25 件(前年度 20 件)の機構かずさ事業所（バイオテクノロジー分野の業務を実施している事業所）の視察・見学を受け入れ。

視察・見学者の理解度や興味に応じた見学コースの設定、及び分かりやすい説明を行い、機構の活動をより深く理解していただいた。

●技術指導

大学、公設試、企業等からの要望に応じ、かずさ現地等で微生物の取り扱い技術や設備に関する指導を行い、外部人材の育成を 5 件実施した（GI フォーラムの見学会は含まない。）。

●展示会等への出展

- ・ BioJapan2025
- ・ 第 4 回国際発酵・醸造食品産業展
- ・ サステナブルマテリアル展
- ・ NPO 法人近畿バイオインダストリー振興会議の主催する関西バイオビジネスマッチング 2025
- ・ 日本防菌防黴学会
- ・ 微生物ウィーク 2025
- ・ トーゴの日シンポジウム 2025

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、日本政府館（日本館）の基本計画で「いのちと、いのちの、あいだに」をテーマとし、キーコンテンツとして微生物を活用した資源循環が主要展示の一つとして取り上げられていたことから、令和 4 年頃から経済産業省担当部署に対して、機構の微生物に関する専門性を紹介しつつ情報のインプットを行っていた。GI 基金「バイオものづくり技術による CO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクト（バイオものづくり PJ）への採択後は、日本館総合プロデューサーに対して展示コンセプトに関する技術的知見の提供等を行った。展示コンセプト案の作成や日本館総合プロデューサーへの説明に当たっては、機構の多数の技術系職員の知見・アイデアを結集し、ディスカッションを重ね、分かりやすく魅力的な事例をベースとした資料等を作成した。結果として、“微生物の多様性と将来の（社会課題解決の）可能性”を分かりやすく伝えるエリアにおける、BE@BRICK（ベアブリック）というキャラクターを用いた微生物の働きによる資源循環を表現した映像展示に関わることができた。また、機構の専門知識を活かして選定した微生物、製品事例、写真やアイデア等が、展示物本体付近の情報パネルのコンテンツとしても採用された。

日本館を訪問した延べ約 181 万人に対し、微生物資源が拓く新しい価値創造とバイオテクノロジーの可能性を発信した。日本館の出展報告資料に掲載されている日本館のテーマの理解状況に関するアンケートでは、「循環の中で生活していることの気づき」や「カーボンニュートラルへの関心や理解」等について、回答者の 95%以上が「気づきや理解が深まった」と回答しており、バイオものづくりや微生物利用への理解促進に一定の貢献をした。大阪・関西万博日本館における展示協力を、閉幕後も機構のブランド価値向上につなげるため、日本館での展示内容を記録したアーカイブ動画及び PR 動画を作成した他、万博開催期間中に機構大阪事業所で展示していた微生物による資源循環に関する展示物等を機構かずさ事業所（バイオテクノロジー分野の業務を実施している事業所）に移設し、広報・採用等に活用できるレガシーとして整備した。レガシー化により、展示協力を通じて発揮された機構の専門性や微生物の重要性を継続して紹介することで、微生物や機構への関心と認知を高め、企業等による微生物資源の活用促進につなげるとともに、バイオものづくりや微生物利用へのさらなる機運醸成を図る。

認知度向上を図るために、プレスリリース 6 件の配信やメールマガジン 6 回の発行、展示会等や論文発表、その他 Web サイト等を通じ、業務活動の成果を積極的に発信し、今年度は、過去 3 年の平均を上回るメディア掲載数を達成した（掲載件数：今年度 1,019 件、過去 3 年平均 919 件（FY2022～FY2024））。また特にイベント開催に連動して X の投稿を積極的に増やした（投稿件数：今年度 85 件、昨年度 29 件）結果、投稿あたりのインプレッション数（表示された回数）も大幅に増加した（平均値：今年度 1,597、昨年度 1,127）

25 件(前年度 20 件)の視察等に対応し、機構に対する理解が深まったことで、委員会等での前向きな発言や、機構や DBRP を活用いただく機会につながった。

	<p>●職員による発表 NITE 講座「未来は『藻』が拓く」及び「微生物の同定や解析のための基盤技術」、東京農業大学大学院講義、日本細菌学会、日本菌学会、日本微生物生態学会、日本アレルギー学会、バイオベースポリマー国際会議（ICBP）、韓国国立洛東江生物資源館（NNIBR）主催国際シンポジウム「Global Biobanks: Current Trends and Future Strategies」等、計 56 件の発表を行った。</p> <p>●論文や外部刊行物による発表 日本防菌防黴学会誌、日本微生物資源学会誌、International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology 等への発表、日本微生物資源学会誌と主婦連たよりへの寄稿など、合計 16 件の論文及び外部刊行物のための原稿を執筆した。</p> <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK 長野放送局の番組「草原の微生物からの創薬を目指す最前線！」からの依頼を受け、微生物の専門家として取材協力を行った。また、NHK の番組「ヴィランの言い分」からの依頼を受け、生物に関する情報提供及び撮影協力を行った。 ・千葉・かずさエリアにおいて Greater Tokyo Biocommunity (GTB) 実務者会議が行われた際、会議参加者による施設見学への対応を行った。 ・台湾において日本の国立感染症研究所に該当する NHRI/NIDB(National Health Research Institute, National Infectious Diseases Bank) や、食品系の代表的な BRC である FIRDI/BCRC (Food Industry Research and Development Institute (Taiwan), Bioresource Collection and Research Center)からの見学等、海外 BRC からの見学対応を行った。 <p>ウ 博覧会への出展を通じて、微生物利活用の機運を醸成するための情報発信を行う。</p> <p>●大阪・関西万博への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府館（日本館）が掲げたテーマ「いのちと、いのちの、あいだに」のもと、微生物を活用した資源循環・バイオものづくりの可能性に関する展示づくりに協力した。 ・EXPO メッセ会場にて実施された、地方自治体がそれぞれの魅力を伝える展示である「日本の魅力まるごと体感 in EXPO」において、千葉県が「発酵」をテーマにした出展を行った。その中で、機構は食品の発酵で活躍する麹・酵母を顕微鏡で見る「発酵を知ろう！体験コーナー」へ協力するとともに、「発酵県ちば 未来へ！世界へ！」のコーナーに CO₂を食べる微生物の研究についてのパネル展示に協力した。 ・日本館への延べ約 181 万人の来場者に対して、微生物資源が拓く新しい価値創造の姿やバイオテクノロジーの可能性をアピールした。 <p>●大阪・関西万博で得られた資産の活用 万博閉幕後も機構のブランド価値向上につなげるため、日本館での展示内容を記録したアーカイブ動画及び PR 動画を作成した他、万博開催期間中に機構大阪事業所で展示していた微生物による資源循環に関する展示物等を機構かずさ事業所（バイオテクノロジー分野の業務を実施している事業所）に移設し、広報・採用等に活用できるレガシーとして整備した。</p>	<p>BioJapan2025 では、海洋生分解性プラスチックの開発支援と普及活動、GI フォーラム等を中心にブース出展し、3 日間の合計で昨年度とほぼ同数の 419 人の来訪があった。BioJapan 全体の来場者数は 22,167 人であった。</p> <p>令和 7 年度は NITE 講座を 2 回実施した。1 回目の 9 月開催分については、大阪・関西万博の日本館での展示テーマと連動させ、バイオものづくりでの活用が注目されている藻類に焦点を当てた講座をオンラインで開催（参加者数 491 人）、2 回目の 11 月開催分については、微生物を活用したバイオものづくりに関連した微生物の同定やマイクロバイオーム解析といった基盤技術の紹介をオンラインで開催（参加者数 327 人）し、令和 7 年度の参加者は合計で 818 人であった（昨年度の参加者数は、1 回の開催で 486 人であった。）。今年度初めての試みとしてスタートアップ企業の講演も含めた実践的な内容の講座（9 月開催）を実施したことにより、新規受講者の割合が 72%であり多くの新規受講者を呼び込むことができた。また例年実施している基盤技術を支援する内容の講座（11 月開催）では、近年の短時間でコンパクトなセミナー開催形式の流れに合わせてテーマを絞り、昨年度に引き続き質疑応答コーナーを充実させた。参加人数は減ったが参加者の満足度は高く（受講者の 92%が満足）、顧客の悩みや不安を解消し信頼関係構築に繋げることができた。</p> <p>また、令和 6 年度と同様に関西バイオビジネスマッチング 2025 に参加し、情報収集や顧客獲得のための面談を実施した。</p>												
<p>特許法に基づく特許微生物の寄託業務（指標）実施件数（全件実施）</p>	<p>特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="320 1623 1478 1797"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許寄託の申請受付件数</td> <td>306 件（全件実施）</td> <td>296 件（全件実施）</td> </tr> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td>34 件</td> <td>29 件</td> </tr> <tr> <td>欧州特許寄託株の保管数</td> <td>6 株</td> <td>55 株</td> </tr> </tbody> </table> <p>特許庁委託事業「特許微生物寄託等業務」の一環として、以下 5 テーマの微生物の保存技術に関する研究開発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発 ・保存が難しい糸状菌の孢子形成の誘導による長期保存に対する有効性の検証 		令和 6 年度	令和 7 年度	特許寄託の申請受付件数	306 件（全件実施）	296 件（全件実施）	特許寄託株の分譲件数	34 件	29 件	欧州特許寄託株の保管数	6 株	55 株	<p>特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。</p>
	令和 6 年度	令和 7 年度												
特許寄託の申請受付件数	306 件（全件実施）	296 件（全件実施）												
特許寄託株の分譲件数	34 件	29 件												
欧州特許寄託株の保管数	6 株	55 株												

	<ul style="list-style-type: none"> ・微細藻類の簡易凍結保存法の改良 ・腸内細菌の安定的な保存と取扱い法の確立に向けた研究 ・海洋中の微生物の継代培養と長期保存時の形質・機能維持に関する技術開発 																													
カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援（指標）申請に関する審査件数（全件実施）	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく審査を37件（全件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では258株）実施した。事業者からの照会等への対応を合計266件実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td>51件</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による審査対象件数</td> <td>50件 (全件実施)</td> <td>37件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの変更届の対応件数</td> <td>59件</td> <td>48件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td>242件</td> <td>266件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>面談による事前相談</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>電子メールによる問い合わせ</td> <td>209件</td> <td>214件</td> </tr> <tr> <td>電話による問い合わせ</td> <td>26件</td> <td>45件</td> </tr> </tbody> </table>	項目年度	令和6年度	令和7年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数	51件	37件	うち、機構による審査対象件数	50件 (全件実施)	37件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数	1件	0件	事業者からの変更届の対応件数	59件	48件	事業者からの照会等への対応件数	242件	266件	内訳	面談による事前相談	7件	7件	電子メールによる問い合わせ	209件	214件	電話による問い合わせ	26件	45件	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査を全件実施し、指標を達成した。
項目年度	令和6年度	令和7年度																												
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数	51件	37件																												
うち、機構による審査対象件数	50件 (全件実施)	37件 (全件実施)																												
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数	1件	0件																												
事業者からの変更届の対応件数	59件	48件																												
事業者からの照会等への対応件数	242件	266件																												
内訳	面談による事前相談	7件	7件																											
	電子メールによる問い合わせ	209件	214件																											
	電話による問い合わせ	26件	45件																											
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成（指標）作成件数（全件実施）	<p>第二種使用等の大臣確認手続の見直しの一環として、GILSP 遺伝子組換え微生物について、令和7年12月にリスト方式から包括除外方式に改正された。</p> <p>GILSP 告示の改正案及び「GILSP 遺伝子組換え微生物の生産工程中の使用等に係るガイドライン（GILSP ガイドライン）」作成に当たり、原案作成等の支援を行った。また、告示改正に伴い、経済産業省と連携し、申請マニュアル、ホームページ、FAQ等の更新を実施した。</p> <p>※ GILSP 告示：遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（平成16年1月29日 経済産業省告示第13号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td>1件（全件実施）</td> <td>0件（全件実施）</td> </tr> </tbody> </table>	項目年度	令和6年度	令和7年度	GILSP 告示原案の作成件数	1件（全件実施）	0件（全件実施）	運用見直しにより、GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成は実施していないが、告示改正の原案作成についての支援を行った。																						
項目年度	令和6年度	令和7年度																												
GILSP 告示原案の作成件数	1件（全件実施）	0件（全件実施）																												
立入検査（指標）カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）	<p>令和7年度の経済産業省からの指示は10件で、機構は立入検査を全件実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td> <td>14件 (全件実施)</td> <td>10件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	14件 (全件実施)	10件 (全件実施)	カルタヘナ法に基づく立入検査を全件実施し、指標を達成した。																						
	令和6年度	令和7年度																												
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	14件 (全件実施)	10件 (全件実施)																												
微生物によるバイオレメディ	<p>バイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援として、経済産業省の要請に基づき、事業者が作成した申請書類の事前確認を4件（全件）実施した。</p>	微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を全件実施し、指標を達成した。																												

<p>イエーション利用指針への適合確認の申請支援 (指標) 申請支援件数(全件実施)</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>適合確認の申請支援件数</td> <td>3件 (全件実施)</td> <td>4件 (全件実施)</td> </tr> </table>		令和6年度	令和7年度	適合確認の申請支援件数	3件 (全件実施)	4件 (全件実施)	
	令和6年度	令和7年度						
適合確認の申請支援件数	3件 (全件実施)	4件 (全件実施)						
<p>バイオテクノロジーを活用した安全性等評価</p>	<p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。 今年度経済産業省からの要請はなかった。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。 ●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討 機構と藤田医科大学との共同事業「住環境で用いるエアコン等に繁殖するカビの評価のための研究」の成果について、学会発表3回、機構のWebサイトの更新を3回行い、業務成果についての情報発信を行った。</p> <p>ウ 微生物及び遺伝子組換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行う。また、微生物培養法により製造された新たな繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22 (繊維/化学分析) の国際標準化会議において、規格化に貢献する。 ●構造タンパク質繊維鑑別・混用率試験方法国際標準化 ISO 国内審議団体である構造タンパク質素材産業推進協会 (SPIA) とともに繊維混用率試験方法に関する ISO 原案の作成のため、ISO/TC38/WG22 (繊維/化学分析) の流通促進標準化委員会において、ラウンドロビンテストに参加して新規規格案の開発・検討を行い、来年度の国際会議での NP 提案に向けた日本提案内容の検討を行った。また、人工構造タンパク質繊維のプロテオーム解析試験方法を用いた鑑別試験方法を開発した。</p> <p>エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価に必要な情報が得られた場合、提供を行う。 製品安全分野からの依頼に基づき、部門間連携事業として、皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定を9件実施し、製品安全分野へ報告した。加えて、2件について成分パッチテストサンプルを提供済みであり、パッチテスト結果が届き次第、製品安全分野へ報告する。</p> <p>オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)の一環として、新型コロナウイルスに対する感染抑制対策のための物資評価・情報提供に関する対応を行う。 令和2年度に発表した新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価(最終報告)及び製品リストに関する事業者、消費者等からの問い合わせに適切に対応した。</p>							
<p>微生物安全情報の提供</p>	<p>微生物有害情報データベース(M-RINDA)の「微生物有害情報リスト」について、微生物の法規制情報や分類学的情報を4回更新した。 近年、微生物の分類が見直され、学名の変更が頻発している状況を踏まえ、真菌についても参照する出典での掲載名とその現行名や異名の情報をまとめて表示できるように、真菌リスト情報の記載方法のリニューアルを行った。また、真菌リストはこれまでExcelでのみ提供しているところ、ユーザーニーズを踏まえ、Web版の構築を行った。</p>							

<p>生物遺伝資源の国際移転に関する取組</p>	<p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。</p> <p>二国間共同事業（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。</p> <table border="1" data-bbox="314 258 1276 470"> <tr> <td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td> </tr> <tr> <td>日本企業等への提供株数</td> <td>0株（継続利用を含む）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td> </tr> <tr> <td>企業等による微生物利用株数</td> <td>2,948株 （継続利用を含む）</td> </tr> </table> <p>イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。</p> <p>※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) : 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム</p> <p>令和7年5月に韓国・全州にて韓国国立農業科学院(KACC)主催で開催されたACM第22回会合において、微生物の多様性、利活用、保存・分譲、デジタル管理、国際課題、微生物遺伝資源の持続的な利活用に向けた情報共有並びに議論を行った。令和7年度は新たに1機関が参入し、アジア14ヶ国・地域の35機関の活動に発展した。</p>	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	0株（継続利用を含む）	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	2,948株 （継続利用を含む）	<p>7か国・地域との生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを構築・維持し、これらの国・地域の遺伝資源を適法に取得し利用できる取組とABS法に関する情報収集を実施することによって、我が国のユーザーが簡便かつ安心して海外遺伝資源を利用するためのアクセスルートの確保に貢献した。</p>
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物										
日本企業等への提供株数	0株（継続利用を含む）									
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物										
企業等による微生物利用株数	2,948株 （継続利用を含む）									
<p>バイオ産業に關係する国際条約についての情報の収集・整理・提供</p>	<p>ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Webサイトを通じ広く情報提供する。</p> <p>令和7年度は生物多様性条約に係る国際会議の開催はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル、韓国、タイの法律情報を更新した。 ・独DSMZ及び蘭Westerdijk Instituteを訪問し、各国規制法等への対応、データベース運用、カルチャーコレクション運営について意見交換を行った。 ・海外遺伝資源の移転、利用等についての質問10件に対応した。 <p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p> <p>名古屋議定書担保措置であるABS指針第5章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として取得書発給業務を実施するとともに、広報1件を行った。</p>	<p>欧州主要BRCとの連携を通じ、各国規制法への対応について意見交換を行うことで機構における海外株の寄託・分譲条件の参考となる情報を入手した。</p> <p>ABS指針に基づく遺伝資源国内取得書発給業務を滞りなく実施した。</p>								

4. その他参考情報

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、 基準認証	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法、産業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法(消安法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度高・困難度高：指標4-13	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【指標4-1】ASNITE認定プログラムの創設・拡充について、2件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均9か月以内、拡充の場合は平均4か月以内とする。	2件以上	—	—	—	—	—	4件 (創設期間平均8.0か月、拡充期間平均2.2か月)	予算額(千円)	1,038,056	1,012,680	895,539	947,012	1,049,373
【指標4-2】JNLA登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均55	(全件実施)91(うち登録18、更新73)	(全件実施)71(うち登録20、更新51)	(全件実施)39(うち登録7、更新32)	(全件実施)55(うち登録8、更新47)	(全件実施)88(うち登録8、更新80)	決算額(千円)	919,170 (予算額との差異10%超の理由は、組織改編等による業務経費の減である。)	940,124	889,467	917,962	964,829
【指標4-3】JNLA立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均0	(全件実施)立入1	(該当なし)	(全件実施)立入1	(該当なし)	(該当なし)	経常費用(千円)	916,578	888,066	878,805	888,492	1,056,176
【指標4-4】国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均41	(全件実施)47(うち認定8、再認定33、認定維持6)	(全件実施)35(うち認定4、再認定18、認定維持13)	(全件実施)50(うち認定3、再認定7、認定維持40)	(全件実施)38(うち認定1、再認定17、認定維持20)	(全件実施)46(うち認定4、再認定34、認定維持8)	経常利益(千円)	65,508	46,173	20,364	▲ 5,946	14,947

【指標4-5】JCSS登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均101	(全件実施) 63(うち登録30、更新33)	(全件実施) 74(うち登録28、更新46)	(全件実施) 139(うち登録20、更新119)	(全件実施) 89(うち登録15、更新74)	(全件実施) 77(うち登録41、更新36)	行政コスト(千円)	939,230	908,635	903,438	915,144	1,083,493
【指標4-6】JCSS立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	従事人員数	52	53	51	53	51
【指標4-7】MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均24 (認定・更新)、24(フォローアップ)	(全件実施) 認定・更新13、フォローアップ12	(全件実施) 認定・更新7、フォローアップ53	(全件実施) 認定・更新52、フォローアップ6	(全件実施) 認定・更新12、フォローアップ14	(全件実施) 認定・更新6、フォローアップ47						
【指標4-8】MLAP立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)						
【指標4-9】国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均143	(全件実施) 155(うち認定30、再認定29、認定維持96)	(全件実施) 148(うち認定28、再認定38、認定維持82)	(全件実施) 161(うち認定21、再認定108、認定維持32)	(全件実施) 120(うち認定14、再認定65、認定維持41)	(全件実施) 182(うち認定39、再認定29、認定維持114)						
【指標4-10】ASNITE認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均69	(全件実施) 認定13、68(うち再認定6、認定維持49)	(全件実施) 64(うち認定9再認定16、認定維持39)	(全件実施) 66(うち認定15、再認定36、認定維持15)	(全件実施) 77(うち認定9、再認定43、認定維持25)	(全件実施) 59(うち認定9、再認定7、認定維持43)						
【指標4-11】各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びにJIS試買検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 調査14、立入2、試買1	(全件実施) 調査25、立入4、試買2	(全件実施) 調査12、立入3、試買2	(全件実施) 調査10、立入1、試買0	(全件実施) 調査20、立入2、試買0	(全件実施) 調査10、立入0、試買0						
【指標4-12】産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数	全件実施	(参考) 過去3年平均1	(全件実施) 3	(全件実施) 1	(全件実施) 2	(全件実施) 0	(全件実施) 2						

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
全体概要	<p>①定量評価について</p> <p>定量的指標たる指標4-1（2件以上）で対目標値120%以上を達成し、それ以外の定量的指標たる指標4-2～指標4-12（全件実施）を全て達成している。</p> <p>指標4-1の内訳（創設・拡充の日付順に記載）</p> <p>拡充① 水道水質検査に対応したPFOS・PFOA標準物質に係るASNITE標準物質生産者認定プログラム拡充（1.1か月）</p> <p>拡充② 医療機器(材料)抽出物・侵出物の化学的特性分析(ISO 10993-18)に係るASNITE試験所認定プログラム拡充（3.3か月）</p> <p>創設① セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）評価機関に係るASNITE試験所認定プログラムの創設（8.0か月）</p> <p>創設② クリーンガス証書制度に係るASNITE製品認証機関認定プログラムの創設（8.0か月）</p> <p>②定性評価について</p> <p>困難度高・重要度高の定性的指標（指標4-13）に対して、日本企業が強みとする分野における市場の創出に大きく貢献した。加えて、組織改編、産業界との関係構築、内部・外部の人材育成など、認証産業の活性化への様々な取組等を行った。具体的には、以下の取組を実施。</p> <p>（1）水道水質検査に対応したPFOS・PFOA標準物質に係るASNITE標準物質生産者認定プログラム拡充</p> <p>PFOS・PFOAの適合性評価の活用に関して、国民は「信頼性が確認された標準物質の使用を求めているはず」との考えから、機構はルール形成（環境省告示の改正）のため、水道水質検査の計量トレーサビリティソースとして、信頼性が確認されているASNITE標準物質の必要性を環境省に対して丁寧に説明し、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）」を改正し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の活用を記載するよう粘り強く提案した結果、環境省の理解を得ることができ、告示改正が実現した。</p> <p>また、適合性評価を活用してもらおうルール作りの取組（環境省への告示改正提案とその実現）及び適合性評価スキームの拡充（迅速な認定プログラムの拡充）の足並みを揃えた推進により、2026年4月1日から国内の全ての水道水質検査機関において、信頼性の高いPFOS・PFOA標準物質を用いた水質検査が実施可能となり、水道水質検査の信頼性が確保された水道水を利用できるようになり、国民の安全・安心な暮らしに直結するとともに、国内試薬メーカーによる新規市場の創出に大きく貢献した。</p> <p>（2）セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）評価機関に係るASNITE試験所認定プログラムの創設</p> <p>認定プログラム拡充により、高度なセキュリティレベル（レベル3）が確保された、安全性の高いIoT製品が普及し、これら製品の信頼性の向上による新規市場（政府機関や金融・流通分野等）の創出に貢献、また、全ての国民が安心してIoT製品を利用できる環境が実現し、セキュリティへの不安という社会課題に対応。</p> <p>（3）認証・認定産業の活性化に向けた取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国適合性評価推進のための組織改編 ● 一般社団法人日本経済団体連合会との関係構築 ● 内部人材育成のための「令和7年度常勤職員向け標準・適合性評価リテラシー向上の取組」講座の開催 ● 外部人材育成のための「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラム講座の開催 ● 国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）との標準化・適合性評価に関する共同研究 <p>③考慮要素について</p> <p>（法人の努力について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本認定機関協議会（JAC）事務局として「認定、それは中小企業の発展に力を与える」をテーマに「JACセミナー」 	<p>評定：S</p> <p>定量的指標4-1について、指標2件以上に対して期限内の実績4件と指標120%以上を達成した上で、指標4-2～指標4-12（全件実施）について全て達成し、定性的指標4-13について、「所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価されるべき事項」を達成（認定プログラムの創設・拡充により日本企業の強みを活かした市場創出に貢献）した案件が2件あることに加え、組織改編、産業界との関係構築、内部・外部の人材育成など、認証産業の活性化への様々な取組等を実施。加えて、考慮要素についても法人の努力等を踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果をあげたことから自己評価Sとした。</p> <p>○PFOS・PFOA標準物質生産者認定プログラムの拡充について</p> <p>迅速な認定プログラムの拡充を行い事業者を認定することで、2026年4月1日からの標準物質供給体制を確立するとともに、環境省に対してASNITE制度の信頼性及び認証に係る信頼性の同等性（認証値の信頼性、計量トレーサビリティ体系）を説明した結果、環境省は告示改正においてASNITE認定プログラムを追記。当該標準物質を水質検査で使用することの明確化により、国内の試薬メーカーの新規市場創出に大きく貢献。また、国民に安心・安全な水道水を供給することで持続可能な社会の構築にも寄与。</p> <p>○JC-STAR評価機関試験所認定プログラムの創設について</p> <p>IoT製品のセキュリティ要件への適合を確認・可視化するJC-STARにおいて、政府機関や重要インフラ事業者等の利用を想定したセキュリティ要件の評価を行う評価機関の試験所認定プログラムを創設。高度なセキュリティレベル（レベル3）が確保され、高い安全性が確保された認証済みIoT製品の新規市場創出に大きく貢献。また、国内IoT製品のセキュリティ対策が強化されることで、持続可能な社会の構築にも寄与。</p> <p>○市場獲得を見据えた取組を開始（量子技術分野における産総研との協働）</p> <p>産総研の世界最先端評価拠点（量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT））と技術的知見、機構の標準化・適合性評価の知見を融合させ、戦略的な国際標準化の推進と世界に通用する適合性評価体制の構築を目指し、2025年11月21日に産総研との共同研究契約を締結。2025年11月25日に共同プレスを実施した。</p> <p>共同研究において、機構は、量子技術の国際標準化を推進するISO/IEC JTC3のエキスパートとして登録。適合性評価、適合性評価スキームと標準の一般的な関係を関係者に情報共有、量子技術の現状の産業と標準化の現状を踏まえて、標準化・適合性評価スキームのあるべき姿を検討開始した。</p> <p>このように、研究開発段階から国際的な標準化・適合性評価体制の構築による市場獲得を見据えた活動を展開した。</p> <p>○我が国適合性評価推進のための組織改編</p> <p>適合性評価制度の利活用の積極的推進が国の政策*として提言されてお</p>

	<p>を開催。認証機関、認定事業者だけでなく、大手ゼネコン、コンサルティング企業など幅広い層からの参加（384名）が実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）に関して、経済産業省より発出された2通の通知文書について機構から見直しを働きかけ、認定証の書式簡素化や更新申請の受付期日変更等につなげて制度運用を適正化し、事業者負担の軽減等を実現。 ● 認証産業活用の在り方検討会に委員として参加し、国内認証機関の枠組構築、認証産業における基盤整備（情報提供、技術支援等）等の議論を行った。 ● 標準エコシステム検討会にオブザーバとして参加し、中間取りまとめ（2026年3月9日公表）に寄与した。 ● 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム総会に理事長が委員として参加。機構が適合性評価の推進に取り組むことで、我が国の新たな国際標準戦略の施策である規格と認証の一体的推進及び人材育成システム強化に貢献することを総会の場で発信。 <p>（アウトカムについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関登録の拡充（JCSS）により、2025年2月24日のJCSS登録後、2026年3月末までに289件のJCSS校正証明書を発行した。JCSS校正済みの放射線治療用線量計を用いた放射線治療機器の管理により患者に対する適切な放射線治療が可能となり、医療現場におけるより正確な放射線照射による治療が実現した。その結果、医療現場におけるより正確な放射線照射による治療が実現し、治療効果の向上や患者の副作用抑制に貢献することで、社会課題の解決につながっており、持続可能な社会の構築に大きく貢献した。 	<p>り、そのために組織が担うべき活動（適合性評価に係る情報収集及び関係者への情報提供、コミュニケーションネットワークの構築、適合性評価スキーム構築支援、人材育成等）を強化する必要がある。</p> <p>そのため、機構は令和8年4月1日の組織改編にて、以下2つの機能をもつ適合性評価推進センターを新設した。これにより、国が進める適合性評価に係る政策及び適合性評価を活用できる人材の育成を現場レベルにおいて最大の効果で実行できる体制を確立した。</p> <p>（1）上記の適合性評価利活用推進業務を実施する部署「適合性評価戦略課」を新設。</p> <p>（2）ISO/IEC 17011に基づく“認定機関”として認定業務に係る独立した運営管理を行う部署「認定センター」を新設。</p> <p>※ 知的財産戦略本部「新たな国際標準戦略」（2025年6月）、日本産業標準調査会基本政策部会「日本型標準加速化モデル2025」（2025年6月）、「認証産業活用の在り方検討会（中間整理）」（2024年8月）</p> <p><通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業標準調査会基本政策部会や認証産業活用の在り方検討会の議論を踏まえ、民間の認定機関・認証機関による対応が十分でなく、我が国企業のグローバル展開のボトルネックが発生しかねない分野等について、人材育成や制度設計時の支援等も含め、公的機関である機構が積極的に役割を果たしていくことを引き続き期待する。 ● 反映状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC 17011に基づく“認定機関”としての公平性を確保しつつ、国の施策である“適合性評価制度の利活用の積極的推進”に公的機関として対応するため、適合性評価利活用推進業務を実施する部署（課）を新設し、既存課室の統合による認定業務を実施する部署をISO/IEC 17011に基づく“認定機関”と位置づけ（“認定センター”）て、認定機関としての公平性を確保しつつ適合性評価利活用推進を新設する部署で実現できる環境を整えた。 ・産業界（経団連）との関係を構築し、上記の環境を整えたことにより、適合性評価の利活用促進において、新設部署で認定機関の範疇を超えたコンサルティングができることを説明した。 ・機構が事務局を務める日本認定機関協議会（JAC）から、公平性を確保しつつ認定機関・適合性評価機関ができるコンサルティング活動範囲を明確にして公表し、産業界（経団連、自工会ほか）に説明した。 ・適合性評価活動の活性化を進めるための民間人材の強化を図る「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムや、JAC セミナーを開始し中小企業の活動を推進する適合性評価に関する各種講演を行った。
<p>【指標4-1】ASNITEに基づく認</p>	<p>持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等を目指す政策に対応するために、社会的ニーズが高い認定プログラムを創設・拡充した。</p> <p>拡充① 水道水質検査に対応したPFOS・PFOA標準物質に係るASNITE標準物質生産者認定プログラム拡充 2025年8月18日（検討開始日）より拡充に着手。2025年9月19日付けで拡充。（拡充期間：1.1か月）</p>	<p>拡充① PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタナ酸）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質のため、国際的にはPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の廃絶対象と</p>

<p>定プログラムの創設・拡充について、2件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均9か月以内、拡充の場合は平均4か月以内とする。</p>	<p>【主なアウトカム】 信頼性が確保された PFOS・PFOA 標準物質を用いて水道水質検査の実施による国民の安全・安心な暮らしの実現、及び、国内試薬メーカーによる新規市場の創出に大きく貢献した。</p> <p>拡充② 医療機器(材料)抽出物・浸出物の化学的特性分析(ISO 10993-18)に係る ASNITE 試験所認定プログラム拡充 2025年9月1日(検討開始日)より拡充に着手。2025年12月8日付けで拡充。(拡充期間:3.3か月)</p> <p>【主なアウトカム】 国内の認定試験所の試験結果を活用した海外輸出時の審査簡素化を通じた輸出促進による市場拡大、及び、試験を国内において完結することによる製品情報(営業秘密)の海外流出の防止(経済安全保障)が期待される。</p> <p>創設① セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)評価機関に係る ASNITE 試験所認定プログラム創設 2025年6月11日(検討開始日)より創設に着手。2026年2月6日付けで創設。(創設期間:8.0か月)</p> <p>【主なアウトカム】 高度なセキュリティレベル(レベル3)が確保された、安全性の高いIoT製品が普及し、これら製品の信頼性の向上による新規市場(政府機関、地方公共団体、インフラ事業者等)の創出、及び、全ての国民が安心してIoT製品を利用できる環境の実現が期待される。</p> <p>創設② クリーンガス証書制度に係る ASNITE 製品認証機関認定プログラムの創設 2025年7月7日(検討開始日)より創設に着手。2026年3月3日付けで創設。(創設期間:8.0か月)</p> <p>【主なアウトカム】 クリーンガス証書制度の信頼性(ガス製造プロセスの妥当性、ガスの収支の正確性など)が保証され、クリーンガスの普及、グリーンウォッシュの防止、国内のカーボンニュートラルの達成への貢献が期待される。</p>	<p>なり、国内では化審法の第一種特定化学物質(原則、製造・輸入等が禁止)に指定されるなど規制やリスク管理が進む中、2026年4月1日から水道事業者には PFOS・PFOA に関する水質基準順守と検査が義務化されることを受け、信頼のある PFOS・PFOA 標準物質の早期供給体制が求められた。当時の環境省告示では、①計量法に基づく証明書、②これに相当する証明書のみ記載があり、①又は②を満たす標準物質が存在していないことを確認。国民は「信頼性が確認された標準物質の使用を急ぎ求めているはず」であり、①の計量法(JCSSプログラム)の拡充には審議会での審議等、一定の期間を要することから、迅速な対応が可能な ASNITE を活用できるルール形成を機構から環境省へ政策提案した結果、告示に「独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定制度」が記載された。上記ルール形成と並行して、早期に認定プログラムを拡充し、PFOS・PFOA 標準物質の2026年4月1日までの供給に間に合わせるため、2025年9月19日で認定プログラムを拡充、即日認定申請を受付け、2025年12月25日に認定を授与した。これにより、2026年4月1日の規制開始に向けて PFOS・PFOA 標準物質の供給体制が確立され、水道水質検査の信頼性が確保された水道水を利用できるようになり、国民の安全・安心な暮らしに直結するとともに、国内試薬メーカーによる新規市場の創出に大きく貢献した。</p> <p>拡充② 医療機器を上市するに当たり関係当局への承認申請が必要となるが、その申請に必要なデータの一つとして ISO 10993-18 による抽出物・浸出物の化学成分分析とその結果を元にした毒性リスク評価がある。欧州では ISO/IEC 17025 認定試験所の結果は非認定試験所の結果と比較して審査が簡素化されており、将来的には認定試験所での試験が欧州では必須となる可能性もあることから、国内医療機器製造業者の欧州への医療機器輸出促進のため、ISO 10993-18 について ISO/IEC 17025 試験所認定ニーズが国内医療機器メーカーから寄せられた。ISO 10993 シリーズの JIS は厚生労働大臣専管であるが、厚生労働省、医薬品医療機器総合機構(PMDA)では試験所認定制度の創設が困難との見解であったことから、経済産業省、日本適合性認定協会の意向確認など関係者との調整を行い、ASNITE 試験事業者認定プログラムでの拡充を決定した。拡充に当たり、ISO 10993-18 に基づく具体的な抽出条件や分析対象の検討を行うとともに、審査に必要となる機構外の医療機器の技術専門家を確保した上でプログラムの拡充を実現。新規認定プログラムの拡充により、国内認定試験所の試験結果を活用した海外輸出時の審査簡素化を通じた輸出促進による市場拡大が期待されるほか、本件試験の特性上、材料など詳細な機微情報の試験所への提供が求められるが、試験を国内において完結することによる製品情報(企業の機微情報)の海外流出の防止(経済安全保障)に寄与した。</p> <p>創設① セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)においては、IoT 製品類型の特徴に応じたセキュリティ基準及びその評価制度が定められている。その中で、政府機関や重要インフラ事業者等の利用を想定した高度なセキュリティレベル(レベル3)の評価を行う評価機関の認定プログラムが必要であった。そこで、IT 製品のセキュリティ評価認定プログラム(ASNITE-T(IT))運用に関する豊富な経験を生かし、認定要件(案)の早</p>
---	--	---

		<p>期策定、審査員への説明を行うなど、実施体制を早々に準備し、経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と緊密な進捗状況の共有等を行い、IPAのセキュリティ適合基準の公表時期と歩調を合わせ、認定プログラムを創設。これにより、高度なセキュリティレベル（レベル3）が確保された、安全性の高いIoT製品が普及し、これら製品の信頼性の向上による（政府機関、地方公共団体、インフラ事業者等向け）新規市場の創出に大きく貢献するとともに、全ての国民が安心してIoT製品を利用できる環境が実現することで、セキュリティへの不安という社会課題の解決にも寄与した。</p> <p>創設②</p> <p>日本は2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目指しており、新たな法律を制定して様々な政策を推し進めている中、クリーンガス（回収したCO₂と水素で作る「合成メタン」やメタン発酵で作る「バイオガス」であり、燃焼させても大気中のCO₂が増えないガス）の環境価値を証書化し、その環境価値を移転させる証書制度が考案され、動き出しているが、GX関連の取組（地球温暖化対策の推進に関する法律のSHK制度（企業による排出量の算定・報告）など）に幅広く活用していくための、認定・認証制度を組み入れた第三者による信頼性確保の仕組みがなく、国の審議会等でも議論されていた。国の審議会等での議論を踏まえ、認証スキームオーナー及び認証機関（候補機関）の要請に応え、経済産業省（資源エネルギー庁及びイノベーションGXグループ）へ説明・調整し、国際的な整合性や公平性を確保できるよう認証スキームを見直した上で、クリーンガスによるエネルギーの安定的な供給の仕組み作り（ルール作り）を実現。クリーンガス証書制度の信頼性（ガス製造プロセスの妥当性、ガスの収支の正確性など）が保証され、クリーンガスの普及、グリーンウォッシュの防止、日本のカーボンニュートラルの達成に貢献した。</p>																
<p>【指標4-2】 JNLAにおける登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p>	<p>JNLAは、産業標準化法で定められている制度である。機構は、登録区分に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象とし、登録を希望する事業所からの任意の申請に基づき、事業者のマネジメントシステム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切か、定められたとおりマネジメントシステムが運営されているか等を試験所に関する基準ISO/IEC 17025により審査し登録している。なお、JNLA登録試験事業者は4年ごとに更新が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は、JNLA登録・更新審査を全件実施した。また、審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会及び、IAJapanボード（評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会）を開催した。 <table border="1" data-bbox="320 1499 1026 1839"> <thead> <tr> <th>JNLA 業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>新規登録数（追加登録含む）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>IAJapanボード開催数</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table>	JNLA 業務	実績件数	新規登録審査数（追加登録審査含む）	8	登録更新審査数	80	新規登録数（追加登録含む）	8	登録更新数	69	評定委員会開催数	7	IAJapanボード開催数	14	変更届出書処理数	420	<p>JNLA登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。</p>
JNLA 業務	実績件数																	
新規登録審査数（追加登録審査含む）	8																	
登録更新審査数	80																	
新規登録数（追加登録含む）	8																	
登録更新数	69																	
評定委員会開催数	7																	
IAJapanボード開催数	14																	
変更届出書処理数	420																	

	<ul style="list-style-type: none"> JNLA 登録試験事業者への制度説明会を開催し、2026年4月1日の手数料改定、JNLA や ASNITE 等の現状報告、JNLA 登録証発行に係る簡素化方針の説明のほか、審査での指摘事項の紹介及び認定シンボル付き試験報告書の発行を促した。 																	
【指標 4-3】 JNLA における立入検査の実施件数（全件実施）	JNLA 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	JNLA 立入検査は、該当案件がなかった。																
JNLA 登録区分の改正原案の作成	<p>JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省の要請に基づき JIS 改正状況を反映した告示とするため、区分内 JIS の見直し検討を行い、見直し案を経済産業省に提出した。見直し案に基づき、令和7年9月25日に告示が改正された。 「JNLA 試験方法区分一覧（JNRP32S10）」を迅速に改正（6回）した。 																	
【指標 4-4】国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）	<p>機構は、国際的な認定機関の同等性に関する枠組みに加盟し、認定機関が、互いに認定試験所の試験結果を同等とみなして、相互に受け入れる国際的な取決（MRA 制度）に参加している。機構は、JNLA 登録試験事業者が MRA 制度のための認定を希望する場合には、JNLA 登録に加え、2年ごとに認定維持審査を、さらに4年目に再認定審査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> MRA 制度に対応した JNLA 登録試験事業者への認定審査及び認定維持審査を全件実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>MRA 制度審査</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審査数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>再認定審査数</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>認定維持審査数</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	MRA 制度審査	実績件数	認定審査数	4	再認定審査数	34	認定維持審査数	8	MRA 制度に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。								
MRA 制度審査	実績件数																	
認定審査数	4																	
再認定審査数	34																	
認定維持審査数	8																	
【指標 4-5】JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）	<p>JCSS は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計測器を校正している校正事業者について、産総研等が維持している国家計量標準を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025 に基づいて審査し、登録を実施している。JCSS 登録された校正事業者（JCSS 校正事業者）は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所での計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は4年ごとに更新が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は、JCSS 登録・更新審査を全件実施した。また、審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等で構成する評定委員会及び、IAJapan ボードを開催した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>JCSS 業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>新規登録数（追加登録含む）</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>IAJapan ボード開催数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>425</td> </tr> </tbody> </table>	JCSS 業務	実績件数	新規登録審査数（追加登録審査含む）	41	登録更新審査数	36	新規登録数（追加登録含む）	38	登録更新数	38	評定委員会開催数	12	IAJapan ボード開催数	12	変更届出書処理数	425	<p>JCSS 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>【JCSS の登録・新規認定ニーズへの対応】 自動運転技術に必要な要素のひとつとして、運転動特性制御がある。自動運転車の軌道修正機能である電子安定制御（ESC）システムの開発のために、様々な試験が実施されている。試験項目の一部である横加速度、ヨーレートを評価するために用いる「車両慣性挙動計測システム」は角速度及び低重力加速度（静的加速度）の計測器であり、国内の自動運転技術の開発が強く推進される期待がある。</p>
JCSS 業務	実績件数																	
新規登録審査数（追加登録審査含む）	41																	
登録更新審査数	36																	
新規登録数（追加登録含む）	38																	
登録更新数	38																	
評定委員会開催数	12																	
IAJapan ボード開催数	12																	
変更届出書処理数	425																	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規登録・認定ニーズ対応に係る取組として、令和7年度は自動車の自動運転技術に必要な車両慣性挙動計測システムの校正に係る「角速度」、「静的加速度」のJCSS登録・認定取得ニーズを把握し、従来25区分であった計量法施行規則に、新たに「角速度」の区分を追加した26区分となる省令の改正、及び「静的加速度」については、関係公示の改正を経済産業省（計量行政室）に働きかけ実現させた。 ● 新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSSの技術委員会を2回、技術分科会を14回開催した。これらの検討結果等を踏まえ、公開文書（40文書）の新規制定、改正を実施し、内外の最新動向に適時対応した。 ● 認定制度にかかる国際動向等情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明、適切なPR活動にかかる情報提供、校正証明書の電子的発行にかかる情報提供のため、JCSS登録校正事業者向けの説明会をオンラインにて開催した。JCSS校正証明書の活用事例を紹介するとともに、JCSS校正証明書の発行促進を要請した。 																			
<p>【指標4-6】 JCSSにおける立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>JCSS立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。</p>	<p>JCSS立入検査は、該当案件がなかった。</p>																		
<p>【指標4-7】 MLAPにおける認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）</p>	<p>MLAPは、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを法令に基づき審査し、認定を実施している。MLAP認定された事業者（MLAP認定事業者）は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。MLAP認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない。なお、MLAP認定事業者は3年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。また、認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中（3年間）の中頃をめどにフォローアップ調査を実施することにより、MLAP認定事業者が引き続き適切な業務実施能力を維持していることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度は、MLAP更新審査及びフォローアップ調査を全件実施した。審査結果について、外部専門家・有識者からなる評定委員会又はMLAPボード（後述）にて認定の可否を審議した。 <table border="1" data-bbox="311 1255 1026 1648"> <thead> <tr> <th>MLAP業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定審査数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新審査数</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>新規認定数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>MLAPボード開催数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>フォローアップ調査数</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省（知的基盤課（当時））からの通知文書「認定申請時における「認定区分」の運用について（平成16年3月31日付け）」及び「特定計量証明事業者の認定更新の取り扱いについて（連絡）（平成16年10月1日付け）」については、規範となる国際規格の明確化、事業者負担の軽減等、近年の事業環境の変化や事業者ニーズを踏まえ、通知文書改正を経済産業省（計量行政室）に働きかけ実現させた。 ● MLAP事業者説明会を実施し、計量行政室からの通知文書改正に伴うMLAPの審査等の運用見直し、MLAP技能試験結果の講評、環境計量における計量証明書の電子発行ガイドラインの解説、変更届をオンライン提出する際の注意事項に関する説明を行った。 	MLAP業務	実績件数	新規認定審査数	0	認定更新審査数	6	新規認定数	0	認定更新数	8	評定委員会開催数	0	MLAPボード開催数	7	フォローアップ調査数	47	変更届出書処理数	120	<p>MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>改正された計量行政室発出の文書は「認定特定計量証明事業者の認定更新等の取扱いについて（令和7年12月1日）」及び「特定計量証明事業者の認定申請における「認定の区分」について（令和7年12月1日）」の2文書であり、更新申請の受付について、従来の「6月前」から「1年前」に変更するなど、実態に見合った改正となった。</p>
MLAP業務	実績件数																			
新規認定審査数	0																			
認定更新審査数	6																			
新規認定数	0																			
認定更新数	8																			
評定委員会開催数	0																			
MLAPボード開催数	7																			
フォローアップ調査数	47																			
変更届出書処理数	120																			

	<ul style="list-style-type: none"> ● 評定委員会とは別に審査で問題のない案件を評価するための内部検討会である“MLAP ボード”の運用を継続した。評定委員会委員全員が MLAP ボード委員を兼任することで、評定委員会と MLAP ボードの連携が取れる体制を維持している。新規申請案件については従前どおり評定委員会での審議・評定を実施する。 																																													
【指標 4-8】 MLAP における立入検査の実施件数 (全件実施)	MLAP 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	MLAP 立入検査は、該当案件がなかった。																																												
【指標 4-9】 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)	<p>機構は、JCSS 校正事業者が MRA 制度（前述参照）を希望する場合には、JCSS 登録に加え、2年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を、さらに4年目に再認定審査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MRA 制度に対応した JCSS 校正事業者への認定審査及び認定維持審査を全件実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>MRA 対応</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審査数</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>再認定審査数</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>認定維持審査数</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、JCSS 校正事業者が MRA 制度を希望する場合は、ISO/IEC 17043 に適合した外部機関の運営する技能試験について、JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行っている。令和7年度は、外部6機関が提供している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活用した。なお、技能試験の結果に問題があった MRA 校正事業者は、全て是正処置の妥当性を確認して認定した。 	MRA 対応	実績件数	認定審査数	39	再認定審査数	29	認定維持審査数	114	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。																																				
MRA 対応	実績件数																																													
認定審査数	39																																													
再認定審査数	29																																													
認定維持審査数	114																																													
【指標 4-10】 ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)	<p>製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正、試験、標準物質生産、製品認証を行う事業者（以下の a.～f. の事業者）の認定を実施している。機構は、国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的に信頼性をもち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ASNITE 認定 サブプログラム</th> <th colspan="4">実績(件数)</th> </tr> <tr> <th>新規認定審査 (追加含む)</th> <th>再認定審査</th> <th>認定維持審査</th> <th>新規認定 (追加含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ASNITE 校正事業者認定</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>b. ASNITE 試験事業者認定（一般）</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>c. ASNITE 試験事業者認定（IT）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>d. ASNITE 試験事業者認定（環境）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>e. ASNITE 標準物質生産者認定</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>f. ASNITE 製品認証機関認定</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>43</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する説明会等を開催し、認定に関する国際動向、認定申請審査業務システム及び広報活動に係る諸情報の提供等を行った。 	ASNITE 認定 サブプログラム	実績(件数)				新規認定審査 (追加含む)	再認定審査	認定維持審査	新規認定 (追加含む)	a. ASNITE 校正事業者認定	2	0	6	2	b. ASNITE 試験事業者認定（一般）	5	3	5	4	c. ASNITE 試験事業者認定（IT）	0	0	3	0	d. ASNITE 試験事業者認定（環境）	1	2	23	1	e. ASNITE 標準物質生産者認定	1	0	3	1	f. ASNITE 製品認証機関認定	0	2	3	0	合計	9	7	43	8	<p>ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>a. ASNITE 校正事業者認定 IATF16949 対応等、現状、JCSS では対応できない校正分野において認定が活用されている。</p> <p>【音響・超音波校正事業者の認定】 自動車関連の法規や船舶関連の条約においては、使用する騒音計や音響校正器に対し、IEC 規格に準拠した定期試験（校正）を ISO/IEC 17025（試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項）に基づく認定を受けた校正事業所で実施することが求められている。</p> <p>【遠心加速度測定装置校正事業者の追加認定】 回転運動する自動車において物体に加わる遠心力を測定するための遠心加速度測定装置は、回転運動の中心からの距離と回転速度を変えることで、遠心加速度を与え、自動車の性能評価や安全性評価に役立てられている。遠心加速度測定装置は、自動車の衝突試験や運転席の安全性評価など、さまざまな自動車関連試験において重要な役割を果たしている。</p> <p>b. ASNITE 試験事業者認定（一般） ASNITE 試験事業者認定（一般）と ASNITE 試験事業者認定（環境）の2プログラムを統合し、令和8年4月より ASNITE 試験事業者認定プログラムとなる。ASNITE 試験事業者認定（一般）は JNLA ではカバーできない試験を対</p>
ASNITE 認定 サブプログラム	実績(件数)																																													
	新規認定審査 (追加含む)	再認定審査	認定維持審査	新規認定 (追加含む)																																										
a. ASNITE 校正事業者認定	2	0	6	2																																										
b. ASNITE 試験事業者認定（一般）	5	3	5	4																																										
c. ASNITE 試験事業者認定（IT）	0	0	3	0																																										
d. ASNITE 試験事業者認定（環境）	1	2	23	1																																										
e. ASNITE 標準物質生産者認定	1	0	3	1																																										
f. ASNITE 製品認証機関認定	0	2	3	0																																										
合計	9	7	43	8																																										

a. ASNITE 校正事業者認定

ASNITE 校正事業者認定は、JCSS 対象外の校正事業者の認定ニーズに対応するために運営している。

- 令和 7 年度実績として以下の二つ。
 - ・音響・超音波の校正事業者を新規認定。
 - ・遠心加速度測定装置の校正事業者を追加認定。

b. ASNITE 試験事業者認定（一般）

ASNITE 試験事業者認定（一般）は、JNLA 対象外の試験事業者のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために運営している。

- 昨年度創設した海洋生分解性プラスチックに関する試験所認定制度では、1 者の新規事業者からの認定申請を受け付け、審査を実施し認定した。また、経済産業省が策定した「海洋生分解性プラスチック開発導入普及ロードマップ」において機構が策定に関わった ISO の試験規格が今年度発行したことから、当該認定プログラムの対象として追加した。また、昨年度拡充した自動車内装材料の燃焼性試験に関する試験所認定制度でも 1 者の新規事業者からの申請があり、審査の結果認定した。

c. ASNITE 試験事業者認定（IT）

ASNITE 試験事業者認定（IT）は、IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために運営している。

- 経済産業省及び IPA が構築、運営している「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」に基づく IoT 製品のセキュリティ機能や対策状況の評価を行う評価機関を認定するため、新たな認定制度を構築し、令和 8 年 2 月より申請受付を開始した。【指標 4-1 創設①】

d. ASNITE 試験事業者認定（環境）

ASNITE 試験事業者認定（環境）は、環境分野（大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定）の認定ニーズに対応するために運営している。

- 医療機器を上市するに当たり必要となる関係当局への承認申請で必須のデータの一つとして ISO 10993-18 による抽出物・浸出物の化学成分分析とその結果を基にした毒性リスク評価について、新規認定プログラムの拡充を行った。【指標 4-1 拡充②】

e. ASNITE 標準物質生産者認定

ASNITE 標準物質生産者認定は、化学分析等の測定基準として用いられる標準物質を生産する能力を有していることを認定基準 ISO 17034 に従って認定するプログラムである。ASNITE 標準物質生産者認定では、標準物質に係る突発的に発生する市場ニーズに迅速に対応し、時宜を得た標準物質生産を可能とするための“フレキシブルな認定範囲”による認定（包括的認定）申請の受付を令和 2 年度より開始している。

- 令和 7 年度は、PFOS・PFOA に関連する環境省告示改正に対応し、ASNITE 標準物質生産者認定プログラムを拡充するとともに標準物質生産者からの申請 1 件に対し、包括的認定を実施した。【指標 4-1 拡充①】

f. ASNITE 製品認証機関認定

ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、製品安全、国際法定計量機関（OIML-CS）、Textile Exchange、IECEX 機器、エコマーク、PKS の 7 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065 に基づき審査・認定を行っている。

- 令和 7 年度は、これまでの 7 分野に加え、一般社団法人日本ガス協会が公表している 2027 年度からの新たな「クリーンガス証書制度」における活用のため、新たな認定制度を構築し ISO/IEC 17065 に基づく認証機関の認定受付を 2026 年 3 月 3 日より開始した。【指標 4-1 創設②】
- 鉄道分野において、認定対象範囲の国際規格改正に伴い、「鉄道分野認定区分一覧」の改正を行った。

象とした認定プログラム、ASNITE 試験事業者認定（環境）は日本化学試験所認定機構から 2010 年 10 月に移管されたプログラムであり、これまでそれぞれのプログラムの事務局で運営されていた。運営の効率化を目指し、2 プログラムの申請書を含む運営上の差異を解消し、要求文書を統合し、効率的に運営できるようプログラムを統合する。

c. ASNITE 試験事業者（IT）

IoT 製品のセキュリティ機能や対策状況の評価を行う評価機関の認定申請の受付を開始した。「JC-STAR」は、IoT 製品に対するセキュリティ要件への適合性を確認、可視化するもので、IoT 製品のうち、セキュリティ要件への適合性に対し高い信頼性を要するものについては独立した第三者による評価を必要とし、評価を行う機関の信頼性を確保するため、機構による評価機関の認定が求められた。認定制度の構築により、政府機関や大企業の重要な情報システムに利用される IoT 製品のセキュリティの信頼性を確保することができ、国内 IoT 製品のセキュリティ対策強化が期待できる。

d. ASNITE 試験事業者認定（環境）

前述の通り、ASNITE 試験所認定（一般）との統合を行い、令和 8 年 4 月から効率的な運用を行う。

e. ASNITE 標準物質生産者認定

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、体内に取り込まれることで人の健康や環境への悪影響が懸念されている。国内で新たに製造・輸入されることは原則ないが、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、過去様々な形で環境中に排出されたものが公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水等から検出されることがある。環境省は、告示において、PFOA、PFOS を新たに水道水質検査対象項目として位置づけ、加えて、ASNITE 標準物質生産者が発行する認証書が添付された標準液の活用について言及した。水道水等に含まれる PFOS・PFOA などの分析対象となる成分の値（濃度）が未知の場合、物差しのような存在である「PFOS・PFOA 濃度が決定されている認証標準物質」と比較して、分析したい成分の濃度を決定することができる。

ASNITE 標準液が登録検査機関、水道事業者、衛生研究所等が実施する水道水質検査に用いられることで信頼性のある水道検査結果が得られるとともに、国民が安全、安心な水道水を利用できる仕組み作りの一役を担った。

f. ASNITE 製品認証機関認定

「クリーンガス証書制度」は、燃焼しても大気中の二酸化炭素（CO₂）が増えないと見なせるガス（クリーンガス）の製造プロセスを評価し、製造されたガスの環境価値を証書化して他者に移転できる仕組みである。

「クリーンガス証書制度」は、クリーンガスの普及促進を掲げ、2024 年度から運用開始されていたが、将来の海外産品への対象拡大や海外制度との相互認証といったさらなる発展を視野に入れ、2027 年 4 月より、認証機関が原材料として利用可能な水素、CO₂、バイオガス等からクリーンガスが適切に製造されていることを確認する ISO/IEC 17065 に則った審査体制を導入することを決定した。

		<p>この ISO/IEC 17065 の導入に係る認定ニーズに対応し、新たな認定制度を構築し、ISO/IEC 17065 に基づく認証機関の認定受付を 2026 年 3 月 3 日より開始した。</p> <p>これにより、2027 年 4 月までに認証機関が認定を受けるための準備期間が確保され、新体制へのスムーズな移行が期待されるとともに、制度の信頼性（ガス製造プロセスの妥当性、ガスの収支の正確性など）が保証され、クリーンガスの普及、グリーンウォッシュの防止、日本のカーボンニュートラルの達成に貢献することが期待される。</p>																												
<p>【指標 4-11】各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）</p> <p>【指標 4-12】産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）</p>	<p>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための運用を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度は、産業標準化法に基づく調査、改善指示を全件実施した。なお、JIS 試買検査は、経済産業大臣から指示がなかったため、実績なし。 <table border="1" data-bbox="320 751 1451 842"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>更新調査</th> <th>立入検査</th> <th>改善指示</th> <th>JIS 試買</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業標準化法</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度は、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく調査を全件実施した。 <table border="1" data-bbox="320 1087 1098 1388"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>調査</th> <th>立入検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活用製品安全法</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>電気用品安全法</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ガス事業法</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計（製品安全 4 法）</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	更新調査	立入検査	改善指示	JIS 試買	産業標準化法	8	0	2	0	法律名	調査	立入検査	消費生活用製品安全法	1	0	電気用品安全法	1	0	ガス事業法	0	0	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0	計（製品安全 4 法）	2	0	<p>各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示を全件実施し、指標を達成した。</p>
法律名	更新調査	立入検査	改善指示	JIS 試買																										
産業標準化法	8	0	2	0																										
法律名	調査	立入検査																												
消費生活用製品安全法	1	0																												
電気用品安全法	1	0																												
ガス事業法	0	0																												
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0																												
計（製品安全 4 法）	2	0																												
<p>【指標 4-13】：「認証産業活用の在り方検討」</p>	<p>「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理（令和 6 年 8 月）を踏まえて、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施するとともに、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献するために、以下の取組を実施。</p>	<p>（1）水道水質検査に対応した PFOS・PFOA 標準物質に係る ASNITE 標準物質生産者認定プログラム拡充</p> <p>PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質のため、国際的には POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の廃絶対象と</p>																												

<p>討会」の中間整理（令和6年8月）を踏まえて、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を基に、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施することにより、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出</p>	<p>（１）水道水質検査に対応した PFOS・PFOA 標準物質に係る ASNITE 標準物質生産者認定プログラム拡充</p> <p>PFOS・PFOA の適合性評価の活用に関して、機構はルール形成（環境省告示の改正）のため、信頼性が確認されている ASNITE 標準物質の必要性を環境省に対して丁寧に説明し、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）」を改正し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の活用を記載するよう粘り強く提案した結果、告示改正が実現した。また、迅速な認定プログラムの拡充を行い 2025 年 12 月末までに事業者を認定することで、2026 年 4 月 1 日から標準物質供給体制を確立した。</p> <p>【アウトカム（環境省告示改正と同時に、認定プログラム拡充を行ったことで以下のアウトカムを達成）】</p> <p>＜直接アウトカム＞</p> <p>2026 年 4 月 1 日から国内の全ての水道水質検査機関（約 200 機関）において、信頼性の高い PFOS・PFOA 標準物質を用いた水質検査が実施可能となる。</p> <p>＜中間アウトカム＞</p> <p>水道水質検査の信頼性が大幅に向上し、全ての国民が安全な水道水を利用できるようになる。</p> <p>＜最終アウトカム＞</p> <p>水道水質検査の信頼性が確保された水道水を利用できるようになり、国民の安全・安心な暮らしに直結するとともに、国内試薬メーカーによる新規市場の創出に大きく貢献する。</p> <p>（２）セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）評価機関に係る ASNITE 試験所認定プログラムの創設</p> <p>認定プログラム拡充により、高度なセキュリティレベル（レベル 3）が確保された、安全性の高い IoT 製品が普及し、これら製品の信頼性の向上による新規市場（政府機関や金融・流通分野等）の創出に貢献、また、全ての国民が安心して IoT 製品を利用できる環境が実現し、セキュリティへの不安という社会課題に対応。</p> <p>（３）認証・認定産業の活性化に向けた取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国適合性評価推進のための組織改編 ・一般社団法人日本経済団体連合会との関係構築 ・内部人材育成のための「令和 7 年度常勤職員向け標準・適合性評価リテラシー向上の取組」講座の開催 ・外部人材育成のための「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラム講座の開催 ・産総研との標準化・適合性評価に関する共同研究 <p>（４）令和 6 年度に創設・拡充した認定プログラムのアウトカムの状況</p> <p>●高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関登録の拡充（JCSS）</p> <p>正確な放射線治療の実現、患者の副作用抑制に貢献するため創設した。2025 年 2 月 24 日の JCSS 登録後、2026 年 3 月末までに 289 件の JCSS 校正証明書（放射線治療機器全国施設数：815*）を発行した。</p> <p>※ 2022 年度：株式会社エム・イー振興協会調べ</p> <p>【主なアウトカム】</p> <p>JCSS 校正済みの放射線治療用線量計を用いた放射線治療機器の管理により患者に対する適切な放射線治療が可能となり、医療現場におけるより正確な放射線照射による治療が実現した。</p> <p>●自動車の内装材の燃焼性試験に係る試験所認定の拡充（ASNITE）</p> <p>自動車の内装材の安全性向上とワンストップ試験実現のため拡充した。2025 年 3 月 3 日に申請を受付し、2025 年 10 月 1 日に認定した。</p> <p>【主なアウトカム】</p> <p>ASNITE 認定事業者による国内・国外向けの試験がワンストップで実施可能となり、国内での試験実施による試験データ（国内技術情報）の国外流出の防止と、コスト削減等による国内外市場での競争力強化が期待される。</p> <p>●海洋生分解性プラスチック試験に係る試験所認定の創設（ASNITE）</p> <p>プラスチックによる海洋汚染問題解決のため創設した。2025 年 3 月 13 日に申請を受付し、2025 年 10 月 29 日に認定</p>	<p>なり、国内では化審法の第一種特定化学物質（原則、製造・輸入等が禁止）に指定されるなど規制やリスク管理が進む中、2026 年 4 月 1 日から水道事業者には PFOS・PFOA に関する水質基準順守と検査が義務化されることを受け、信頼のある PFOS・PFOA 標準物質の早期供給体制が求められた。当時の環境省告示では、①計量法に基づく証明書、②これに相当する証明書のみ記載があり、①又は②を満たす標準物質が存在していないことを確認。国民は「信頼性が確認された標準物質の使用を急ぎ求めているはず」であり、①の計量法（JCSS プログラム）の拡充には審議会での審議等、一定の期間を要することから、迅速な対応が可能な ASNITE を活用できるルール形成を機構から環境省へ政策提案した結果、告示に「独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定制度」が記載された。上記ルール形成と並行して、早期に認定プログラムを拡充し、PFOS・PFOA 標準物質の 2026 年 4 月 1 日までの供給に間に合わせるため、2025 年 9 月 19 日で認定プログラムを拡充、即日認定申請を受付け、2025 年 12 月 25 日に認定を授与した。これにより、2026 年 4 月 1 日の規制開始に向けて PFOS・PFOA 標準物質の供給体制が確立され、水道水質検査の信頼性が確保された水道水を利用できるようになり、国民の安全・安心な暮らしに直結するとともに、国内試薬メーカーによる新規市場の創出に大きく貢献した。（再掲）</p> <p>（２）セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）評価機関に係る ASNITE 試験所認定プログラムの創設</p> <p>セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）においては、IoT 製品類型の特徴に応じたセキュリティ基準及びその評価制度が定められている。その中で、政府機関や重要インフラ事業者等の利用を想定した高度なセキュリティレベル（レベル 3）の評価を行う評価機関の認定プログラムが必要であった。そこで、IT 製品のセキュリティ評価認定プログラム（ASNITE-T（IT））運用に関する豊富な経験を生かし、認定要件（案）の早期策定、審査員への説明を行うなど、実施体制を早々に準備し、経済産業省、IPA と緊密な進捗状況の共有等を行い、IPA のセキュリティ適合基準の公表時期と歩調を合わせ、認定プログラムを創設。これにより、高度なセキュリティレベル（レベル 3）が確保された、安全性の高い IoT 製品が普及し、これら製品の信頼性の向上による（政府機関、地方公共団体、インフラ事業者等向け）新規市場の創出に大きく貢献するとともに、全ての国民が安心して IoT 製品を利用できる環境が実現することで、セキュリティへの不安という社会課題の解決にも寄与した。（再掲）</p> <p>（３）認証・認定産業の活性化に向けた取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定機関としての信頼性維持及び適切な業務運営体制の整備及び運用・管理については、認定機関としての公平性を確保しつつ適合性評価利活用推進を実現するため、令和 8 年 4 月に向け、適合性評価利活用推進業務を実施する部署（課）と、認定業務を実施する部署として既存課室を統合し独立した運営管理を行う部署を設置する方向で、適合性認定分野の組織改編を進めた。 ● 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム総会に理事長が委員として参加。機構による適合性評価推進の取組が規格と認証の一体的推進及び人材育成システムの強化につながり、我が国の新たな国際標準戦略に貢献
---	---	--

<p>や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献する。（アウトカム指標）</p> <p>【重要度高・困難度高】</p>	<p>した。</p> <p>【主なアウトカム】</p> <p>経済産業省の海プラロードマップ（2019年5月策定・公表）に基づく生分解性プラスチックの開発促進、国内外市場における日本製海洋生分解性プラスチックの受入れ推進、プラスチックによる海洋汚染問題解決と持続可能な社会の実現が期待される。</p>	<p>することを総会場で発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産総研の世界最先端評価拠点（量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT））の技術的知見と、機構の標準化・適合性評価の知見とを融合させ、戦略的な国際標準化の推進と世界に通用する適合性評価体制の構築を目指し、2025年11月21日に産総研との共同研究契約を締結し、機構は量子技術の国際標準化を推進するISO/IEC JTC3のエキスパートとして登録された。また、適合性評価及び適合性評価スキームと標準の一般的な関係に関係者に情報共有、量子技術分野における標準化・適合性評価スキームのあるべき姿を検討開始した。 <p>（4）令和6年度に創設・拡充した認定プログラムのアウトカムの状況</p> <p>高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関登録対象の拡充により、登録校正機関は2025年2月24日のJCSS登録後、放射線治療装置（これを保有する放射線治療施設の国内数：815*）の放射線照射量の管理を目的に使用される電子線水吸収線量計について、2026年3月末までに289件のJCSS校正証明書を発行した。これにより、治療効果の向上や患者の副作用抑制に大きく貢献し社会課題の解決につながった。また、持続可能な社会の構築にも寄与した。</p> <p>※ 2022年度：株式会社エム・イー振興協会調べ</p>
<p>・社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案</p> <p>・外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プ</p>	<p>ア 我が国において優先的に構築すべき適合性評価スキームや認定プログラムの特定に向けた海外調査を実施する。また、この調査結果を踏まえ、国、関係機関、業界への説明、協議、提言等を行う。</p> <p>指標4-1を行うにあたり、ASNITEプログラム毎に海外の同等スキームの調査を実施し、国、関係機関及び業界への説明を実施した。</p> <p>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 試験所・校正機関審査員の確保を目的に、令和3年度から公益財団法人日本適合性認定協会との共同で審査員養成研修を開催している。令和7年度は、機構側受講者14名のうち9名の審査員の要件を満たす者を確保した。また、製品等認証業務審査員向けの研修により審査員候補3名を確保した。 ● 審査員としての力量の維持管理と最新情報の共有を目的として、例年は年1回の頻度でフォローアップ研修を実施しているが、令和7年度は、日本認定機関協議会（JAC）で取り纏めた「コンサルティングに係る提言等」の情報提供等を行うための研修を令和7年9月に、例年の研修を令和8年2月に、いずれも約200名の審査員（内部審査員を含む。）に対して、オンラインによる研修を実施した。 ● 登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。 ● 21名について審査員（訓練中）から審査員に、8名について審査員から主任審査員（訓練中）に、12名について主任審査員（訓練中）から主任審査員に昇格させた。 <p>ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に対して認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省（知的基盤課（当時））からの通知文書「認定申請時における「認定区分」の運用について（平成16年3月31日付け）」及び「特定計量証明事業者の認定更新の取り扱いについて（連絡）（平成16年10月1日付け）」については、規範となる国際規格の明確化、事業者負担の軽減等、近年の事業環境の変化や事業者ニーズを踏まえ、通知文書改正を経済産業省（計量行政室）に働きかけ実現させた。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定審査員の充実を図るため、令和7年度も引き続き、公益財団法人日本適合性認定協会との共同開催で審査員養成研修を実施するとともに、フォローアップ研修、技術研修などを実施した。 ● 認定機関としての信頼性維持及び適切な業務運営体制の整備及び運用・管理については、令和8年4月の適合性認定分野の組織改編及び令和8年1月のILACとIAFの統合に向けて、令和7年度はそれらに適確に対応するために必要となる事項の検討を行い、品質マニュアルを含む約250のすべてのマネジメントシステム文書の見直し、認定業務の運用手順の見直し、Webページの構成や公表情報の見直し等を進めた。 ● 計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）に関して、経済産業省より発出された2通の通知文書について機構から見直しを働きかけ、認定証の書式簡素化や更新申請の受付期日変更等につなげて制度運用を適正化し、事業者負担の軽減等を実現した。 ● 機構全体としても適合性評価全般の基礎知識を習得するための「『令和7年度常勤職員向け標準・適合性評価リテラシー向上の取組』講座」を実施し、常勤全職員約450名について基礎知識の定着を図った。 ● 適合性評価活動の活性化を進めるための民間人材の強化を図る「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムを行った。 ● 日本認定機関協議会（JAC）事務局として「認定、それは中小企業の発展に力を与える」をテーマにJACセミナーを開催。適合性評価機関及びそ

<p>プログラムを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の政策提言である“適合性評価制度の利活用の積極的推進”に対応するため、組織が担うべき活動（適合性評価に係る情報収集及び関係者への情報提供、コミュニケーションネットワークの構築、適合性評価スキーム構築支援、人材育成等）を強化しつつ、ISO/IEC 17011に基づく“認定機関”としての公平性を確保する必要があり、上記業務を実施する部署と認定業務を実施する部署と明確に分離するため、令和8年4月の組織改編、及び令和8年1月の国際試験所認定協力機構（ILAC）と国際認定フォーラム（IAF）の統合に向けて、令和7年度はそれらに適確に対応するために必要となる事項の検討を行い、品質マニュアルを含む約250のすべてのマネジメントシステム文書の見直し、認定業務の運用手順の見直し、Webページの構成や公表情報の見直し等を進めた。 ● マネジメントレビューを2月に実施し、マネジメントの運用状況の適切性を確認した。 ● 審査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答約320件において300件以上が「満足」との評価であった。 <p>エ 製品等の市場獲得や持続可能な社会の構築のために、規格及び適合性評価サービスの利活用や開発を、製造事業者等のニーズにあわせて提案・支援することができる人材の育成プログラムを、外部組織と連携して実施するとともに、これまでの履修生へのフォローアップ、知見の最新化等強化のためのプログラム拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構全体として適合性評価全般の基礎知識を習得するため、「『令和7年度常勤職員向け標準・適合性評価リテラシー向上の取組』講座」を機構企画管理部イノベーション支援課と連携して開催した。常勤全職員約450名が受講及び知識習得度の確認のための理解度テストを実施した。 ● 規格の活用・普及についての専門的な知見を有する人材を育成するため、令和5年度から開始した『社会実装・規格活用』実現化人材育成プログラムを機構企画管理部イノベーション支援課と連携して開催した。令和7年度は、令和5年度及び6年度受講者向けのフォローアップ研修を2回（令和7年6月27日、令和7年12月18日）開催し、それぞれ29名、27名が受講した。また、新規受講者向け研修を令和8年1月から令和8年2月にかけて5日間コースで開催し、企業、業界団体、適合性評価機関などから20名が受講した。 <p>オ 我が国の適合性評価制度が国際的な基準等の新設や変更に対し整合性を確保するなど適切に対応できるよう、認定機関の集まりである日本認定機関協議会（JAC）の事務局として検討活動を活性化させ、認証機関及び試験機関等に対して必要となる知見の提供等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度は、認定機関運用の共通的な課題等の情報共有や運営体制の検討を行うため、JAC運営委員会を2回、実務的な検討のためのJACメンバー会議を10回開催した。認定に関する各種課題への国内対応の場として令和6年度より活動を開始したワーキンググループを利用して、令和7年度は3つの課題について検討、計6回ワーキンググループを開催した。2つのワーキンググループ（「認定活動におけるコンサルタント業務又は公平性に対するリスクとはみなされない業務の検討」、「適合性評価機関のデジタル校正・試験証明書の利用に向けた課題共有、相談」）については検討結果を取りまとめ、ウェブサイト上で公表するとともに、外部セミナーや説明会、業界団体への個別説明などを実施した。 ● 令和7年度は、「世界認定推進の日」（毎年6月9日）に際して、ILAC及びIAF各議長の共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、機構ウェブサイトを通じて公開した。 ● 令和7年10月3日に認定の重要性をより広く伝えると共に国際動向の情報発信のため、適合性評価機関やそのユーザーなどを対象としてJACセミナー（テーマ「認定、それは中小企業の発展に力を与える」）を運営し、384名の参加を得た。 	<p>のユーザーだけでなく、大手ゼネコン、コンサルティング企業など幅広い層からの参加（384名）を実現した。</p>
<p>国際相互承認取決の資格・権限を維持、国際的な認定制度づくり等に参</p>	<p>以下の活動を通じて、ILAC/IAF/APACの国際相互承認取決（MRA）の署名地位を維持した。また、ILACとIAFは令和8年1月に統合し、新たにグローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated）として運営を開始し、機構は、その多角的承認取決（MRA）に加盟した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する国際会議に積極的に参加し、必要な情報収集と対応を実施した。 ● APAC MRA 署名機関として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う相互評価員又はその評価結果をレビューするERP（Evaluation Review Panel）を派遣することが求められおり、令和7年度は相互評価員2名、ERP1名を派遣した。 ● ILAC/IAF/Global Accreditation Cooperation Incorporated/APACの全ての投票等への参画を通じ、文書改正等、ル 	<p>国際的な認定制度づくり等に参画し、国際的な承認取決（MRA）の署名地位を維持するため、令和8年1月のILACとIAFの統合に向けた文書改正、ルールの構築等に係る全ての投票等へ参画するとともに、新たに運営開始したグローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated）の多角的承認取決に加盟した。</p>

画	<p>ールの構築等に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若手職員が国際会議に参加する機会を計画し、職員の育成の場を設けた。 	
産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献	<p>ア 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等の広報活動を行い、産業界等への適合性評価制度の普及、利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展示会（エコプロ 2025）への出展、マネジメントシステムのためのトレーサビリティ講演会の開催（参加者数 1,665名）を行った。 ● ニュースリリース5件（新規分野の事業者認定3件（自動車内装材料の燃焼性試験、プラスチックの海洋生分解性試験、有機ふっ素化合物の標準物質生産）、新規分野の認定制度開始1件（IoT製品のセキュリティ機能・対策の評価）、量子技術分野の国際標準化に関する産総研との共同研究開始1件）を行った。 <p>イ 国民に向けた情報提供に努め、情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。</p> <p>NITE 講座（参加者数 755 名）の開催、業界団体・学会での講演、業界紙や雑誌への記事執筆を行い、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。</p> <p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業技術連携推進会議関東甲信越静地域の合同総会に出席し、PFOS・PFOA 標準物質に係る ASNITE 標準物質生産者認定プログラム創設等の最近のトピックを含めた認定に関する情報を提供し、試験所、校正機関等の認定の活用を働きかけた。 ● 令和7年度の審査員養成研修には、適合性認定分野以外に従事する職員1名が受講した。 	<p>産業界等に向けた認定制度普及促進のための広報活動や情報提供として、展示会（エコプロ 2025）への出展、マネジメントシステムのためのトレーサビリティ講演会の開催や左記5件のニュースリリースを行うとともに、NITE 講座や業界団体・学会での講演、業界誌や雑誌へ記事を執筆した。また産業技術連携推進会議関東甲信越静地域の合同総会に出席し、PFOS・PFOA 標準物質に係る ASNITE 標準物質生産者認定プログラム創設等の最近のトピックを含めた認定に関する情報を提供し、認定の活用を働きかけた。</p>
認定業務全体の効率化、迅速化を推進し、申請者の負担軽減を含めたサービス向上	<p>ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を実施する。</p> <p>令和7年度は、事業者向け制度説明会において、JAC で実施したデジタル化された電子証明書の利用状況等に関するアンケート結果の報告書概要を紹介することで、事業者による試験報告書・校正証明書の電子発行を支援した。</p> <p>イ 業務の効率化のため、認定業務管理システムと認定申請審査業務システムの最適化を推進する。</p> <p>認定業務管理システム及び認定申請審査業務システムの最適化に向けて、業務プロセスの整理とシステム改修要件の検討を進めた。</p> <p>ウ 近年増加傾向の海外での審査案件については、多言語の文書に対応するための電子翻訳ツール等を導入し、審査の効率化を図る。</p> <p>電子翻訳ツールを導入するとともに、タブレット端末の翻訳機能を活用することで、審査の効率化を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き「認定申請審査業務システム」を用いることにより、事業者・審査員間のリアルタイムな情報共有を実現し、審査期間の短縮や書類紛失リスクの軽減を図った。 ● 海外事業者の審査において、電子翻訳ツールやタブレット端末の翻訳機能を活用して文書翻訳を行うことにより、審査時間の短縮や翻訳作業の削減などの審査の効率化を図った。

4. その他参考情報

I-5. 国際評価技術分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	対外経済関係の円滑な発展 イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 産業保安・安全の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 電気事業法 蓄電池産業戦略(令和4年8月31日策定) 日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)
当該項目の重要度、難易度	重要度高: 指標5-1、指標5-3 困難度高: 指標5-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【指標5-1】機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】	8件以上	—	—	—	—	8件	8件	予算額(千円)	1,107,532	4,300,519	1,184,550	1,287,030	1,186,921
【指標5-2】持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信並びに、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、その内容を国とも調整の上、7件以上実施する。	7件以上	—	—	—	—	11件	9件	決算額(千円)	1,049,511	1,727,766	6,170,168	1,214,234	1,118,319
【指標5-3】電気事業法に基づく立入検査の実施件数【重要度高】	全件実施	—	17件 (全件実施)	70件 (全件実施)	70件 (全件実施)	70件 (全件実施)	40件 (全件実施)	経常費用(千円)	959,836	1,024,183	1,188,442	1,365,087	1,198,977
								経常利益(千円)	68,516	92,808	42,097	5,677	17,086
								行政コスト(千円)	1,314,977	1,295,832	1,485,703	1,946,115	1,770,306
								従事人員数	50	50	51	54	53

主な 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
全体概要	<p>①定量評価について</p> <p>困難度高・重要度高の定量的指標たる指標5-1（試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上）を対目標値100%達成し、それ以外の定量的指標たる指標5-2（電安各種業務を通じた国への報告・助言7件以上）を対目標値120%以上達成し、全件実施の定量的指標たる指標5-3（電気事業法立入検査全件実施）を全件達成した。</p> <p>②定性評価について</p> <p>指標5-4（全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価の着実実施）に対し、以下の全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度に採択したトレーニング試験（公募試験）を令和7年6月9日～20日に実施 ● 全固体電池に関する共同試験を3件実施（①令和7年6月30日～7月11日、②令和7年12月8日～12日、③令和8年3月9日～13日） ● 各種硫黄系ガスを安全に取り扱う試験方法を確立し、共同試験への完全移行を達成 <p>指標5-5（電安各業務高度化や再発防止提案を通じ電気保安水準向上貢献）に対し、以下の取組等を実施し電気保安水準向上に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正された省令等内容にあわせ、事故報告に関して機構が運用する「電力安全システム」の事故報告様式等を改修し施行日に公開、及び、頻発する電気事故種に係る事故詳報入力支援用テンプレートを作成・実装したことで、利用者の利便性を向上。 ● 事故原因分析結果等より、事故多発傾向にある再エネ設備を中心とした立入検査を推奨する旨を経済産業省へ提案。 ● 電気事故詳報の分析結果等を反映した電気事故の未然・再発防止に資する注意喚起をプレスリリースにより実施。 <p>③考慮要素について</p> <p><蓄電池関係></p> <p>（「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況について）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年6月の蓄電池産業戦略推進会議において、系統用蓄電池の導入補助金等における安全性向上の仕組みの提案を行い採用され、蓄電池のガイドラインの作成を機構が行うことが決定され、令和7年12月暫定版を公表した。 ● 電気自動車について、「電動パワートレインに係る協定規則（UN ECE R100）」の改訂案が令和7年3月の国際会議において合意され、令和7年9月に国内基準の改正が実施された。 ● JIS C 4442が令和7年10月に発行された。 <p>（法人の努力について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度の指標達成の8件については、全て事業者と密に連携して機構からも技術的フォローをして認証や実用化に結びついたものである。 ● 新たな試験装置の開発から共同試験後の技術指導、技術移転も含めて、実用化に向けて事業者をサポートして、製品の上市につなげた。 	<p>評定：A</p> <p>困難度高の定量的指標を100%以上、それ以外の定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成。）を120%以上達成した。また、定性的指標についても着実に成果をあげた。加えて、考慮要素について「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況等を踏まえ、機構の工夫・努力により、所期の目標を上回る成果をあげたことから、自己評価Aとした。</p> <p>○公共調達・重要インフラ用安全基準の整備事業</p> <p>過去の試験・評価及びIEC標準化等ルール形成への対応の実績から、経済産業省政策原課に対して蓄電池システムの安全性や信頼性の向上に向けたガイドライン作成等の仕組みの提案を行った結果、蓄電池産業戦略推進会議の中間整理資料において、機構に期待されている役割として位置づけられた。</p> <p>そして、機構に期待する役割とされたガイドライン策定について、官公庁、地方自治体、大学、インフラ事業者など様々な関係機関と調整し、自治体の公共調達等における活用を想定して、ユーザー目線で、非常時・災害時等に求められる重要インフラ用蓄電池システムの安全基準を記載したガイドライン案を作成し、令和7年12月末に公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドラインとして、蓄電池システムの安全基準（暫定版）を公表（令和7年12月24日プレスリリース）した。</p> <p>暫定案公表に向けて上記関係機関から構成されるワーキンググループ（蓄電池の要件を議論するガイドラインWG、試験手法を議論する試験手法WG）を2つ立ち上げて、それぞれ、3回、4回開催した。開催に当たり、関係機関への事前レクも含めて丁寧な合意形成を進めることによって、年内の公表に至った。</p> <p>これは令和7年6月に国の方針が決定され、令和8年をガイドライン策定の期限と記載されていたところ、速やかに機構内で体制を整備し、様々な関係者との調整を始め、達成できたことである。</p> <p>○蓄電池事故に対応した電気保安制度の改正への貢献</p> <p>国が策定したエネルギー基本計画、GX2040ビジョン等の影響により、再エネは導入拡大見込みである。これに伴い、蓄電池も増加することが見込まれる一方、蓄電池には大規模火災や爆発事故になるリスクが潜在することから、安全の確保が必要不可欠となる。そのため、蓄電池の事故情報収集から事故原因の究明、再発防止策を講じることが必要と考えられていた。</p> <p>令和6年3月に発生した蓄電池併設型太陽電池発電設備での火災事故で蓄電池の潜在リスクが表面化した。社会的インパクトが大きかったことから、機構からも職員を多数派遣し情報収集・分析のうえ、当該事案の事故原因を究明、経済産業省へ技術的助言を行うと共に、蓄電池の事故に対応した電気保安制度の改善策を提言した。</p> <p>これを踏まえて経済産業省内で検討が進み、令和7年11月20日に以下の制度改正がなされた。本件は機構からの提言が電気保安制度での省令改正につながった初の事例である。</p>

- 経済産業省政策原課に蓄電池システムのガイドライン作成等の政策提案を行い、蓄電池の安全要件（暫定版）を公表した。
- 機構が類焼試験法などの取り込みについて国等の関係機関に提案し、試験方法として採用された。
- JIS C 4442について機構職員が原案作成委員会の幹事を務め、関係機関と調整をして円滑に取りまとめた。

（アウトカムについて）

- 定量的指標の各成果の通り先端蓄電池システムの実用化等に貢献。
- 加え、ガイドラインや新たな国内基準のもと、より安全な蓄電池システムや電動車などの製品の流通の促進に貢献。

<電気保安関係>

（「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況について）

事故実機調査で得られた知見等を基に、電気保安制度の見直しに反映できた場合など、社会的インパクトが顕著に認められた場合

- 事故対応を踏まえた制度改正提言等の結果、電気事業上の事故報告関係省令（電気関係報告規則）・電気事業法上の技術基準解釈等が改正された。

（法人の努力について）

- 保安統計作成のみならず、保安統計内容の分析・深掘りを行い、各電気設備の特徴的な電気事故、事故発生傾向等、電気保安制度改善等の一助となり得る情報を多数分析・取りまとめて経済産業省へ報告した。
- 立入検査にて発電設備の地盤強度不足の疑念が拭えない事業場に対し、ヒアリング、地盤強度再計算等の可能な限りの労力を割いて疑惑を追及し、不適合事項を指摘。再エネ発電設備安全性確保に係る経済産業省への技術的報告へとつなげた。
- 事故実機調査から得られた知見や過年度事故詳報の分析を緻密に行った結果を活用し、モールドジスコンの絶縁劣化による電気事故が毎年度一定件数発生していることに着目しつつ、事故の未然・再発防止策までを詳細に付記して経済産業省へ報告した。
- 増加傾向にあった波及事故について、事故要因・地域・設備種類・製造事業者等、多角的な視点から事故詳報分析チーム総出で分析し、現状の課題点と今後の未然・再発防止に係る対策を取りまとめ、経済産業省への技術的助言をした。
- 火災を起こした小規模太陽電池発電所（現場）への事故実機調査により収集した情報を基に、実態把握ができなかった小規模太陽電池発電所の保安上の課題・問題点を詳細にとりまとめ、経済産業省へ報告した。
- 経済産業省産業保安監督部職員向けのサイバーセキュリティ知見向上に係る研修（2日間計13時間）を、3名の担当職員が1か月程度の準備期間を設け、一からコーディネートした。最新知見等を取りまとめた資料の作成、ケーススタディ（模擬審査）含めた講義実施を機構で行い、多大な労力をかけ知見を共有した。
- 令和3年度より毎年度実施してきたスマート保安導入率調査に係る調査結果全ての内容を網羅的に分析し、令和8年度以後のスマート保安導入促進に向けた課題と解決方法の提案、導入促進に係る技術的助言を取りまとめ経済産業省へ報告した。

（アウトカムについて）

- 各種技術的助言・報告により、電気事故の未然・再発防止へ貢献。中でも、省令等改正へつながった案件は電気事故の未然・再発防止へ大きく貢献。

<その他>

（その他について）

- チームNITE支援WGにおいて提示された相談案件へ、既存の電気分野の標準及び標準開発機関に関する知見に基づ

- 電気事業上の事故報告関係省令（電気関係報告規則）・告示へ事故報告対象の電気工作物に容量20kWh超の電力貯蔵装置（蓄電池）が追加された。（これにあわせて事故報告に関して機構が運用する「電力安全システム」を改修・公開済。）
- さらに電気設備の技術基準の解釈において、蓄電池による事故を防ぐため、JIS C 8715-2に規定する安全性試験に適合することが明記された。将来的な蓄電池に係る電気事故の再発防止に向けた対策強化に大きく貢献した。当該改正が行われたことで、今回のような蓄電池の事故が未然・再発防止されつつ、事故情報が収集され、蓄電池の電気事故を未然・再発防止に資する施策の策定や更なる制度改正が期待できるものと考えられる。

<通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況>

●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

- 全固体電池の燃焼試験に対応可能なMIDDLEチャンバーも活用し、引き続き安全性確保の観点のみならず、日本企業の強みを活かしたルール整備及び認証・評価基盤構築を期待する。
- NLABならではの試験手法開発及びルール整備においては、産業界と十分連携した上で、事業環境の急速な変化に対応した戦略を期待する。

●反映状況

- 全固体電池について、先端技術評価実験棟でのトレーニング試験を実施して、各種硫黄系ガスの発生タイミング、発生量についての情報を得て、それらを安全に取り扱う方法を確立させ、共同試験への完全移行を達成した。引き続き、日本企業の強みを活かしたルール整備及び認証・評価基盤構築を進めていく。
- 蓄電池システムのガイドライン策定について、官公庁、地方自治体、大学、インフラ事業者など様々な関係機関と調整し、自治体の公共調達等における活用を想定して、ユーザー目線で、非常時・災害時等に求められる重要インフラ用蓄電池システムの安全基準を記載したガイドライン案を作成し、令和7年12月末に蓄電池システムの安全基準（暫定版）を公表（令和7年12月24日プレスリリース）し、並行して試験手法の議論も進めた。

	<p>いた助言を行った。また、今後の関連業界団体等からの新たな相談案件受け入れの糸口の一つとして、民間有志の国際標準化情報交換会を誘致し、令和7年度中に機構大阪事業所で開催し、同会へのチームNITEの活動紹介につなげた。</p>	
<p><1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務></p> <p>事業計画 1. (1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>【指標5-1】機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】</p>	<p><事業計画1. (1) アでの主要な業務実績></p> <p>●IEC 62933-5-2第2版の改訂作業</p> <p>蓄電池システムは世界各地で導入が進むが、リチウムなどの蓄電池原材料には限りがあり、また安全保障上の課題があるため、蓄電池システムの普及をさらに促進するためには、車載用蓄電池の再利用(リユース)が今後ますます重要となる。また、再利用蓄電池市場は2030年にかけて指数関数的に市場拡大すると予測され、それに伴う事故が顕在化するリスクがある。しかし、蓄電池の再利用に関連した基準はなく、特に安全面での基準がないことが普及上の課題となっていた。</p> <p>そこで、機構では、国際電気標準会議IECの蓄電システム技術専門委員会TC 120の安全作業グループWG5において、国際規格の審議対応を行い、令和2年(2020年)5月にIEC 62933-5-2(系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項:電気化学的システム)が、令和5年(2023年)10月にIEC 62933-5-3(系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項:電気化学的システムの計画外変更の実施)が発行された。</p> <p>また、令和3年(2021年)にはIEC 62933-5-2第2版の改訂作業が始まり、日本がPL(プロジェクトリーダー)を務め、令和6年度(2024年度)には、CDV(投票用委員会原案)が可決され、FDIS(最終国際規格案)段階を達成し、令和7年度(2025年度)に発行された。</p> <p><事業計画1. (1) イでの主要な業務実績></p> <p>●蓄電池/蓄電池システム安全規格の認証等適合性評価体制整備等</p> <p>蓄電池に係る世界規模での競争激化や世界市場の拡大に伴い、世界共通となるルール整備が進んでいるところであるが、日本の蓄電池産業が強みを持つ領域(安全性等)を活かせるようなルールメイクを、他国に先んじられることなく日本が主導することが、日本の優位性を高める上で重要となっている。機構の支援で発行されたIEC 62933-5-3の速やかな国内活用に向け、JIS原案作成委員会を3回開催し、機構が委員会幹事となって議論をとりまとめ、JIS原案の作成を完了し、令和7年度(2025年度)に発行された。</p> <p>また、複数年に渡って機構は国内外の規格の普及活動を実施してきているが、UN ECE R100の改訂案が、令和7年3月の国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて合意され、令和7年9月に国内基準(道路運送車両法上の保安基準省令等)の改正が実施され、機構が外部機関と共同で開発した「レーザー照射による熱暴走試験手法」が取り入れられた。これは、これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知見について、関係機関からご相談をいただき、機構が、「レーザー照射による熱暴走試験手法」についてのドラフトを作成したものである。</p> <p>●IEC 62619の2ndバージョンの認証体制整備等</p> <p>当該規格に規定される類焼試験に必要なレーザー照射装置を令和元年度に機構に導入し、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)と連携しながら当該装置を用いた共同試験を令和2年度より実施している。令和7年度には、当該装置を用いた共同試験を1件実施した。</p> <p>●認証機関との協力体制を構築</p> <p>現在、認証試験機関2社をNLABの利用者に登録している。その他の認証試験機関及び認証機関(以下「認証機関等」という。)に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験をNLABで実施することでつながりを持ち、機構からのアプローチによる訪問ヒアリング等により、認証機関等との協力体制を維持している。</p>	<p><事業計画1. (1)に関する自己評価></p> <p>○国内外の規格作成、普及活動</p> <p>機構は複数年に渡って国内外の規格の広報普及活動を行ってきており、IEC 62933-5-2、IEC 62933-5-3、JIS C 4441等の規格について、NITE講座や学会発表、技術専門誌への寄稿、蓄電池システムに関する関係企業からの問い合わせ対応など様々な機会に情報を発信し、認知度向上に寄与してきた。</p> <p>その結果、令和7年度にはIEC 62933-5-2、JIS C 4441等にあるレーザー照射による熱暴走試験手法について、UN ECE R100に記載され、電気自動車の規格が改定されたことにより、より安全な製品の流通促進が期待される。また、NLAB(国内)で実施できる試験手法の採用により、国内メーカーの国際競争力の強化につながる。今後も日本の蓄電池産業が強みを持つ領域(安全性等)を活かせるように、ルールメイクを主導する取組を実施していく。</p>
<p>事業計画 1. (2) 大型蓄電池システムに</p>	<p><事業計画1. (2) アでの主要な業務実績></p> <p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保している。</p> <p>また、毎月1回実施している安全パトロールにおいて危険箇所や不具合・問題のある運用等を指摘し、継続的に試</p>	<p><事業計画1. (2)に関する自己評価></p> <p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保した。</p> <p>また、安全に関する各種の活動を実施することによって試験実施要員の安</p>

関する適合性評価の実施

(再掲)
【指標5-1】機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】

【指標5-4】先端技術評価実験棟を活用して、国内企業や公的機関等と実施する全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

験業務における安全意識の維持・増進を図っている。加え、労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み・思想を取り入れたNLABに適した安全管理システムの令和8年度導入を目指し、その整備を進めつつ、更なる安全レベルの向上を図った。さらに、リスクアセスメントの手法に関しても、リスクアセスメントの最重要要素である危険源の抽出の仕方や、実施頻度が低い作業のリスクレベル評価の仕方などで、NLABでの試験・評価業務により即したものとなるよう見直しを進めた。

<事業計画1.(2)イでの主要な業務実績>

●NLABの普及啓発活動

個社に対するアウトカム調査を行い積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。

また、NITE講座を開催した結果、受講者数は54名、欠席6名(定員60名)、アーカイブ配信の申込者数は484名(再生回数2,231回)に達した(令和6年度750名)。アンケート調査の結果では、7割を超える受講者が5段階評価で「5」又は「4」と回答した。

	令和7年度	令和6年度
展示会への出展	0回	0回
講演会への登壇	0回	4回
アウトカム調査	16社・団体	12社・団体

●共同試験の実施状況

令和7年度は、1年を通して試験サービスの提供を継続し、共同試験のほか、試験手法開発を目的とするNLAB独自試験、次世代蓄電池に係る試験訓練を実施した。

また、試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を除き、担当者や試験室を調整することで20社31件40試験の試験依頼があり全数を実施した(令和6年度は15社42件57試験を実施)。

※「20社」とは試験を実施した事業者等の数、「31件」とは事業者と締結した契約件数、「40試験」とは実施した試験の数を表している。以後は特別の記載がない限り、契約件数(31件)を実績として記載する。

<試験依頼元属性>

属性	令和7年度	令和6年度
電池メーカー	0件	2件
セットメーカー	3件	7件
自動車関連	6件	3件
認証機関	1件	5件
試験機関	12件	22件
その他	9件	3件
合計	31件	42件

<被試験体属性> (被試験体は1つの試験で1つ消費することになるため、契約件数ではなく試験件数を記載)

属性	令和7年度	令和6年度
蓄電池(定置用)	11件	11件
蓄電池(移動体用)	23件	36件
蓄電池(その他、不明)	0件	0件
蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)	6件	10件
合計	40件	57件

試験の内訳としては、定置用蓄電池が約3割、移動体用蓄電池が約6割、蓄電池以外の関連品が約1割となっており、蓄電池システム産業における様々な製品の実用化・認証取得に貢献している。

全意識の維持・増進を図り、多くの企業・機関の安全レベルにひけをとらない高レベルの安全体制を維持した。

共同試験のほか、試験手法開発を目的とするNLAB独自試験、次世代蓄電池に係る試験訓練を実施し、これらのスケジュールを適切に管理したことで、事業者から依頼のあった試験や機構で計画した独自試験等を確実に実施した。

<各試験施設の稼働率>

	多目的大型実験棟	先端技術評価実験棟	機能別実験棟
令和7年度	68.9%	73.3%	50.0%

また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について、指標「国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計8件以上」を達成した。NLABの活用により、令和7年度は、以下の8件のアウトカムが確認された(令和6年度は8件)。

- ① 三菱自動車工業株式会社は、NLABにて実施した耐火性試験の結果を活用し、PHEVの駆動用電池についてUN ECE R100認証を取得し、当該電池を搭載した三菱アウトランダーPHEVについて海外への販売を開始した。
【令和7年度6月時調査にて覚知】
- ② 蓄電池システムメーカーは、NLABにて実施したレーザー照射によるプロパゲーション(類焼)試験の結果を活用し、家庭用蓄電池システムについてJIS C 4441(JIS C 8715-2)について、認証を取得した。また、同蓄電池システムは、令和7年4月から令和6年度補正予算「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」(家庭用蓄電池システムを活用したDRリソース導入支援事業)の補助対象設備として導入を開始した。
【令和7年度7月時調査にて覚知】
- ③ 株式会社TMEICは、NLABにて実施した試験評価の結果を活用し、静岡県某所に導入した蓄電池システム(2MWクラス)の稼働を開始した。
【令和7年度8月時調査にて覚知】
- ④ 蓄電池システムメーカーは、NLABにて実施したレーザー照射によるプロパゲーション(類焼)試験の結果を活用し、家庭用蓄電池システムについてJIS C 4441の認証を取得した。同蓄電池システムは、令和7年9月から令和7年度「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」及び令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」(DRリソース導入のための家庭用蓄電池システム導入支援事業)の補助対象製品として販売を開始した。
【令和7年度10月時調査にて覚知】
- ⑤ ヤンマーパワーテクノロジー株式会社は、NLABで蓄電池システムに併設される燃料電池モジュールの短絡試験の結果を活用し、日本海事協会から個別使用承認(Case by Case Type Approval)を取得した。
【令和7年度11月時調査にて覚知】
- ⑥ ダイセル株式会社は、NLABで実施した大電流遮断試験の結果を活用し、電流遮断器Pyro-Fuseの開発を完了させPyro-Fuse PDD5.1の販売を開始

また、令和7年度も、引き続き自動車用蓄電池の試験依頼（試験機関経由での依頼を含む。）が多数あり（6社21試験）、これまでに全ての国内主要自動車メーカーがNLABを活用している。

なお、NLABでの自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、引き続き国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。

●次世代蓄電池に係る試験訓練のための試験協力者の募集

全固体電池をはじめとした含硫黄ガスが発生する可能性のある次世代蓄電池の安全性・性能に係る試験評価業務を開始するに当たり、令和7年度に採択した試験協力者との訓練試験を6月9日～20日に実施した。本試験をもって全固体電池を安全に取り扱う方法を確立させ、令和8年1月からは全固体電池に関する試験依頼は共同試験として受け入れる体制へ完全移行した。

<事業計画1.（2）ウでの主要な業務実績>

●試験サービスの拡充

- （遮断試験）蓄電池システムに搭載する保護デバイスである電流ヒューズやコンダクタ（電流遮断器）の遮断試験システムを平成29年度に導入し、事業者ニーズに基づきこれまで当該システムの装置拡張を実施してきたところ。令和7年度には当該装置を用いた共同試験を3件実施した。機構が開発した当該遮断試験システム（高電圧大電流遮断試験システム）は、メーカーの新製品開発につながり、安全性・信頼性の高度化に貢献するものである。
- （類焼試験）耐類焼性試験を再現性高く実施可能なレーザー照射装置（令和元年度導入）を活用し、令和7年度には一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を1件実施した。

●先端技術評価実験棟における全固体電池の本格受入開始

蓄電池の世界的な需要の高まり、全固体電池をはじめとする次世代蓄電池の技術開発の進行を背景として、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、令和7年度に採択した試験協力者との訓練試験を6月9日～20日に実施した。本試験をもって各種硫黄系ガスの発生タイミング、発生量についての情報を得て、それらを安全に取り扱う方法を確立させ、令和8年1月からは全固体電池に関する試験依頼は共同試験として受け入れる体制へ完全移行した。

また、目標設定時には想定していなかった技術的課題として、試験ユーザーから、排煙設備のない環境で有害ガスの拡散状況を測定したいという要望があり、これは、MIDDLEチャンバー設計時に想定していない排煙設備非稼働状態、すなわち有害ガスがチャンバー内で徐々に拡散していく状態での測定を行うものであったが、安全を確保できる監視体制及び対応体制を構築することで対応し、令和7年度は全固体電池に関する共同試験を3件実施した。

<事業計画1.（2）エでの主要な業務実績>

●蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会の運営

急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本産業が勝っていくかを議論することを目的として、令和元年度に立ち上げた「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を令和7年度は2回開催（10月24日、2月9日）した。

また、過去の試験・評価及びIEC標準化等ルール形成への対応の実績から、経済産業省政策原課に対して蓄電池システムの安全性や信頼性の向上に向けたガイドライン作成等の仕組みの提案を行った結果、蓄電池産業戦略推進会議の中間整理資料において、機構に期待されている役割として位置づけられた。そして、機構に期待する役割とされたガイドライン策定について、官公庁、地方自治体、大学、インフラ事業者など様々な関係機関と調整し、自治体の公共調達等における活用を想定して、ユーザー目線で、非常時・災害時等に求められる重要インフラ用蓄電池システムの安全基準を記載したガイドライン案を作成し、令和7年12月末に公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドラインとして、蓄電池システムの安全基準（暫定版）を公表（令和7年12月24日プレスリリース）した。

上記ガイドラインについて議論するため、令和7年度に設置した「公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドライン検討ワーキンググループ」について令和7年度は3回開催（7月14日、11月13日、12月4日）し、

した。【令和7年度11月時調査にて覚知】

⑦ 自動車メーカーAは、NLABで実施した耐火性試験の結果を活用し、UNECE R100認証を取得し、当該電池を搭載したハイブリッド車の販売を開始した。【令和7年度3月時調査にて覚知】

⑧ 自動車メーカーBは、NLABで実施した耐火性試験の結果を活用し、UNECE R100の認証を取得した。【令和7年度3月時調査にて覚知】

さらに、アウトカムの内容についても、

- 蓄電池システムの高出力化に伴い、搭載する電流保護デバイスも高電流化が必要となるが、それを評価する試験装置が世の中に存在せず、民間試験所でも対応できない状況であったため、機構が装置メーカーや計測器メーカーと連携して、NLABにて試験装置を開発した。開発した試験装置を活用して、令和4年に共同試験を実施し、電流保護デバイスの性能を確認し、製品開発を完了。その後は、量産に移行するため、抜き取り検査等を自社で行うことができる試験環境を整備する必要があったため、令和5年～令和6年にかけて、NLABの試験装置仕様や共同試験で得られたノウハウをベースに、当該事業者が導入した試験装置に関して、トラブル対策等の技術指導を実施し、令和7年初期に試験装置の導入が完了した。その後、当該装置を活用した量産体制が確立され、令和7年秋に電流保護デバイスの販売が開始された。本アウトカムは、新たな試験装置の開発から共同試験後の量産体制構築に向けた技術指導等も含め、約5年間の取組がようやく成果に結びついた事例である。
- 機構が原案を作成し発行された規格に関しNLABにて試験の結果を活用して初めて家庭用蓄電池システムのJIS C 4441認証が令和7年度取得されたという、長年の基準・試験環境整備の成果に当たる事例もある。など、機構のこれまでの実績が活かされて国内企業や公的機関等による実用化・認証取得等につながり、また、市場規模の大きな案件やカーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果をあげた。このように、企業等による実用化・認証取得等の件数は指標値を達成し、さらには実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

また、機構が平成29年度から開発を続けてきた高電圧大電流遮断試験システムについて、当該システムを活用した共同試験を3件実施したことは一時的ではない恒久的なニーズに対応する重要な取組であり、計画水準を大きく上回る成果である。

また、SNLとの連携に関しては、定期的に打合せを開催することにより、より円滑な意思疎通・協力体制を構築している。令和7年度は、疑似モジュール及び疑似ラックの類焼試験結果から類焼に一番寄与する因子に関する調査、類焼シミュレーションの精度向上に向けた取組など、SNLとの信頼関係をより強固なものとする取組を行い、計画の水準を達成した。SNLは米国エネルギー省（DOE）傘下の研究所であり、米国の蓄電システムの安全性に関する基準（モデルコード）策定を統括する役割を果たしているなど、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っているため、SNLとの協力関係を構築す

	<p>同じく令和7年度に設置した「公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドラインに関する試験手法開発ワーキンググループ」を令和7年度は4回開催（9月3日、11月13日、3月2日、3月30日）した。</p> <p>今後も公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドラインの整備を進めていく。</p> <p>●米国サンディア国立研究所との連携</p> <p>機構は平成28年度のNLAB稼働時より、国内外の蓄電池業界に対する機構のプレゼンス向上や、蓄電池システムに関する国内外の規制等の状況把握等を目的として、サンディア国立研究所（SNL）との連携を進めてきたところ。</p> <p>SNLと平成28年度に秘密保持契約（3年間有効）を締結し、令和元年度、令和4年度、令和7年度に更新をした。</p> <p>NLABの評価ガイドラインの作成及びNLABユーザーとの共同試験におけるコンサルテーション能力の向上を目指し、以下の記載のとおり、機構とSNLはラウンドロビン方式での試験を実施し、概ね1回/月の頻度で当該試験結果の議論を行うことにより知見を高めている。</p> <p>機構とSNLが安全性試験をラウンドロビン方式（各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較）で実施し、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することに平成30年度に合意した。ラウンドロビン試験の1巡目が令和4年度に完了したが、同一の結果を得ることができなかったため、令和5年度は、差異に関する要因分析を行い、その結果を踏まえて2巡目のラウンドロビン試験の条件策定に係るディスカッションを行い、試験を開始した。令和6年度は、単セルでのラウンドロビン試験が終了し、異なる試験機関でも同一の結果を得ることに成功した。また、令和5年度の試験結果及び令和6年度の試験結果等を整理し、試験条件等が及ぼす影響に関して、国立京都国際会館で開催された第65回電池討論会にて発表を行った。安全性試験の勘所はこれまでの試験結果から明らかになったため、令和7年度は、得られた知見をベースに、セルを並べた疑似モジュール及びセルをケースに入れた疑似ラックで類焼試験を実施し、試験結果から類焼に一番寄与する因子について、調査を実施した。また、これまでのSNLとの連携により、令和7年度からは機構も類焼シミュレーションを実施できるようになり、令和8年度は令和7年度に得られた試験結果を活用してシミュレーションの精度向上に向けた検討を進める予定。</p> <p>●一般財団法人日本自動車研究所（JARI）と蓄電池分野の協力協定を締結</p> <p>定置用蓄電池の知見を有する機構と車載用蓄電池の知見を有するJARIとの間で、情報交換、試験・研究設備の相互利用等の協力・連携を行い、新たな蓄電池システムの評価方法の開発や標準化等を推進するために、令和6年7月26日にJARIと包括的相互協力に関する協定を締結した。令和7年度は、本協定に基づき、JARI主催の標準化に係るWGに参画し、情報収集を行うとともに定置用蓄電池システムの標準化の取組で得られた知見等を機構から提供した。また、JARIと定期的に打ち合わせを行い、今後のNLAB設備拡充方針について検討を行った。</p> <p>●蓄電池システムの多目的（マルチユース）活用</p> <p>機構でとりまとめたマルチユース導入ガイドを公開し、電気化学会において紹介するなどの普及活動を実施し、ユーザー/メーカーのマルチユースに関する認識の共有化を進めた。</p>	<p>ることで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながる事が期待される。</p>
<p><2. 電気保安技術支援業務></p> <p>事業計画2. (1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査</p>	<p><事業計画2. (1) での主要な業務実績></p> <p>令和6年度に発生した電気事故について、経済産業省（本省及び各産業保安監督部等をいう。）から電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。）に基づき報告された電気事故報告書等の提供を受け、整理・分析を実施した。</p> <p>また、令和元年度本格運用開始からの継続的な取組として、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づいた事故実機調査を実施した。</p> <p>加えて、機構が実施した各種電気保安技術支援業務を通じて得られた情報・知見を整理して、持続的な電気保安水準の維持・向上に資する国への報告・助言を令和7年度に9件行った。</p> <p>●持続的な電気保安水準の維持・向上に資する国への報告・助言</p> <p>機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っており、電気事故報告書等の情報整理・分析、事故実機調査</p>	<p><事業計画2. (1) に関する自己評価></p> <p>機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っており、電気事故報告書等の情報整理・分析、事故実機調査及び電気事業法に基づく立入検査を行う中で得られた知見・情報を活用することで、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンド紹介等を交えた事故の未然・再発防止に資する注意喚起の展開及び経済産業省への持続的な電気保安水準の維持・向上に資する技術的報告・助言を可能にした。</p> <p>まず、例年同様、電気保安行政が電気工作物における事故の発生傾向を把握し、安全で安定的な電気の供給のため、技術基準の検討及び電気工作物設置者への適切な指導に資するための情報を得ることを目的として、機構は定められた期限内で電気保安統計を作成し、これを公開した。電気保安統計の</p>

【指標5-2】持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と調整の上、7件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等についての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢献する。

及び電気事業法に基づく立入検査を通じて得られた知見・情報を活かし、機構が保有する電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させ、電気保安行政を技術的側面から支援できるよう努めている。令和7年度は、電気保安統計の取りまとめ（2.（1）中の関連記載部分参照）、事故実機調査（2.（1）中の関連記載部分参照）、立入検査（2.（3）参照）の各種取組により、下表のとおり合計9件の国への報告・助言を実施することができた。

国への報告・助言の内容	令和7年度	令和6年度
スマート保安技術カタログの発信を通じた報告・助言（保安技術モデル掲載） ※令和7年度は指標対象として保安技術モデル掲載時に限定化	0件	1件
各種電気保安技術支援業務で得られた知見を活用した報告・助言	9件	4件
合計（注：令和6年度値は令和7年度と同様の条件時の数値）	9件	5件
（参）スマート保安技術カタログの発信を通じた報告・助言（基礎要素技術掲載）	1件	6件

●電気保安統計の取りまとめ

報告規則第2条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された電気保安年報及び報告規則第3条及び第3条の2に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、経済産業省から提供を受け、経済産業省の内規「電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」に基づき集計し、令和6年度電気保安統計として取りまとめるとともに、当該年度の事故情報の特徴等を取りまとめた概要版をあわせて作成した。これらは令和8年3月に経済産業省Webサイトから経済産業省と機構の連名で公開された。

また、令和8年3月に開催された経済産業省の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会では令和6年度電気保安統計の報告を行った。

●電気事故情報の整理・分析

報告規則第3条及び第3条の2に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、整理・分析を行い、分析結果を経済産業省の審議会等に情報提供すると共に、平成30年度からの継続的な取組として令和7年度も過年度に発生した事故事例集を作成し、セミナー等で紹介、さらには機構Webサイトで公開した。

次に、近年、波及事故が増加傾向にあることから事故要因・地域・設備種類・製造事業者等の多角的視点から電気事故詳細を分析し、現状の課題点、今後の電気事故未然・再発防止に係る対策を取りまとめ、国へ報告した。特に絶縁劣化した断路器（モールドジスコン）起因の波及事故が毎年度一定件数発生していることに着目しつつ、それが定期点検での目視等で十分に未然防止可能であること、及び、未然防止のための点検ポイントを事故実機調査の知見を活用しつつ取りまとめ、令和7年12月に国へ報告し、令和8年2月にはプレスリリースで注意喚起も実施した。

この他、以下のとおり電気事故情報の整理・分析結果を活用し、電気事故の未然防止及び再発防止に資するプレスリリースを実施した。

- 令和7年6月「感電死亡事故の8割が危険箇所の“情報共有不足”に起因 ～作業者が感電事故を防ぐポイントは？～」
- 令和7年8月「太陽電池発電設備の台風被害、どう防ぐ？～台風接近前や台風通過後の設備点検が重要～」
- 令和7年8月「住宅用の太陽電池発電設備の事故に注意 ～事故を発生させないための対策、事故発生後の対応、ともに大事です～」
- 令和7年11月「太陽電池発電所での冰雪事故、9割以上が豪雪地帯で発生 ～雪が積もる前に備えを！～」
- 令和8年2月「モールドジスコンの長期使用に伴う波及事故への注意喚起」

●事故実機調査

令和7年度に調査依頼を受付した案件は21件で、うち、再エネ関連はパワーコンディショナ（PCS）2件だった。その他、高圧ケーブル類（9件）、開閉器類（3件）、変圧器類（2件）、電力量計（スマートメーター）（2件）、低圧進相コンデンサ（2件）、漏電ブレーカ及び分電盤（1件）という状況であった。

太陽電池発電所で発生したパワーコンディショナの事故2件のうち1件については、消防や事業者との合同による現地調査を実施し、その結果を過去の類似事故とあわせ分析し、とりまとめて（太陽電池発電所（低圧連系・小規模

作成には全国の各産業保安監督部等から電気事故情報を着実・正確に取りまとめる必要があるが、機構が構築したシステムを効果的に運用し、データを効率的に取りまとめた。

さらに、保安統計内容の分析・深掘りを行い、各電気設備の特徴的な電気事故、電気事故発生傾向等、電気保安制度改善の一助となり得る情報を多数分析・取りまとめ、国へ報告した。

加えて、近年、波及事故が増加傾向にあることから事故要因・地域・設備種類・製造事業者等の多角的視点から電気事故詳細を分析し、現状の課題点、今後の電気事故未然・再発防止に係る対策を取りまとめ、国へ報告した。特に、絶縁劣化した断路器（モールドジスコン）に起因する波及事故に関しては、過年度より一定件数発生していることから単体案件として深掘りし、事故実機調査等の業務から得られた技術的知見を基に具体例を示しつつ対応策を取りまとめ国への報告へとつなげると共に、プレスリリースにより全国的に注意喚起を実施した。

このように、電気事故の未然・再発防止の観点から多角的に情報を分析し国へ技術的助言・報告を行うことで、電気の安定的かつ持続的な利用へ貢献できたことは、大きな成果と言える。

次に、電気事業法に基づく立入検査を実施するに当たり、機構は毎年度末、国に対して次年度の立入検査先の選定作業に技術的助言を行っているところ。令和7年度は電気保安統計、事故実機調査、立入検査の実施結果等の機構が保有する情報を総括的に活用し、次年度立入検査の選定方針について経済産業省へ技術的助言を果たした。

加えて、事故詳細の分析結果から地盤強度不足が疑われた太陽電池発電設備を有する事業場への立入検査を実施した際には、設置者側が設備の構造計算を正しく実施していない可能性を発見・指摘した上で、同事例が他事業場でもあり得ることに鑑み、今後必要となる対策等を取りまとめて国へこれを報告した。

さらに、機構が所有するサイバーセキュリティ対策に係る知見を経済産業省職員へ共有することを目的として、国からの依頼に基づき、機構職員が研修を構成、機構が実施する電気保安業務の実例を紹介しつつ、説得力ある内容で講義を実施した。研修の他に、立入検査実施時にサイバーセキュリティ項目の確認をする際には、産業保安監督部等職員にオブザーバとして参加いただくことでも知見を共有した。

効果的な立入検査の実施のみならず、機構が保有する技術的知見の共有、今後の電気保安行政を見据えた立入検査案件の深掘りと国への提言により電気保安水準の維持・向上へ貢献できたことは、大きな成果と言える。

続いて、機構では電気事故が発生した原因を調査し事故発生件数を低減させることを目的として、事故実機調査業務を実施しているところ。

令和6年3月に発生した蓄電池併設型太陽電池発電設備での火災事故を受けて、機構は職員を多数派遣し情報収集・分析のうえ、当該事案の事故原因を究明、事故実機調査等で蓄えられた技術的知見を活用し国に対して技術的助言を実施し、蓄電池の事故に対応した電気保安制度の改善策を提言した。これを踏まえて経済産業省内で検討が進み、令和7年11月に事故報告関係省令（電気関係報告規則）・電気事業法上の技術基準解釈等の制度改正がなさ

	<p>事業用)に関する事故実機調査結果を踏まえた事故(火災)防止のための注意喚起について)国へ報告した。</p> <p>さらに、太陽電池発電所の火災に関する講演を2箇所で開催した他、令和6年度に引き続き、電気保安行政に携わる経済産業省職員向けの研修で事故実機調査の調査事例を用いた講義を行った。講義では、機構が実施した事故実機調査時に撮影した写真、動画を活用することで、電気工作物実物を見たことがない職員であっても理解がより捗るよう工夫を凝らした。</p>	<p>れた。</p> <p>当該改正が行われたことで、将来的な蓄電池に係る電気事故の再発防止に向けた対策強化へとつながられたこと、及び、今回のような蓄電池の事故情報が適切に収集されるようになったことで蓄電池による電気事故の未然・再発防止に資する更なる施策の策定等へとつながられたことは、計画水準を上回る大きな成果と言える。</p> <p>これに加え、機構は事故実機調査により収集・蓄積した情報を基に、今まで実態が把握できていなかった小規模太陽電池発電設備の現状、電気保安上の問題点・課題を詳細に取りまとめ、国へ報告した。現場状況を適切に把握し、国の電気保安制度の整備の一助となる報告を行えたことは、現場に近い距離で業務を遂行する機構の役割を適切に果たした着実な成果と言える。</p> <p>最後に、機構ではスマート保安技術の導入推進施策の一環として、スマート保安プロモーション委員会を運営しスマート保安技術の妥当性を確認、その後にスマート保安技術カタログへ掲載、周知することで、スマート保安技術の導入促進を技術的支援しているところ。</p> <p>令和7年度はAIやドローンといった最先端のスマート保安技術について、その妥当性を委員会で審議し、カタログへの登録を行った。</p> <p>これに加え、電気保安業界のスマート保安技術の導入率調査に係るアンケート調査を業界団体に協力打診のもとで実施し、当該アンケート内容を取りまとめ、導入状況を国へ報告すると共に、導入の更なる促進提案をあわせて行った。</p> <p>電気保安行政における官民の橋渡し役となりつつ、電気保安行政喫緊の課題である電気保安人材不足の解消、電気事故発生数の低減の一助となるスマート保安技術の導入促進に係る提案を国へ実施できたことは、電気保安水準の維持・向上の一助となったと言える。</p> <p>詳細は、＜事業計画2.(4)での主要な業務実績＞及び＜事業計画2.(4)に関する自己評価＞を参照のこと。</p> <p>以上の取組を通じて、機構は、電気保安水準の維持・向上に資する国への報告・助言を9件行い、指標(7件)を大幅に上回る成果をあげた。</p> <p>機構が取り組む各種電気保安技術支援業務の結果とそこから得られた知見・情報を活用し、電気保安業界が抱える課題の解決に向けて技術的貢献を果たせたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>
<p>事業計画 2.(2) 安全情報の整理・分析・水平展開等に資する各種システムの構築・運用・改修</p>	<p>＜事業計画2.(2)での主要な業務実績＞</p> <p>行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等及び事故実機調査業務の高度化・効率化に資するよう構築した「電力安全システム」を着実に運用しつつ、利用者の利便性向上に必要な改修を適時適切に行った。</p> <p>具体的には、令和7年11月20日付けで太陽電池発電所の併設蓄電池による火災事故の増加を受け、電気保安制度改正により蓄電池に係る事故報告範囲・設備分類等に変更が生じたことから、施行日にあわせて電力安全システムを公開できるよう国と密に連携し、システム内容を改修しこれを公開した。さらに、令和8年2月27日付けでバイオマス発電所における火災・爆発事故の急増を受け、バイオマス燃料に関する主要電気工作物を構成する設備を定める告示が改正されたことから、改正内容にあわせて電力安全システムを改修し、施行日にあわせて公開した。</p> <p>さらに、令和8年3月には電力安全システムを利用した事故報告書の作成・提出をさらに容易とすることを目的として、頻繁発生する電気事故種に係る事故詳細入力支援用テンプレートを作成・実装したことで、当該システム利用者の利便性を向上させた。</p>	<p>＜事業計画2.(2)に関する自己評価＞</p> <p>電力安全システムを構成する4システム(詳細作成支援システム、詳細管理システム、詳細公表システム、事故実機調査システム)について、計画どおりメンテナンス・改修等を実施し、運用を安定、及び、利便性を向上させた。</p> <p>特に、電気保安制度の改正にあわせて国と密に連携し改修までの道筋を適切に立て、改正日にあわせて電力安全システムも改修・公開できたことは利用者の利便性面から着実な成果をあげたと言える。</p> <p>さらに、電力安全システムを利用した事故報告書の作成・提出をより容易とすることを目的として事故詳細入力支援用テンプレートを作成・実装したこと、テンプレートの使い方について画像等を用いた説明書を用意し利用者</p>

	<p>その他、電力安全システムの月次メンテナンスにより運用を安定化させると共に、利用者からの問い合わせに対して明快に回答し、電気保安行政の信頼性を高めた。</p>	<p>の利便性を向上させたことは、当該システムの利用者を増加させるための一助になったと共に、電気保安行政の信頼性を高めた着実な成果と言える。</p>								
<p>事業計画 2. (3) 電気事業法に基づいた立入検査</p> <p>【指標 5-3】電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）【重要度高】</p>	<p><事業計画 2. (3) での主要な業務実績></p> <p>●電気事業法に基づく立入検査の実施件数</p> <p>令和6年度の事故情報の分析及び事故実機調査等の結果を踏まえて、機構が国に行った提案に基づき国が策定した立入検査計画に従って、国から電気事業法に基づく立入検査指示のあった再生可能エネルギー発電設備合計40件に対して、機構は全件立入検査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="350 422 1810 594"> <thead> <tr> <th>電気事業法に基づく立入検査実施内容</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備（50 kW以上の自家用設備）</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（50 kW未満の小規模設備）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40件</td> </tr> </tbody> </table> <p>●サイバーセキュリティの確保への貢献</p> <p>経済産業省は令和4年に電気設備に関する技術基準を定める省令を改正し、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」を策定し、自家用電気工作物について技術基準に基づくサイバーセキュリティの確保（機器、通信や運用面での対策、サイバー攻撃による被害が生じた際の対応など）を新たに義務付けた。これを受けて機構では、令和6年度より従来の電気事業法に基づく立入検査での確認範囲に加え、新たにサイバーセキュリティの確保についても確認を実施することとした。</p> <p>令和7年度は全体実施件数40件のうち、26件がサイバーセキュリティ確保に関して確認が必要であったことから、全件に対して適切に立入検査時に確認を実施した。</p> <p>また、サイバーセキュリティ確保に関して確認が必要と判明した全ての立入検査において、対象事業場を管轄する産業保安監督部職員をオブザーバとして招待して、知見共有機会を設けた。</p> <p>さらに、経済産業省職員へサイバーセキュリティに係る知見を共有することを目的として、経済産業省から依頼があった研修（2日間計13時間）を、3名の担当職員が1か月程度の準備期間を設け、機構職員が一からコーディネートした。最新知見等を取りまとめた資料の作成、ケーススタディ（模擬審査）含めた講義実施を機構で行い、非常に大きな労力を割いて当該研修を実施した。</p> <p>●令和8年度の立入検査計画に係る提案</p> <p>経済産業省が行う令和8年度の立入検査テーマの選定において、機構は令和6年度の事故情報からの統計的な分析、社会的な関心、事故実機調査の結果等を踏まえ、国へ提案を行った。具体的には以下事項に該当する事業場を重点的に検査すること、及び、対象となる事業場についてはサイバーセキュリティの確保状況を必要に応じて適切に確認することを提案し、国から了承された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 太陽電池発電設備のうち、令和6年度に電気事故が発生した事業場 ② 社会的影響が大きいと推定される自家用電気工作物設置者が所有する事業場 ③ 蓄電池が併設された発電設備、蓄電所 ④ ブレード折損事故が発生した風力発電設備 ⑤ インフラ設備又は人口密集地に近接する太陽電池発電設備 	電気事業法に基づく立入検査実施内容	令和7年度	太陽電池発電設備（50 kW以上の自家用設備）	37件	太陽電池発電設備（50 kW未満の小規模設備）	3件	合計	40件	<p><事業計画 2. (3) に関する自己評価></p> <p>機構は、電気事業法に基づく立入検査を令和3年度から開始した。経済産業省からの立入検査指示数は、令和4年度以後は70件が維持されていたものの、令和7年度は40件となった。これは、令和6年度よりサイバーセキュリティの確保が電気工作物設置者へ義務付けられたことにより検査範囲が大幅増加したことに起因する。令和6年度当初は機構職員もサイバーセキュリティの確保に関する詳細な知見を全員が高いレベルで有していたわけではなく、検査実施手順も確実なものが確立されていなかったことから、70件全件実施は達成が非常に困難な数字であった。令和7年度からは立入検査実施の工数等から実施指示件数が国により見直され、40件実施指示となった。工数等の割り出しには、機構が令和6年度実施分の立入検査結果から工数・人員レベル等を割り出し、国に対して丁寧の説明を行った結果である。</p> <p>機構は国から立入検査指示のあった40件全件に対して立入検査を実施した。</p> <p>さらに、電気保安業界ではサイバーセキュリティ確保に係る知見が全国的に不足しているところであるため、サイバーセキュリティ確保の重要性をNITE講座での講演等により丁寧に説明し、電気工作物設置者、電気保安従事者の理解度向上に努めた。経済産業省職員向けの研修では、機構から講師を派遣するのみならず、研修を一からコーディネートし、3名の担当職員が1か月程度の準備期間を設け対応するなど非常に大きな労力を割いて機構職員が実務で培った立入検査ノウハウやサイバーセキュリティへの知見を経済産業省職員へ共有した。さらに、サイバーセキュリティ確保に係る確認を立入検査で実施する際には、オブザーバとして産業保安監督部等職員を招待し知見を共有した。</p> <p>これらの根気強い活動を通じて、国から指示があった立入検査の全件実施を確実なものとしたこと、及び、サイバーセキュリティの確保に係る知見を経済産業省職員へ効果的に共有することで、将来的な自家用電気工作物設置者のサイバーセキュリティリスクを低減させることへ貢献したことは、立入検査業務における着実な成果と言える。</p>
電気事業法に基づく立入検査実施内容	令和7年度									
太陽電池発電設備（50 kW以上の自家用設備）	37件									
太陽電池発電設備（50 kW未満の小規模設備）	3件									
合計	40件									
<p>事業計画 2. (4) スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関とし</p>	<p><事業計画 2. (4) での主要な業務実績></p> <p>経済産業省では令和2年度からスマート保安官民協議会を設置（令和2年6月29日設置）し、産業保安分野での、スマート保安の導入促進の取組を加速させており、電気保安分野では、スマート保安官民協議会電力安全部会において、「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和3年4月30日）」が策定されている。当該アクションプランの中で、スマート保安技術の妥当性確認等を行う仕組みが必要とされたことを受け、機構はスマート保安を推進するための仕組みとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法の妥当性を確認し、官民間・業界間でその知見を共有することを目的とした「スマート保安プロモーション委員会」を設置（令和3年10月27日第1回委</p>	<p><事業計画 2. (4) に関する自己評価></p> <p>機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築した。それ以後、当該委員会の認知度向上、構築した仕組みの活用促進を目的として広報等活動にも注力しつつ委員会を運営した。スマート保安技術カタログの内容を充実させることに成功し、委員会運営も軌道に乗せた。</p>								

ての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備

(再掲)
【指標5-2】持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と調整の上、7件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等についての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢献する。

員会開催)し、機構が事務局を務めている。

●スマート保安推進に向けた各種取組を実施

令和7年度はスマート保安技術カタログの充実化、スマート保安技術の導入促進を支援するための更なる取組、及び、過年度より実施してきたスマート保安導入促進に係るアンケート結果の取りまとめと当該とりまとめ結果を踏まえた将来的なスマート保安導入促進に係る国へ提案が課題・目標であり、主に以下の活動を展開した。

- ▶ 経済産業省の「第34回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会(令和8年3月12日開催)」において、スマート保安プロモーション委員会の活動内容を報告すると共に、審議を行ったスマート保安技術を紹介した。
- ▶ 外部機関から講演・執筆、研修講師等の依頼があった際にスマート保安技術や委員会活動内容の紹介等の広報活動を適宜実施した。

●スマート保安プロモーション委員会での成果

スマート保安プロモーション委員会で、事業者の有しているスマート保安技術についてその妥当性の評価を行い、承認された技術をスマート保安技術カタログに掲載した。令和7年度は2件の技術評価を行ったもののうち、1件が掲載承認された。

保安技術名称	団体名または企業名
屋内施設向け球体点検ドローンを活用した設備点検(基礎要素技術)	ブルーイノベーション株式会社

●スマート保安に関するアンケート調査の実施

スマート保安に関する業界別推進状況について、現状における評価及び取組状況を把握すると共に、電気設備ごとの「スマート保安導入に係るKPI」の達成状況をフォローアップすること、スマート保安プロモーション委員会の運用及びスマート保安推進に向けた機構の今後の活動内容を検討することを目的として、電気保安業界団体を対象としたスマート保安に関するアンケート調査を実施した。本アンケート調査は令和3年度より実施し、令和7年度で5年目となり、国が作成したスマート保安アクションプランが令和7年度を最終年度と定めて作成されているため、本アンケートの実施も今回が最終年度となる。

機構は当該アンケート結果を過年度実施分とあわせて取りまとめ、令和8年度以後の更なるスマート保安技術の導入率促進のための課題、課題解決のための対応策、及び、今後のスマート保安技術の動向予測について、国へ報告・技術的助言を実施した。

令和7年度は電気保安業界へのスマート保安技術の導入をより促進させることを目標として、講演や執筆活動でのスマート保安技術の周知や導入事例の紹介により、自家用電気工作物設置者や保安従事者へスマート保安の認知度と理解度を向上させることに努めた。

事業者からのスマート保安技術カタログへの技術掲載依頼には適時適切に対応しつつ、スマート保安プロモーション委員会を開催し、その技術に関する妥当性確認をした。令和7年度の委員会審議案件数は2件、うち1件がスマート保安技術カタログへの掲載が承認された。

また、経済産業省がスマート保安アクションプラン内で設定したスマート保安導入率に係るKPIの達成状況を確認するため、電気保安業界8団体協力の下、業界全体へアンケート調査を実施した。このアンケート調査は、各電気設備へのスマート保安技術導入率、スマート保安プロモーション委員会の認知度等を調査したものであり、令和3年度より毎年継続実施しており、令和7年度が実施の最終年度となる。

令和7年度の調査結果では、各電気設備へのスマート保安技術導入率、スマート保安プロモーション委員会の認知度は共に令和6年度より上昇していることが確認できた。国が設定したスマート保安技術導入率KPIの最終達成状況は13項目中3項目に留まったものの、全体的に導入率は増加傾向にあることが確認された。

この導入率調査とあわせて、機構は過年度実施分のアンケート調査結果全ての内容を分析し、令和8年度以後の更なるスマート保安技術の導入率促進のための課題、課題解決のための対応策、及び、今後のスマート保安技術の動向予測について報告書として取りまとめ、国へこれを報告した。

このように、スマート保安技術カタログの内容を充実化させたことで、スマート保安技術の導入を推進する国の施策を技術的側面から支援できたこと、アンケート調査により導入率等を数値化、可視化し裏付けを取れたこと、及び、過年度より実施してきた当該アンケート結果全てを分析して取りまとめ、今後のスマート保安導入推進施策の一助となるような提案を行えたことは、着実な成果と言える。

4. その他参考情報

—

II. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
予算削減における効率化等	<p>●運営費交付金業務の予算削減における効率化 機構は、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化できない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。</p> <p>●調達等合理化計画 令和7年度調達等合理化計画について、契約監視委員会（令和7年6月5日）における了承を経て公表（令和7年6月10日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。 ・すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のWebサイトでの公開等による情報提供の充実 ・機構Webサイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みの運用、Web会議を活用した入札説明会の実施及び電子入札システムによる入札の拡大等、入札参加者の利便性の向上 ・応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 ・入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討</p> <p>●契約業務の効率化 「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和2年11月16日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、調達手続きの電子化のために令和4年2月から導入された電子入札システムを継続して運用し、入札参加事業者の利便性向上を図った。</p>	<p>評定：B 年度目標に掲げられた、1. 業務改善の取組に関する目標、2. 給与水準の適正化等、3. 情報システムの整備及び管理業務を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、期初の計画を達成した。 1. 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。 2. 給与の適正化等については、機構の令和7年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は94.8（年齢・地域・学歴勘案、令和6年度は95.4）であり、適正な給与水準を維持した。 3. 情報システムの整備及び管理業務については、デジタル技術を活用した業務効率化に向けて、機構全部門に対し「業務プロセスやデータに関するマネジメント」に資する一連のスキル習得の機会を提供した。 また、機構外へのコミュニケーションツールの活用範囲の拡大や機構職員が所有する携帯端末からNITE-LANへのアクセス手法の提供、安全性を確保したユーザーへの適切な権限委譲により利便性向上や業務生産性向上を図った。</p>
給与水準の適正化	<p>●給与水準の適正化 機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和7年度給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数を算出し、94.8（年齢・地域・学歴勘案、令和6年度は95.4）と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>	
業務の効率化の取組	<p>●業務の効率化 デジタル技術を活用した業務の効率化として、以下の取組を行った。 ・分野別DXアクションプランの共通課題である「業務プロセスやデータに関するマネジメント」の対応として、業務の可視化、業務フローの見直し、自動化ツールであるMicrosoft Power Automateのフロー作成、属人化防止の工夫等までの一連のスキル習得のためのハンズオン研修を計2日間で実施し、職員29名が受講した。 ・前年度より継続して、業務のペーパーレスを推進した。 ・経済産業省とのMicrosoft Teams連携を開始し、チャットやファイル共有、Web会議等による業務効率化の仕組みを導</p>	

入した。

- ・ 機構職員が所有する携帯端末上で Teams チャットが利用できる環境を整備することで、出張・外勤等で機構外にいる職員にも情報共有や相談を行うことが可能となり、業務の迅速化・効率化に繋がった。
- ・ 事務用 PC にソフトウェアをインストールしようとする際、従来は、情報システム運用管理部署が申請を受けて一括して当該作業を行っていたが、動作検証が済んでライセンス的にも問題無いことが確認されたソフトウェア（予めその一覧を作成）である場合には、ユーザー自らがインストールを行える仕組みを新たに構築することで、手続の簡素化・効率化を実現した。

●PC 作業環境の整備

働き方改革として、職員が NITE-LAN システムを使って自宅等でテレワークできる環境を維持するとともに、作業ファイル管理を Microsoft SharePoint に移行することにより、複数の職員間で資料を共有しつつ同時に編集できる効率的な作業環境を整備した。

●情報システムの調達等

情報システムの構築・改修等において、専門的な知識と民間企業での経験を有する最高情報セキュリティアドバイザーへの事前相談や個別の情報システムを運用管理している部署へのヒアリングを行い、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点に加え、使用しているミドルウェア及びフレームワーク、共通基盤情報システムである NITE-LAN システムのライフサイクル、費用等を総合的に考慮し、調達方法の提案、個別システム担当課への調整支援等を行った。具体的には、各個別システムが共通で使用する SSL サーバ証明書や一部のソフトウェアについて、一元的に調達・導入する調達方法の提案を行うことで効率性と経済性を両立するとともに、調達の遅延に起因するインシデントの発生リスクを低減させた。特に、SSL サーバ証明書は、今後世界的にさらなる有効期限の短縮が実施される予定であり、更新漏れによる信頼性失墜に係るインシデントの未然防止にも貢献することが見込まれる。

また、情報システムの適切な管理等を実施するため、令和 6 年度に策定した「情報システムの管理に関する方針」に基づき、情報システムの整備の目的、体制、整備の計画等を記載したプロジェクト計画書の見直し、情報システムに用いる技術の集約化及び新技術の検討、情報システムの運用保守担当者の異動があっても適切かつ確実に継続できるようにするための文書の整備等を行った。

また、情報システムの適切かつ効率的な調達等に資するため、調達仕様書の標準化にも取り組んだ。具体的には、各部門それぞれで調達するモバイル通信回線及びモバイルルータの賃貸借について、標準の仕様書を整備することにより、令和 6 年度は 20 件あった調達仕様書審査を免除とすることで調達の効率化と、調達されるルータの品質確保を同時に実現した。

さらに、情報システム政府調達審査会を 8 システム 11 回（前年度 10 システム 16 回）実施するとともに、審査会以外に仕様書審査を 97 件（前年度 109 件）、提案書の確認を 36 件（前年度 25 件）行い、システム構築、改修を計画的に行った。

併せて、情報システム調達に関する規程を改正し、IT 審査会を契約審査会へ一本化することで業務フローを簡略化するとともに、適合証明書の審査においてはフローの整理、作成する文書の合理化といった見直しを行うことにより、調達の効率化を実現した。

●情報システムの安定運用等

NITE-LAN システムについては、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、それに対応等行うことで安定運用に取り組んだ。これにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの令和 7 年度の稼働率 96.98%となった。また、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間（ソフトウェア申請を除く）については、10 営業日以内の処理時間を維持した（申請件数：894 件）。

ペーパーレスについては、令和 7 年度に NITE-LAN システムを更改したため、前年度との比較ができないものの、引き続き印刷枚数の削減に向けた取組として集計した結果の機構内への周知を実施した。

NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を刷新して、NITE-LAN システムの利用に関するリンク集を充実させ、機構イントラを通じて公開した。

	<p>また、次期 NITE-LAN システムについての検討を開始し、デジタル技術の進歩を踏まえた今後求められる機能や調達方式について情報収集と整理を実施した。</p> <p>情報システムに関係するプロジェクト 6 件（財務・会計業務の見直し、旅費業務のアウトソーシングの RFI、携帯電話等の見直し、Web サイトのリニューアル、オンライン寄託業務システム調達のためのコンサルティング業務調達、認定申請審査業務システムの不具合対応）に対する支援を実施した。特に、「財務・会計業務の見直し」では、業務の見直し及び課題の可視化を支援し、分野別 DX アクションプラン（バックオフィス分野）における「会計処理作業の効率化」、「資産管理の効率化」の推進を支援した。また、「寄託業務システム調達のためのコンサルティング業務の調達」では、分野別 DX アクションプラン（バイオテクノロジー分野）における「生物資源寄託・分譲プロセスの改善」の実現に向けて、寄託業務プロセスの可視化及び課題抽出から、オンライン寄託依頼システム導入を見据えた業務要件及びシステム要件定義を支援した。</p> <p>情報システム整備に係る投資対効果の精査を、調達額 2,000 万円以上の高額調達案件全件（8 件）に対して実施した。</p>	
--	--	--

4. その他参考情報		

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
適切な予算管理等	<p>●適切な予算管理 予算執行の透明性を図るため、各分野から、四半期ごとに報告を求め、予算執行率の確認を適時行った。予算の執行状況を踏まえつつ、機構内の補正予算編成（予算の組み替え）を年2回行うことにより、予算を効果的に執行した。これらの取組により、予算執行率約99.1%（運営費交付金ベース）を実現した。 予算執行管理において、ノーコードのクラウドサービスを導入し、作業の効率化を図った。</p> <p>●手数料の見直し及び自己収入拡大の検討 機構における手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象となるすべての手数料について見直しを行った上で、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定した。 機構の財務体質のさらなる安定化に向けた課題や自己収入拡大の具体策を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、議論を開始した。</p> <p>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た令和6事業年度財務諸表を作成し、令和7年6月に経済産業大臣に提出し承認を受けた。 会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間で情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。 また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に対応して、令和7年度会計処理を適正に行った。</p> <p>●借り入れについて 借入の実績なし。</p>	<p>評定：B ノーコードのクラウドサービスを導入して作業の効率化を図りつつ、適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを適切に行った。また、機構の財務体質のさらなる安定化に向け、プロジェクトチームを立ち上げて議論を開始した。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。</p>

4. その他参考情報

IV. その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業年度7月末までに新規に着任した役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率	70%以上		—	—	88%	96%	90%	

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価									
	業務実績	自己評価								
全体概要	<p>①定量評価について 事業計画で設定した定量的指標（ITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率70%以上）について、対目標値の実績が120%超（取得率90.5%）を達成した。</p> <p>②定性評価について DXの推進については、各分野のアクションプランに基づく取組と、分野横断的な共通課題であるデータマネジメント・ナレッジマネジメントの基盤整備を組み合わせて戦略的に推進することとしている。 令和7年度においては、3年計画の1年目における各分野の計画が順調に進捗。データマネジメント関連の取組としては、各部門に対するヒアリングと詳細分析を行い、業務全体の実態と部門別・横断的な課題を整理した上で、データ資産を活用するための「共通データマネジメントガイドライン（案）」を取りまとめた。また、ナレッジマネジメント関連の取組としては、効率的かつ効果的に高度なデータマネジメントを推進していくために、AI活用に積極的に取り組んでおり、生成AIの活用に係る講演会や研修、事例集の共有を積極的に取り組んだ結果、職員の生成AIへの理解と活用が進み、常勤役職員の約75%にあたる314名の汎用生成AI（Microsoft Copilot Chat）の活用を実現している。 さらに、機構独自に内製化したAI環境（NITE-AI）を構築し、常勤役職員の約32%にあたる135名が試行的に利用を開始するなど、業務特化型AIエージェントの高度化を進めることで業務設計の再構築と効率化に取り組んでいる。 今後は、この確立したデータマネジメントによる各分野でのデータ利活用の進展や、先進的な生成AIの精度向上などを通じて、対外連携や新たな価値創出、組織全体の業務の高度化を図っていく。 以上のとおり、当初設定したロードマップを着実に実行するだけでなく、先進的な生成AI利活用推進などの困難な取組にも挑戦した。</p>	<p>評定：A 機構は、組織全体の業務効率化はもとより、各事業分野の生産性向上や組織機能の高度化などを推進することを通じて、国民に対して提供するサービス等の高付加価値化を図り、新たな社会的課題に機動的に対応することを目標に、DXの推進、イノベーション支援、広報活動、人材育成、リスク管理等の組織運営を戦略的に実施している。 定量的指標（ITパスポート取得）を120%以上達成するとともに、定性的指標（アクションプラン実行）についても、各分野の当初の計画を着実に実行するだけでなく、令和2年度末に策定したNITE Digital Visionを起点とした段階的なDX推進により、機構全体でDXを自らの業務変革の機会として捉え、自律的に業務を見直す組織文化が定着した。さらに、生成AIを業務効率化のための利用にとどめず、長年蓄積してきた技術力に基づく価値創出にも活用するため、データマネジメント・ナレッジマネジメント基盤の構想・体系化という困難な取組にも挑戦した。これらの一連の取組により、DXを自律的に推進する組織文化を醸成し、価値創出に向けたデジタル技術・マネジメント基盤の方向性を明確化した。 加えて、考慮要素についても法人の努力等を踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果をあげたことから自己評価Aとした。</p> <p>○チームNITE活動の基盤強化及び実績拡大 標準・適合性評価の知見を持つ内外の人材育成、知的財産等に係る内部ルールの整備を通じた外部機関との連携に向けた備え、チームNITEの訴求力向上につながる様々なPR活動により、令和7年度の相談受付件数は前年度比137.5%増の121件となった（令和6年度は88件、令和5年度は28件）。また、昨年度までの潜在的な案件の発掘から、政策ドリブンな</p>								
	<p style="text-align: center;">共通データマネジメントガイドライン（案）のポイント</p> <table border="1"> <tr> <td>データガバナンス</td> <td>データ品質とセキュリティを確実に担保するため、ガバナンス体制を継続的に強化</td> </tr> <tr> <td>プラットフォーム</td> <td>データの収集や利活用を可能にするプラットフォーム構築を継続し、活用基盤を強化</td> </tr> <tr> <td>AI-readyなデータ</td> <td>生成AIによる業務効率化と、ナレッジ活用による高度な意思決定を支えるデータ基盤を整備</td> </tr> <tr> <td>メタデータ</td> <td>データ資産にメタデータを付与し検索性を高め、対外連携や新たな価値を創造</td> </tr> </table>		データガバナンス	データ品質とセキュリティを確実に担保するため、ガバナンス体制を継続的に強化	プラットフォーム	データの収集や利活用を可能にするプラットフォーム構築を継続し、活用基盤を強化	AI-readyなデータ	生成AIによる業務効率化と、ナレッジ活用による高度な意思決定を支えるデータ基盤を整備	メタデータ	データ資産にメタデータを付与し検索性を高め、対外連携や新たな価値を創造
データガバナンス	データ品質とセキュリティを確実に担保するため、ガバナンス体制を継続的に強化									
プラットフォーム	データの収集や利活用を可能にするプラットフォーム構築を継続し、活用基盤を強化									
AI-readyなデータ	生成AIによる業務効率化と、ナレッジ活用による高度な意思決定を支えるデータ基盤を整備									
メタデータ	データ資産にメタデータを付与し検索性を高め、対外連携や新たな価値を創造									

③考慮要素について

(法人の努力)

・イノベーション支援については、標準・適合性評価の知見を持つ内部人材と外部人材の育成（全常勤職員の研修受講や外部人材向け講座開催）や、地域拠点における各種支援機関とのネットワーク強化（支援機関へのアプローチ件数 50 件→84 件）等の機能強化により、相談実績の大幅増（88 件→121 件）を実現した。また、戦略的に、業務効率化や高付加価値を実現していくため、フェーズ別のモデル化支援に取り組み、①基礎研究段階、②ビジネス戦略策定段階、③生産技術・新製品実用化段階の3段階でのそれぞれの状況に応じたユーザー目線での技術支援を実施した。

・ブランド確立に向けた広報については、万博会場の近隣にある機構大阪事業所の立地の利点を活かし、大阪・関西万博の開催を契機に、国内外からの視察・見学者の積極的な受け入れを実施。PR 用コンテンツの整備、視察・見学対応を円滑に進めるためのマニュアルの作成等を行い、66 組・841 名を受け入れた（前年度は 42 組・398 名）。万博終了後も、当該活動を通じて確立した大阪事業所内の受入体制の機能を活用し、世界最大規模の蓄電池試験施設等の様々な試験等設備を有する機構大阪事業所の広報を高度化していくこととし、中長期的な機構のブランド価値向上につなげていく。

・国家公務員試験の合格者が大幅減となる中、採用活動や機構の PR・発信等の取組を質・量ともに強化した。特に、若手職員を中心に内容を検討し、SNS を活用した広報 (YouTube のショート動画、note の国家公務員体験記) を展開した。その結果、国家公務員一般職試験合格者から目標としていた 16 名の採用を決定した。

<主な取組>

- ・前年度に比べて就活生への業務説明会の回数を増加（38 回 → 58 回、うち夜の部（2 回 → 6 回））
- ・各支所と協力し、全国の人事院による合同説明会に数多く参加（9 回 → 20 回 ※上記 58 回の内数）
- ・大学・予備校主催の業務説明会等に数多く参加（7 回 → 13 回 ※上記 58 回の内数）
- ・経済産業省との業務説明会のコラボレーションを実施
- ・令和 7 年度から、より就活生へのリーチを狙った取組として、若手中心の SNS ワーキンググループを活用した広報戦略、YouTube へのショート動画掲載、note への国家公務員体験記を掲載

YouTube



note



・機構全体の予算の編成や執行管理、資産管理等のバックオフィス業務については、合理化・効率化を推進し、生じた余力を活用して新たな課題（「自己収入拡大の具体策を検討するプロジェクトチーム」や「第3期中期方針策定に向けた検討チーム」の立ち上げ、議論等）にチャレンジした。

顕在化している案件 (Go-Tech 事業等) の支援をしている経済産業局のイノベーション支援部署や産業支援機関への PR 活動に転換し、具体的支援 3 件を立ち上げた。特に、有機太陽電池を使った製品等の社会実装に向けたオープン&クローズ戦略策定支援については、機構は有機太陽電池の標準化・認証に係る調査を担当し、報告書を提出。プロジェクトの成果報告が経済産業省ホームページにて公表された。

○大阪・関西万博を契機とした機構大阪事業所の広報の高度化を実現

大阪・関西万博を契機に、万博会場の近隣に立地する機構大阪事業所を活用し、国内外からの視察・見学者を積極的に受け入れて機構を PR した。PR のための説明用コンテンツの整備、視察・見学対応を円滑に進めるためのロジマニュアルの作成等を行うことで、世界最大規模の蓄電池試験施設等様々な試験等設備を有する機構大阪事業所の広報を高度化できた。当該活動を通じて確立した受入体制を今後も維持・向上させるためのプロジェクトチームを設置し、中長期的な機構のブランド価値向上につなげていく。

○厳しい採用状況の中でも工夫を凝らし人材を確保

国家公務員志望者が激減、特に技術区分の合格者数が毎年 20% 近く減少している中、求める人材にリーチする採用活動や機構の PR・発信等の取組を質・量ともに強化した。特に、若手職員を中心に内容を検討し、SNS を活用した広報 (YouTube のショート動画、note の国家公務員体験記) を展開することで、就活生に関心を持ってもらえたものとする。その結果、国家公務員一般職試験合格者から目標としていた 16 名の採用を決定した。

○DX の取組を加速

以下の「通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況」に記載のとおり。

<通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況>

●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

・引き続き、DX の取組を加速し、AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用によるデジタル化の推進により、組織全体の生産性が高まっていくことを期待。

●反映状況

DX の取組を加速し、AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用によるデジタル化を推進するため、以下の取組を実施した。

・令和 7 年度の定性的指標 (分野別 DX アクションプランの実行) に対し、各分野実務担当者との会合や機構役員等が参加する会議において、取組の進捗状況や課題等を共有し、役員の積極的な関与のもと、デジタル監と各分野が連携しながら一体感を持って着実にアクションプランを実行した。業務上必要なスキルや重点項目の明確化といったデジタル活用以前のナレッジマネジメントに向けた整理に想定以上の時間を要したため計画の関連部分を 1 年後ろ倒しにした事例や、AI 活用の検討

		<p>において、既存システムよりも内製による AI の方が機構特有の業務に適していることが判明したことにより、各分野及び役員等と協議の上アクションプランの見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの共通課題であるデータマネジメントの確立に向け、各部門計約 60 名を対象としたヒアリングの実施と詳細分析を行い、業務全体の実態と部門別・横断的な課題を整理した。その結果を踏まえ、データ資産を活用するための「共通データマネジメントガイドライン（案）」を取りまとめた。今後、この基盤整備によりデータ利活用が進展し、対外連携や新たな価値創出、さらに生成 AI の精度向上を通じて組織全体の業務高度化が期待される。 ・生成 AI 利活用推進に向け、講演会や研修、事例集の共有を積極的に取り組んだ結果、職員の生成 AI への理解と活用が進み、常勤役職員の約 75%にあたる 314 名が Microsoft Copilot Chat を利用している。さらに、独自の生成 AI 環境（NITE AI）を構築し、常勤役職員の約 32%にあたる 135 名が試行を開始した。業務特化型 AI エージェントの高度化を進めることで業務設計の再構築と効率化が見込まれ、高度な AI 人材の育成を加速している。 ・事業計画に記載の定量指標「令和 7 年 7 月末までに新規に着任した役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を 70%以上」において、新規着任者がデジタルに関する広範な知識を習得することを促すため、自己研鑽型 e ラーニングによる学習の機会を提供する等した。この結果、取得率 90.5%となり、指標（70%）を大きく上回った。
<p>広報の取組</p>	<p>●広報、情報提供の推進</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供としては、ウェビナーによる説明会の実施など、創意工夫しながら、可能な限り各部門ともに情報発信、提供等を行った結果、1,452 件となり、前年度比 132%であった。令和 7 年度は特に SNS での情報発信に力を入れ、前年度の約 2 倍の記事を投稿した（YouTube 動画投稿 94 本、X 投稿 482 ポスト）。 ・災害や家庭用製品による死亡事故発生時など、国民の関心が高いタイミングに、製品事故に関する情報提供や注意喚起等を行った。 ・こども向けイベントとして「経済産業省こどもデー」に出展し、2 日間ほぼ満席状態で参加者から高い満足度を得ることが出来た（機構ブースへの来場者数 447 名）。 ・近隣住民と機構職員とのコミュニケーション及び相互理解を図るため「NITE フレンドシップデイ」を昨年度に引き続き開催し、近隣住民を中心に 252 名を集客した。 ・NITE 講座を開催し、ステークホルダーを含む一般国民に対して機構 5 分野が必要な情報を届けた。機構への理解を深めるとともに、外部の人材育成にもつなげることができた。 ・若手職員が中心となり、SNS による発信力強化に取り組むワーキンググループ（令和 6 年 12 月発足）の活動として、就活生向けに、就活生からの関心が高い機構若手職員の「一日の業務の様子」や「退勤後の活動」を表した動画を YouTube ショートで公開するとともに、「公務員試験体験記」を note に 27 本掲載した。さらに、機構のミッションをわかりやすく伝えるパーパス動画を機構ホームページに公開した。 ・経済産業省や企業等に訴求するための統合レポート（事業報告書）について、昨年度に引き続き制作を実施。ステークホルダー目線でよりわかりやすいレポートとするため、ストーリー性やビジュアル面の強化を図り、デザイン設計から制作を行った。全ページに図表や写真を配置するなどの工夫を施し、事業内容の理解促進を図った。 ・大阪・関西万博日本館への微生物の働きによる資源循環に関する展示・演出協力を行い、持続可能な経済社会の実現における微生物の役割の紹介に貢献した。また、万博会場から至近である機構大阪事業所を活用し、国内外から 	<p>○SNS の追加フォロワー数、TV 放映の大幅増</p> <p>より多くの人に情報を届けるためには TV や Web ニュースに掲載されることが効果的であるため、時事性や社会性を踏まえたテーマ（リチウムイオン電池の発火、エアコン内部洗浄時の事故、除雪機の事故、バイオテクノロジー等）を選定し、リリース発出や印象に残る動画作成を意識した YouTube 動画の公開を行った。X では動画付きの投稿や、複数の製品事故をまとめた画像付きの投稿数を増やし、YouTube 動画の公開とリンクさせるなどの施策を講じた。加えて、メディアへの取材協力に真摯に対応し、特に、リチウムイオン電池の発火事故が多く TV に取り上げられた。</p> <p>結果、TV 放映は前年度比 193%、SNS の追加フォロワー数は前年度比 105%となり、投稿内容がよりフォロワーにリーチしたと考えることができる。</p> <p>○若手職員による SNS ワーキング活動による採用広報の強化</p> <p>就活生の動向を調査し、就活生からの関心が高い機構若手職員の「一日の業務の様子」や「退勤後の活動」を表した動画を YouTube ショートで公開するとともに、「公務員試験体験記」を note に掲載した。国家公務員一般職試験合格者から機構への採用を決定した 16 名のうち 11 名（約 7 割）が、機構に関する情報収集の手段としてこれら SNS の広報を活用しており、就活生に関心を持ってもらえたものと考えている。</p>

視察・見学者を積極的に受け入れて機構に対する理解を広げ、新たな繋がりを作ることができた。万博閉幕後も来訪者の受入を継続し、来訪者はシンガポール、オーストラリア、インドなどの海外からの来訪者を含め 66 組・841 名の視察・見学を受け入れた。当該活動を通じて確立した受入体制を今後も維持・向上させるためのプロジェクトチームを設置し、世界最大規模の蓄電池試験施設等様々な試験等設備を有する機構大阪事業所の広報を高度化していくこととした。

- ・万博パンフレットの配布、機構ホームページやメルマガ、SNS、万博ロゴ付き名刺の活用、国際会議の機構大阪事業所での開催、従来東京で開催していた NITE 講座の機構大阪事業所での開催等により万博の機運醸成に貢献した。
- ・機構は 2028 年 1 月に 100 周年を迎える。この機をとらえ、これまでの取組を積極的かつ効果的に PR するための部門横断的なプロジェクトチームを設置し、記念誌作成作業を開始した。また、この機に合わせて機構ホームページをリニューアルするべく現状分析、課題整理等を実施した。

【アウトカム】

- ・メディアにおける報道実績は、メディアへの積極的な情報提供により TV 放映 1,146 件で前年度比 193%であり、前年度を大きく上回った。Web メディアに機構が提供したニュース、映像等が 8,517 件取り上げられ、前年度比 109%となった。
- ・視聴者の心に刺さる動画作成を意識し、季節や時事に合わせた YouTube 動画を投稿した。また、YouTube 動画投稿にあわせてタイムリーな X 投稿を行うなど施策を講じた結果、SNS の追加フォロワー数は 9,625 となり、前年度比 105%となった。

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
TV 放映 (回)	1,146	594	456
Web メディア掲載 (件)	8,517	7,817	8,212
SNS の追加フォロワー数	9,625	9,188	4,962

●内部向け広報の推進

機構内の各種活動を内部に広く広報し組織内の活性化を目的に「このごろのナイト」をタイムリーに配信するため、広報委員会において、部門や支所からの情報提供や投稿を呼びかけた結果、他部門からの掲載依頼が 64 件（前年度比 115%）となった。また、震災の被害に遭った北陸支所から「北陸支所の今」として震災からの復興状況や教訓を昨年度に引き続き機構全体に発信した。その他、外部視察やイベント、職員紹介等を合わせ、計 94 件の配信を行った。

○大阪・関西万博を契機とした広報活動

大阪・関西万博日本館への微生物の働きによる資源循環に関する展示・演出協力を行うとともに、万博を好機と捉え部門横断的なプロジェクトチームを設置し、機構大阪事業所を PR するための説明用コンテンツの整備、視察・見学対応を円滑に進めるためのロジマニュアルの作成等を行った。その結果、国内外から多くの来訪者に機構大阪事業所を訪れてもらい機構の活動への理解を広げることができた。また、国際会議や NITE 講座の機構大阪事業所での開催による万博集客への協力や、展示強化、万博パンフレットの配布、万博ロゴ付き名刺の活用等により万博の機運醸成に貢献した。

施設整備等

●施設及び設備の整備

法人運営の基盤となる施設及び設備を整備するため、繰越が認められた令和 6 年度補正施設整備費補助金事業において、バイオテクノロジーセンター（木更津市）の電気設備、空調設備、給排水設備等の更新 12 件、894 百万円、本所の電気設備等更新 5 件、49 百万円、大阪事業所の電気設備更新 1 件、47 百万円の合計 18 件、991 百万円（予算額 1,000 百万円、執行率 99.1%）の工事を実施した。

また、令和 7 年度補正施設整備費補助金事業においては、更新した中長期営繕計画に基づき、施設・設備の機能を維持する観点からバイオテクノロジーセンター（木更津市）の電気設備、空調設備、給排水設備等更新、大阪事業所の排煙処理設備機能強化のために 717 百万円の予算を確保するとともに、経済産業省に対して適正な手続を行い、令和 8 年度へ予算の繰越を完了した。

○中長期的な施設・設備の営繕

機構の全事業所（11 か所）の施設営繕等の情報共有、共通課題解決を図る事業所間営繕等連絡会を通じて、中長期営繕計画の更新を行い、法人運営の基盤となる施設・設備の優先度や注力すべき施設等を選別し、耐久性や安全性を確保した施設・設備の整備を行った。また、更新した中長期営繕計画を活用し、施設整備費補助金事業の予算要求につなげて予算を確保し、継続的に施設整備を実施する環境を整えた。

人材の確保、育成の取組

●人材の確保と人材配置

新規職員の採用活動では、国家公務員志望者が激減、特に技術区分の合格者数が毎年 20%近く減少している中、求める人材にリーチする以下の戦略的な採用活動を実施した結果、厳しい状況の中でも目標としていた 16 名（うち女性 9 名）の採用を決定した。

- ・前年度に比べて就活生への業務説明会の回数を増加（38 回→58 回、うち夜の部（2 回 → 6 回））
- ・各支所と協力し、全国の人事院による合同説明会に数多く参加（9 回 → 20 回 ※上記 58 回の内数）

○人材の確保

新卒採用においては、技術系の国家公務員志望者が激減している中、求める人材にリーチする戦略的な新規職員採用活動として、各分野主体の分野別説明会、夜の部の業務説明会回数増加、経済産業省等との合同説明会、就活生と年齢の近い若手職員を中心に展開した SNS を活用した広報（YouTube へのショート動画掲載、note を用いた情報発信）等を実施

- ・大学・予備校主催の業務説明会等に数多く参加（7回 → 13回※上記58回の内数）
- ・経済産業省との業務説明会のコラボレーションを実施
- ・令和7年度から、より就活生へのリーチを狙った取組として、若手中心のSNSワーキンググループを活用した広報戦略、YouTubeへのショート動画掲載、noteへの国家公務員体験記を掲載

また、社会的要請に迅速に対応するため、選考採用者の雇用計画を策定し、高度な専門性を有する人材を対象とした選考により3名を採用した。

非常勤職員の採用においては、専門的なスキルを有した職員等の有為な人材の安定的な確保のために、任用のルールを変更した。

さらに、機構は、常勤職員のほか、非常勤職員や調査員として企業や大学等で専門性を高めた多様な人材を確保しており、各者が各部門においてそれぞれの役割を担い、能力を発揮している。これにより、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定、国際評価技術等、多岐にわたる技術的事業を展開している。

人材配置においては、各部門幹部と人事当局が協力して、各職員の人材育成を十分に議論した上で、中期的視点を考慮し案を作成している。また、異動時に一人一人に任用意図を伝えるなどで職員のモチベーション向上を図っている。さらに、人事情報を共有するタレントマネジメントシステムについて、各部門へのヒアリング結果を踏まえ、適切な人材配置等に活用できるような機能を実装。こうした取組の結果、令和7年度満足度調査では「人材配置」への満足度が上昇した。また同時に、深掘り調査として、人材配置の中でも「自分自身の配置」への満足度について調査し、満足度が高いことを確認するとともに、次年度の方針を策定した。

●人材プールの管理

主査・専門官候補者の育成を中長期的に実施するため、3～5年先を見据えた主査・専門官への昇任候補者のリスト（人材プール）の令和7年度版を作成した。これにより継続的に5年後、10年後の組織を支える人材の育成を可能としている。

また、優秀な人材が活躍できる職場を目指し、年齢や経験年数のみでなく、能力・実績を踏まえた昇進（若手の登用）を可能とするルールを令和6年度に策定。令和7年度においても職員の能力・実績を反映した適切な運用を行った。

●外部機関との人事交流

人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、経済産業省以外にもデジタル庁、新エネルギー・産業技術総合開発機構への出向や、官民交流法による民間企業（キリンホールディングス株式会社）への派遣により積極的な人事交流を実施した。これらの人事交流を通して機構で培った知見・専門性を活かし各出向先機関の事業のミッション達成等に貢献している。

また、外部組織にどういった貢献をしたか等の経験を機構全体に還元するために出向者等帰任報告会を6回実施した。

●機構表彰の実施

他の職員の規範となるような推奨すべき実績があった職員、高度かつ専門的な技術的知見をもって機構内外にわたり大きな影響を与えた実績があった職員、デジタルの推進に資する実績があった職員及び業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を理事長が表彰する機構表彰及び感謝表彰について、16件の表彰をした。令和7年度は機構表彰の趣旨に鑑み、対象者の見直し（個人だけでなくグループの追加）を行った。これにより、職員の業務への取組に対する意識の向上を図った。

●新人研修及び階層別研修の実施

職制の階層別実施する研修として、新規採用職員研修（令和7年4月及び5月）及び新規採用職員フォローアップ研修（令和7年10月及び令和8年1月）、新任主任研修（令和7年10月及び令和7年12月）、新任主査研修

した。その結果、厳しい状況の中でも国家公務員一般職試験合格者から目標としていた16名の採用を決定した（前年度採用者は16名）。また、えるぼし認定のアピールにより、採用者の女性比率56%（前年度50%）と高い水準で獲得できた。

○人材育成と適正な人材配置

人材配置にあたっては、各部門幹部と人事当局が協力して、各職員の人材育成を十分に議論した上で、中期的視点を考慮し案を作成している。また、異動時に一人一人に任用意図を伝えるなどで職員のモチベーション向上を図っている。

人材育成においては、管理職の業績目標に「部下の人材育成」を入れることで、各職員の人材育成を後押ししている。管理職自身については、多面評価の結果を活用し、管理職が自身のマネジメント向上につなげてもらうとともに、人事当局からも個人に合わせた研修の機会を提供している。

加えて、人事情報を共有するタレントマネジメントシステムについて、各部門へのヒアリング結果を踏まえ、適切な人材配置等に活用できるような機能を実装した。

こうした取組の結果、満足度調査において他項目と比べて満足度が低かった「人材配置」への満足度が昨年度に引き続き向上した。

○リーダー人材の育成

将来の管理職候補について、3～5年先を見据えリストアップを行っている。候補者については、能力アップに資する業務課題等を与え、計画的な育成を行っているところ。本取組に加え、年齢や経験年数のみでなく、能力・実績を踏まえた昇進（若手の登用）を可能とするルールを運用しており、これらにより、管理職の着実な育成と能力に応じた登用ができる体制を取っている。

加えて、現管理職に対しては、マネジメント状況調査（360度評価）を行い、その結果で分かった個人の課題感に合わせた個別研修を実施した。また、新任管理職を中心に、管理職としての基本的なスキルを身につけるための集合研修を実施する等により、管理職のマネジメント力等能力アップを図った。更に、令和7年度においては、管理職を対象としたアンケート調査を実施。機構の管理職が持つ課題感を聞き取り、ニーズにあった研修の提供を行った。また、管理職級の研修において、管理職候補に当たる職員を対象に上長の推薦により受講できるようにし、管理職前の職員のスキル向上も図った。

以上のように、管理職候補から管理職までを段階的、計画的に育成することで、組織力の向上に努めた。

(令和7年9月及び令和7年12月)、新任専門官研修(令和7年10月)を実施した。加えて、将来を担う若手層に対して自律的な成長に必要な基盤を形成する環境を提供することを目的として、2年目職員研修(令和7年10月及び令和8年1月)、3年目職員研修(令和7年10月及び令和7年12月)、4年目職員研修(令和7年10月及び令和8年1月)を実施した。これらの研修においては、経済産業省が策定した「最強のチームをつくるヒント集」を基に、内容や講師等の見直し等により、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。

また、管理職に共通して身につけてほしいスキルについて集合型の研修で新任等管理職研修を実施するとともに、管理職を対象にアンケートし、その結果を踏まえた管理職の課題感に対応した既任管理職向けの研修を実施した(管理職への研修については後段の「360度評価の実施」でも記載)。

●ダイバーシティの確保

女性を積極的に管理職に登用し、機構の次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画で定める目標値である20%を令和7年度に達成した(「第五次男女共同参画基本計画」の定める目標値は18%)。障害者雇用促進法の法定雇用率を達成・維持するために、障害等に配慮した職種による採用を実施するなど定着を図った。

●360度評価の実施

管理職等の組織マネジメントの向上に資することを目的とし、マネジメント状況調査(360度評価)*を行い、調査結果を上長からフィードバックし、マネジメント等の改善の気づきとした。管理職等には前年度との結果の比較及び自己評価との比較も含めてフィードバックし、特に注意が必要な管理職等には個別に指導、追跡調査を行った。また、調査結果を受け、個別にマネジメント等の改善のために研修を実施した。

※同僚・部下等がマネジメント能力等を評価するアンケート調査

●職員満足度調査の実施

働きがいのある職場を目指すための取組を検討するための基礎情報として、仕事、職場、組織に関する状況をできる限り正確に把握することを目的とし、職員への満足度調査を実施し、約620名(常勤職員及び非常勤職員の約90%(令和6年度は85%))の回答が集まった。集計・分析した結果を役員、部門幹部等にフィードバックし、課題を共有するとともに、具体的な対応策を部門ごとに策定した。

また、前年度実施の調査結果を受けて、機構全体の人材配置に関する満足度の向上を目指した施策を行ってきたところ、今年度は当該項目の満足度が向上した。加えて、人材配置に関する満足度のさらなる向上を目指した深掘り調査を実施し、次年度の方針を策定した。【再掲】

●自律的なキャリア開発・能力開発の支援

各職員がより自律的に自身のキャリア及び能力開発を進められる職場環境を築くため、キャリアシートの改善及び自己啓発研修支援制度、人事評価制度を実施した。

キャリアシートについては、職員に将来のキャリアプランを考える機会を提供するとともに、上司や人事担当者との面談に活用し、職員へのキャリア支援につないだ。また、今年度は設問項目を見直し、職員からより具体的な異動等の希望や、デジタルに関連するものを含む各自が保有しているスキルについて幅広く収集できるようにした。これら情報は人材情報を一元化したタレントマネジメントシステムで管理し、キャリアを意識した人材配置の検討にもつないだ。

自己啓発研修支援制度については、職員が自主的に勤務時間外に行う能力開発を支援するため、研修受講や資格取得等の費用を一部機構が支援する制度として導入した。令和7年度は9件の自己啓発研修について支援を決定した。

人事評価制度については、令和7年度の評価者向け研修において、「評価制度を活用した部下への指導助言の仕方」を盛り込む等により、評価の着実な実施に加えて、より人材育成に活用されるよう制度を運用した。

また、管理職の業績目標に「部下の人材育成」を入れ明示することで、各職員の人材育成の推進に取り組んでいる。

定年延長に伴い60歳を越えて働く職員(シニア人材)の能力を十分に発揮できるよう、役職定年後も機構で活躍している者を対象としたインタビュー記事の連載や、50歳代を対象としたキャリアデザイン研修を実施した。

	<p>●働き方改革やワークライフバランス確保の取組</p> <p>令和7年度から改正したフレックスタイム制度により、育児や介護を行う職員等、ライフステージに合わせた働き方により柔軟に対応できるようになった。育児休業取得については、対象者個人への制度説明を実施する等により取得を促し、育児休業取得率が女性100%、男性83.3%（令和6年度は71.4%）、また、育児休業復帰率は男女とも100%となった。</p> <p>令和7年10月の育児介護休業法及び人事院規則の改正への対応として、育児時間の取得方法の運用柔軟化及び非常勤職員に係る制限の緩和、並びに職員が妊娠・出産を申し出た際の制度説明・意向確認を手厚く実施する措置の追加を行い、より育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備した。</p> <p>さらに令和8年4月1日施行の人事院規則の改正への対応として、非常勤職員の無給休暇の一部有給化等の対応を行った。</p> <p>令和7年度は機構の次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の最終年度であり、男性育児休業取得率30%以上や女性管理職比率20%以上の目標に対して、令和7年度実績としては男性育児休業取得率83.3%、女性管理職比率20.3%であり、いずれの目標も達成した。</p> <p>●ストレスチェックの実施</p> <p>労働安全衛生法に基づき、職員自身のストレスへの気づき、メンタル不調の予防及び集団分析による職場環境の改善を目的として、令和7年11月18日から12月8日にストレスチェックを実施した。受検率は94.7%と前年度(93.7%)よりも上昇し、高ストレス者率については、前年度と比較し2%減少した。高ストレス者について、産業医による面談を促し、メンタルヘルス不調の予防に努めた。また、集団分析を①所属課室レベルの区分けで30区分（1区分10人以上）とするほか、②分野ごとに職務の級5級以上・未満の区分けで14区分、を追加した二軸で実施し、集団分析結果を部門長等にフィードバックするとともに、集団分析結果を踏まえた職場改善について専門家による講演会を行い、部門内での対応を推進した。</p> <p>前年度のストレスチェックの結果をメンタルヘルス不調の予防対策に活用し、心の健康づくり計画の年次目標としてメンタルヘルスに関するeラーニングを受講することを掲げ、今年度は対象者の100%が受講した。</p> <p>●業務効率化に向けた取組</p> <p>分野別DXアクションプラン（バックオフィス分野）の一環として、業務改善・業務高度化に向けた人材育成を目的とした研修を実施した。不要な業務をスクラップし、必要な業務は省力化するノウハウ等を職員に付与し、部門全員参加での急速な効率化を推し進めることができる体制とするため、企画管理部の課長級以下全常勤職員を対象とした。3回の開催で対象者の96%が受講した。</p>	
積立金の処分	<p>●積立金の処分に関する事項</p> <p>令和7年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）第12条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年6月7日政令第316号）第21条第1項の規定に基づき、以下の2項目について積立金の繰越が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額 ・前払費用等 	
内部統制やリスク管理の取組等	<p>●内部統制</p> <p>機構の目的を果たす上で重要な内部統制の推進やリスク管理の課題等を把握し、改善するために議論を行う場として、定期的に内部統制・リスク管理委員会（2回）を開催し、必要に応じて内部統制の体制やリスク管理等の対応方法の見直しなど、内部統制の強化を図った。また、内部統制に対する職員の意識向上を図るため、「業務月間」の年度計画に基づき、法令・規程等遵守確認月間（4月）、資産等管理適正化推進月間（1月）等の業務月間に取り組んだ。その結果、内部統制上のインシデント件数（18件）が前年度（48件）より大幅に改善した。</p>	<p>○インシデント件数の大幅な改善</p> <p>文書管理・会計処理・規程整備等の事務手続や職員の行動に潜むリスクとその要因を再認識し、適切な予防策の実施を促すことで、インシデントの発生防止やヒヤリハット段階での早期発見等を図ることを目的に、各種手続の瑕疵や適切性担保について集中点検を毎年度継続して実施した。具体的には、法令・規程等遵守確認月間や文書管理推進月間、契約適正化推進月間等を実施することにより職員の意識向上につなが</p>

	<p>●三様監査及び契約監視委員会 監事監査、会計監査人監査、内部監査の三様監査が連携して効率的に監査を行うとともに、情報セキュリティ監査などを含む様々な視点での監査を実施した。また、外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会において適正な契約履行を監視した。</p> <p>●トップマネジメントによる意思決定 組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（11回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（16回）を開催した。また、各階層におけるコミュニケーションを活性化するため、各階層に理事長と部門長、理事長と計画課長が直接議論する理事長－所長会議（10回）、理事長－計画課長会議（10回）を開催した。 加えて、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献（アウトカム）についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング（12回）を開催した。 さらに、理事長のトップマネジメントの下、常に中長期的な方向性を持ちつつ戦略的に業務を行うため、機構内で中期方針を策定（第1期：2018～2021年度、第2期：2022～2026年度）しており、令和7年度は第3期中期方針策定に向けた検討を進めるため、部門長で構成される中期方針検討チームを立ち上げて議論を開始した。</p> <p>●業務効率化の継続的推進 機構の限られたリソースの中で新たな課題にチャレンジできる余力を生み出すため業務効率化を推進。定型的起案の意思決定手続の合理化により決裁業務の負担を大幅に軽減した。また、職員の業績目標に「業務効率化」を設定することで、個々の職員における業務効率化の取組を促した。加えて、分野別 DX アクションプラン（バックオフィス分野）の一環として、ノーコードのクラウドサービス導入による予算管理作業の効率化・高度化、RFID タグを使用した資産管理の試行導入、会計業務プロセスの合理化等を実行し、業務効率化につなげた。</p> <p>●適正な文書管理 令和7年度から新文書管理システムを導入し、適宜、活用について機構内に情報発信を行った結果、令和7年5月から7月に実施した文書管理推進月間における文書管理に係る自己点検において、令和6年度に比べて不備なし等の割合が大幅に改善した。</p>	<p>り、内部統制上のインシデント件数（18件）が前年度（48件）より大幅に改善した。</p> <p>○業務効率化と新たな課題へのチャレンジを確立 機構の限られたリソースの中で成果の最大化を目指し、業務効率化を継続的に推進し、新たな課題にチャレンジする形を確立した。 令和7年度は、定型的起案の意思決定手続の合理化、職員の業績目標に「業務効率化」を設定することによる個々の職員における業務効率化の取組促進、分野別 DX アクションプラン（バックオフィス分野）の実行等を通じて業務効率化につなげ、新たな課題として、自己収入拡大、第3期中期方針策定、大阪・関西万博を契機とした機構大阪事業所での PR 活動、機構の全常勤職員を対象とした標準・適合性評価リテラシー向上等に取り組んだ。</p>
<p>情報セキュリティ対策の取組</p>	<p>●情報セキュリティ対策 情報セキュリティ対策に係る全職員向け訓練として標的型攻撃メール訓練を、例年を上回る年4回実施した。令和7年度は新たに職員アンケートによる標的型メールに対する認知・行動調査を実施した。また、標的型メールの開封者に対するフォローアップテストを実施した。さらに、関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、ソフトウェアの脆弱性情報等（585件）を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント（標的型攻撃メールによる情報窃取等）の発生を未然に防止した。当該情報のうち、機構に対する不正通信情報（11件）に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。 一方、機構の全課室を対象に、課室単位でのリスク検討会を実施し、自部署が抱える情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、抽出したリスクへの対策に取り組んだ。</p> <p>●情報セキュリティ教育 情報セキュリティ教育については、全職員を対象として、令和7年9月29日から令和7年12月3日までの2か月間、eラーニングでの研修を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト（合格条件は正答率80%以上）を義務づけた。また令和7年10月6日から令和7年12月8日までの2か月間、自己点検をWebアンケート形式で実施した。さらに、令和7年11月7日に外部講師による情報セキュリティ講演会を開催した。</p>	<p>○課室単位での情報セキュリティ上のリスクに関する検討会を実施 情報セキュリティ対策の一つとして、令和7年度が2回目となる課室単位でのリスク検討会を実施した。各部署におけるリスクを抽出し、優先順位を付け、上位のリスクに対する対策に重点化した討議を課室ごとに実施し、取りまとめた。その結果、全53課室、約680名の職員が討議に参加し、450件のリスクを洗い出した。これにより、自部署のリスクが明らかとなり、課員一人一人のリスク意識を高めることができた。また、実施結果から、令和6年度からの変化や部門ごとの特徴などを把握することができ、今後のリスク対策に活かせるデータが得られた。</p>
<p>デジタルトランスフォーメーション</p>	<p>●デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX 推進指標」とそのガイダンス』（令和5年12月、（独）情報</p>	<p>○分野別 DX アクションプランの実行 定性的指標（DX アクションプランの実行）に対し、各分野実務担当者</p>

<p>ョン（DX）の推進の取組</p> <p>（定性的指標）経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX推進指標」とそのガイダンス』（令和5年12月、（独）情報処理推進機構により改訂）を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野と各事業分野との連携の下、令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランに沿った取組等を行うことで、組織全体又は各事業分野の生産性を高め、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献する。なお、取組の工夫や相当の努力により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又</p>	<p>処理推進機構により改訂）を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野と各事業分野との連携の下、各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ「分野別DXアクションプラン」を令和6年度に策定した。令和7年度は各分野実務担当者との会合や役員等が参加する会議における取組の進捗状況や課題等の共有を行い、着実に分野別DXアクションプランを実行した。</p> <p>また、令和2年度末に策定したNITE Digital Vision 2021に基づく、以下の4つの柱からなるアクションプラン（令和3年度策定、令和4年7月見直し）に沿って、DXの推進及び分野別DXアクションプランの共通課題へ対応した。</p> <p>[①新しい価値の創造・提供]</p> <p>生成AIは、新たな価値を創造する上で極めて重要な役割を担う技術であり、安全かつ効果的に活用できる役職員のリテラシー向上、特殊な業務内容や専門的要件に応じて柔軟に作り込み可能な生成AI環境の整備、加えて将来的なAIエージェント化を見据えた高度なAI人材の発掘・育成が不可欠である。そのため、12月に「生成AI時代の行政DX」をテーマとした講演会を実施し、続いて1月にはハンズオン研修を若手職員向け3日間、管理職級向け2日間で実施し、職員計49名が受講した。研修内で作成した機構業務に特化した67種類のプロンプトを事例集としてとりまとめ公開するなど、実践的な学習機会の提供に加え、得られた知識の横展開を実施した。これらの取組を積極的に進めた結果、常勤役職員の約75%にあたる314名がMicrosoft Copilot Chatを利用しており、活用が定着するとともに、組織としてのAIリテラシー向上が着実に進展している。</p> <p>また、既存サービスであるMicrosoft Copilot Chatの活用と並行して、RAGを利用した業務特化型AIエージェントの高度活用を見据え、機構独自の生成AI環境を構築した。この環境では、独自の技術やノウハウをナレッジ化するために必要となる機密性の高い情報も安全に取り扱うことが可能であり、分野別DXアクションプランの共通課題である「技術やノウハウの継承に係るマネジメント」の解決にも資するものである。6月から試行導入を開始し、これまでに常勤役職員の約32%にあたる135名が利用を希望し、その利用を開始した。さらに、試行職員の一部を対象に、3月にはAIエージェント作成研修および伴走支援を実施し、職員12名が受講または支援を受けエージェント化に取り組んだ。</p> <p>[②データ及び業務プロセスのデジタル化]</p> <p>分野別DXアクションプランの共通課題である「業務プロセスやデータに関するマネジメント」の対応として、業務の可視化、業務フローの見直し、自動化ツールであるMicrosoft Power Automateのフロー作成、属人化防止の工夫等までの一連のスキル習得のためのハンズオン研修を計2日間で実施し、職員29名が受講した。（再掲）</p> <p>さらなる対応として、機構が保有するデータは重要な資産であるという認識のもと、適切な管理と内外の関係者による有効活用を通じ、その価値を最大限に引き出す必要がある。そのため、「データマネジメントの重要性」をテーマとした講演会を11月に開催し、その重要性に関する役職員の意識の向上を図った。また、各部門の現状把握と課題特定のため、10月から12月にかけて、5部門とマネジメント分野でデータを扱う約60名にヒアリングを実施した。その結果を詳細に分析したことで、データ関連業務の個別課題及び部門横断的な共通課題が明確になり、実効性の高い「共通データマネジメントガイドライン（案）」の取りまとめを行った。</p> <p>[③組織文化の変革]</p> <p>生成AIを含むデジタル技術の活用やデータ利活用の重要性を全職員が認識し、積極的な活用につなげるための意識改革を目的として、DX推進講演会を開催した。テーマは分野別DXアクションプランにおける共通課題に関連する内容とし、11月に「データマネジメントの重要性」（再掲）、12月に「生成AI時代の行政DX」（再掲）、3月に「現場で使えるナレッジ活用術」を実施した。これらの講演会には、会場参加、オンライン参加、アーカイブ視聴を含め、延べ約700名の役職員が参加した。</p> <p>デジタル技術活用促進を目的に、知識やアイデアを共有する組織文化を醸成するため昨年度開設したイントラサイト「デジタル利活用の広場」について、双方向の情報交換をさらに加速する目的で、Teams上にも同名のチームを開設した。DX推進室事務局による情報共有に加え有志による情報交換も定着し、プロンプト事例等生成AI関連（40件）やMicrosoft Power Automate関連（4件）等活発なコミュニケーションが生まれている。</p>	<p>との会合や機構役員等が参加する会議において、取組の進捗状況や課題等を共有した。役員の積極的な関与のもと、デジタル監と各分野が連携しながら一体感を持って着実にアクションプランを実行した。業務上必要なスキルや重点項目の明確化といったデジタル活用以前のナレッジマネジメントに向けた整理に想定以上の時間を要したため計画の関連部分を1年後ろ倒しにした事例や、AI活用の検討において、既存システムよりも内製によるAIの方が機構特有の業務に適していることが判明したことにより、各分野及び役員等と協議の上アクションプランの見直しを実施した。（再掲）</p> <p>また、機構全体におけるアクションプランの浸透を図るため、「分野別DXアクションプラン説明会」を開催し、各部門長からアクションプランの重要性や課題、職員に向けたメッセージ等を発信するといった職員一人一人がより一層アクションプランを身近な取組に捉えられるような施策を推進した。</p> <p>こうしたNITE Digital Visionや分野別DXアクションプランに基づく取組の積み重ねにより、機構全体でDXを自らの業務変革の機会として捉え、自律的に業務を見直す組織文化が醸成された。</p> <p>○新しい価値の創造・提供</p> <p>生成AIの利活用推進は、前例のない手探りの取組であり、スピード感とリスク低減の両立が求められた。その中で、既存サービス（Microsoft Copilot Chat）の利活用支援により着実に利用率を高めつつ、安全な活用に向けたリテラシー向上支援を実施した。並行して、業務特化型AIエージェントの高度活用を見据えた独自の生成AI環境（NITE AI）を構築、試行し、高度なAI人材を発掘し育成を進めるなど、極めて負荷の高い体制でアジャイルに対応した。これらの取組により、業務設計の再構築による抜本的な効率化・高度化が見込まれるとともに、高度なAI人材の育成を加速し、生成AIを活用した新たな価値創造に向けた組織的基盤の強化を図った。</p> <p>○データ及び業務プロセスのデジタル化</p> <p>データマネジメントの確立は、データ共有に対する社会的要請の高まりやAI技術の急速な発展に対応するため、既存の管理方法を大きく見直す必要があり、成果が見えるまで時間を要する地道で負担の大きい取組である。そこで、各部門の現状把握と課題の明確化を目的にヒアリングを行い、その結果を詳細に分析したことで、データ関連業務の個別課題及び部門横断的な共通課題を明確に整理した上で、実効性の高い「共通データマネジメントガイドライン（案）」を取りまとめた。今後は、データマネジメントの確立によりデータ利活用が一層進展し、対外連携や新たな価値創造の加速が期待される。また、生成AI活用においても、データ品質の向上はAI精度向上の要となり、組織全体の業務の高度化に寄与する。</p> <p>○組織文化の変革</p> <p>分野別DXアクションプランの実行に加え、共通課題とその対応策について理論的・体系的に理解を深める知見を共有するDX推進講演会を</p>
--	---	--

<p>は作業時間の短縮等の効率化が計画を前倒しして実現し、組織全体又は各事業分野の生産性が早期に、かつ、相当程度高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。</p> <p>(定量的指標) 令和7年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上</p>	<p>また、役職員がデジタルに関する広範な知識を継続して習得することを促すため、希望者70名に自己研鑽型eラーニングを提供した。その結果、延べ受講時間は約1,400時間となり、前年度比約39%増加した。これにより、習得したスキルを業務へ活用する動きも着実に広がった。</p> <p>[④デジタル人材の育成]</p> <p>機構のデジタルリテラシーの向上(組織全体のボトムアップ)の一環として、役職員がITパスポート試験等を受験する取組を実施した。その結果、新規に着任した役職員におけるITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率は90.5%となり、今年度事業計画に示した指標「令和7年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上」を達成した。</p> <p>また、より高度なデジタル人材の育成を目指し、機構で必要とするデジタル人材の人物像や育成等を取りまとめた「デジタル人材の確保・育成の方向性」及び機構に求められるデジタル人材のロールとそのレベルを整理した「デジタル人材スキルマップ」に基づき、デジタル人材を目指す上で必要となる知識・スキルを習得するためのガイドとなるよう、それぞれのロールやレベルに対応した研修を示す「研修マップ」を4月に公開した。</p> <p>加えて、今後はデジタルリテラシーの向上に加え、専門的なデジタル人材を計画的に確保・育成していくことが求められるため、機構のデジタル人材の配置状況の可視化や職員のデジタルスキルの習熟度を把握することを目的とし、スキルマップ上での自身の位置を把握するための「デジタル人材評価シート」を作成し、試行を開始した。</p> <p>さらに、エンジニアの育成を目的として、機構内でシステム管理を担当又は担当予定の職員を対象としたデジタル関係研修の受講機会を提供し、延べ51人の職員が受講した。</p>	<p>開催したことにより、機構全体での理解が高まり、意識改革と主体的な実行への動機付けにつながった。また、これまで個別のデジタル関連研修を受講する機会が限られていた管理職世代のリスクリングも促進され、結果として組織文化の変革に寄与した。</p> <p>さらに、「デジタル利活用の広場」の運営を双方向型に見直し、職員の関心が高いテーマを積極的に取り上げたことで、職員からの反応が活発になり、自発的な情報交換が進むようになった。特に生成AIの活用に関するテーマへの注目度が高く、機構独自の生成AIの希望試行者が増加するなど、利用拡大にもつながった。</p> <p>また、自己研鑽型eラーニングの活用が進み、機構全体で推進しているデジタル技術に関するスキルを職員が習得し、業務への活用が図られた。具体的にはMicrosoft Copilot Chat等生成AIや、Microsoft Power Automate等自動化ツールや、Microsoft PowerBI等のデータ分析ツール、Microsoft SharePointポータルサイト構築等のテーマが多く視聴され、定型業務の効率化、データ活用、ナレッジ共有等の共通課題の解決に貢献した。</p> <p>○デジタル人材の育成</p> <p>令和7年7月末までに新規に着任した役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率が90.5%となり、当該取得率に係る令和7年度目標(70%)に対して129.3%(=90.5%÷70%)を達成した。</p> <p>また、ITパスポート試験の他、より高度な情報処理技術者試験の学習機会の提供や資格試験の受験支援制度を運用することにより、デジタルリテラシーの向上のみでなく、より高度なデジタル人材の確保・育成に貢献した。</p> <p>加えて、研修マップを公開したことにより、職員一人一人がデジタル人材を目指す上で必要な知識・スキルが習得できる研修を選定できるようになり、デジタル人材の確保・育成の強化へと貢献した。</p> <p>さらに、デジタル関係の研修手続きをデジタル監が年2回取りまとめて実施することで、事務手続きの簡略化を図った。その結果、デジタル人材育成に係る部門の負担が軽減され、研修受講者数が前年度比で約34%増加した。これらのデジタル人材の育成及びデジタルリテラシー向上によって、「分野別DXアクションプラン」の各部門における着実な実行を実現し、これにより、新たなデジタル施策の展開、組織全体の業務改善や高度化に寄与している。</p>
<p>イノベーション支援の取組、チームNITEの活動等</p>	<p>●チームNITEの活動</p> <p>機構の技術力と人材力等のリソースを活用し、事業者のイノベーションをオールNITEで支援する新「チームNITE」を令和6年度から開始した。令和7年度は取組を更に加速して成果に繋げるべく活動基盤を強化した。「チームNITE」の訴求力向上のため、新たに9月にチームNITE活動の説明スライド及び事例集を作成した。また、11月には「チームNITE」のパンフレット及びリーフレットを作成し、経済産業局のラックに設置を依頼した。</p> <p>チームNITEのネットワーキングでは、地域拠点である支所・事業所を中心に、昨年度までの潜在的な案件の発掘から、政策ドリブンな顕在化している案件(Go-Tech事業等)の支援をしている経済産業局のイノベーション支援部署や産業支援機関へのPR活動に転換をした。</p> <p>これらの取組の結果、令和7年度の相談受付件数は前年度比137.5%増の121件となった(令和6年度は88件、令和5年度は28件)。主な支援事例は次のとおり。</p>	<p>○チームNITEのネットワークの強化</p> <p>地域拠点である支所・事業所を中心に、昨年度までの潜在的な案件の発掘から、政策ドリブンな顕在化している案件(Go-Tech事業等)の支援をしている経済産業局のイノベーション支援部署や産業支援機関へのPR活動に転換し、令和7年度の相談受付件数は前年度比137.5%増の121件となった(令和6年度は88件、令和5年度は28件)。また、標準化・適合性評価関連の相談への対応が前年度比5.8倍の29件となった(令和6年度は5件)。特に、中部支所を経由した相談が7件と多く、中部地域ブロックにおける企業等を支援する機関(中部イノベネット等)とのネットワークの強化がなされた。そのうち1件は特定新需要開</p>

	<p>【主な支援事例】</p> <p>フェーズ別のモデル化支援に取り組み、①基礎研究段階、②ビジネス戦略策定段階、③生産技術・新製品実用化段階の3段階でのそれぞれの状況に応じたユーザー目線での技術支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 量子技術分野の国際標準化及び適合性評価体制の構築に向けた共同研究（①基礎研究段階） 国立研究開発法人産業技術総合研究所より量子技術分野の国際標準化動向の調査・分析及び適合性評価体制構築の支援依頼があった。量子技術を活用した世界に通用する適合性評価の仕組み作りに貢献すべく、共同研究契約を締結し、機構から専門家1名を派遣。専門委員会での情報収集及び適合性評価スキーム検討の土台形成のため、国立研究開発法人産業技術総合研究所との定期会合にて適合性評価に関する説明を実施した。 ● 有機太陽電池を使った製品等の社会実装に向けたオープン&クローズ戦略策定支援（②ビジネス戦略策定段階） 企業や大学による事業体より、有機太陽電池をつかった製品等の標準化戦略策定部分の支援・参画依頼があった。経済産業省の特定新需要開拓事業活動計画認定制度に採択後、有機太陽電池の標準化・認証に係る調査を機構が担当し、報告書を提出。プロジェクトの成果報告が経済産業省ホームページにて公表された。 ● 伝統的醸造技術を基盤としたデータ駆動型固体培養制御技術の開発への支援（③生産技術実用化段階） 経済産業省成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）へ応募している事業体より、醸造技術を利用した機能性食品材料の製造技術開発及び標準化への支援依頼があった。事業採択後、機構から微生物の専門家を1名派遣した。 <p>● 外部機関との連携への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産・契約知識の習得 機構職員の知的財産・契約に関する知識の底上げを目指した勉強会を3回開催（のべ203名参加）。 ● 外部連携に必須な3つのポリシーの整備 令和7年度4月に「データ管理・利活用ポリシー」を制定し、既に制定している「外部との連携ポリシー」「知的財産ポリシー」と併せて3つのポリシーが揃うことによって、外部機関から連携の打診時に必須な連携条件の整備を完遂。 <p>● 標準・適合性評価リテラシー向上の取組</p> <p>機構全常勤職員を対象とした標準・適合性評価リテラシー向上の取組も2年目になり、製品等の市場での普及拡大・差別化に繋がる「標準・適合性評価」に関する必要な知識習得を目指した講座を9月に開講し、その後の動画配信を含め機構全常勤職員が受講した。さらに、職員が必要な知識を習得できたかどうかを確認するため、全常勤職員に理解度テストを実施し、91%の職員が適合性評価について必要な知識を習得していることを示した。</p> <p>機構外部について、令和5年度から開催し、令和7年度で3回目となる、「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムとして講座を開講し、20名が受講した。アンケートの結果、満足度（4段階評価）の回答は「とても満足」約3割、「満足」約7割で、約6割が「本講座を積極的に勧める」と回答しており、満足度の高い、充実したプログラムになったと考えられる。また、前年度及び前々年度の「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラム講座の受講者に対して、ISOの最新の状況等の情報を提供するため、年度内に2回のフォローアップ研修を行い、延べ56名が参加した。アンケートの結果、受講者全員が講義内容に満足と回答し、講座の内容についても全員が有意義だったと回答した。</p>	<p>拓事業活動計画認定制度に採択された事業に貢献すべく、有機太陽電池を使った製品等の社会実装に向けたオープン&クローズ戦略策定支援を実施した。</p> <p>企業支援を行う機関との連携強化のため、各経済産業局を訪問し、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）担当部署や事業管理機関との連携を検討。同事業へのアドバイザー派遣1件、アフターフォローのヒアリング同行1件、計2件を実施した。</p> <p>昨年度に整備した内部環境の下で、機構内の各部門と地域拠点との連携回数も昨年度から倍増し、一部門では対応が難しい標準・適合性評価関連の相談29件に対応するなど、オールNITEでのワンストップでの支援実績へと着実につなげた。</p> <p>○ 政策ドリブンな支援の立ち上げ</p> <p>標準化・適合性評価関連の相談案件29件のうち、政策ドリブンな具体的支援3件を立ち上げた（左記の【主な支援事例】参照）。</p> <p>特に、有機太陽電池を使った製品等の社会実装に向けたオープン&クローズ戦略策定支援については、機構は有機太陽電池の標準化・認証に係る調査を担当し、報告書を提出。プロジェクトの成果報告が経済産業省ホームページにて公表された。</p> <p>○ 標準・適合性評価リテラシーを備えた人材の育成</p> <p>「チームNITE」活動に求められる標準・適合性評価リテラシーを備えた人材を育成するため、適合性評価に関する必要な知識習得を目指した講座を9月に開講し、その後の動画配信を含め機構全常勤職員が受講した。さらに、職員が必要な知識を習得できたかどうかを確認するため理解度確認テストを実施したが、今年度は受験回数を1回（合格基準：70%）とした。これにより、合格（合格基準：満点）するまで何度でもテストを繰り返す昨年度とは違い、機構職員が適合性評価に関して必要な知識を習得しているかどうかをより明確にすることができた。</p> <p>第一回のテストでは、62%の職員が合格し、機構職員の半数以上が適合性評価について、必要な知識を習得していることを示した。</p> <p>第一回のテスト不合格者及び未受験者を対象として行った第二回の理解度確認テストにおいては、事前に理解度確認テスト対策講座を開催し問題の傾向と対策を紹介したところ、受験者の77%が合格し、第一回の合格者と第二回の合格者を合計すると91%の機構職員が適合性評価について、必要な知識を習得していることを示した。</p> <p>第二回の理解度確認テストで不合格だった職員については、令和7年度に行った講座の動画や資料、理解度確認テストの問題と解答をイントラに掲載し、引き続き学習できる環境を提供した。</p>
<p>情報公開等</p>	<p>● 情報公開・個人情報保護</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合には、円滑に対応し、開示の手続きを実施（請求6件）した。</p> <p>個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関してeラーニングによる研修を実施し、役職員に個人情報保護の理解を</p>	

	<p>深め、個人情報の保護に関する法律に基づいた適正な保有個人情報の管理を実施した。また、令和7年度の非識別加工情報の募集については、公募スケジュールを作成し、募集結果を個人情報保護委員会に報告した。</p>	
<p>環境保全の取組等</p>	<p>●環境保全の取組</p> <p>「環境物品の調達を推進を図るための方針」を策定し、運営会議やグリーン調達推進連絡会議、契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標である100%調達を達成した。また、判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している案件については、より高い環境性能の基準値のものを調達した。</p> <p>「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に定める令和12年度までに達成すべき指標達成に向けて、機構所有建物（6か所）のうち、機構本所、大阪事業所、製品安全センター燃焼技術センター（桐生市）、東北支所及び九州支所において温室効果ガス排出係数の少ない電力（再生可能エネルギー）を調達・使用した。</p>	
<p>安全管理の取組等</p>	<p>●安全管理、災害対策</p> <p>本所消防計画に基づき、本所において避難、初期消火、通報、消火器及びAEDの訓練を含めた総合消防訓練（10月、当日参加できなかった職員向けの追加訓練も同月）を実施し、対象役職員全員が訓練に参加した。本所以外の全事業所（10か所）においても同様の訓練を実施した。また、役職員全員を対象とした安否確認訓練（5月、1月）を実施するとともに、本所において業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集訓練（6月）や東京臨海広域防災公園の防災施設研修（11月）を実施した。</p> <p>さらに、令和7年度の新たな取り組みとして、防災の日（9月1日）に機構災害対策本部事務局において5分でできるシェイクアウト訓練（9月）を実施した。</p> <p>機構の全事業所（11か所）の施設営繕等の情報共有、共通課題解決を図る事業所間営繕等連絡会を通じて、中長期営繕計画の更新を行い、法人運営の基盤となる施設・設備の優先度や注力すべき施設等を選別し、耐久性や安全性を確保した施設・設備の整備を行った。</p> <p>事故の未然防止を推進するため、“ヒヤリハット”を「重大ヒヤリ」「非重大ヒヤリ」の区分に再定義し、事例を積み上げてその基準を整理した。また、新規採用職員研修のカリキュラムに「ヒヤリハット」の講義を新設した。さらに、全職員に向けたヒヤリハット通信を4回（四半期ごと）発行した。</p>	

4. その他参考情報

--

項目別調書 No.	対応する年度目標	対応する事業計画
I-1 製品安全分野	<p>経済産業省による製品安全政策の下、製品事故に関する情報の収集及び調査による原因究明等を通じ、再発防止と未然防止に貢献するとともに、経済産業省の製品安全施策を支援し、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上に向けた取組を実施する。特に、令和6年度に改正法が成立した消費生活用製品安全法や電気用品安全法等の施行にあたり、従来の取組に加えて求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化 (1) 製品事故情報の収集及び調査 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。 (2) 事故原因究明の高度化・効率化 事故調査から得られる技術的な知見及び AI、RPA 等の新技術を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。</p> <p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組 (1) 立入検査の実施等 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「製品安全4法」という。）、産業標準化法、家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 (2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。 (3) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用 (1) 国内外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換もを行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。 また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。</p>	<p>製品事故の原因を究明、分析し、その結果を経済産業省、事業者及び消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆事象を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、流通に貢献し、また、消費者の誤使用・不注意による製品事故を防止する。</p> <p>さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全の確保を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、令和6年度に改正法が成立した消費生活用製品安全法や電気用品安全法等の施行といった経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な製品が普及する社会を支える。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、外部情報の収集及び活用を積極的に行い、社会的ニーズの迅速な把握に努めるとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】 ①技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施 ②蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援 ③多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化 (1) 製品事故情報の収集及び調査 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。 また、非重大製品事故情報の収集にあたっては、製造・流通事業者等の協力を得ながら効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。 これらの調査にあたっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に行うとともに、過去の調査結果についてAI技術を活用し、調査を効率的に進める。 更に、製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析、事故発生メカニズム等の解明にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。</p> <p>(2) 事故原因究明の高度化・効率化 事故調査から得られる技術的な知見及び AI、RPA 等を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。 具体的には、機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組み、RPA 並びに新たに導入した管理システムによる報告書作成・報告業務等の省略化を推進する。</p> <p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組</p>

<p>(2) 製品安全施策への取組 重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。</p> <p>また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>その他、消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度の運用に伴い、誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品に対する評価方法の整理やリスクアセスメント等の妥当性評価を通じ、支援する。</p> <p>(3) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。</p> <p>(4) 技術基準・規格等の提案及び作成の支援 事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>(5) 製品安全意識の向上に対する支援 事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p> <p>また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>(6) 保有する技術的な知見・設備の活用 これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p> <p>< 指標 > (定量的指標) 指標 1-1 : 消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。(アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】 指標 1-2 : 情報発信による消費者への Web リーチ数について前年度比 110%を達成する。 指標 1-3 : 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数 (全件実施) 指標 1-4 : 各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数 (全件実施) 指標 1-5 : 整合規格案の技術評価件数 (全件実施) (定性的指標)</p>	<p>(1) 立入検査の実施等 法令(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、「製品安全4法」という。))、産業標準化法、家庭用品品質表示法)に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。</p> <p>(3) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用 (1) 国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会(CPSC)等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換もを行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。</p> <p>また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。</p> <p>(2) 製品安全施策への取組 重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。</p> <p>また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>その他、経済産業省が推進する消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度の運用に伴い、誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品に対するリスクアセスメント等の妥当性評価を行うことによって経済産業省の政策を支援し、あわせて事業者へリスクアセスメントの普及を行う。</p> <p>(3) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>具体的には、リスクアセスメントシートやツールとして公開しているSAFE-Proを通じた、事</p>
--	---

	<p>指標 1-6：製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術基準案の検討において、制度改革の検討に資する事故情報や海外関連施策・動向の収集を行い、新たな対象製品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行い、産業振興と規制（こどもの安全確保）のバランスのとれた政策立案に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】</p> <p>（参考指標：情報提供の回数・頻度、内容の重要度（例：審議会での活用件数、諸外国の規制・規格情報の報告件数）、情報収集の対象国数・製品数（例：海外でのリコール情報の報告件数））</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、製品安全 4 法の改正で新たな規制対象となった者を含めて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト（質的な影響度等）が顕著に認められる場合 事業者、業界団体、地方自治体等への情報（事故情報、注意喚起等）の提供や、製品安全 4 法の改正に関する国内外の関係事業者等への周知・理解促進に係る取組において、顕著な成果が認められる場合 誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度の本格運用にあたり、これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、事業者からの相談への迅速な対応や円滑な審査、制度の周知活動を行った結果、事業者による安全な製品の設計等に活用できるリスクアセスメントの普及や導入事例の拡大が顕著に達成された場合 <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 1-1：総安全性向上スコアは重大製品事故対応の他律性（事故発生、事業者側での対応の見えにくさ）により、令和 3 年度実績 19.0%や令和 5 年度実績 51.1%と年度毎の振れ幅が大きいのが現状。一方、直近では高い水準のスコア（令和 4 年度：46.2%、令和 5 年度：51.1%）を達成していることから、過去 3 年平均実績をベースとしつつ、令和 7 年度以降は、令和 6 年度に成立した消費生活用製品安全法の改正により見込まれる、重大製品事故の報告義務者の広範化や規制対象品目の追加といった機構が直面する構造的な業務内容・量の変化を踏まえ、困難度高を付した上で 42.7%に設定。</p> <p>指標 1-2：機構が発信する情報を受け取った後に安全行動をとる割合が相対的に低い若年層による製品事故の未然防止・再発防止のためにはターゲットを絞った効果的な情報発信が求められる。若年層は新聞やテレビと比較してインターネットに触れる割合が高いという特徴を考慮し、令和 7 年度はリーチ数（機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値（Web のみ））について、前年度実績を上回るより一層の広報を期待するもの。</p> <p>指標 1-3 から 1-5：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p>指標 1-6：乳幼児・こども向けの消費生活用製品で発生した海外の事故情報やリコール情報、規制の制定・改廃、国際規格の審議動向についての経済産業省への情報提供、新たな対象製品の指定に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行った結果として、参考指標の状況も参照しつつ、政策立案に貢献した度合いに応じて評価。</p>	<p>業者とのコミュニケーションを強化し、本質的な製品安全に向けたリスクアセスメント活用の支援に取り組む。</p> <p>（4）技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p> <p>事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>特に消費生活用製品安全法における子供用特定製品の技術基準・規格の作成支援等のほか、事故増加傾向にある製品に対する国の技術基準作成を必要に応じ支援する。</p> <p>（5）製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p> <p>支援にあたっては、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、Web サイト、講演会、SNS 等を通じて適宜提供する。</p> <p>また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>その他、消費者が事故情報やリコール情報を手軽に検索できる NITE SAFE-Lite の普及啓発を行う。</p> <p>（6）保有する技術的な知見・設備の活用</p> <p>これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p> <p><指標></p> <p>（定量的指標）</p> <p>指標 1-1：消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】</p> <p>指標 1-2：情報発信による消費者への Web リーチ数について前年度比 110%を達成する。</p> <p>指標 1-3：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去 3 年平均 1,070 件</p> <p>指標 1-4：各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去 3 年平均 213 件</p> <p>指標 1-5：整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去 3 年平均 20 件</p> <p>（定性的指標）</p> <p>指標 1-6：製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術基準案の検討において、制度改革の検討に資する事故情報や海外関連施策・動向の収集を行い、新たな対象製</p>
--	--	---

	<p><重要度高・困難度高の設定理由> 指標 1-1: 【重要度高】 リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に対応し、事業者への再発防止に係る働きかけの強化を図ってきたが、これまでの取組を高水準で維持しつつ、かつ新たな事業も遂行するためには、高度な事故原因究明技術と蓄積した事故情報を総動員する必要があるため。 【困難度高】 令和7年度以降、改正した製品安全4法の施行を受けて、機構が事故調査を行う重大製品事故件数が100件程度の増加（全体で1割程度の調査件数の増加）見込みであり、その中には海外事業者からの事故報告の割合が高いと推定されること、また、そうした増加件数に対応するために新規採用する事故調査従事者の習熟度などを踏まえて、事故調査の早さや（再発防止措置の）深さに対する影響が考えられる。令和7年度は、こうした新たな業務体制の構築や業務内容・量の変化に直面しなければならず、既存の延長線上での目標達成は容易ではないため。</p> <p>指標 1-6: 【重要度高】 インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大している中で、実効性のある法執行体制整備等の重要課題への対応に加え、国に対して、産業振興と規制のバランスのとれた具体的な政策立案に貢献することが求められるため。 【困難度高】 海外事業者の消費生活用製品で発生した事故情報等を収集することは海外関係機関との連携を通じて構築した情報網を駆使することが求められ、また入手した情報のうち制度改正に資する内容を精査し、選別することは国内の規制動向にも広く精通していることが必要である。また、立入検査や子供用特定製品の技術基準案の検討も、法令に基づく業務として、設定されるスケジュールに沿った上で確実な対応が求められるため。</p>	<p>品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行い、産業振興と規制（こどもの安全確保）のバランスのとれた政策立案に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】 （参考指標：情報提供の回数・頻度、内容の重要度（例：審議会での活用件数、諸外国の規制・規格情報の報告件数）、情報収集の対象国数・製品数（例：海外でのリコール情報の報告件数））</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項> ・ 製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、製品安全4法の改正で新たな規制対象となった者を含めて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト（質的な影響度等）が顕著に認められる場合 ・ 事業者、業界団体、地方自治体等への情報（事故情報、注意喚起等）の提供や、製品安全4法の改正に関する国内外の関係事業者等への周知・理解促進に係る取組において、顕著な成果が認められる場合 ・ 誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度の本格運用にあたり、これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、事業者からの相談への迅速な対応や円滑な審査、制度の周知活動を行った結果、事業者による安全な製品の設計等に活用できるリスクアセスメントの普及や導入事例の拡大が顕著に達成された場合</p>
<p>I-2 化学物質管理分野</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献する。 また、化学物質管理政策では、国際条約等における規制対象物質の増加や、令和5年9月にICCM5（第5回国際化学物質管理会議）で採択された化学物質のライフサイクル全体を対象とする新たな国際枠組み（Global Framework on Chemicals（GFC） - for a planet free from harm of chemicals and waste）など、化学物質管理のスコープが拡大する中、引き続き産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方の検討が課題となっている。このような状況も踏まえながら、法執行支援業務等で培った情報・技術等を基に、経済産業省に対し当該課題解決に資する提案や情報提供を実施するとともに、事業者等に対する情報基盤の拡充や技術的支援を通じ、産業発展との適切なバランスを確保する上で不可欠な事業者等の理解促進や自主管理能力の向上を図る。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 化審法の執行・執行支援業務 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る事前審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。 （1）新規化学物質の事前審査等</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献する。 また、化学物質管理政策では、国際条約等における規制対象物質の増加や、令和5年9月にICCM5（第5回国際化学物質管理会議）で採択された化学物質のライフサイクル全体を対象とする新たな国際枠組み（Global Framework on Chemicals（GFC） - for a planet free from harm of chemicals and waste）など、化学物質管理のスコープが拡大する中、引き続き産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方の検討が課題となっている。このような状況も踏まえながら、法執行支援業務等で培った情報・技術等を基に、経済産業省に対し当該課題解決に資する提案や情報提供を実施するとともに、事業者等に対する情報基盤の拡充や技術的支援を通じ、産業発展との適切なバランスを確保する上で不可欠な事業者等の理解促進や自主管理能力の向上を図る。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】 ①化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。 ②化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。 ③法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討</p>

<p>化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>（２）リスク評価等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※スクリーニング評価及びリスク評価：</p> <p>スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。</p> <p>（３）化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p> <p>（４）化審法関連情報の整備・提供</p> <p>事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。</p> <p>（５）評価手法、制度の見直しや運用改善の提案</p> <p>法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>２．化管法及び化兵法の執行・執行支援業務</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p> <p>（１）化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※PRTR：</p> <p>Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>① 事業者等からの届出データの集計等</p> <p>化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用等を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>② 解析結果の普及・活用促進等</p> <p>集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案</p>	<p>を行い経済産業省に提案するとともに、評価技術等に関しては事業者のイノベーション支援にも活用する。</p> <p>１．化審法の執行・執行支援業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>（１）新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じる。 分解性及び蓄積性に関する QSAR（※１）による推計結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。 <p>イ 経済産業省の指示に基づき、GLPに係る試験施設の基準適合確認を実施する。</p> <p>ウ 化審法における少量新規化学物質（※２）の届出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、届出書類について技術的事項の確認を行う。</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等（※３）の届出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。</p> <p>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「三省」という。）における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。</p> <p>カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※１ QSAR（構造活性相関）：</p> <p>物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性（生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等）との相関関係。</p> <p>※２ 少量新規化学物質：</p> <p>新規化学物質のうち、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が１トン以下のもの。</p>
--	--

<p>法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理に係るコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供 国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS（※）分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）作成等に必要最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p>※ GHS： The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDS による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。</p> <p>(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援 現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理に係るコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。</p> <p><指標> (定量的指標) 指標 2-1：技術的支援や情報基盤の拡充等のベースとなる、化審法、化管法及び化兵法等の法執行支援業務を全件実施する。</p>	<p>※3 中間物等、少量中間物等： 中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下のもの。</p> <p>(2) リスク評価等 化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※ スクリーニング評価及びリスク評価： スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。第一種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、監視化学物質に指定された化学物質の環境排出量の抑制の必要性を判断したり、第一種特定化学物質の法令違反事例の措置判断等のために実施される。第二種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」に大きく分かれる。リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、第二種特定化学物質の該当性判断やそれに至らない場合に取得すべき情報を特定するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等の新たに取得した情報も用いて第二種特定化学物質の該当性判断や有害性調査指示の必要性について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、同定情報や用途情報を確認し、必要に応じて内容照会を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。</p> <p>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価に必要な情報を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。</p> <p>ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。</p> <p>オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施） ・新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施） ・PRTR データ集計の実施件数（全件実施） ・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施） ・化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施） ・各法執行支援業務で得られた情報の整備・提供（全件実施） ・3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）が実施した GHS 分類結果の確認及び公表件数（全件実施） <p>（定性的指標）</p> <p>指標 2-2：国に対し、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案及び情報提供を積極的に行い、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】</p> <p>＜達成されるべき状況や水準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が、審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において活用された場合 <p>＜所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合 <p>＜目標を上回る水準として考慮する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行支援業務で蓄積した情報・技術等を基に実施する、事業者や行政等に対する技術的支援や情報発信等の取組の効果として、事業者における技術的課題の解決を通じ自主管理能力の向上が図られ、特筆すべきものとして認められる場合。あるいは、同取組の効果として、真に評価に注力すべきリスク懸念がある物質への行政におけるリソースの選択と集中等を通じて規制の適正化に大きく貢献したと認められる場合 ・新たな物質評価技術等の確立や国際動向等を踏まえた化学物質管理のスコープ拡大への対応に貢献し、特筆すべきものとして認められる場合。また、化学物質管理に関する関係省庁・機関との連携に大きく貢献したと認められる場合 <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>指標 2-1：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p>指標 2-2：化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が、審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において活用された場合を、達成されるべき状況や水準とする。具体的には、新たな評価手法の導入や法定試験法の見直しに向けた外部有識者との検討会議で活用された場合を想定。その上で、所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項は、国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合とする。具体的には、より</p>	<p>物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。また、化学物質の公示名称等に関する問合せに適切に対応する。</p> <p>（4）化審法関連情報の整備・提供</p> <p>事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、データの更新を行う。</p> <p>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開し、適時データ更新を行う。</p> <p>ウ 3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECK について、システムの維持管理を行い、必要に応じて3省との合意に基づき改良を行う。</p> <p>（5）評価手法、制度の見直しや運用改善の提案</p> <p>法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、分解性・蓄積性等に関する試験法、類推法、推計法、又は様々な情報を活用する総合的な評価手法の化審法での適用や運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>イ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、スクリーニング評価・リスク評価を加速化するための効率的な評価手法や運用方法、より効果的なリスク管理につながる評価手法や運用方法の精緻化や改良に加え、評価未着手物質の評価を進めるための評価手法の開発を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>ウ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数は、新規化学物質と一般化学物質のスクリーニング評価、新規化学物質の特例制度の数量調整並びに化管法の対象物質選定の排出量推計に使用されている用途分類と排出係数の元となっている。これらの見直しに当たっては、化学物質のライフサイクル全体を考慮する国内外の関連制度の議論の動向も考慮しつつ、より実態を反映させたものとなるように検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。そのうち、長期使用製品の使用段階の排出量推計手法については、製品含有化学物質の暴露評価手法への活用も視野に入れて情報収集や手法の検討を行うものとする。</p> <p>エ 上記以外の評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等に係る課題について、必要に応じ、技術的・実務的な観点から積極的に経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務</p>
---	---

	<p>マクロな視点で議論を行う関係省庁との合同審議会での結論によって、新技術導入や制度改正等につながると客観的に認められる場合を想定</p> <p><重要度高・困難度高の設定理由> 指標 2-2 :</p> <p>【重要度高】化学物質管理の範囲が拡大する中で産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方を検討することが喫緊の課題となっている状況下、機構には、化審法、化管法、化兵法の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、最新の国際動向・技術動向等を踏まえながら、国に対して、国内の化学物質管理制度の見直しや審査合理化等の運用改善に繋がり得る重要な提案・情報提供を行うことが求められるため。</p> <p>【困難度高】化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善は、コストや効率性等の観点のみならず、様々なステークホルダー（関係省庁や産業界等）の視点を取り入れながら検討されるべきものであり、審議会等への提案に際しては、科学的根拠の取得や関係者との事前調整など、困難度が高い業務に対応する相当の努力が必要となる。加えて、国際動向が刻一刻と変化する中、スピーディーかつタイムリーな提案が求められるため。</p>	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p> <p>(1) 化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※ PRTR (Pollutant Release & Transfer Register) : 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等 化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用等を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。 なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用等を行う。</p> <p>ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。</p> <p>エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</p> <p>②解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>
--	---	---

		<p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTRデータの解析を行う。</p> <p>イ PRTRデータについて地図上に表示可能な形式でのデータ提供とその活用方法を提示すること等により、事業者等と国民とのコミュニケーションや事業者等の化学物質の適正管理の検討を促進し、排出量及び濃度等の暴露情報について事業者等が自らに必要な情報を視覚化し検討できるよう情報提供を行う。</p> <p>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所にPRTRデータを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</p> <p>③排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案 法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア PRTR排出量等算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者のPRTR届出データの精緻化に貢献する。</p> <p>イ 次の化管法の見直しに向け、化審法の排出係数見直しと連携しPRTR物質選定で使われる排出量の推計手法等、届出処理の効率化・合理化等の運用改善及び制度の見直しについて検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関(OPCW)の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p>
--	--	---

		<p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP ※1) の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS 分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) 作成等に必要な最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD ※2) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>イ 事業者による GHS (※3) に基づいた危険有害性情報についてのラベル及び SDS 作成を支援するため、単一物質については3省が実施した GHS 分類結果を確認・修正して公表する。分類結果の英語版についても作成し公表する。混合物については、NITE-Gmiccs (GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム) の運用等を的確に行う。さらに、政府 GHS 分類結果等についてユーザー目線での情報発信 (利用者の理解度等に応じた学習教材、ニーズに対応した最新の分類結果一覧等) を行う。</p> <p>ウ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。</p> <p>エ 提供情報等に関するユーザーからの問合せに適切に対応する。</p> <p>オ NITE-CHRIP、GHS 総合情報提供分類結果公開サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD に係るシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※1 NITE-CHRIP (Chemical Risk Information Platform) : 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を収載し、提供しているシステム。現在約 25 万物質の情報を収載している。</p> <p>※2 AJCSD (ASEAN Japan Chemical Safety Database) : 日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を収載し、提供するシステム。平成 28 年度から機構が運用機関として本格運用を開始した。</p> <p>※3 GHS : The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート (SDS) による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いて</p>
--	--	--

		<p>ラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するためのタイムリーな情報発信として、メールマガジン（NITE ケミマガ）の配信を行う。</p> <p>イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するための人材育成に資するものとして、NITE 講座などのセミナー等を主催する。</p> <p>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、自治体や産業界が開催するセミナー等に講師を派遣し、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p> <p>エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、利便性向上、理解促進又は他のサービスとの差別化等の目線で情報提供内容・手段の改良を図る。</p> <p>(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援 現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理にかかるコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化学物質管理の国際動向やトレンドを踏まえ、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用について、関係省庁等と連携し、化学物質管理行政や事業者等における化学物質管理の課題解決や利便性向上にむけた調整を行いながら推進する。既に連携できている関係省庁とは情報の共有を促進する。</p> <p>イ 化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合並びにそれら結果のシステムへの登録・反映を的確かつ効率的に行い、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用と連動して、化学物質管理情報の整備及び提供の改善につなげる。</p> <p>ウ 国や事業者が実施する化学物質のリスク評価・管理に係る予測手法等の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ利用可能な予測手法等の社会実装に係る技術的な検討を行うとともに、国</p>
--	--	--

		<p>や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。</p> <p>エ 欧米等、先進国/地域の関係機関との間で化学物質管理に係る情報交換等を進め、協力関係を維持する。OECDの化学品・バイオ技術委員会傘下の活動のうち、機構の業務に関連する活動、及び化学物質管理に係る条約等の国際的枠組みに関する活動に参加し、これらの活動に対する国の対応について技術的な観点から助言を行う。また、各種業務（評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等）に活用するため、国内外の化学物質管理制度や評価手法に関する情報収集を行う。</p> <p>オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会に参加し、GHS 改訂の検討に関与することで、得られた情報を国内での GHS 実施（分類、ラベル表示、SDS 等）の推進に資する GHS 関連業務に活用する。</p> <p>カ 経済産業省の要請に基づき、アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を行う。</p> <p><指標> （定量的指標） 指標 2-1：技術的支援や情報基盤の拡充等のベースとなる、化審法、化管法及び化兵法等の法執行支援業務を全件実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） （参考）過去3年平均 197件 ・ 化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 53件 ・ 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施） （参考）過去3年平均 スクリーニング評価 7,766物質、リスク評価 I 232物質、リスク評価 II 及び III 4物質 ・ 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施） （参考）過去3年平均 化審法 157件、安衛法 700件 ・ PRTR データ集計の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 32,609件（届出データの記録・集計件数） ・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施） （参考）過去3年平均 35件 ・ 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 7件 ・ 各法執行支援業務で得られた情報の整備・提供（全件実施） （参考）過去3年平均 化審法・化管法・化兵法等関連 4,751件 ・ 3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）が実施した GHS 分類結果の確認及び公表件数（全件実施） （参考）過去3年平均 227件 <p>（定性的指標）</p>
--	--	--

		<p>指標 2-2: 国に対し、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案及び情報提供を積極的に行い、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】</p> <p><達成すべき状況や水準></p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が、審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において活用された場合 <p><所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価されるべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合 <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 法執行支援業務で蓄積した情報・技術等を基に実施する、事業者や行政等に対する技術的支援や情報発信等の取組の効果として、事業者における技術的課題の解決を通じ自主管理能力の向上が図られ、特筆すべきものとして認められる場合。あるいは、同取組の効果として、真に評価に注力すべきリスク懸念がある物質への行政におけるリソースの選択と集中等を通じて規制の適正化に大きく貢献したと認められる場合 新たな物質評価技術等の確立や国際動向等を踏まえた化学物質管理のスコープ拡大への対応に貢献し、特筆すべきものとして認められる場合。また、化学物質管理に関する関係省庁・機関との連携に大きく貢献したと認められる場合
<p>I-3 バイオテクノロジー分野</p>	<p>経済産業省によるバイオ政策の下、生物遺伝資源等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物遺伝資源や関連データの利活用促進を通して、我が国の強みを活かしたバイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>以下の1. から4. までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進</p> <p>バイオエコノミー戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供</p> <p>生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供(分譲)し、利用を促進する。特に、産業界等のニーズを踏まえ、カーボンリサイクル社会の実現に資する CO2 固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p>	<p>第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)、統合イノベーション戦略2024(令和6年6月4日閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)、新しい資本主義実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及びバイオエコノミー戦略に基づく経済産業省のバイオ政策の下、バイオエコノミー戦略で掲げられた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」を目指し、我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>具体的には、知的基盤整備計画等に基づき、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進により、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、微生物等の生物遺伝資源やその生産物等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源やその生産物等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。</p> <p>さらに、生物遺伝資源や関連データ等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。</p> <p>以下の1. から4. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①生物遺伝資源及び関連データの利活用促進によるバイオものづくり等の社会実装に向けた共通課題の解決</p> <p>②安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備</p>

<p>(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進</p> <p>我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援</p> <p>生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。</p> <p>また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。特に、GI 基金事業においては、CO2 固定微生物の収集とデータプラットフォームの整備によりバイオものづくりを促進し、これらの成果を企業等からのフィードバックデータも含めて早期から事業者が利用できる GI フォーラムの運用を通して企業等の支援を行う。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p> <p>利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p> <p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行う。</p> <p>※GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：</p> <p>特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの</p>	<p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進</p> <p>バイオエコノミー戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。</p> <p>なお、これらの適切な実施によるバイオエコノミー社会実現への貢献に向け、産業界のニーズを把握するとともに、有識者とも積極的に意見交換を行う。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供</p> <p>生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。特に、産業界等のニーズを踏まえ、カーボンリサイクル社会の実現に資する CO₂ 固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオエコノミー戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p> <p>イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。</p> <p>ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。</p> <p>エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの ISO 国際標準化事業及びそれらの JIS 化事業に貢献する。また、関係機関と連携し、ISO 国際標準等の指定微生物の持続的な提供を行う。当該事業の実施にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。</p> <p>(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進</p>
--	---

<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援 経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p>(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行うとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>(6) 微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p> <p>4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p> <p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p><指標> (定量的指標) 指標3-1: バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRC が課題解決に向けて 53 機関以上の企業等を支援すること、及び GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック (1 件以上) によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】 指標3-2: 新たな微生物遺伝資源の収集数 150 株 (うち、CO2 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で 75 株) 指標3-3: 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数 (全件実施) 指標3-4: カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数 (全件実施) 指標3-5: GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数 (全件実施) 指標3-6: カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を運用する。その他、横断的プラットフォームの活用、普及に繋がるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、用途別にユーザーグループと連携しユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。</p> <p>イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。</p> <p>ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。</p> <p>(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援 生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり (バイオものづくり) の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。特に、GI 基金事業においては、CO₂ 固定微生物の収集とデータプラットフォームの整備によりバイオものづくりを促進し、これらの成果を企業等からのフィードバックデータも含めて早期から事業者が利用できる GI フォーラムの運用を通して企業等の支援を行う。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。特に、カーボンニュートラル促進においては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の GI 基金事業の成果を早期から事業者が利用できるように、GI フォーラムの運用を通して企業等の支援を行う。</p> <p>イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、企業等と連携し、対象となる微生物に関連するデータの集約に協力し、産業界でのデータ共有や課題解決に向け</p>
---	---

	<p>指標 3-7: 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数(全件実施)</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合 <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 3-1: これまでの加入実績、直近の新規加入状況、イベント等を踏まえた加入見込み状況、及び令和 7 年度に予定しているイベントを加味した上で 53 機関として設定。(令和 6 年度は、GI フォーラムに同一コンソーシアム内で複数企業が参画している場合も 1 機関とカウントしていたが、令和 7 年度は 1 企業を 1 機関としてカウント)。また、令和 6 年 4 月に立ち上げた GI フォーラムにおいて、参画機関における実験データ等を機構にフィードバックする取組を開始することから、フィードバック件数 1 件として設定。</p> <p>指標 3-2: 令和 4 年度において 193 株、令和 5 年度において 255 株を収集し、各年度での目標を上回ったところではあるが、令和 7 年度に収集を予定している微生物の入手難易度等を考慮し、引き続き 150 株の収集を目指す。更に、カーボンリサイクル社会の実現に資する CO2 固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力するため、目標とする 150 株の内訳として 75 株を新たに設定。なお、全体 150 株及び内訳の 75 株それぞれの達成状況を基に評価を行う。</p> <p>指標 3-3 から 3-7: 経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p><重要度高・困難度高の設定理由></p> <p>指標 3-1:</p> <p>【重要度高】 バイオエコノミー戦略で掲げた全体目標「2030 年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するため、機構バイオテクノロジーセンター (NBRC) では、これまでバイオとデジタルの融合に向けたデータプラットフォームの基盤整備・拡充、及び利活用促進を進めてきたが、生物遺伝資源や関連データの利活用によるバイオものづくり等の社会実装を加速化するためには、機構はユーザーが抱える具体的な共通課題の解決もあわせて行っていく必要があるとあり、令和 7 年度目標は、NBRC が課題解決に向けて 53 機関以上の企業等を支援することを設定した。本支援は、生物遺伝資源及び関連データのプラットフォームの活用による着実な社会実装を加速化するため、NBRC が先導し、かつ企業等と共同で共通課題の解決を図っていくものであり、その実施数は重要な指標である。</p> <p>また、CO2 固定微生物を用いたバイオものづくりの社会実装にあたっては、微生物資源、及び微生物の遺伝子や培養、代謝等に関するデータを集積し提供する、生物遺伝資源・データプラットフォームの確立が重要である。機構はプラットフォームとして、オープン・クローズに留意しつつ、国内企業が豊富なデータにアクセスし、活用しやすい仕組みを確立することを目指す。そのために、GI フォーラムを通じて国内企業からフィードバックされた情報をプラットフォームに集約していくことが重要であるため。</p>	<p>た環境整備を行う。</p> <p>ウ 企業や業界団体等との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追随によるリスクを軽減した実用化を支援する。</p> <p>エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。</p> <p>オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。</p> <p>(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>具体的には以下の業務を実施する。</p> <p>ア 講習会、講演活動、見学対応等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。</p> <p>ウ 博覧会への出展を通じて、微生物利活用の機運を醸成するための情報発信を行う。</p> <p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p>
--	---	--

	<p>【困難度高】 参画機関に対し有用な支援を提供し続けなければ既存の参画機関を維持することも困難な中で、さらに参画機関数を伸ばすのは相応の活動が必要であるため。</p> <p>また、互いが競合相手となりうる企業間でのデータ共有を実現するためには機構からの強い働きかけが必須であり、GI フォーラム参画機関においても、取得データによる商業利用の可能性、協調領域で利用されることの整理など、データ取得から機構への提供までには、通常数年単位の期間を要するため。</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。</p> <p>※ GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。</p> <p>(3) 立入検査</p> <p>カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p>(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価</p> <p>バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行うとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p> <p>また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。</p> <p>ウ 微生物及び遺伝子組換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行う。また、微生物培養法により製造された新たな繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22 (繊維/化学分析) の国際標準化会議において、規格化に貢献する。</p> <p>エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価に必要な情報が得られた場合、提供を行う。</p> <p>オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)の一環として、</p>
--	--	--

		<p>新型コロナウイルスに対する感染抑制対策のための物資評価・情報提供に関する対応を行う。</p> <p>(6) 微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、微生物有害情報データベース (M-RINDA) において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報や分類学的情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。</p> <p>4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。 具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。</p> <p>イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM (※) を通じて積極的な情報交換や議論を行う。</p> <p>※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) : 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム。</p> <p>(2) バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。 具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC 間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Web サイトを通じ広く情報提供する。</p> <p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す</p>
--	--	--

		<p>文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p> <p><指標> (定量的指標)</p> <p>指標3-1: バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRCが課題解決に向けて53機関以上の企業等を支援すること、及びGIフォーラム参画機関からのデータのフィードバック(1件以上)によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】</p> <p>指標3-2: 新たな微生物遺伝資源の収集数 150株(うち、CO₂固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で75株)</p> <p>指標3-3: 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施) (参考) 過去3年平均 273件</p> <p>指標3-4: カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数(全件実施) (参考) 過去3年平均 55件</p> <p>指標3-5: GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数(全件実施) (参考) 過去3年平均 1件</p> <p>指標3-6: カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) (参考) 過去3年平均 7件</p> <p>指標3-7: 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数(全件実施) (参考) 令和5年度 3件</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合
I-4 適合性認定分野	<p>経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組における活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。</p> <p>以下の1. から4. までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査</p> <p>登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p>	<p>経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務を実施する。また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図る。</p> <p>これらの活動を基にして更に、我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に資する技術等に係る認定スキームが必要とされる場合には、その適切性を判断し、新規認定プログラムの創設又は拡充(区分・種類の追加を含む。)を図るとともに、審査実施体制を構築し、当該技術等の社会実装の早期化と我が国産業の競争力確保に貢献する。加えて、我が国における適合性評価制度の活性化と活用促進のため、標準化人材の育成プログラムを実施する。</p> <p>以下の1. から4. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①登録・認定制度の普及を図りつつ、我が国企業が強みとする分野において適合性評価を活用した市場の創出等へ貢献することを目的に、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進</p> <p>②我が国において優先的に構築すべき適合性評価スキームや認定プログラムの特定に向けた</p>

<p>経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p> <p>（４）国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>２．計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>（１）校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>（２）登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>（３）特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。</p> <p>（４）認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>（５）国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>３．製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>４．認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>（１）認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全４法）に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定</p>	<p>海外調査</p> <p>③製造事業者等に向けた研修並びに情報提供及び対話</p> <p>１．産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>（１）試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に登録・更新を行う。また、登録試験事業者を対象とした説明会を開催し、標章を付した証明書の利点や活用方法、先行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む。）の利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、登録試験事業者を活用する企業等が属する工業会等に対して証明書の活用事例の紹介等を行う。この際、証明書の新たな活用事例についても聴取する。また、様々な媒体（展示会、講演会、ウェブサイト等）を用いて、標章を付した証明書の効用を積極的に発信し、産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。さらに、これらの取組に当たっては、産業界の DX 推進支援の観点から電磁的方法で作成した証明書の活用についても働きかけを行うほか、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。</p> <p>（２）登録試験事業者に対する立入検査</p> <p>登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>（３）登録区分の改正原案の作成</p> <p>経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p> <p>（４）国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>２．計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>（１）校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に登録・更新を行う。また、登録校正事業者を対象とした説明会を開催し、標章を付した証明書の利点や活用方法、先行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む。）の利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、登録校正事業者を活用する企業等が属する工業会等に対して証明書の活用事例の紹介等を行う。この際、証明書の新たな</p>
---	--

<p>制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。</p> <p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プログラムを実施する。</p> <p>(3) 認定に係る国際関係業務</p> <p>認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>(4) 認定制度の普及促進</p> <p>知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p> <p>(5) 認定業務のさらなる電子化推進</p> <p>機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p> <p><指標></p> <p>(定量的指標)</p> <p>指標 4-1: ASNITE に基づく認定プログラムの創設・拡充について、2 件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均 9 か月以内、拡充の場合は平均 4 か月以内とする。</p> <p>指標 4-2: JNLA における登録・更新審査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-3: JNLA における立入検査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-4: 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-5: JCSS における登録・更新審査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-6: JCSS における立入検査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-7: MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-8: MLAP における立入検査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-9: 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-10: ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-11: 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数 (全件実施)</p> <p>指標 4-12: 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数 (全件実施)</p> <p>(定性的指標)</p> <p>指標 4-13: 「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理 (令和 6 年 8 月) を踏まえて、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得</p>	<p>活用事例についても聴取する。また、様々な媒体 (展示会、講演会、ウェブサイト等) を用いて、標章を付した証明書の効用を積極的に発信し、産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。さらに、これらの取組に当たっては、産業界の DX 推進支援の観点から電磁的方法で作成した証明書の活用についても働きかけを行うほか、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。</p> <p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。さらに、経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。</p> <p>具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に認定・更新を行う。また、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。さらに、MLAP の認定基準の改正については、その検討に当たって経済産業省と十分な連絡調整を行い審査項目の整理や審査実施体制の準備に当たる。</p> <p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>具体的には、既存の認定プログラムにおける標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加については、申請・審査情報の相互伝達の円滑化を行うことはもとより、認定の対象とする適合性評価スキームの動向や認定事業者からの情報を収集し、必要に応じて認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や認定事業者向けの情報提供等を行い、認定プログラムの適切な運用・維持を図るほか、認定事業者の動向を踏まえて認定プログラムの廃止を検討する。また、経済産業省が構築を進めている IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度に対応した認定プログラムの創設を行うほか、社会ニーズや国からの要請に基づく認定プログラム</p>
--	---

	<p>た認定等に関する知見を基に、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施することにより、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】</p> <p><所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証・認定産業の活性化 <p>機構が認定した適合性評価スキームも含め、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などの結果、適合性評価スキームの活用件数の増加に機構が貢献したことが明らかである場合</p> <p>また、認定プログラムの創設・拡充及び情報発信等の結果、以下の成果が確認できる場合</p> ・ 強みを生かした市場創出 <p>適合性評価を活用することで新たに市場が創出され、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合</p> ・ 市場の維持・拡大 <p>適合性評価を活用することで日本企業の市場の維持・拡大への効果が発現し、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合</p> ・ 持続可能な社会の構築 <p>適合性評価を活用した取組について、国連開発計画 (UNDP) の SDGs の達成に貢献したことが明らかであり、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 4-1：創設・拡充するプログラム数を2件以上とすることで前年度までの水準を維持しつつ、令和7年度は、認定プログラムの創設・拡充に要する期間短縮によって、認定プログラムの早期活用につなげることにより、その活用数の増加を期待するもの。期間については、過去実績のうち特殊要因を除いた平均値に基づいて、数値目標を設定。</p> <p>指標 4-2 から 4-12：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施。</p> <p>指標 4-13：我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等への機構の貢献を求め、それにより国民生活及び社会経済への好影響を及ぼすことを期待するもの。</p> <p><重要度高・困難度高の設定理由></p> <p>指標 4-13：</p> <p>【重要度高】「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理(令和6年8月)において、認定機関に求めるものとして、認定・認証のニーズ分析の強化と新たな注力分野、対応範囲の拡大可能性の検討、蓄積された情報・知見を活かした企業に向けた情報提供・研修等の事業を検討・実施などを示した。我が国では認証に限らず認定の分野でも民間機関が活躍しており、認証・認定産業の活性化や市場の創出・維持・拡大のためには、行政の取組のみならず、それら民間事業者との連携も重要である。機構には、着実な法執行支援に限らず、認定に係る審査、プログラムの開発、国際</p>	<p>の創設については、そのプログラム開発と並行して審査に必要な人材育成を行うなど迅速に認定する体制作りを行う。さらに、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。</p> <p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令(産業標準化法、相互承認実施法、製品安全4法)に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング(JIS試験検査)を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための運用を継続する。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。新たな特定製品が追加された場合には、審査に必要な技術研修を迅速に実施し、新たな技術基準に対応する能力の向上を図ったうえで、的確に調査を実施する。</p> <p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プログラムを実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 我が国において優先的に構築すべき適合性評価スキームや認定プログラムの特定に向けた海外調査を実施する。また、この調査結果を踏まえ、国、関係機関、業界への説明、協議、提言等を行う。</p> <p>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</p> <p>ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性</p>
--	--	--

	<p>的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を活用し、そのポテンシャルを政策面でも最大限発揮することが求められるため。</p> <p>【困難度高】我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等というアウトカムを得るためには、機構が認証機関等との対話や企業等への研修を実施することで、企業が強みとする分野でのニーズの把握や企業等に対する認証・認定制度活用の気づきの機会を提供する必要がある。これら機構の積極的な取組が必須となるだけでなく、把握できた企業のニーズ等の中からアウトカムにつながる適合性評価スキームを効果的・効率的に目利きしていくといった必要もあるため。</p>	<p>を維持する。また、認定事業者に認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>エ 製品等の市場獲得や持続可能な社会の構築のために、規格及び適合性評価サービスの利活用や開発を、製造事業者等のニーズにあわせて提案・支援することができる人材の育成プログラムを、外部組織と連携して実施するとともに、これまでの履修生へのフォローアップ、知見の最新化等強化のためのプログラム拡充を行う。</p> <p>オ 我が国の適合性評価制度が国際的な基準等の新設や変更に対し整合性を確保するなど適切に対応できるよう、認定機関の集まりである日本認定機関協議会（JAC）の事務局として検討活動を活性化させ、認証機関及び試験機関等に対して必要となる知見の提供等を行う。</p> <p>（３）認定に係る国際関係業務</p> <p>認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>具体的には、アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC 相互評価又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣・育成等を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。</p> <p>また、ILAC と IAF の統合に伴い運営規約や組織運営が変更される可能性があるため、日本の認定機関の従来からの活動が継続できるよう、JAC に属する認定機関相互の連携を図り対応に当たる。</p> <p>（４）認定制度の普及促進</p> <p>知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等の広報活動を行い、産業界等への適合性評価制度の普及、利用促進を図る。</p> <p>イ 国民に向けた情報提供に努め、情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。</p> <p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。</p> <p>（５）認定業務のさらなる電子化推進</p> <p>機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請</p>
--	---	--

		<p>者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を実施する。</p> <p>イ 業務の効率化のため、認定業務管理システムと認定申請審査業務システムの最適化を推進する。</p> <p>ウ 近年増加傾向の海外での審査案件については、多言語の文書に対応するための電子翻訳ツール等を導入し、審査の効率化を図る。</p> <p><指標> (定量的指標)</p> <p>指標 4-1: ASNITE に基づく認定プログラムの創設・拡充について、2 件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均 9 か月以内、拡充の場合は平均 4 か月以内とする。</p> <p>指標 4-2: JNLA における登録・更新審査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 67 件</p> <p>指標 4-3: JNLA における立入検査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 1 件</p> <p>指標 4-4: 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 44 件</p> <p>指標 4-5: JCSS における登録・更新審査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 92 件</p> <p>指標 4-6: JCSS における立入検査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年実績なし</p> <p>指標 4-7: MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 24 件 (認定・更新審査)、24 件 (フォローアップ調査)</p> <p>指標 4-8: MLAP における立入検査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年実績なし</p> <p>指標 4-9: 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 155 件</p> <p>指標 4-10: ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 66 件</p> <p>指標 4-11: 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 16 件 (調査)、3 件 (立入検査)、1 件 (JIS 試買検査)</p> <p>指標 4-12: 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 2 件</p>
--	--	---

		<p>(定性的指標)</p> <p>指標 4-13: 「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理(令和6年8月)を踏まえて、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を基に、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施することにより、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】</p> <p><所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価されるべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証・認定産業の活性化: 機構が認定した適合性評価スキームも含め、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などの結果、適合性評価スキームの活用件数の増加に機構が貢献したことが明らかである場合 <p>また、認定プログラムの創設・拡充及び情報発信等の結果、以下の成果が確認できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強みを生かした市場創出: 適合性評価を活用することで新たに市場が創出され、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合 ・ 市場の維持・拡大: 適合性評価を活用することで日本企業の市場の維持・拡大への効果が発現し、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合 ・ 持続可能な社会の構築: 適合性評価を活用した取組について、国連開発計画(UNDP)のSDGsの達成に貢献をしたことが明らかであり、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合
I-5 国際評価技術分野	<p>蓄電池産業戦略(蓄電池産業戦略検討官民協議会、令和4年8月31日策定)や経済産業省による標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省による電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安(※)推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安: 急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>以下の1.及び2.の業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務 IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における定置用先端蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。 また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性</p>	<p>蓄電池産業戦略(蓄電池産業戦略検討官民協議会、令和4年8月31日策定)や経済産業省による標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省による電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安(※)推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安: 急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>以下の1.及び2.の業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、産業界のニーズを踏ま</p>

<p>を高める。あわせて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、稼働を本格化させるとともに、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。</p> <p>加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化の下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>そのため、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施、事故分析・調査の高度化に資する情報システムの運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の的確な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。</p> <p>あわせて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p> <p><指標> (定量的指標)</p> <p>指標5-1: 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】</p> <p>指標5-2: 持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と調整の上、7件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等についての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢献する。</p> <p>指標5-3: 電気事業法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) 【重要度高】</p> <p>(定性的指標)</p> <p>指標5-4: 先端技術評価実験棟を活用して、国内企業や公的機関等と実施する全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。</p> <p>指標5-5: 事故情報の報告、整理、分析の円滑化(関係するシステムの運用・改修を含む。)、電気事業法に基づく立入検査業務の高度化、再発防止に向けた提案を通じ、電気保安水準の向上に貢献することを目指す。(アウトカム指標)</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p>	<p>え、公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、新しい試験手法の開発、試験データの利活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援</p> <p>②再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援</p> <p>1. 蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務</p> <p>IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における定置用先端蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。あわせて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、稼働を本格化させるとともに、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。</p> <p>加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン(JIS、業界ガイドライン等)の策定に向けた検討を進める。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>ア 日本主導による定置用蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120の国内外委員会等に参加し、主にIEC62933-5-2の2ndバージョン等の国際標準化活動に貢献する。</p> <p>イ IEC 62933-5-2、IEC 62933-5-3及び関連する安全性規格の試験体制の整備、及び試験・認証機関との更なる協力体制強化により、試験・認証基盤の活用促進を図る。また、これまでに開発に貢献した国際標準の国内対応JIS規格の整備をはじめとした普及活動を行い、補助金要件や保安規制への取り込みといった活用のあり方検討及び促進を図る。</p> <p>(2) 蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p> <p>ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等(試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等)を適切に行う。</p> <p>イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施する。</p>
--	--

<p>・先端蓄電池システムに関する定量的指標の成果のうち、以下に該当する特筆すべき成果に繋がった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合 ・機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも前倒しで実用化等に繋がった場合 <p>・これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現 ・新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施 <p>・事故実機調査で得られた知見等を基に、電気保安制度の見直しに反映できた場合など、社会的インパクトが顕著に認められた場合</p> <p>・自然災害に先立ち適時プレスリリースを行うことに加えて、立入検査結果等の分析に基づく視点を電気工作物の設置者や主任技術者に対する注意喚起に盛り込むことにより電気事故の未然防止・再発防止に著しく繋がる提言（電気工作物の設置者や電気保安従事者に対する提言）ができた場合</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>指標 5－1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の過去3年の実績の平均値である8件を目標として設定。</p> <p>指標 5－2：機構におけるスマート保安技術カタログへの過去掲載案件のうち保安技術モデルに限定した実績、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等の分析を基とした国への報告・助言実績を踏まえて設定。昨年度以上に機構の努力を促す水準として設定。</p> <p>指標 5－3：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p>指標 5－4：全固体電池は次世代の電池として注目され世界で実用化に向けた動きが加速しているところ、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施することを所期の目標を達成している水準として設定。</p> <p>指標 5－5：既存業務への取組に創意工夫を凝らし業務の質的向上に取り組んだ結果として、電気保安水準の向上への貢献度合に応じて評価するもの。</p> <p>＜重要度高・困難度高の設定理由＞</p> <p>指標 5－1：</p> <p>【重要度高】蓄電池システムの市場が急速に拡大する中で、継続的に事業者のニーズに関する情報を収集し、ニーズに対応した先端蓄電池システムの実用化に資する試験評価サービスを提供するなど、その重要度が高まっているため。</p> <p>【困難度高】蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、また次世代電池である全固体電池を用いた先端蓄電池システムの試験・評価を着実に実施する必要があるため、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められるため。</p> <p>指標 5－3：</p> <p>【重要度高】令和4年第208回通常国会の附帯決議（高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月11日衆議院、令和4年6月14日参議院））にて「再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。」と</p>	<p>ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、新たな試験評価手法の開発を進めるとともに、試験装置の追加導入・改造等の試験サービスの拡充を実施する。あわせて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、稼働を本格化させるとともに、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。</p> <p>エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取組の検討を引き続き実施するとともに、機構が保有する試験データを国内の様々なステークホルダーに共有することで新製品開発を支援しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。また、国内外の関係者、関係機関等との連携強化を図る。加えて、蓄電池システムの多様化・複合化した機能（マルチユース）に関する会議体で作成したガイドラインの普及・活用について検討する。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法をいう。）を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、安全情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。また、国内電源構成に占める再生可能エネルギー発電の割合を今後益々高めていく上で安全に設備を設置運用していくことが重要であり、特に再生可能エネルギー発電設備所有者等に対する保安規律に関する意識醸成を図るため、立入検査を効果的に実施する。加え、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向け、経済産業省が行う保安規制の整備に積極的に関与する。更に、業界が様々なスマート保安技術を活用し、スマート保安技術を有する中小企業事業者を含めた電気保安水準が向上される社会を目指し、スマート保安推進に向けた活動を積極的に進める。あわせて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>（1）電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査</p> <p>事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、随時収集を行い、経済産業省の要請に基づき、事故情報を迅速かつ統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、機構が実施する電気保安技術支援業務の中で得た知見を加えて年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果等を経済産業省や産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等にタイムリーに報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。その際、より高精度かつ効率的に事故情報の収集を行えるよう、経済産業省と必要な調整を実施する。</p> <p>また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。</p>
--	---

	<p>されたことを踏まえ、比較的事故リスクが高い再エネ発電設備について、優先的に電気事業法に基づく立入検査を実施しているものであるため。</p>	<p>(2) 電気保安技術支援業務の高度化・効率化に資するシステムの運用・改修 行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等及び事故実機調査業務の高度化・効率化に資するよう構築した、「電力安全システム(※)」を着実に運用しつつ、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。</p> <p>※ 電力安全システム： 事業者等から経済産業省に提出される電気工作物に関する事故報告書(詳報)(電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に行う報告)及び速報(電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに行う報告)の作成を支援するシステム(詳報作成支援システム)、電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム(詳報管理システム)、電気工作物に関する事故情報を公表するシステム(詳報公表システム)、機構が実施する事故実機調査業務の高度化・効率化に資する業務支援システム(事故実機調査システム)の4システムの総称。</p> <p>(3) 電気事業法に基づいた立入検査 経済産業省と調整して事前提出書類の確認と現場確認、事後の行政指導までの一連の立入検査の流れにおける経済産業省と機構の役割分担を引き続き検討し、必要な立入検査体制を整備する。その上で、立入検査先の選定段階から経済産業省と密接に連携しつつ、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査(必要に応じてサイバーセキュリティに関する検査を含む。)を的確に実施する。また、立入検査結果や事故情報分析等に基づいて、令和8年度の立入検査先について経済産業省に提案を行う。</p> <p>(4) スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備 経済産業省が策定した「電気保安分野 スマート保安アクションプラン(令和3年4月)」に基づき、スマート保安推進に資するスマート保安技術の掘り起こしを引き続き行うとともに、スマート保安プロモーション委員会(※)を活用し、掘り起こしたスマート保安技術の妥当性を確認の上、スマート保安技術カタログとしてその内容を掲載する。また、経済産業省産業保安監督部と意見交換を行うとともに講演等を通じて関係業界等に広く普及啓発を行う。これら活動を通じて得た知見を活用し、電気事業法に基づく「認定高度保安実施設置者」制度への技術面からの協力、スマート保安を活用した高圧需要設備等の点検頻度の延伸等について、必要に応じて経済産業省と相談・調整しつつ、電気保安政策の支援に繋がる報告・助言をしていく。</p> <p>さらに、スマート保安推進状況を把握し、今後のスマート保安推進に向けた活動を検討するため、業界団体と意見交換を行うとともに、電気設備を保有する事業者に対してアンケート調査を実施する。</p> <p>その他、電気保安水準の維持・向上に資する取組について必要に応じて経済産業省と相談・調整し、機構の知見を活用して電気保安政策の支援に繋がる報告・助言を検討・実施しつつ、必要な体制整備を行う。</p> <p>※ スマート保安プロモーション委員会： 官民間・業界間でのコミュニケーションツールとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法について、その妥当性を確認・共有する場として立ち上げた委員会。機構が事務局を務める。</p>
--	--	---

		<p>< 指標 > (定量的指標) 指標 5-1: 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】 指標 5-2: 持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と調整の上、7件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等についての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢献する。 指標 5-3: 電気事業法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) 【重要度高】</p> <p>(定性的指標) 指標 5-4: 先端技術評価実験棟を活用して、国内企業や公的機関等と実施する全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。 指標 5-5: 事故情報の報告、整理、分析の円滑化(関係するシステムの運用・改修を含む。)、電気事業法に基づく立入検査業務の高度化、再発防止に向けた提案を通じ、電気保安水準の向上に貢献することを目指す。(アウトカム指標)</p> <p>< 目標を上回る水準として考慮される事項 > ・ 先端蓄電池システムに関する定量的指標の成果のうち、以下に該当する特筆すべき成果に繋がった場合 ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合 ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも前倒しで実用化等に繋がった場合 ・ これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合 ・ 試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂(規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等)が実現 ・ 新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施 ・ 事故実機調査で得られた知見等を基に、電気保安制度の見直しに反映できた場合など、社会的インパクトが顕著に認められた場合 ・ 自然災害に先立ち適時プレスリリースを行うことに加えて、立入検査結果等の分析に基づく視点を電気工作物の設置者や主任技術者に対する注意喚起に盛り込むことにより電気事故の未然防止・再発防止に著しく繋がる提言(電気工作物の設置者や電気保安従事者に対する提言)ができた場合</p>
II 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

	<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（ProJect Management Office）への支援を実施する。</p> <p>また、機構の情報基盤システム（NITE-LAN システム）については、令和 7 年度から運用開始する新 NITE-LAN の安定稼働を図る。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点も踏まえることとする。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。</p> <p>< 指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 1：PMO の支援実績 ・ 指標 2：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果 	<p>【運営費交付金の見積りについて】 令和 7 年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々々の状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。</p> $G_i = (A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta \times \alpha_a + A_a(i-1) \times \zeta + \delta_a(i) + \{(B_b(i-1) - C - \delta_b(i-1)) \times \beta \times \alpha_b + B_a(i-1) \times \zeta\} \times \gamma + \delta_b(i) + C + H(i) - \epsilon(i)$ <p>(係数等の説明) G：交付金額（i は年度） A_a(i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分 A_b(i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分 B_a(i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分 B_b(i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分 C：事務所賃料等の効率化ができない経費 H(i)：当該年度における定年退職手当想定額 α_a（一般管理費効率化係数）：予算要求時の状況を勘案して設定 α_b（業務経費効率化係数）：予算要求時の状況を勘案して設定 β（消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。 γ（政策係数）：法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。 δ_a(i)、δ_b(i)については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。 ε(i)：当該年度における利息収入等の見込額 ζ（人件費調整係数）：人事院勧告による給与改定分を反映する。</p> <p>注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。</p> <p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（ProJect Management Office）への支援を実施する。</p>
--	---	---

		<p>また、機構の情報基盤システム（NITE-LAN システム）については、令和 7 年度から新 NITE-LAN の運用を開始し、安定稼働を図る。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえることとする。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、業務の完全電子化を進め、業務の効率化と内部統制の強化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化（RPA）や AI 等の新技術を活用することにより電子化を促進する。</p> <p>イ テレワーク環境やロケーションフリー環境を更に発展させ全ての業務をデジタルで完結させるための情報基盤を整備する。さらにチャット、リモート会議、ファイル共有等コミュニケーションツールを整備することにより、機構内外でのコラボレーションの活性化を図る。</p> <p>ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、専門的な知識と経験を有する外部専門家の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p> <p>エ NITE-LAN システムについては、令和 7 年度から新 NITE-LAN の運用を開始し、安定稼働を図る。</p> <p>オ NITE-LAN システムを活用し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1：PMO の支援実績 ・指標 2：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
<p>III 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情として想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 	<p>III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p>

	<p>・受託業務に係る経費の暫定立替え</p>	<p>【やむを得ない事情として想定される理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え <p><<別表1>> 予算 <<別表2>> 収支計画 <<別表3>> 資金計画</p> <p>IV. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額：2,100,000,000円 ・想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え <p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>
<p>IV その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1. 広報、情報提供の推進</p> <p>安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。</p> <p>2. 組織・人事に関する目標</p> <p>社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ技術や製品等の社会実装を支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、ヒヤリハット情報の収集等を活性化して内部統制上のリスクの発掘を促進する。得られたリスク情報から、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p>	<p>1. 広報、情報提供の推進</p> <p>安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、国民の行動変容や企業との対話を促進すべく、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。</p> <p>さらに、分析ツールを用いたモニタリングを強化し、機構が配信したニュースリリース等についての反響測定を行い、より国民のニーズに合致した情報発信を目指す。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア オンラインでの講座開催やオンデマンド動画配信、施設展示・見学、報告会等、訴求対象に応じた様々な取組による情報発信で国民や事業者等との対話の機会を創出する。</p> <p>イ ソーシャルメディアやWebサイト等を活用し、国民や事業者等が必要とする情報を必要なタイミングで届ける。また、文字だけでは伝わりづらい情報については、画像や動画を活用した情報発信をする。</p> <p>ウ 情報発信後の反響について、広報分析ツールによる解析モニタリングを行う。その結果を踏まえ、提供する情報の内容やタイミング等を改善することで、より国民や事業者等が求める情報発信を目指す。</p> <p>エ 役員メッセージやステークホルダーの視察・見学時の意見、職員の活動などを取り上げた内部広報を強化し、職員の仕事へのモチベーション向上や内部コミュニケーションの促進を目</p>

<p>万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>(2) 専門人材の育成、戦略的な人材確保 今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>(3) 支所の活用による地域への貢献 各支所が、その設置目的と果たすべき役割を踏まえ、地域の関係機関と連携しながら、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することにより、機構の限られたリソースの中で更なる価値の提供及び地域貢献を行う。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 機構におけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）や令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだアクションプランに基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援 技術や製品等の社会実装に向けた課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な、社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等を行う。 また、当該取組を推進するため、職員の標準・適合性評価リテラシー向上を図る。 さらに、企業等からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、企業等との協創を行う。</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づき、各情報を適切に取り扱うとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）への周知徹底を行い、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>(8) 保有資産、環境保全</p>	<p>指す。</p> <p>オ 顧客視点の広報を意識し、機構の業務実績や財務状況等を記載した統合レポート（※）を作成するなど、機構の概要情報を国民や事業者等に対してわかりやすく発信する。</p> <p>※ 統合レポート： 機構のミッションからビジネスモデル、戦略、ガバナンス等の価値創造ストーリーを、業務実績等報告書や財務諸表などの報告書との相互リンクなどを用いてわかりやすく表現した報告書。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。</p> <p>（施設の内容） 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備（当初予定額） 0千円 （財源） 運営費交付金</p> <p>3. 組織・人事に関する計画 （1）組織に関する計画 経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメントの下、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。さらに、中期方針や年度目標を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGsの達成に向け業務を見直していく。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を進める。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野） 製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施（製品安全分野、国際評価技術分野） 化兵法の執行業務に係る設備等の一体的な活用に向けた取組（化学物質管理分野、製品安全分野、バイオテクノロジー分野）
---	--

	<p>機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。</p> <p>（９）安全管理、災害対策</p> <p>大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。</p> <p><指標></p> <p>（定性的指標）</p> <p>経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX 推進指標」とそのガイダンス』（令和5年12月、（独）情報処理推進機構により改訂）を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野と各事業分野との連携の下、令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランに沿った取組等を行うことで、組織全体又は各事業分野の生産性を高め、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献する。なお、取組の工夫や相当の努力により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が計画を前倒しして実現し、組織全体又は各事業分野の生産性が早期に、かつ、相当程度高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>機構におけるDXの取組に関する中期的な方向性を示したアクションプラン（令和6年度策定）に沿って、令和7年度から各事業分野及びバックオフィスの取組等を着実に実施することで、組織全体又は各事業分野の生産性を向上させるのみならず国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献することが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生分解性試験にかかる試験所認定の共同実施（適合性認定分野、バイオテクノロジー分野）等 <p>イ 社会の変化に基づく新たなニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるため、新規事業を構築するための検討を進める。</p> <p>ウ 支所及び事業所（以下「地域拠点」という。）について、地域ネットワークのハブ機能を維持しつつ、地域拠点が有する機能及び各地域に特徴的な産業・行政上の利点を活かし、地域との連携強化を進める。</p> <p>（２）人事に関する計画</p> <p>第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成に取り組む。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 職員が新しい仕事やより高度な仕事ができるよう成長するため、中長期的な人材育成の観点からの人員配置、外部機関との積極的な人事交流等を行う。また、多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。加えて、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。</p> <p>イ 性別・年次にとらわれない適材適所な人材活用を行うとともに、職員一人一人が組織を支える人材として成長するため、職員のキャリア開発支援、業務に必要な技能・スキルを習得するための研修の提供、能力開発や意欲の向上を促すための人事評価を実施する。また、多面評価及び職員満足度調査を実施し、リーダー人材の育成や業務パフォーマンス向上に活用する。</p> <p>ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの活性化や、育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。また、国家公務員の定年延長に伴い61歳以降も働く職員の能力を十分に発揮できるよう、適切な人員配置や研修等を行う。</p> <p>エ 障害の特性に配慮した合理的な方法による採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに努める。</p> <p>オ 理事長のトップマネジメントの下、職員の自律や視野を広げることを支援する。</p> <p>4. 積立金の処分に関する事項</p> <p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p> <p>5. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>（１）内部統制</p> <p>ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するた</p>
--	--	--

		<p>め、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、ヒヤリハット情報の収集等を活性化して内部統制上のリスクの発掘を促進する。得られたリスク情報から、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p> <p>万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 内部統制に対する役職員の意識の向上を図るため、組織の理念、中期方針や目標・計画、規程遵守やリスクへの対応等について、内部統制を意識する業務月間や内部統制・リスク管理に関する委員会において議論し、事故及びヒヤリハット報告の分析結果やリスク低減に向けた取組事例等を機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。</p> <p>イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。</p> <p>ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。</p> <p>エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各部門所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各部門の次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各部門所長等の業務方針会議）等を定期的を開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について全職員に共有する。</p> <p>オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、必要に応じて、機構の各分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し、結果等を職員に共有する。</p> <p>カ 年度目標を達成するために、運営会議での月次進捗報告により業務の進捗管理を適切に行うとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえた業務改善を実施する。また、第2期中期方針の下 PDCA を継続的に実施するとともに、経営マネジメント改革を推し進める。</p> <p>（2） 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保 今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>（3） 支所の適正な人員配置と体制の構築 各支所が、その設置目的と果たすべき役割を踏まえ、地域の関係機関と連携しながら、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することにより、機構の限られたリソースの中で更なる価値の提供及び地域貢献を行う。</p>
--	--	--

		<p>(4) 情報セキュリティ対策</p> <p>サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員(派遣職員等を含む。)の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、役職員の階層や理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。</p> <p>イ 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドラインに基づき、必要なセキュリティ強化を検討する。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員(派遣職員等を含む。)の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、現実に起こり得るインシデントを想定した公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>機構におけるDX推進のためのビジョン(「NITE Digital Vision 2021」)に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル人材の採用・育成に加えて、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造に向け、外部ニーズの収集や、外部連携の方策について検討し、適宜実行する。</p> <p>また、令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランに沿った業務フローの整理等の取組を行う。</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援</p> <p>地域拠点を活用して、技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における課題を</p>
--	--	---

		<p>探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援や規格活用人材の育成等を行う。また、当該取組を推進するため、職員の標準・適合性評価リテラシー向上を図る。</p> <p>さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 地域拠点を活用しつつ、これまでに構築した国の機関や自治体、公設試験所、地域の大学や企業等との関係を基に、対話を継続しつつ、地域技術シーズ開拓を引き続き進める。</p> <p>イ 地域拠点を活用しつつ、地域の産学官連携活動への参画・情報収集を効果的に行い、社会実装を目指すべき技術、市場化や普及が望まれる製品分野等を特定する。</p> <p>ウ 特定した技術等のニーズを把握し、それに対し、機構の保有するデータ（情報）、モノ（設備）、スキル（技術）、ヒト（人材）を活かし、技術等の評価に必要な試験方法、データ取得、スキーム開発等の具体的な支援を行う。</p> <p>エ 機構内での対話を促し、部門間連携した協創や、関西・共創の森等の他機関連携の場を活用した協創による支援に取り組む。</p> <p>オ 規格を活用できる人材を育成するプログラムを提供する。</p> <p>（7）情報公開・個人情報保護</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づく事務等について、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む。）に対して、周知徹底を行う。特に、個人情報に関しては関係法令の遵守について周知徹底するとともに、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>ウ 役職員（派遣職員等を含む。）へ個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関して eラーニング等による研修を実施する。</p>
--	--	--

		<p>(8) 保有資産、環境保全</p> <p>機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGsを踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>イ 知的財産権（ノウハウを含む。）について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。また、データ等の資産価値についても適正な管理を推進する。</p> <p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、当該方針に基づきグリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p> <p>エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に定める平成25年度を基準に令和12年度（目標年度）までに温室効果ガスの総排出量46%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる46%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。</p> <p>(9) 安全管理、災害対策</p> <p>大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>イ 職員（派遣職員等を含む。）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。</p> <p>ウ 消防計画等に基づく消防訓練を全事業所において年1回以上実施する。これにより、役職員（派遣職員等を含む。）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。</p> <p>エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画（BCP）等に基づき、迅速な初動対応、復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCPに基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年1回以上行う。</p> <p><指標> (定性的指標)</p>
--	--	---

		<p>経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX 推進指標」とそのガイダンス』（令和5年12月、（独）情報処理推進機構により改訂）を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野と各事業分野との連携の下、令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランに沿った取組等を行うことで、組織全体又は各事業分野の生産性を高め、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献する。なお、取組の工夫や相当の努力により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が計画を前倒しして実現し、組織全体又は各事業分野の生産性が早期に、かつ、相当程度高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。</p> <p>【定量的指標】</p> <p>令和7年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上</p>
--	--	--